名古屋市歴史的風致維持向上計画
（案）

名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１章　名古屋市の歴史的風致の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

１．市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

２．名古屋市の歴史的資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

２章　名古屋市の維持向上すべき歴史的風致 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

１．名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致・・・ 53

２．熱田神宮等に見られる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

３．尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致・・・・・・・・・・・・ 97

４．堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

５．街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致・・・・・・・・・・・・ 113

６．大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・ 144

３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・ 170

１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 170

２．各種計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

４．計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190

４章　重点区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

１．重点区域設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

２．重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

３．重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果・・・・・・・・・・・・ 207

４．良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 208

５章　文化財の保存及び活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230

１．名古屋市全体に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230

２．重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235

６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項・・・・・・・ 241

１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方・・・・ 241

２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業・・・・・・・・・ 247

７章　歴史的風致形成建造物に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287

１．歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287

２．歴史的風致形成建造物の管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288

名称：名古屋市歴史的風致維持向上計画
主体：名古屋市
計画期間：平成２６年度から平成３５年度まで

はじめに

１　計画策定の背景と目的

名古屋は、古くは濃尾平野の農業生産を背景とした地方勢力の拠点、あるいは東西交通の要衝として、江戸時代は御三家筆頭である尾張徳川家の城下町として、また近代以降は我が国における経済産業の一大拠点として発展してきたまちである。この地は、時代を左右する幾多の歴史を積み重ねてきている。

残念ながら、第二次世界大戦で名古屋は都心部を焼失し、都心部の町並みや寺社等を失ったが、歴史的町並み、建造物や様々な歴史ある営みは多く残されている。また都心部では、戦後に復興土地区画整理事業により、今では名古屋のシンボルとなっている広幅員道路などが整備された。これらも戦後 60 年以上を経過した現在では、名古屋の新しい歴史として人々の生活に定着してきている。

これまで名古屋市は、名古屋の個性と魅力を活かしたまちづくりとして、文化財の保護をはじめ、歴史的町並み保存事業、市政資料館の開館、文化のみちの推進、揚輝荘の整備等、さまざまな歴史まちづくりに関する取り組みを、市民とともに行ってきた。

また、平成 22 年の開府 400 年を契機に、名古屋の歴史・文化を再度見つめ直す機運が高まった。これを受け、市内に残る歴史的資源を積極的に活用した戦略的なまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略」（以下、「戦略」という）を平成 23 年 3 月に策定した。戦略では、「語りたくなるまち名古屋の実現」を目標に掲げ、地域住民・行政など様々な主体が協働しながら歴史まちづくりに取り組むこととしている。

この計画は、戦略を踏まえ、平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という）に基づき、歴史まちづくり法に定められる歴史的風致を維持、向上するための方針および重点区域、平成 26 年度から 10 年間の事業についてとりまとめたものである。歴史的風致の構成要素である「歴史と伝統を反映した人々の営み」については、これまでの歴史まちづくりの施策ではクローズアップされてこなかったが、これも歴史の一部として取り上げたことが、この計画の特徴となっている。

今後、本計画に基づき歴史的風致の維持向上に取り組んでいくことにより、さらに名古屋の都市の個性と魅力が際立つまちづくりを推進していく。

※　「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第１条にて「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

２　計画策定の体制及び経緯

（１）計画策定の体制

本計画は、本市の庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」における課題整理、施策・事業案等の検討、及び歴史まちづくり法第11 条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」における計画案の検討、並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定した。

ア　名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会

名古屋市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」を平成 24 年 8 月 29 日に設置し、3 回の会議を経て寄せられた意見や助言などを踏まえ、計画（案）を作成した。

	名前	所属
会長	瀬口　哲夫	名古屋市立大学名誉教授
委員	赤羽　一郎	愛知学院大学・愛知淑徳大学講師
委員	林　順子	南山大学経済学部教授
委員	松本　直司	名古屋工業大学大学院教授
委員	山本　雅夫	愛知県教育委員会文化財保護室長
委員	桜井　信寿	名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室長
委員	松井　明子	名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室長

イ　名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議

本計画の策定に向けて、課題の整理、施策・事業案等の検討を目的に、平成 24 年 6 月 26 日に「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」を設置し、庁内の連絡調整を行った。

局	課・室	
総務局	企画部企画課	

市民経済局	企画経理課	
	文化観光部名古屋城総合事務所整備室	
住宅都市局	企画経理課	
	都市計画部都市計画課	
	都市計画部都市景観室	
	都市計画部歴史まちづくり推進室	事務局
緑政土木局	企画経理課	
教育委員会	生涯学習部文化財保護室	

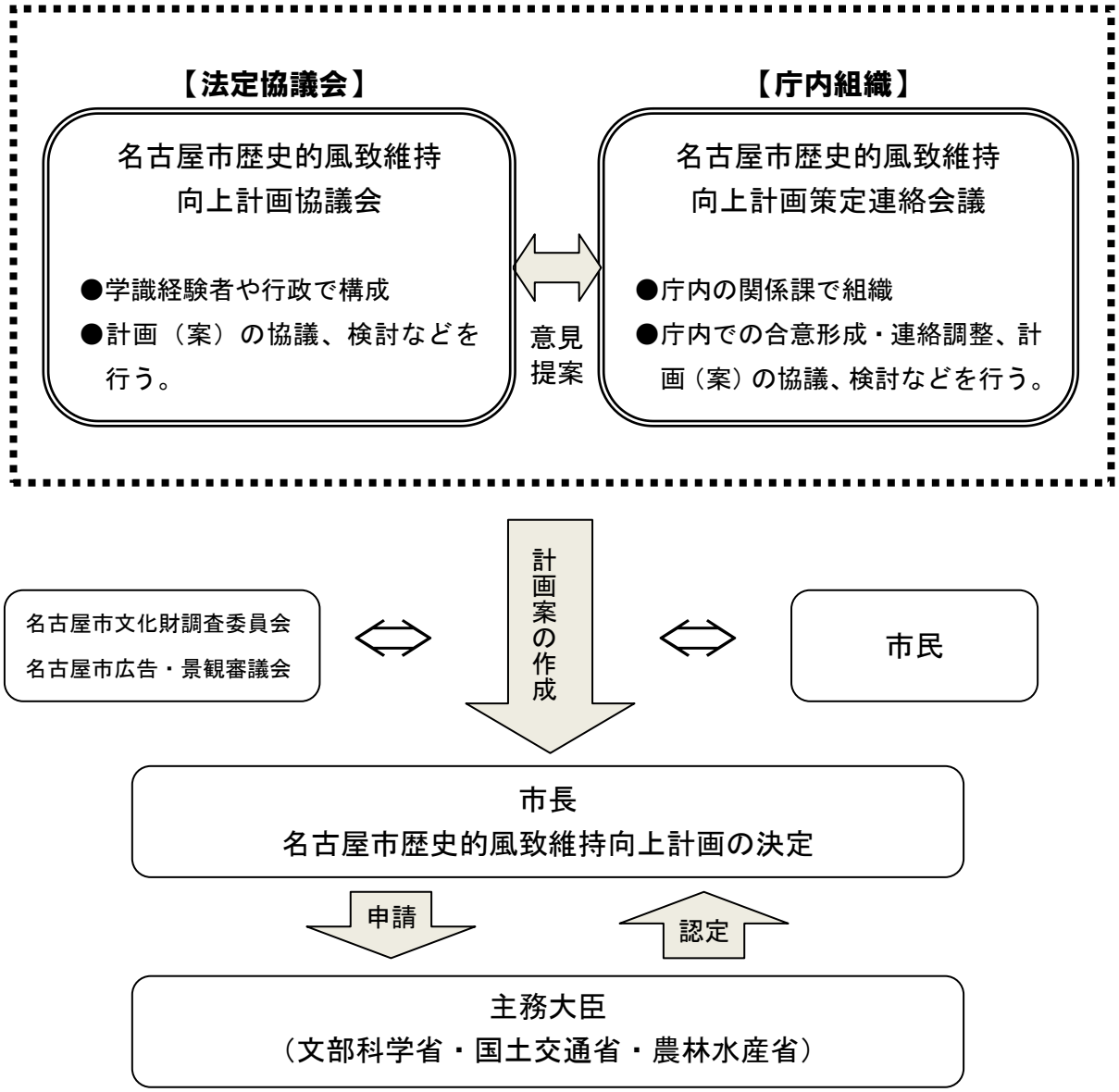

名古屋市歴史的風致維持向上計画の策定体制

（２）計画策定の経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりである。

日付	事項
平成 24 年 7 月 6 日	第１回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成 24 年 7 月 31 日	名古屋市文化財調査委員会報告
平成 24 年 9 月 12 日	第１回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 24 年 11 月 21 日	第２回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 24 年 12 月 26 日	名古屋市歴史的風致維持向上計画策定ワーキンググループ会議
平成 25 年 3 月 18 日	名古屋市文化財調査委員会報告
平成 25 年 3 月 19 日	第３回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 25 年 3 月 28 日	第２回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成 25 年 5 月 20 日	名古屋市広告・景観審議会報告

１章　名古屋市の歴史的風致の背景

１　市の概要

（１）自然的環境

①位置

名古屋市は、日本の国土のほぼ中央、木曽・揖斐・長良の木曽三川によって形成された濃尾平野の東に位置し、南は伊勢湾に面し、名古屋港を構成している。東京から新幹線で 2 時間弱、大阪からは 1 時間弱の地点に位置し、全国的な物流等において有利な条件を備える。

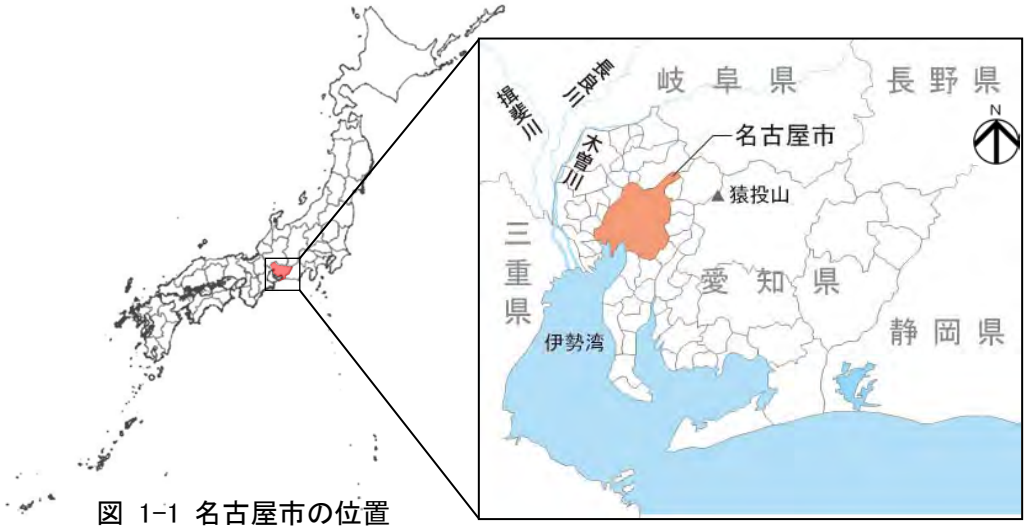

図 1-1 名古屋市の位置

②地形

名古屋市の市域は、東西約 24km、南北約 25km、面積 326.43k ㎡に及び、標高は、守山区にある東谷山山頂の 198.3m を最高点とし、港区茶屋四丁目の－1.73m を最低点とする。市の地形は、東部の丘陵地、中央部の洪積台地、北・西・南部の沖積地の３つに大きく分けられる。

市の東部には、瀬戸市・豊田市に位置する標高 629m の猿投山へと連なる標高 70m 前後の低位丘陵が広がっている。この地域は、良質の粘土を産することから、古墳時代から鎌倉時代の初めにかけて、一大窯業生産地となった。地質は新生代第３紀層の安定した地盤で、現在は良好な住宅地として利用されている。

市の中央部には、標高 10～16m 前後の名古屋台地・熱田台地・瑞穂台地・笠寺台地などの洪積台地が南北に伸びる。これらの台地縁辺には、縄文時代以降、集落が形成され、早くから人々の居住地として利用されてきた。台地の南方一

帯は、古代には干潟のような景観で、『万葉集』にも「桜田へ 鶴鳴きわたる 年魚市潟 汐干にけらし 鶴鳴き渡る」と歌われている。また、名古屋台地の西北端には、慶長 15 年（1610）、徳川家康によって名古屋城が築かれた。この地はすぐ北側の沖積低地より約 10m 高く、北及び西方に濃尾平野が一望できる城造りにはうってつけの場所であった。一方、名古屋台地の南側に伸びる熱田台地には、南端に尾張氏の鎮守熱田社（熱田神宮）が鎮座し、古代以来、湊町・漁師町・宿場町・門前町という複合した機能を有する町として発展した。

市の北及び西方には、庄内川に面した平坦な沖積地が広がる。水利のよい稲作地帯として、古代以降豊かな農地として利用され、「冨田荘」「安食荘」などの荘園も営まれた。南は伊勢湾を臨む海抜０ｍ以下の低地帯で、江戸時代以降、新田開発や工業用地として埋め立てられ、明治期に整備された港湾とともに工業都市名古屋を支えてきた。

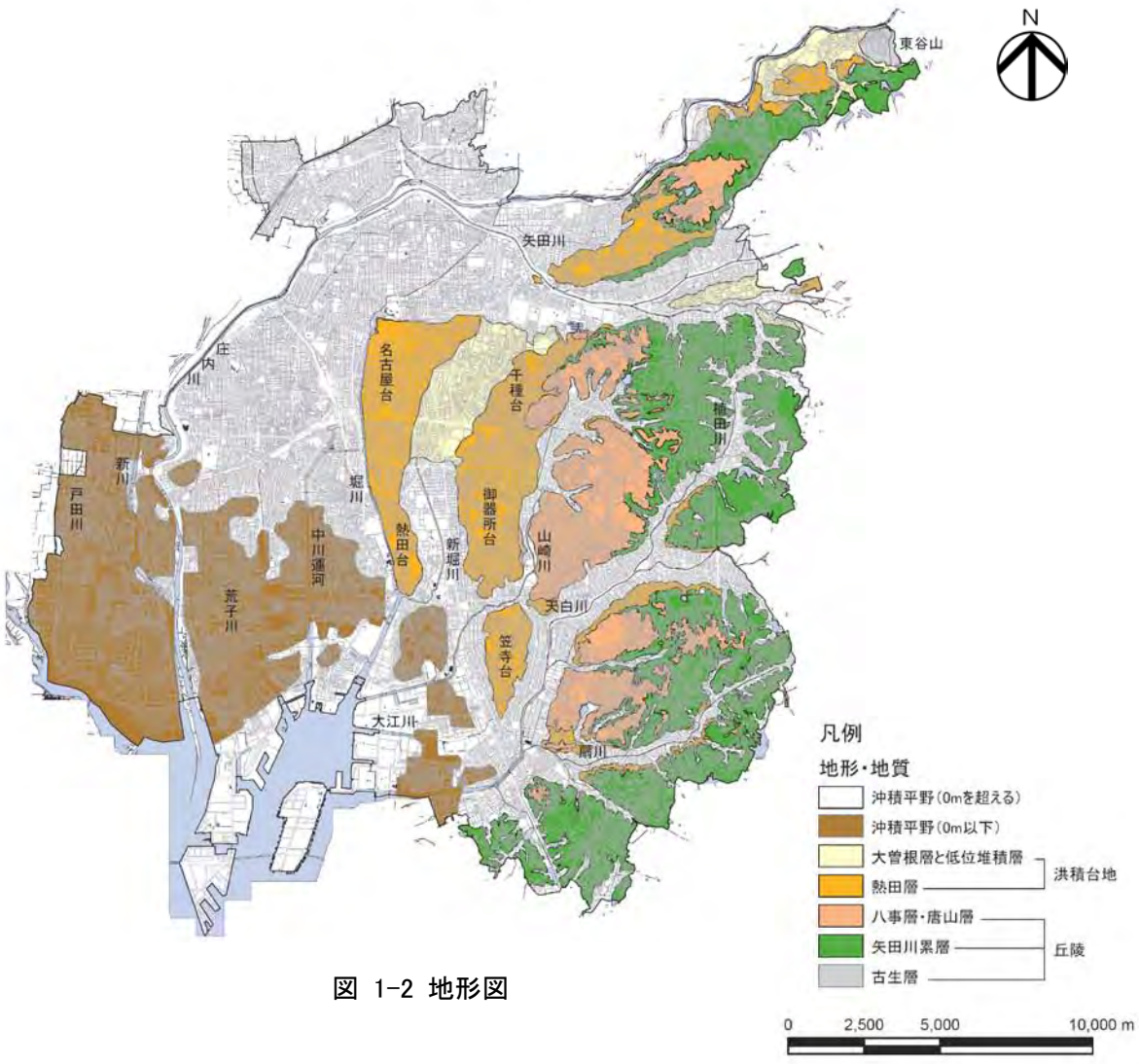

図 1-2 地形図

③気候

名古屋の気候は、温帯気候の温暖湿潤気候に分類される。夏は蒸し暑く、冬は伊吹(いぶき)おろしと呼ばれる冷たい北西の季節風が吹いて明け方の冷え込みが厳しい。最暖月と最寒月の平均気温の差は大きく、季節の変化は明瞭である。降水量は、日本の平均値よりもやや少ない。

このような気候条件のもと、名古屋市内では、シイやカシからなる常緑広葉樹林帯が守山区の東谷山地域などに散見される。また、熱田神宮の社叢は比較的自然な状態で残されており、熱田神宮境内が古くから神域として守られてきたことを伝えるとともに厳かな雰囲気を醸し出し、歴史的風致形成の背景となっている。

【気象データ（1981～2010 年の平均値)】

気温	平均 15.8℃、最高 32.8℃、最低 0.8℃
平均湿度	66%
日照時間	2,091.6 時間
降水量	年間 1,535.3 ミリ

名古屋地方気象台ホームページより作成

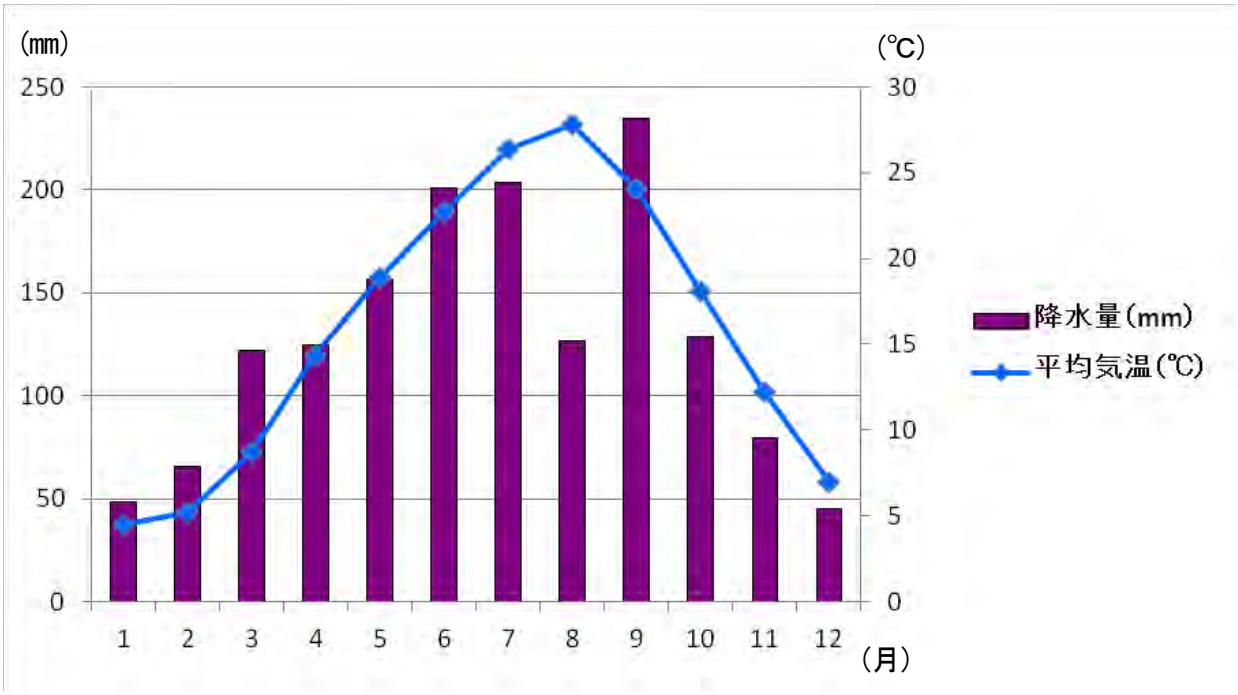

図 1-3 気温・降水量の変化（1981～2010 年の平均値） 名古屋地方気象台ホームページより

（２）社会的環境

名古屋市は、愛知県の県庁所在地であるとともに、中部圏の政治・経済・文化などにおいて中心的な役割を担う大都市であり、企業の本支店、官公庁、教育機関、病院、商業施設などが集積している。

写真 1-1 市中心部の栄地区

写真 1-2 三の丸の官庁街

①人口と面積

名古屋市の人口は、明治 22 年（1889）の市制施行当時には、約 16 万人であったが、昭和 9 年（1934）には 100 万人を突破し、現在は、約 226 万人で、東京都区部、横浜市、大阪市に続く規模となっている。市域は、当初、旧城下町の範囲を中心とする約 13.3 ㎢であったが、明治 40 年(1907)に熱田町を合併、大正 10 年（1921）には近隣 16 町村を編入合併、戦後も昭和 30 年代に周辺市町村を編入合併するなど段階的に拡張し、昭和 39 年（1964）に知多郡大高町・有松町を加えてほぼ現市域となった。現在の名古屋市の面積は 326.43 ㎢である。

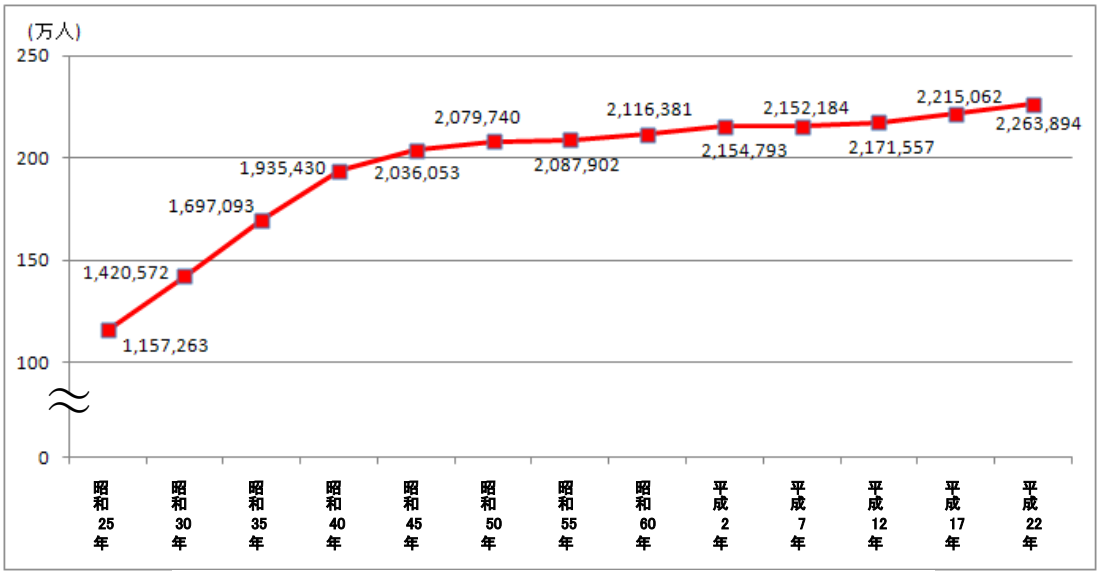

図 1-4 現市域における人口の推移(国勢調査をもとに作成)

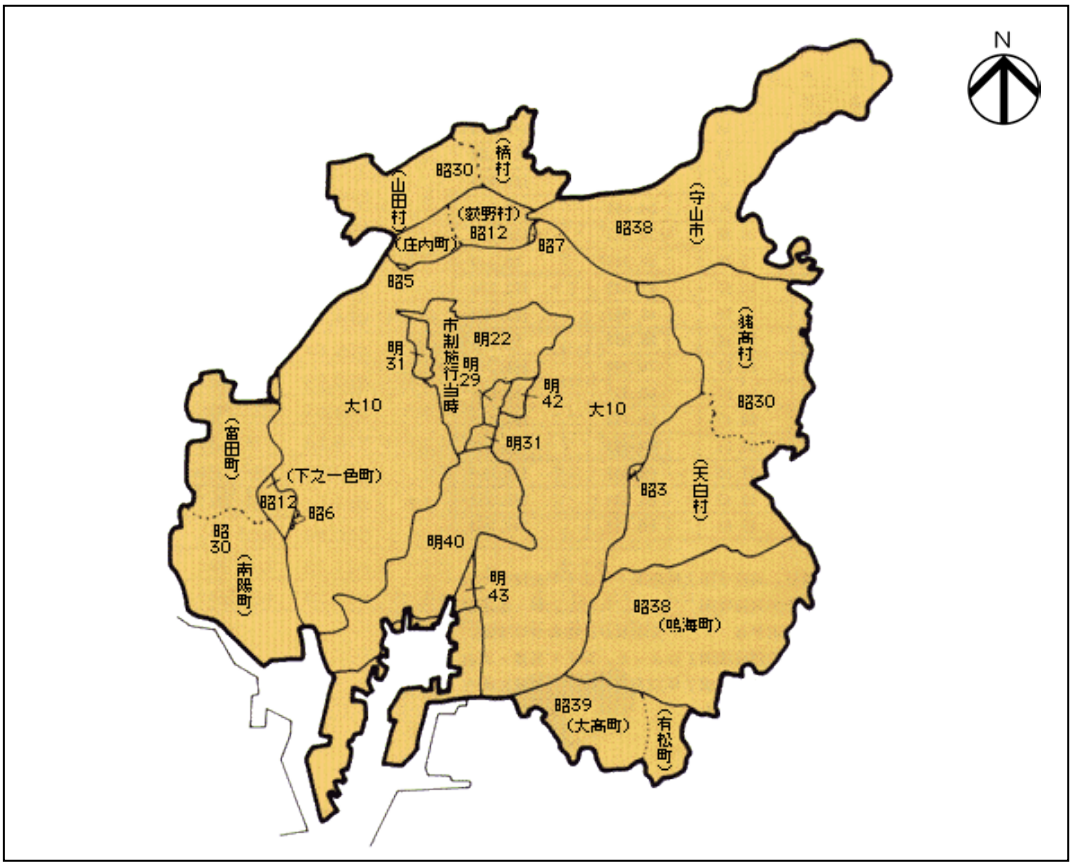

図 1-5 市域変遷図

②土地利用

名古屋市は、市域全域が都市計画区域となっており、現在の本市の市街化区域面積は、約 3 万 258 ヘクタールで市域面積の約 93%を占めている。用途地域の構成としては、商業系が市街化区域全体の約 16%、住居系が約 62%、工業系が約 23%となっている。

都心部（栄地区）は、江戸時代に整備された碁盤割（ごばんわり）の城下町の上に、商業施設等が集中し、繁華街を形成している。また、名古屋市では、地下鉄が開業した昭和 30 年代以降、地下街が盛んに建設され、現在、栄地区と名古屋駅地区を中心に約 17 万㎡の地下街が形成されている。

住宅地は明治以降、耕地整理や土地区画整理などにより造成され、戦後も土地区画整理や周辺市町村との合併などにともない拡大した。現在、市域の広い範囲が住宅地として利用されている。また、臨海部は、工業・流通系の用地となっている。

樹木、芝・草地、農地、水面の合計面積が市域面積に占める割合（緑被率）は 23.3%（平成 22 年度調査結果）である。

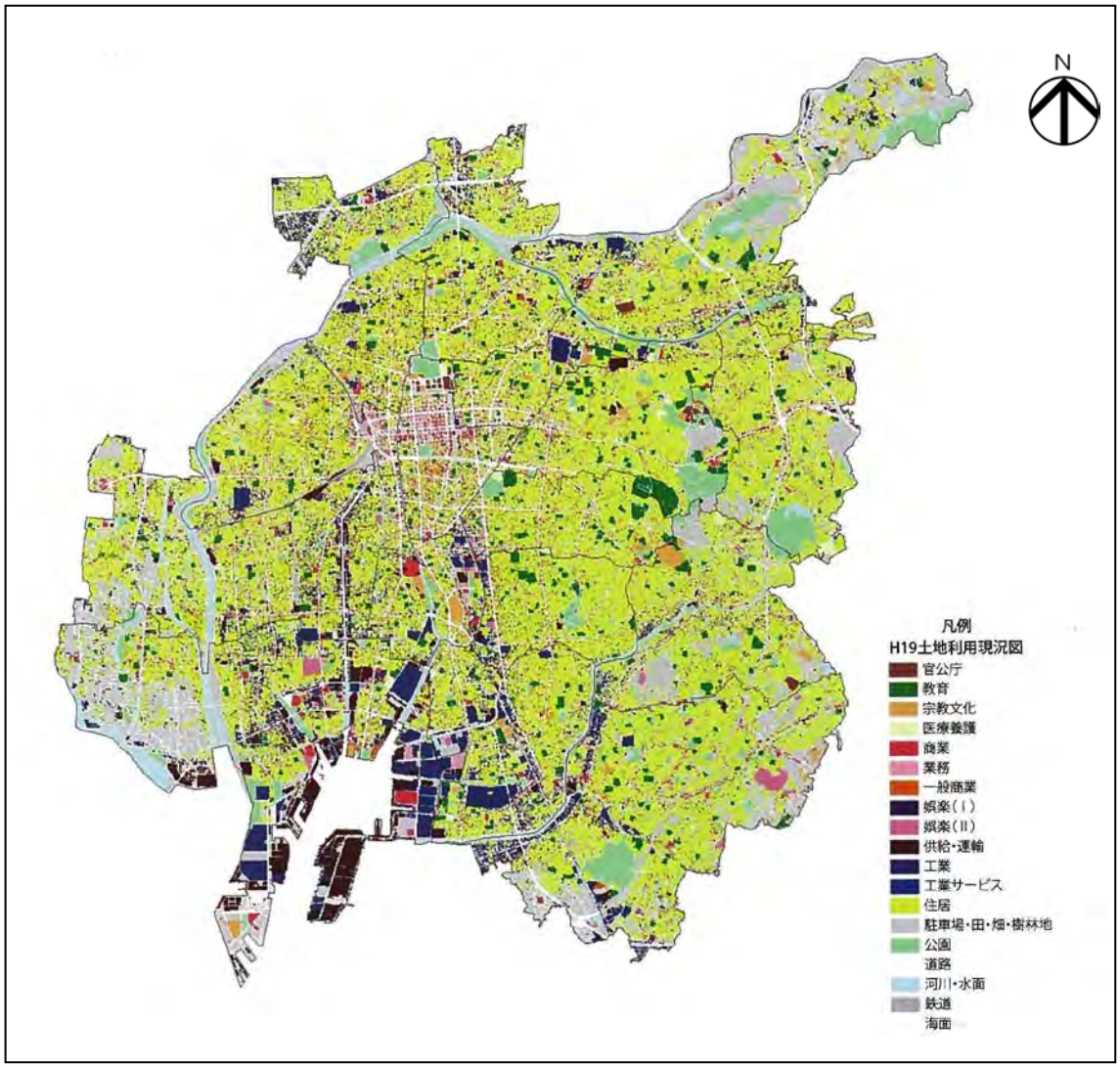

図 1-6 土地利用状況

③交通網

名古屋市内には、東名高速道路・伊勢湾岸自動車道や国道１号など国土の広域ネットワークを形成する道路が通り、都市圏の道路網としては、名古屋高速道路をはじめ、２つの環状道路や戦災復興計画に由来する広幅員道路などが整備されている。

また、空の玄関としては、中部国際空港、県営名古屋空港が近隣市町に立地しており、航空路線で国内外の各地と結ばれている。

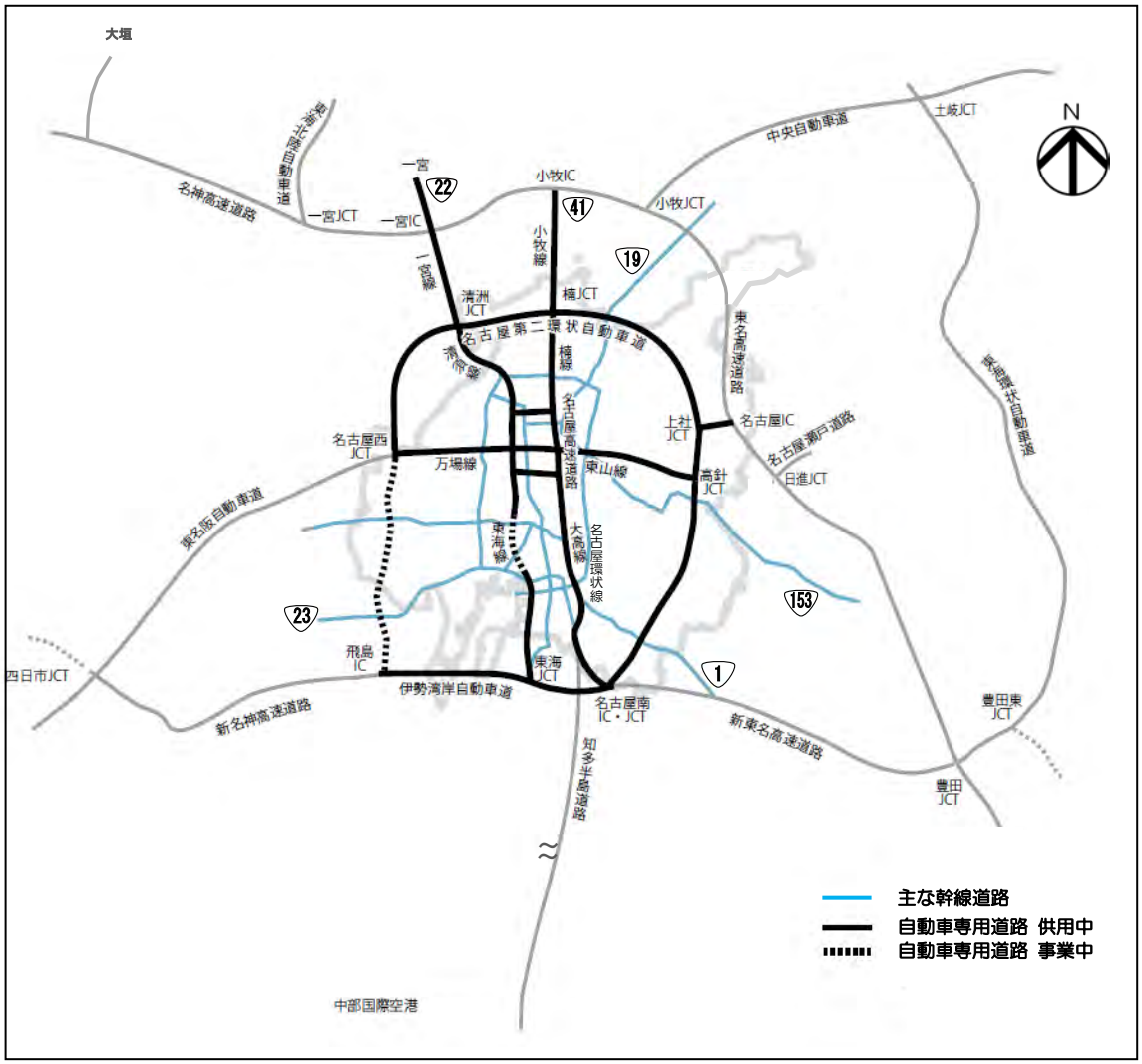

図 1-7 道路ネットワーク

鉄道はＪＲ東海道新幹線、ＪＲ東海道線、名古屋鉄道、近畿日本鉄道などが乗り入れ、主要な路線が接続する名古屋駅は東海地方における一大ターミナルとなっている。市営地下鉄は、昭和 32 年（1957）の開業以来、営業キロを伸ばし、現在 93.3 ㎞を運行している。なお、地下鉄名城線は、平成 16 年（2004）に日本で最初の環状運転を開始した地下鉄路線であり、名古屋城と熱田神宮を結ぶ路線でもある。地下鉄とネットワークを組む市バスは、公営バスでは東京都営バス（786 ㎞）に次いで全国で 2 番目となる 751 ㎞で営業している。市バス路線の一部分である基幹バスは、全国で初めて中央走行方式が採用され、バス運行の定時性が確保されている。また、専用高架と一般道からなるガイドウェイバス「ゆとりーとライン」は守山区志段味（しだみ）方面の利便性を高めている。名古屋臨海高速鉄道「あおなみ線」は、名古屋駅と名古屋港の金城ふ頭駅とを結んでいる。

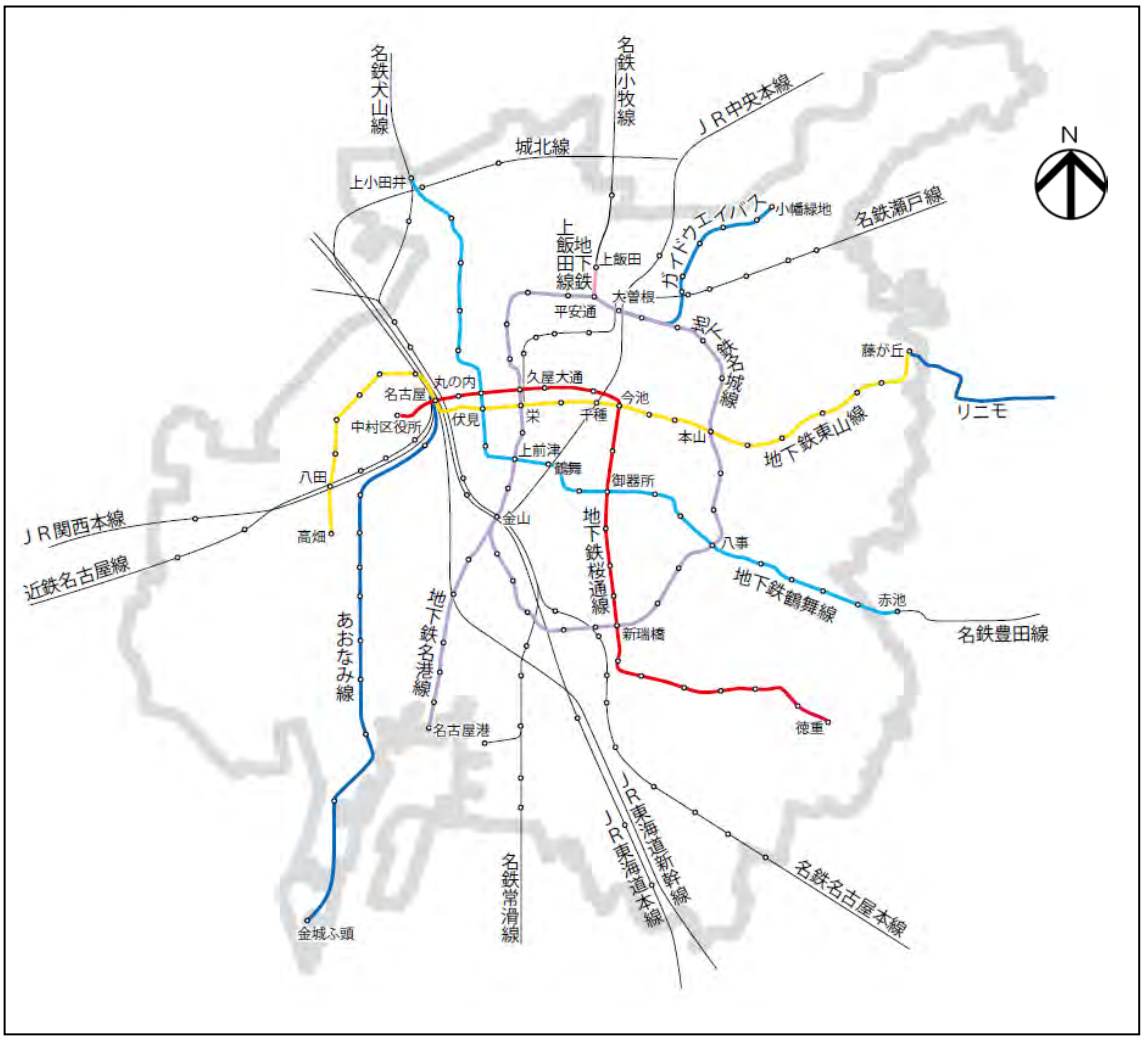

図 1-8 鉄道ネットワーク

④産業

市を中心とした名古屋圏は、古くから繊維、陶磁器、自動車、工作機械など「ものづくり産業」が集積し、東京、大阪圏とともに、日本の 3 大経済圏の一つを形成してきた。名古屋市は、一国の経済規模にも匹敵する世界的なものづくりの中枢圏域である、名古屋圏（愛知県・岐阜県・三重県）の中心都市として発展してきた。名古屋圏（愛知県・岐阜県・三重県）の経済規模は、都道府県別県民総生産でみると国内の約 1 割を占め、韓国やオーストラリアの 1/2 に匹敵する規模である。

名古屋圏の主要経済指標のうち、対全国比 10%を超える指標として、第 2 次産業総生産は全国比 15.3%があげられ、名古屋圏が製造業中心の産業構造であることがわかる。しかし、名古屋圏の特徴である第 2 次産業に関する指標は、本市においては大きなウエイトを占めておらず、本市は、製造業が牽引する名古屋圏の中心都市として、商業及びサービス部門を担っている。

産業構造について、製造業の集積が名古屋圏では 38.6%と他の都市圏に比べ高くなっているものの、本市では 12.4%と小さく、反面、卸売・小売業のシェアが 27.8%と高くなっている。また、海の玄関口となる名古屋港は、取扱貨物量・貿易額日本一を誇っている。

名古屋市は平成元年の「デザイン都市宣言」以降、世界デザイン博覧会の開催や国際デザインセンターの設立など、行政と民間が一体となってデザインをキーワードとした産業の振興やまちづくりに取り組んできた。平成 20 年には国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の制度である「クリエイティブ・シティズ・ネットワーク(デザイン分野)」に加盟認定され、豊かな創造性あふれる魅力的な都市づくりを推進している。

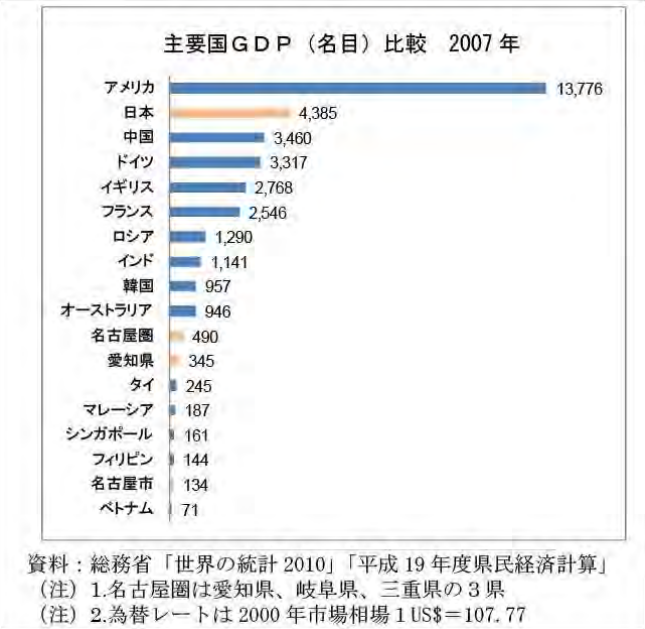

資料：総務省「世界の統計 2010」「平成 19 年度県民経済計算」
（注）1.名古屋圏は愛知県、岐阜県、三重県の３県
（注）2.為替レートは 2000 年市場相場１US$＝107.77

図 1-9 経済規模の比較

図 1-10 五大港の外国貿易額　　平成 23 年全国港別貿易額順位表（名古屋税関）より作成

（３）歴史的環境

①縄文・弥生時代

名古屋の地に人々が住み始めたのは、今からおよそ 3 万年前の旧石器時代である。その後、およそ 1 万 2 千年前に始まった縄文時代には、土器と弓矢を持った人々が次第に定住を始める。この頃は、台地や丘陵の奥部まで海が浸入し、現市域の西側は大部分が海であった。当時の海岸線は緑区上ノ山、鉾ノ木、南区粕畑、瑞穂区大曲輪などにある貝塚の存在から推定できる。縄文時代が終わりを告げる 3,000 年ほど前には守山区牛牧、緑区雷・矢切などに大規模な集落が誕生したが、やがて西日本から東進してきた新たな文化と入れ替わることになる。

名古屋における最初の弥生時代の集落は、西区貝田町と北区西志賀町の接するあたりに営まれた。この集落遺跡からは、弥生文化の特徴であり西日本からの稲作文化の伝播を示す遠賀川式土器などが出土している。

やがて弥生人は熱田台地の南、熱田区高蔵周辺、瑞穂台地の瑞穂区牧町一帯などに居住空間を広げ、大小の集落を形成するが、近畿地方から押し寄せてきた大和王権に次第に組み込まれていった。

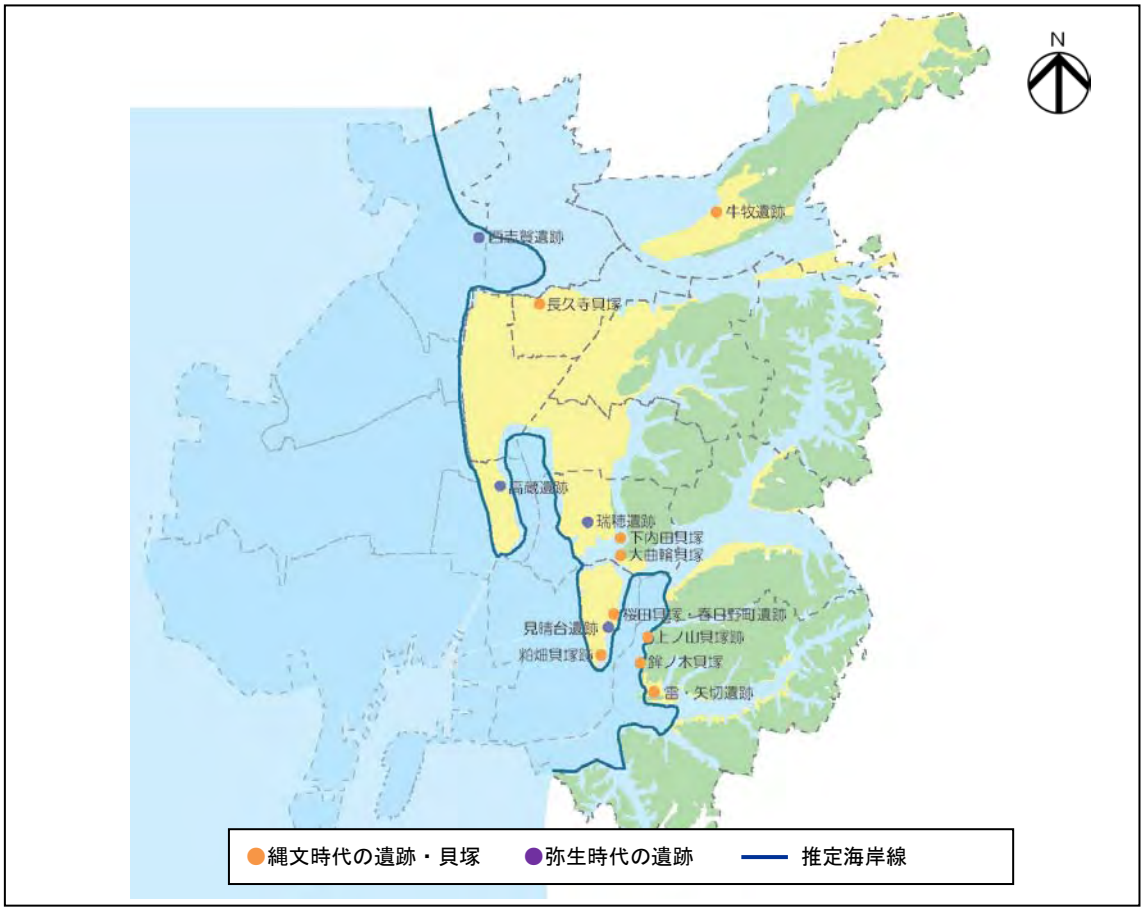

図 1-11 縄文･弥生時代の主な遺跡

②古墳時代

古墳時代になると、それまで名古屋近辺に散在していた様々な勢力は、畿内王権に近づいていった。そうした勢力の中から尾張の支配権を握る「尾張氏」が誕生し、５世紀の末頃までには尾張一円の統一をほぼ終え、畿内王権の支配下に組み込まれた。さらに尾張氏は、一族の女性を天皇に嫁がせ天皇家の外戚として王権内での地位をゆるぎないものにしていった。

現市域には、守山区の志段味地区や台地部に古代勢力が築いた古墳が残されている。

守山区志段味には、４世紀前半、尾張で最古の部類に属する大型の前方後円墳である白鳥塚古墳（史跡）が築造され、その後、古墳時代の全時期を通じて断続的に古墳が築かれた。志段味の古墳からは、当時の最新式の武具などが出土しており、大和大権との関係の深さがうかがわれる。志段味に古墳を築いた勢力が、やがて台地部へと進出し、濃尾の王として君臨した尾張氏へと発展していった。熱田台地の西縁部に築かれた断夫山古墳（全長 150m）は、尾張氏による尾張統一の記念碑的な首長墓であると考えられている。

また、５世紀中頃になると、当時先進的なやきものであった須恵器の生産が始まった。名古屋市東部丘陵一帯から猿投山（豊田市）にかけての地域は、やきものの原料に適した地層が広範に分布する地域であり、古代から中世にかけて灰釉陶器、緑釉陶器、山茶碗などの一大生産地として栄えた（猿投山西南麓古窯跡群）。その系譜は今日の瀬戸・美濃・常滑など日本を代表する窯業生産地へと引き継がれている。

写真 1-3 断夫山古墳（史跡）

写真 1-4 池下古墳の須恵器

③古代～中世

大化元年（645）、隋・唐の律令制にならった中央集権国家が成立し、公地公民による体系的な土地支配体制が確立する。尾張国には、中島、海部（あま）、葉栗（はぐり）、丹羽、春部、山田、愛智、智多の８郡が置かれた。尾張国の政治の中枢である国衙（こくが）は中島郡の稲沢（現 稲沢市）に設置された。

古墳時代にこの地を統一した尾張氏などの在地豪族は、７世紀中ごろからは古墳に代わって寺院を建立するようになり、熱田台地上には、尾張氏の氏寺とされる尾張元興寺（おわりがんごうじ）が建立された。また、８世紀には稲沢の尾張国分寺建立と呼応するように、小幡廃寺（おばたはいじ）（現 守山区）、古観音廃寺（こかんのんはいじ）（現 昭和区）、鳴海廃寺（なるみはいじ）（現緑区）などの古代寺院が建立されていったことが考古資料から明らかになっている。

古代から現在まで続く神社の記録としては、平安時代の延喜年間（901～923）にまとめられた『延喜式（えんぎしき）』の「神名帳（じんみょうちょう）」に、熱田神宮（熱田区）、氷上姉子（ひかみあねこ）神社（緑区）、尾張戸（おわりべ）神社（守山区）などにあたる神社名が見られる。熱田神宮に関する記録はこの他にも様々な文献が残り、古代から重要な存在であったことがうかがえる。

10 世紀末から 11 世紀前半になると、市域周辺部を大きくとり囲むように流れる庄内川流域や、河口近くの扇状地などに荘園が形成されていった。冨田荘（とみたのしょう）（現中川区富田町など）や安食荘（あじきのしょう）（現 北区など）は、残された絵図や史料により位置や地割などを知ることができ、当時の土地利用の状況を今に伝える貴重な存在である。

荘園が次々と成立するなか、「那古野（なごや）（名古屋）」という地名も登場してくる。平安時代末期に成立した那古野荘は、後白河上皇の女御（にょうご）で高倉天皇の生母である建春門院（けんしゅんもんいん）に寄進された皇室領荘園で、現在の市中心部の位置する名古屋台地北部を中心とする荘園と推定されている。この荘園の名である「那古野」は、中世以降の文献によると、「那古屋」・「名護屋」・「名古屋」とも表記されており、この地が古くから「なごや」と呼ばれていたことが分かる。

【コラム】熱田大宮司家と源頼朝

熱田神宮を管理する大宮司（だいぐうじ）の職は、古代以来尾張氏が世襲してきたが、平安時代末期に、大宮司尾張員職（かずもと）の娘が尾張国司として赴任してきた藤原季兼（すえかね）（1101 年没）と結婚し、その子である藤原季範（すえのり）が大宮司職を継いだ。これ以後、その子孫が大宮司の職を世襲することになり、ここに尾張氏から藤原氏への大宮司職の交替が行われたのであった。藤原季範は、京都で院政を行っていた鳥羽上皇に仕え、同じく鳥羽上皇の側近であった源義朝に娘を嫁がせた。この季範の娘の産んだ子の一人が後の源頼朝であり、現在の誓願寺（熱田区）付近が頼朝の出生地として伝えられている。

写真 1-5 誓願寺

鎌倉に幕府が開かれると、京・鎌倉間を結んだ鎌倉街道を商人・旅行者などの人々が往来するようになった。現市域とその周辺の様子は『十六夜日記』(阿仏尼）や『海道記』などの紀行文にも描かれている。また、『一遍聖絵』には、弘安６年（1283）に一遍らの一行が甚目寺（現 あま市）を訪れた様子とともに、門前に集まる人々の様子が描かれている。こうした街道沿いの人々の交流もこの地域の生活・文化に影響を与えていった。

古代において灰釉陶器を全国に供給していた尾張の猿投窯では、11 世紀末から 12 世紀初頭にかけて山茶碗と呼ばれる粗雑な日常雑器の量産に変わり、鳴海・有松地区に多数の窯が築かれていった。一方、施釉陶器の生産の中心地は瀬戸と常滑（いずれも日本六古窯に含まれる）に移った。その後、13 世紀後半に東濃地方で山茶碗の生産が盛んになると、猿投窯で量産されてきた山茶碗は生産が縮小され、終焉に向かっていった。

室町時代、尾張では足利一門の有力家である斯波氏が守護となり、斯波氏の尾張支配を補佐する守護代として、織田氏が越前国から尾張国に移ってきた。

また、この頃には、足利氏の流れを汲む今川那古野氏が名古屋台地北部の那古野の地を領有していた。今川那古野氏は、この地に那古野城を築いたとされる。

応仁の乱の後、尾張は織田氏一族が割拠する状態となったが、その中で、織田信長の祖父にあたる信貞（信定）は、勝幡（現 愛西市）に城を築き、当時湊町として栄えた津島をおさえて力を蓄えた。天文７年（1538）頃、信長の父・信秀は、今川那古野氏の那古野城を攻略し、本拠地を那古野の地に移した。しかしながら、信秀・信長とも、那古野城に長くとどまることはなく、名古屋台地に城下町が築かれたのは、豊臣秀吉による天下統一事業とその後の関ヶ原の戦いを経た慶長 15 年（1610）のことであった。

一方、中世における熱田は、この地の土豪加藤家と熱田社の社家（大宮司）である千秋家が実質的に支配していた。中世末には、門前の賑わいとその経済力に目を付けた織田信秀・信長の掌中に治められ、その庇護を受けることとなる。加藤家は、商業・金融業・運輸業を営んだ旧家で、本家筋を東加藤（図書助）、分家筋を西加藤（隼人佐）といった。加藤家は、織田信秀の命を受け幼少の徳川家康（竹千代）を預かっていたことでも知られている。

熱田浜に魚市場ができ、独占的な問屋が登場するのもこのころのこととされている。古来、尾張氏の祭神を祀る熱田社の門前町として発展してきた熱田は、中世以降、伊勢湾最奥部の漁師町・湊町として栄えていったのである。

図 1-12 城・砦、古戦場等の位置とゆかりの人物

弘治２年（1556）、信長は清須城に入り、尾張国内を統一する一方、今川家の圧力に対抗するため、大高城・鳴海城（いずれも緑区）を取り囲むように複数の砦を築いた。

永禄３年（1560）、今川義元は駿府を発ち、尾張に侵攻した。信長は清須より出陣し、兵を進めた義元を桶狭間で討ち取った。劣勢をはねのけた桶狭間での勝利により、信長の名は全国にとどろき、その後、岐阜、北陸、近畿へと進出して天下統一の足掛かりを築いていったのである。なお、桶狭間の戦い当時、松平元康（のちの徳川家康）は今川方として従軍しており、決戦を前にして大高城へ兵糧を運び入れて、名声を高めたと伝えられている。

天正 10 年（1582）、天下統一に邁進していた信長は、明智光秀の謀反により本能寺にたおれた。主君の弔合戦と称して備中高松城の戦場から軍を返した羽柴秀吉は、山崎の戦いで明智光秀を討ち、にわかに中央に躍り出た。

秀吉は、天正 12 年（1584）、小牧・長久手の戦いで徳川家康・織田信雄連合軍と講和を結び、信長の後継者としての地位を不動のものにした。小牧・長久手の戦いは、犬山城、小牧城などを拠点に尾張各所で小競り合いが行われ、現市域では、一時、龍泉寺城の秀吉軍と、小幡城の家康軍が対峙した（いずれも守山区）。龍泉寺はこの時、秀吉軍によって焼き払われている（慶長年間に再興）。

その後、秀吉は、四国・九州を平定し、小田原攻めの後、家康を関東に封じて天下統一を成し遂げた。

慶長３年（1598)、秀吉が伏見城に没すると、天下の勢力図は豊臣と徳川に二分された。慶長５年（1600)、関ヶ原において、天下分け目の決戦が行われ、これに勝利した徳川により江戸時代の幕が開くことになる。これにより、名古屋は開府前夜を迎えるのである。

【コラム】多くの武将を輩出した地

天下統一を進めた織田信長、豊臣秀吉が、尾張の出身であることはよく知られているが、尾張はこれらの人物に従って栄達を遂げた多くの武将を輩出した地でもある。

信長の重臣には、平手政秀、林通勝（みちかつ）、柴田勝家、佐久間信盛、丹羽長秀などがいた。いずれも信長の出世に大きく関わった武将たちである。これらの武将のゆかりの地として伝わるのは、平手政秀の屋敷があったとされる志賀（北区)、柴田勝家の出身地とされる下社（しもやしろ）（名東区）などである。また、信長の馬廻りから出世した武将に、荒子（中川区）城主前田利昌の四男であった前田利家や、比良（西区）城主の末子とされる佐々成政などがある。

秀吉の家臣としては、秀吉と同じく中村（中村区）出身の加藤清正や二ッ寺（あま市）出身の福島正則がある。どちらも、年少の頃から小姓として秀吉に仕え、秀吉による天下統一によって大名にまでに出世していく。いずれも、関ヶ原の戦いでは東軍につき、のちに名古屋城と城下の建設に大きく関わった。

④近世

関ヶ原の戦い後、家康は四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入った。しかし、慶長 12 年（1607）年、忠吉は 28 歳の若さで死去した。その後家康は、九男の義直に忠吉の遺領をつがせることとし、同年、義直は若干 7 歳で尾張藩のあるじとなった。

慶長 14 年（1609）１月、家康は、名古屋城の築城と清洲からの遷府を正式に決定し、翌年から名古屋城の築城が始まった。

それまで尾張の中心であった清須から名古屋への遷府が行われた理由には、関ヶ原の戦い後も大阪城にある豊臣秀頼と豊臣恩顧の西国大名たちとの戦いに備えるためということが挙げられる。また、名古屋の地は伊勢湾からほどよい距離にあることから、戦略上の利点とともに、城下町の都市的発展を意図したとも考えられている。

名古屋城築城にあたり、家康は、豊臣恩顧の大名たちに助役を命じた。これにより彼らの経済力を弱めて謀反の意図をくじくことを狙ったといわれる。これがいわゆる「天下普請」であり、家康は有力な外様大名の力をそぎつつ、自らの権力を支える城郭を築いていった。

名古屋城の普請は、慶長 15 年（1610）６月から始められた。石垣の築き上げは極めて迅速に行われ、同年８月 27 日には、加藤清正が独力で請け負った大小の天守台が完成した。また、9 月中には、内郭（本丸、二之丸、西之丸、深井丸）の大部分の普請が完成したという。

内郭の普請が完成すると、続いて天守、櫓（やぐら）、門などの作事が行われた。慶長 17 年（1612）には天守の棟上が行われ、その年の暮れには大天守が完成して金鯱が棟に上がった。続いて慶長 19 年 (1614) に入ると本丸御殿の造営が始まり、狩野派の狩野定信が名古屋に派遣されて障壁画が描かれた。

城下町の建設は、前時代に尾張の中心であった清洲城下からの「清洲越」によって行われた。これは、町人や職人などの住民はもちろん、寺社や町名をも含めた都市ぐるみの移転であった。

名古屋城下町は名古屋城を北端とし、名古屋台地上に逆三角形を描くように建設された。三之丸の南側に「碁盤割」と呼ばれる町人地を置き、それを取り囲むように武家地を、さらにその東側と南側に寺町が配置された。碁盤割には、清洲越の商家や職人、新住人を住まわせた。また、福島正則を普請奉行に堀川の開削が行われ、これにより、名古屋城と熱田の湊が結ばれ、水運による物流が可能になった。

名古屋城の築城と清洲越に始まる城下町の建設により、現在まで続く名古屋

のまちは初めてその姿を現した。以後、名古屋城下町は賑わいを続け、都市の拡大と文化の蓄積がなされていくのである。

図 1-13 名古屋城絵図　正保4年(1647)

元和２年（1616)、徳川家康が死去すると、義直はそれまで生活していた駿府から名古屋に移り、このときより名古屋城は尾張藩主義直の居城としての歩みを始めた。義直は、はじめ本丸に入ったが、元和６年（1620）には、本丸から二之丸御殿に移り、以後、二之丸御殿が尾張藩における政治の中心となって「御城（おしろ）」と呼ばれた。

義直が治めた尾張藩は、尾張に加え、美濃、信濃、三河、近江、摂津のそれぞれ一部を範囲域とする約 62 万石の大藩であった。尾張藩は、広大な濃尾平野や良材に恵まれた木曽山などを抱えていたことから、実際には石高以上の実収高があったとされる。また、家康の九男であった義直は、同じく家康の 10 男で紀伊藩主

図 1-14 徳川義直　肖像

となった頼宣、同 11 男で水戸藩主となった頼房に対して長兄であったため、尾張藩は御三家筆頭と目され、将軍に事故があるときに次の将軍を輩出すべき家柄であった。

義直は、家康の好学の気風を受けて学を尊んだ。林羅山などの儒学者を招いて講義をさせるのみならず、江戸や名古屋城内に儒者の像を安置する聖堂を建てた。また、自ら歴史書『類聚日本記』や神社の由来や祭神の考察を記した『神祇宝典』を著している。義直は、家康の形見分けである『駿河御譲り本』を収蔵する「御文庫」を城内に建てており、これは今日の蓬左文庫のもととなっている。

義直は、立藩まもない尾張藩政の基礎をかため、農業用のため池や新田の開発に尽力した。さらに瀬戸の窯業の保護・奨励に力をそそぐなど幅広い政策を推進した。

義直の跡を継いだ２代藩主光友は、万治３年（1660）に発生した「万治の大火」を機に堀切通りを拡幅した。これが今日まで残る広小路の始まりである。光友はさらに、若宮八幡社の整備や橘町の開発など城下町南部の都市計画を積極的に進めた。光友は、芝居の興業権を橘町にも認め、南の寺町界隈は、城下の盛り場・歓楽街として発展していった。

こうした城下の賑わいに拍車をかけたのが、享保 15 年（1730）に７代藩主となった宗春である。当時、８代将軍吉宗は、緊縮政策（享保の改革）を進めていたが、宗春はこれと真っ向から対立し、芝居小屋の増設、遊郭の新設、藩士の芝居見物を許可した。宗春は自らも、猩々緋の装束をして白牛に乗り、唐人笠を被り、５尺もあるキセルを携えて町に繰り出したという。

宗春時代の名古屋の繁盛ぶりは『ゆめのあと』と総称される一群の書物や『享元絵巻』に見ることができる。

図 1-15 享元絵巻（部分）

『享元絵巻』は宗春時代の名古屋の賑わいを絵画で表現したもので、広小路以南の本町通を中心に描いたものである。そこには、若宮八幡、清寿院、七寺など寺院のほかに櫓（やぐら）をあげた芝居小屋が数多く描かれている。芝居小屋は常設の立派な劇場もあったようで、京や大坂の歌舞伎役者が次々と訪れた。また、宗春の許可した、西小路・冨士見小路・葛町などの遊郭には、享保の改革による風俗取り締まりによって各地で営業が成り立たなくなっていた遊女たちが集まったという。

宗春の時代は芝居や遊郭が人気を集めるとともに、様々な商売が盛んとなった。いろいろな食べ物が売られるようになり、本町通とその周辺には、餅・だんご・木の芽田楽（でんがく）、うどん、どじょう汁などを出す店があった。

宗春の政治は、消費や経済の活性化をはかり、「芸どころ名古屋」を築くことになったが、宗春と幕府との対立は深まり、元文４年（1739）、宗春はついに隠居謹慎を命ぜられて失脚した。

宗春の失脚後、遊郭の廃止や芝居小屋の営業禁止などにより、名古屋城下は火の消えたような状況となったが、19 世紀初頭には芝居興行が復活し、賑わいを取り戻していった。そして、この後、文化文政期（1804～1829）にかけて名古屋の町人文化は頂点に達した。

名古屋城下町は、北東は大曽根（おおぞね）村、北西は枇杷島（びわじま）村、南は日置（ひおき）村・前津小林村・古渡村に接していた。城下町からは、美濃街道、木曽街道、下街道、岡崎街道など周辺へつながる街道が伸び、城下町の南方 5.5km ほどのところに位置する熱田の町とは本町通（熱田みち）で結ばれていた。

江戸時代初頭、名古屋台地上には名古屋城下町と熱田という２つの拠点があり、それぞれが異なった産業と経済圏、文化圏を形成していた。熱田の町は東海道の宿駅が置かれたこともあって発展し、時代を経るにつれ、名古屋城下町と一体となって都市機能を発揮するようになっていった。

城下町の発展にともなって、周辺の農村も消費都市を支えるための野菜栽培などが活発に行われるようになり、現金収入を得るという経済的な恩恵を被ることになった。『尾張名所図会』に描かれた御器所（ごきそ）村（現昭和区御器所町）の沢庵漬の様子や、熱田魚市場（現熱田区木之目町）、枇杷島青物市場（現西区東枇杷島町・清須市西枇杷島町）の活況からもそれをうかがい知ることがで

図 1-16 御器所の沢庵漬（『尾張名所図会』より）

きる。

更に、藩財政の基盤をなす米生産の向上のために農地の拡大が計られ、伊勢湾沿岸部の埋め立てによる新田開発が尾張藩主導のもと、富裕商人によって開始される。これによってあらたに誕生した村々では、町には無い農村部独特の年中行事や祭りが行われた。

このように、名古屋城下町や熱田の縁辺にはそれぞれ異なる伝統・文化・生活様式を引き継ぐ村々が広がっていた。現在の名古屋市は、このような地域特性を基盤に発展した町や村の集合体なのである。

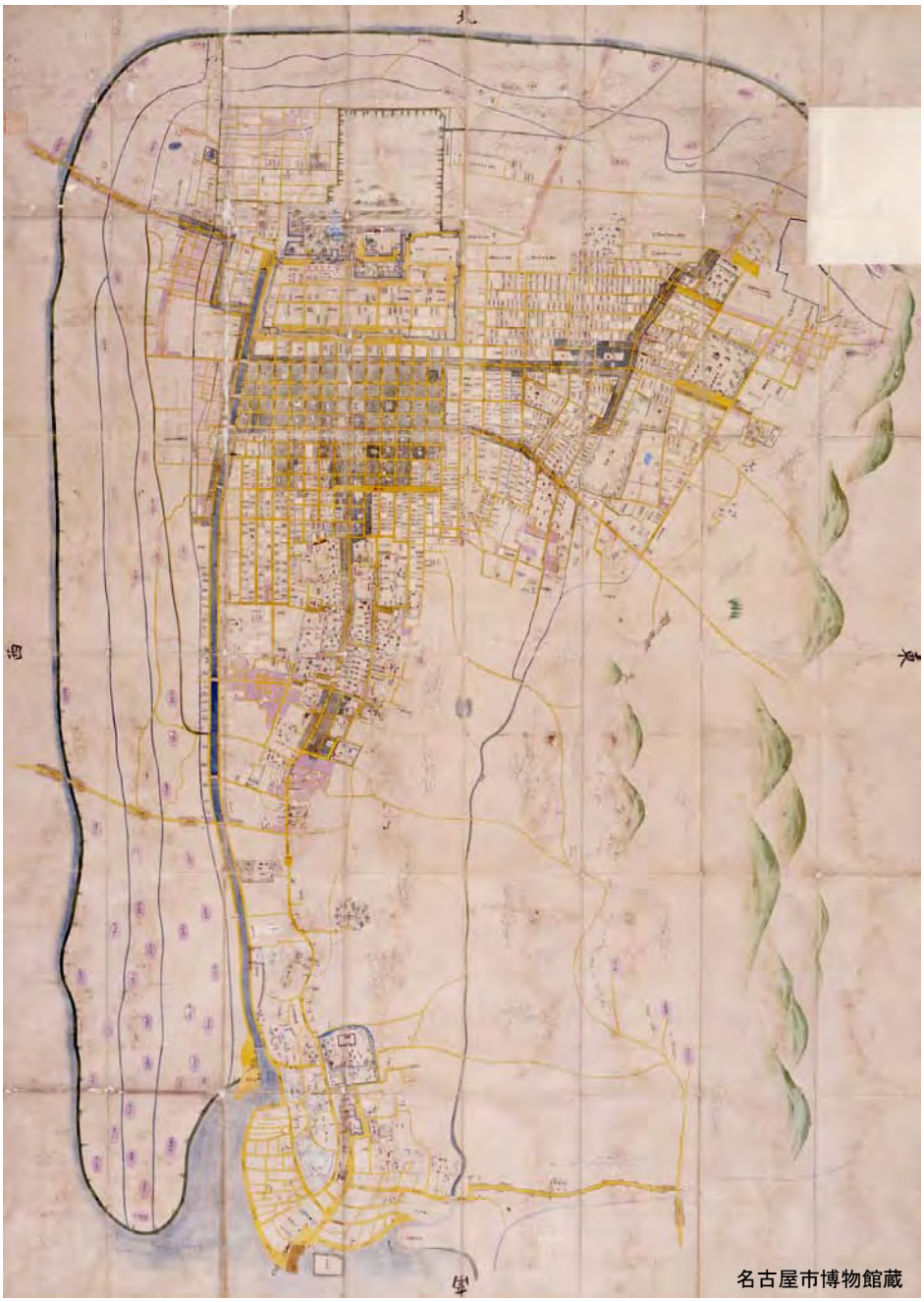

図 1-17 名古屋城下とその周辺(「名古屋並熱田絵図」より)

⑤近代

明治２年（1869)、尾張藩は藩籍を奉還し名古屋藩と改称し、明治４年（1871）には、廃藩置県によって名古屋県となった。名古屋城と城下町も大きな変化の時代を迎えることになる。

明治４年（1871)、名古屋城は、三之丸の門や武家屋敷から取り壊しが始まり、三之丸東北の御屋形に移住していた先の 17 代藩主徳川慶勝（よしかつ）も退去を余儀なくされて、東京浅草瓦町へ居を移した。ここに、名古屋城における尾張徳川家の営みは消滅したのであった。

写真 1-6 金鯱のない天守閣
（明治5年頃）

明治６年（1873）には、本丸、二之丸、三之丸のすべてが陸軍省の所管となり、名古屋鎮台（明治 21 年（1888）第三師団と改称）が置かれた。これにともない城内に軍の施設が建設され、二之丸御殿をはじめとする多くの建物が取り壊された。これより先に、天守閣の金鯱も引き下ろされている。金鯱は熱田湊から船で東京へ運ばれたのち、ウィーン万博をはじめ各地の博覧会に出品されたが、地元の財界人（伊藤次郎左衛門・関戸守彦・岡谷惣助）の返還嘆願が叶い、明治 11 年（1878)、８年ぶりに天守に戻っている。

明治 20 年代、旧尾張徳川家下屋敷（大曽根邸、現東区徳川町）の整備が完了すると、18 代当主徳川義禮（よしあきら）は名古屋移住を決意し、明治 26 年（1893)、尾張徳川家の伝統が名古屋の地で復活した。この後、大曽根邸の大部分は 19 代当主の徳川義親によって、昭和６年（1931）に名古屋市に寄贈された。この地に設置された徳川美術館（徳川黎明会）と名古屋市蓬左文庫には、現在も尾張徳川家に伝来した貴重な資料がほぼ完全な状態で収蔵されている。

名古屋城の本丸部分は、明治 26 年（1893）に陸軍省から宮内省に所管換えとなり、その後、本丸御殿は名古屋離宮として、皇族の宿泊に度々使用された。離宮は昭和５年（1930）に廃止され、本丸・西之丸・深井丸の土地と建物が名古屋市に下賜された。同年、大天守・小天守・本丸御殿・櫓４棟・門６棟が国宝に指定され、昭和６年（1931）からは、市民に公開されることとなった。

明治維新後、名古屋では紡績や陶磁器などを皮切りに産業発展が進み、明治 10 年代には、士族授産・殖産興業政策をうけて、織物・綿紡績・陶磁器・時計・マッチ・電灯などの分野で近代的な工業の創設が進められた。

明治 19 年（1886）５月１日には東海道線の名古屋駅が開業した。これにともない、広小路が笹島まで延伸・拡幅され、広小路が近代都市名古屋の主要幹線として発展していくこととなった。

明治 21 年（1888）４月に公布された「市制町村制」により、明治 22 年（1889）10 月１日、名古屋市が誕生した。当時の市域は、東西約 4.93km、南北約 5.45km、面積約 13.34 ㎢であった。名古屋城を底辺として南にのびた逆三角形の形状をしており、かつての城下町と重なる部分が多かった。

明治 31 年（1898）には、京都の伏見線に次いで国内２番目となる電気鉄道（名古屋停車場～久屋町の愛知県庁前）が誕生した。また、明治 33 年（1900）には中央線の名古屋～多治見間が開通し、千種駅が開業した。千種駅の開設は、市街地が東に向かって拡大するきっかけとなった。

明治 20～30 年代には、機械器具の発明・改良が一気に花開き、木製人力織機が発明されるとともに、自転車部品や鉄道車輌などの製造が始まった。また、全国シェアの首位を占め続ける陶磁器産業では、次々と大規模な輸出向け洋式陶磁器メーカーが設立された。電力会社は合併により大規模化し、ガス事業においても新会社が設立された。

港湾の建設工事は明治 31 年（1898）に始まった。港湾は当初、熱田港として建設されていたが、明治 40 年（1907）、熱田町が名古屋市に編入されたのを受け、名古屋港に改められ、同年 11 月 10 日に開港した。なお、熱田町の合併は城下町起源の名古屋と港町熱田が行政的に一体となるという画期的な出来事であった。

名古屋台地の東側を流れる精進川（しょうじんがわ）は、周辺の工場に物資を運ぶ水運として産業発展に貢献してきたが、高低差がないために度々氾濫し、改修工事の必要性が高まっていた。明治 37 年（1904）、東京砲兵工廠（しょう）熱田兵器製造所が建設されることになり、その敷地造成のための土砂の確保を兼ねて、精進川の開削が行われることになった。これにより長年の懸案が解消されたのである。明治 44 年（1911）、精進川は新堀川と改められた。

写真 1-7 名古屋港
（明治 40～大正 2 年）

さらに、この精進川開削の残土をもって、のちに鶴舞（つるま）公園として整備される第 10 回関西府県連合共進会の会場が造成された。明治 43 年（1910）に行われた第 10 回関西府県連合共進会は、産業振興を目的としたもので、参加府県数、会場の面積、建物の総面積、出品数のどれをとっても旧来の規模を大きく上回るものであり、当時の名古屋の産業を急速に発展させる一大原動力となった。

この他の治水事業としては、明治６年（1883）、舟運と農業用水の確保を目的として、庄内川から分岐して矢田川の地下を通って堀川にそそぐ黒川が開削された。矢田川をくぐる施設として築かれた黒川樋門が、昭和 55 年（1980）に現地に復元されている（北区）。

本格的な上下水道の整備は、明治末から大正時代にかけて、上下水道の整備が行われた。

上水道は、犬山城櫓下の木曽川左岸より水を取り入れる計画が採用され、明治 40 年（1907）から 11 年にわたって事業が実施された。大正３年（1914）には一部給水を開始し、大正７年（1918）に完成した。犬山で取水された水は尾張地域の中央を横断して東春日井郡鳥居松村の沈殿池に至り、さらに東区鍋屋上野町のろ過池において清浄し、電力によって東区田代町の配水池に圧送して、同所から市内各戸に配水された。現在、鍋屋上野浄水場（千種区）には、大正３年（1914）に建造された第一ポンプ所が残されている。

写真 1-8 鍋屋上野浄水場第一ポンプ所（市指定文化財）

下水道は、明治 41 年（1908）から敷設工事が始まった。大正元年（1912）に初めて共用を開始し、大正 12 年（1923）には、旧市域に属する大部分の地域に下水道施設が完成した。敷設区域は、当時の東区、西区、中区の３区全域と南区のうち堀川と新堀川とに囲まれた区域で、その面積は約 1,908ha、管路延長は約 342km であった。排水系統は、名古屋城と熱田神宮を結ぶ線を分水界として西部は堀川に、東部は新堀川に放流させるもので、混水式（合流式）により雨水、汚水ともに同一管で排水していた。

大正時代の産業は、大正３年（1914）に勃発した第一次世界大戦の拡大にともない輸出が急増した。この時期には重工業が勃興し、工業用の作業機や電気器械器具・工作機械が発展するとともに自動車や航空機生産も始まっている。

大正９年（1920）に都市計画法が施行されると、土地利用計画、街路計画、運河計画、公園計画などが相次いで決定され、都市計画事業として行われていった。これと前後して、大正 10 年（1921）８月には、名古屋市と周辺 16 町村との合併が実現した。これにより名古屋市は、市域の面積が東京市の約２倍となり全国１位（194.56 ㎢）、人口は東京・大阪につぐ全国３位（62 万 2781 人）の大都市となった。また、大正９年（1920）に内務省から名古屋へ赴任した石川榮耀（ひであき）は、土地区画整理の指導育成に情熱を傾け、当時の大岩名古屋市長が「名古屋の名物は２つある、１つは金のシャチ、もう１つは区画整理だ」と賞する

ほどの成果をあげ、全国的に注目されるようになった。

大正 15 年（1926）には中川運河の工事が始まり、昭和７年（1932）に運河全体が完成している。中川運河開削の目的は、名古屋港と笹島貨物駅の間の貨物輸送を行うことであった。中川運河は松重閘門（まつしげこうもん）により堀川と結ばれ、多くの船舶がここを行き交った。

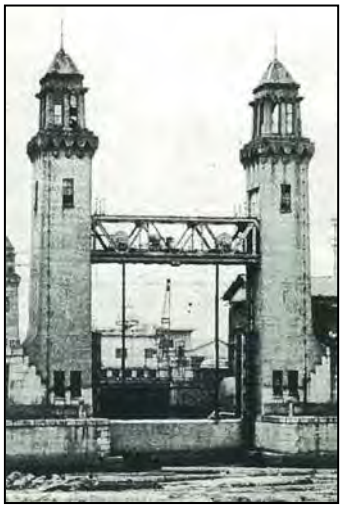

写真 1-9 松重閘門(戦前)
（現在 市指定文化財）

昭和 12 年（1937)、名古屋市が主催する名古屋汎太平洋平和博覧会が開催された。これは日本における最初の国際的博覧会であり、昭和９年（1934）に市人口が 100 万人を突破した名古屋の大都市としての発展を示すものであった。昭和 12 年（1937）は、博覧会以外にも大都市名古屋の発展を印象付ける出来事の多かった年である。名古屋駅の駅舎が新築され、名古屋駅前から伸びる幅員 43.2ｍの桜通が完成した。また、東山植物園・動物園が相次いで開園している。名古屋駅の新駅舎や東山植物園の大温室は「東洋一」とも称された。これらの施設を結ぶ市電も新路線が敷設され、名古屋の交通網整備の上でも記念すべき年であった。

写真 1-10 汎太平洋平和博覧会会場

⑥戦後

明治・大正・昭和初期と目覚ましい発展を遂げてきた名古屋であったが、第二次世界大戦の空襲により、名古屋城天守閣などを含む、当時の市域の約１／４が焼失した。

昭和 20 年（1945）12 月、名古屋市は、「大中京再建構想」を発表し、大規模な戦災復興事業に取り掛かった。名古屋市の戦災復興計画は、東西南北２本の100ｍ道路をはじめとする幹線道路の整備、市街地の墓地の東山地区への移転、小学校の隣接公園の設置など、全国的に見ても特徴のあるものであった。

この戦災復興事業により、道路、公園、駅前広場などが建設され名古屋市の都市基盤整備は大きく進んだ。また、復興の過程で、日本初の集約電波塔である名古屋テレビ塔の建設や、焼失した名古屋城天守の復元などが行われた。

郊外地では、膨らみ続ける都市人口の受け皿として、昭和 30 年代には、民間施工による区画整理事業が東山から鳴海にかけての東部丘陵などでおこなわれ、

大規模な住宅団地が建設された。

昭和 38 年（1963）には、守山市および愛知郡鳴海町を、昭和 39 年（1964）には知多郡大高町と有松町を編入合併し、現在の名古屋市域が確定した。市域の拡大と大規模な住宅地の開発、高度経済成長にともなって人口は増加し、昭和 44 年（1969)、名古屋市の人口は 200 万人を突破した。

1960 年代には、市南西部臨海地帯の埋立造成が行われ、港湾の整備が進んだ。これにより、鉄鋼・石油・ガス・セメントなど重工業分野の各社が新たな埋立造成地に進出し、60 年代後半には重化学コンビナートができて中京工業地帯の発展を支えた。

昭和 43 年（1968）に名古屋市が策定した「名古屋市将来計画」では、「国際的機能の向上」や「経済的機能の向上」とともに、「文化的機能の向上」や「豊かで住みよい都市づくり」が課題に掲げられた。名古屋はこの頃から、産業都市から中枢管理都市への転換が図られ、従来の工業中心の都市から、名古屋大都市圏の中枢機能、流通・サービス機能を担う第３次産業中心の都市へと転換していった。

平成元年（1989)、名古屋市は市制 100 周年を迎えた。100 周年記念事業のメインイベントとして、世界デザイン博覧会を名古屋城・白鳥・名古屋港を会場に開催し、約 1,518 万人が来場した。この他、100 周年記念事業としては、堀川の総合整備、東山スカイタワーの建設（平成元年７月オープン)、名古屋港における水族館構想の推進（平成４年開館)、新修名古屋市史の編纂などが位置づけられた。

21 世紀を迎えると環境への意識が高まり、藤前干潟（平成 14 年ラムサール条約湿地に登録）の保全や自然の叡智をテーマにした愛・地球博（2005 年日本国際博覧会）の開催をきっかけに、市民の間にごみ減量や環境保全に関する取り組みが浸透していった。

平成 22 年（2010)、名古屋は徳川家康による名古屋築城から数えて 400 年を迎えた（名古屋開府 400 年)。平成 20 年（2008）からは、戦災で焼失した名古屋城本丸御殿の復元が始まり、武家風書院造の傑作と本丸御殿の復元に向け、現代の匠の技を結集した作業が続けられており、平成 25 年（2013）5 月 29 日には、第 1 期整備として玄関と表書院の公開が始まった。

２　名古屋市の歴史的資源

（１）文化財の分布状況

①　指定・登録文化財

名古屋市には、国、愛知県、名古屋市の指定文化財が総計 360 件（平成 24 年 9 月 6 日現在）存在している。その内訳は国指定 133 件、県指定 107 件、市指定 120 件である。指定文化財のうち、有形文化財が 289 件で半数以上を占め、うち建造物は 48 件が指定されている。次に多いのは民俗文化財で 50 件である。記念物と無形文化財は件数が少なく、それぞれ 19 件と 2 件ある。指定文化財の他に登録文化財が 74 件ある。（平成 24 年 8 月 13 日現在）

【指定区分別】（平成 24 年 9 月 6 日現在）

区　分	件　数
国指定文化財	133 件（うち建造物 9 件、記念物 8 件）
県指定文化財	107 件（うち建造物 12 件）
市指定文化財	120 件（うち建造物 27 件、記念物 11 件）
計	360 件

【種別】　＊登録文化財：74 件（平成 24 年 8 月 13 日現在）

区　分	件　数
有形文化財	289 件（うち建造物 48 件）
記念物	19 件（うち史跡 12 件）
無形文化財	2 件
民俗文化財	50 件
計	360 件

【指定文化財一覧表】（平成 24 年 9 月 6 日現在）

種別	有形文化財							無形文化財		民俗文化財		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国指定	9	16	5	41	53	1	0	0	0	0	0	6	1	1	133
県指定	12	17	9	40	17	6	4	0	0	0	2	0	0	0	107
市指定	27	11	5	9	0	3	4	2	0	38	10	6	1	4	120
合計	48	44	19	90	70	10	8	2	0	38	12	12	2	5	360

（ア）国指定文化財

名古屋市に残る国指定文化財 133 件の内訳は、有形文化財（国宝、重要文化財）125 件（建造物 9 件、絵画 16 件、彫刻 5 件、工芸品 41 件、書跡・典籍 53 件、考古資料 1 件）、記念物 8 件（史跡 6 件、名勝 1 件、天然記念物 1 件）である。

○有形文化財（国宝、重要文化財）

建造物としては、名古屋城（西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、表二の門）、名古屋城二之丸大手二之門、名古屋城旧二之丸東二之門、富部神社本殿、観音寺多宝塔、竜泉寺仁王門、興正寺五重塔、旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎、名古屋市東山植物園温室前館があり、いずれも名古屋の歴史と文化を代表する建築物である。

絵画としては、狩野派により描かれた名古屋城旧本丸御殿障壁画、地蔵院の絹本著色騎馬武者像（伝足利尊氏像）がその代表的なものである。

写真 1-11 名古屋城旧本丸御殿障壁画（部分）

彫刻としては、熱田神宮の木造舞楽面、七寺の木造観音菩薩坐像及勢至菩薩坐像、長母寺の木造無住和尚坐像などが指定されている。

工芸品としては、国宝の短刀銘来国俊を含む熱田神宮の刀剣類や古神宝類をはじめ、刀剣類が多く指定されているほか、古瀬戸黄釉魚波文瓶のような焼きものも指定されている。

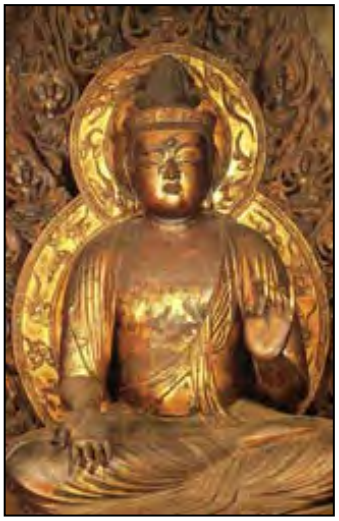

写真 1-12 木造勢至菩薩坐像

書跡・典籍としては、国宝古事記賢瑜筆などの国宝 4 件を含む宝生院の書跡をはじめ、名古屋市蓬左文庫や熱田神宮などの書跡が指定されている。

考古資料としては、袈裟襷文銅鐸がある。

〇記念物

史跡としては、特別史跡名古屋城跡や東海地方最大の前方後円墳である断夫山古墳をはじめ、大曲輪貝塚、白鳥塚古墳、八幡山古墳、大高城跡がある。名勝としては、名古屋城二之丸庭園、天然記念物としては、名古屋城のカヤがある。

写真 1-1 名古屋城二之丸庭園

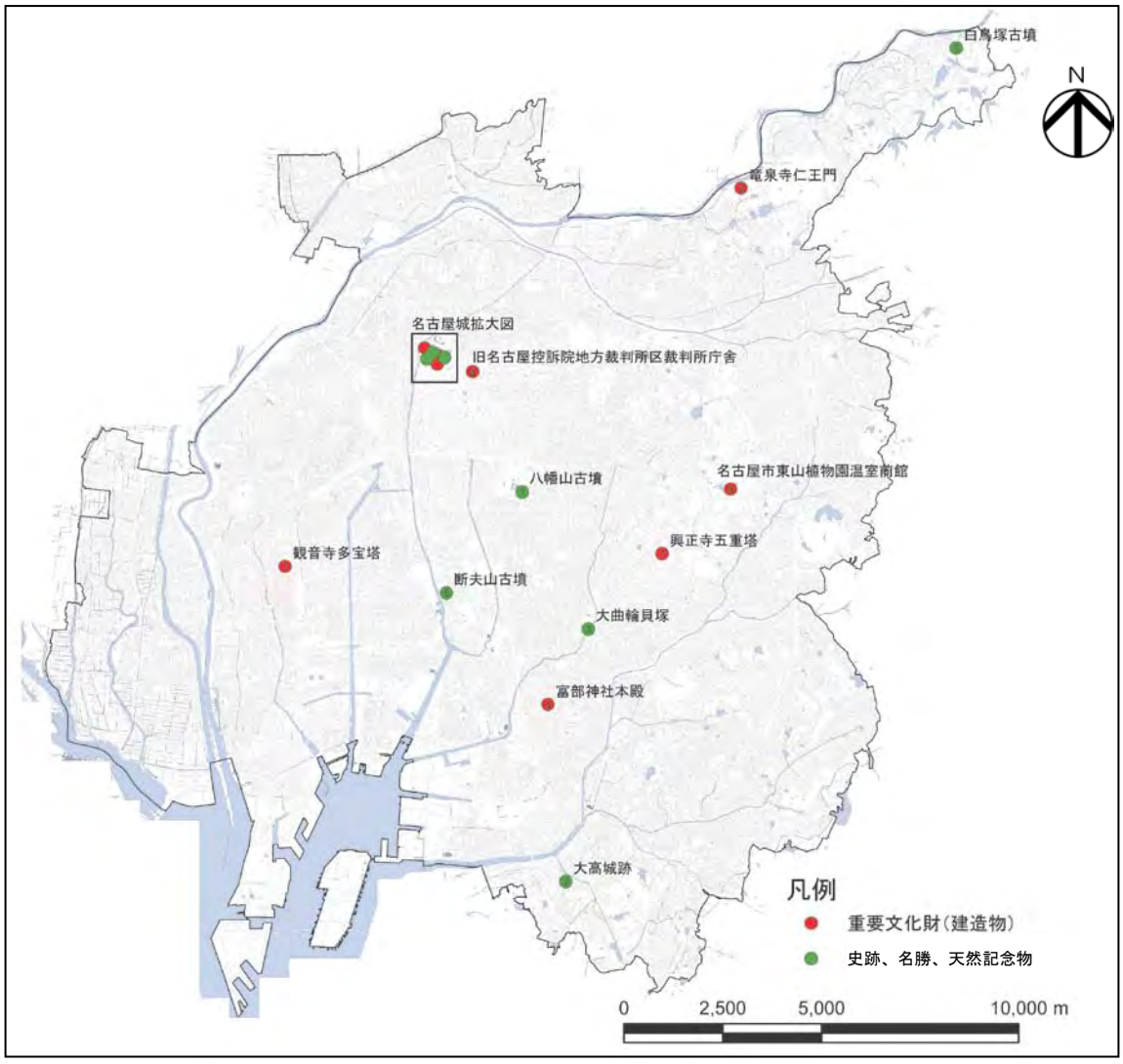

図 1-18 名古屋市内の重要文化財等

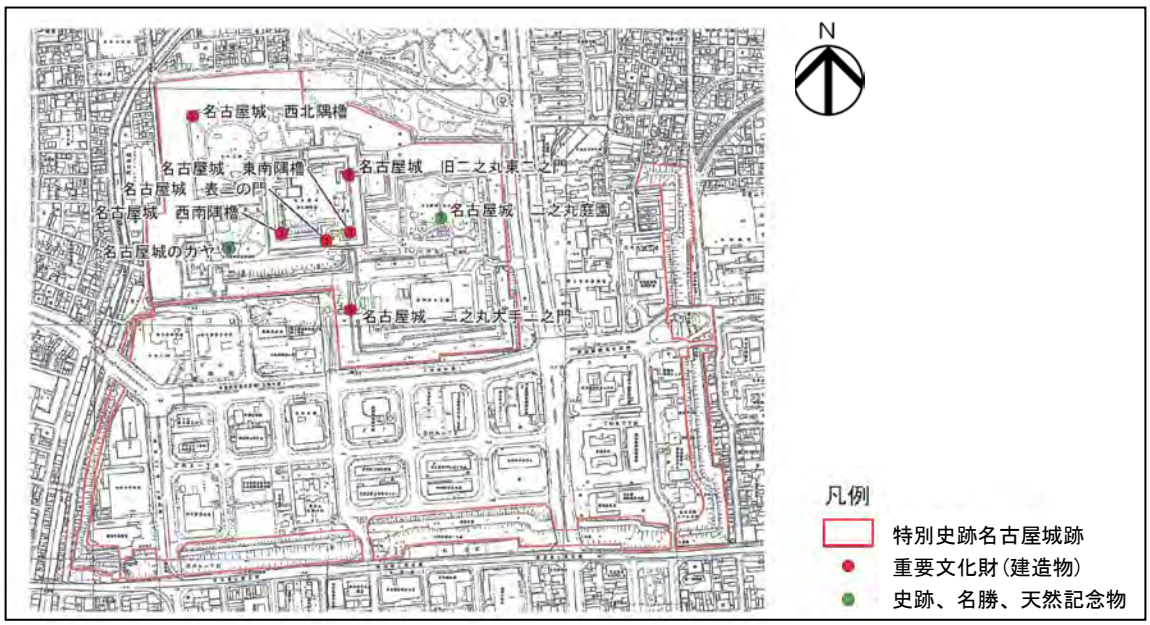

図 1-19 名古屋城内の重要文化財等

（イ）愛知県指定文化財

名古屋市に残る愛知県指定文化財 107 件の内訳は、有形文化財 105 件（建造物 12 件、絵画 17 件、彫刻 9 件、工芸品 40 件、書跡・典籍 17 件、考古資料 6 件、歴史資料 4 件)、無形民俗文化財 2 件である。

○有形文化財

建造物としては、東照宮社殿、瑞泉寺総門、建中寺徳川家霊廟、無縫塔(長慶寺)、日泰寺奉安塔、草結庵(そうけつあん)、暮雨巷(ぼうこう)、服部家住宅、旧藤山家住宅日本家、旧渡辺家書院及び茶室、伊藤家住宅、服部幸平家住宅・倉がある。

写真 1-14 旧渡辺家書院及び茶室

絵画としては、旧清須城障壁画や狩野常信作の織田信長公画像などがある。

彫刻としては、栄国寺の木造阿弥陀如来坐像や聖徳寺の木造聖徳太子立像、熱田神宮の神事面などがある。

写真 1-15 木造阿弥陀如来坐像(栄国寺)

工芸品としては、熱田神宮の刀剣類のほか、笠覆寺の梵鐘や灰釉魚波文四耳壷(かいゆうぎょはもんしじこ)などが指定されている。

書跡・典籍については、織田氏側近資料を多く含む尾張円福寺文書や足利義教連歌会記録である永享四年連歌懐紙などがある。

考古資料としては、慶応 3 年（1867）に熱田神宮に奉納された鉄地金銅張馬具(てつじこんどうばりぐ)（古墳時代）などがある。

写真 1-16 鉄地金銅張馬具

（写真提供：熱田神宮）

歴史資料としては尾張国絵図や三河国絵図、尾張藩領産物帳などがある。

○民俗文化財

無形民俗文化財としては、尾張や西三河地方に伝わる民間武術の一種である棒の手（桜の棒の手、守山の棒の手）が指定されている。

（ウ）名古屋市指定文化財

名古屋市指定文化財 120 件の内訳は、有形文化財 59 件（建造物 27 件、絵画 11 件、彫刻 5 件、工芸品 9 件、考古資料 3 件、歴史資料 4 件)、無形文化財 2 件（芸能 2 件)、民俗文化財 48 件（有形 38 件、無形 10 件)、記念物 11 件（史跡 6 件、名勝 1 件、天然記念物 4 件）である。

○有形文化財

建造物としては、富部神社祭文殿及び廻廊、建中寺総門、丹羽家住宅、揚輝荘聴松閣など様々な時代、種類の建造物が指定されている。

写真 1-1 梨木禽鳥図屏風(興正寺)

絵画としては、興正寺の梨木禽鳥図屏風、性高院（しょうこういん）の絹本著色松平忠吉像などがある。

彫刻としては、成願寺（じょうがんじ）の木造十一面観世音菩薩立像、龍潭寺（りゅうたんじ）の木造如来仏頭、興正寺の木造観音菩薩立像などがある。

写真 1-2 崔馬楽桜人

工芸品としては、願王寺の刺繍涅槃図、擬宝珠（ぎぼし）（旧裁断橋所用）などがある。

考古資料としては、桜田貝塚出土の魚形土器、大須二子山古墳出土品がある。

歴史資料としては、江戸時代の俳人である横井也有関係資料や日本で最初の理学博士となった伊藤圭介関係資料などがある。

○無形文化財

無形文化財としては、催馬楽桜人（さいばらさくらびと）（雅楽）と志野流香道がある。

○民俗文化財（有形・無形）

有形民俗文化財としては、市内各所に残るからくりを乗せた山車（だし）（19 輌）や馬の塔の馬標（だし）・馬具などが指定されており、無形民俗文化財としては、棒の手や祭礼、祭囃子、木遣り音頭、筏師一本乗りなどが指定されている。

〇記念物

史跡としては、白鳥第１号墳、千鳥塚、名勝としては、旧「年魚市潟」展望地、天然記念物としては、村上社のクスノキなどがある。

写真 1-19 白鳥第１号墳

（エ）登録文化財

登録有形文化財 73 件、登録記念物 1 件が登録されている。

登録有形文化財としては、帝冠様式の名古屋市役所本庁舎や愛知県庁本庁舎などの近代建築をはじめ、寺院、料亭、醸造所など多様な建造物が登録されている。

登録記念物としては、明治 42 年（1909）開園の鶴舞公園が登録されている。

図 1-1 県・市指定文化財（国指定以外）の分布図（美術工芸品は除く）

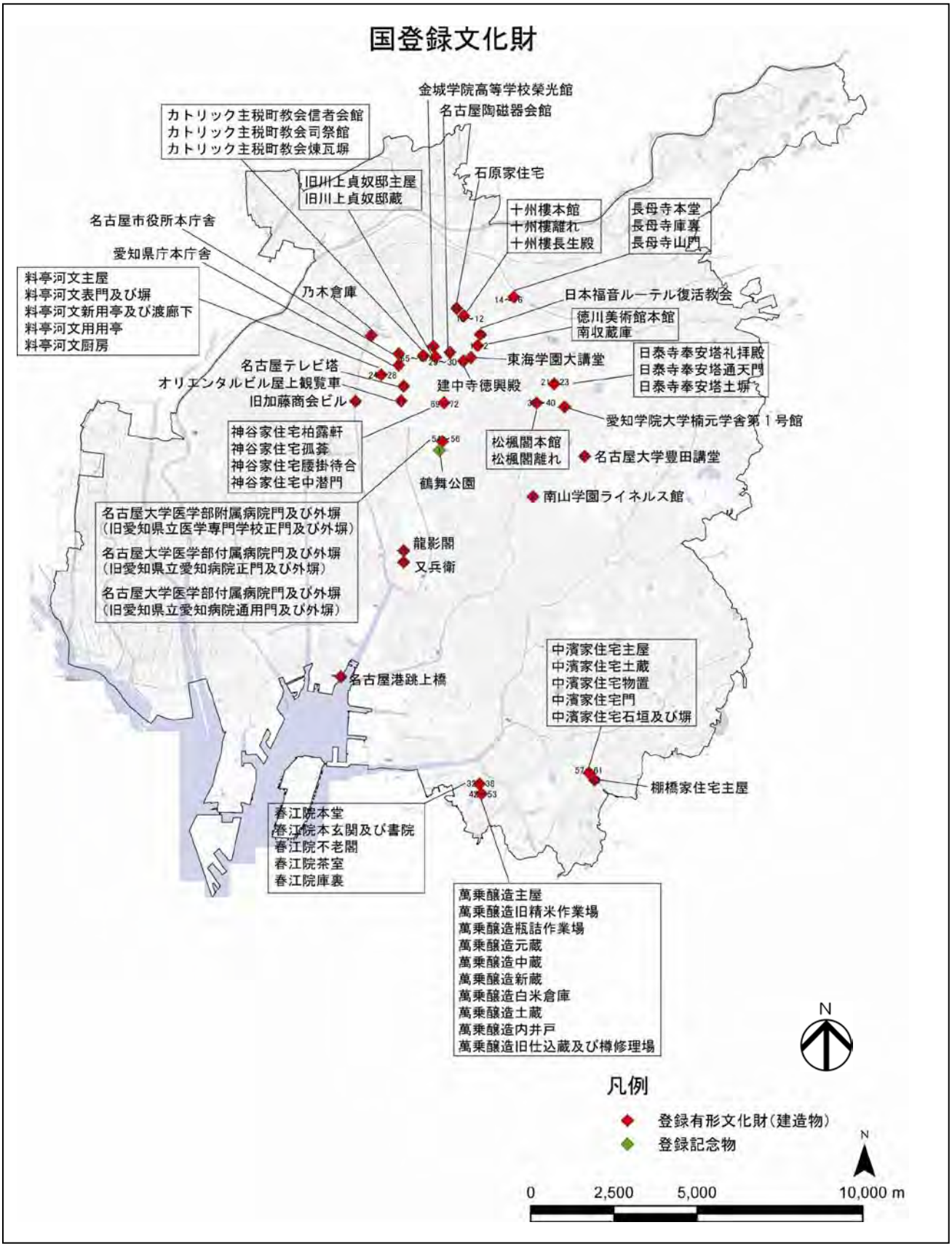

図 1-21 登録文化財の分布図（建造物・記念物）

②　埋蔵文化財

名古屋市域は、東部の丘陵地、中央の洪積台地、洪積台地をとりまく沖積平野から成っており、古くからの集落は、洪積台地の辺縁を中心に営まれている。

瑞穂区、熱田区、南区、緑区などでは、縄文時代から弥生時代の遺跡が多く分布している。台地部から東部丘陵地には、古墳が多く残り、なかでも守山区の志段味地区や龍泉寺周辺には様々な時期の古墳が集中している。東部丘陵地を含む千種区、昭和区、緑区、天白区、名東区などは、古代から中世にかけて須恵器や施釉陶器の一大産地であった猿投窯の一部を形成していた地域にあたり、古窯跡が非常に多く分布している。

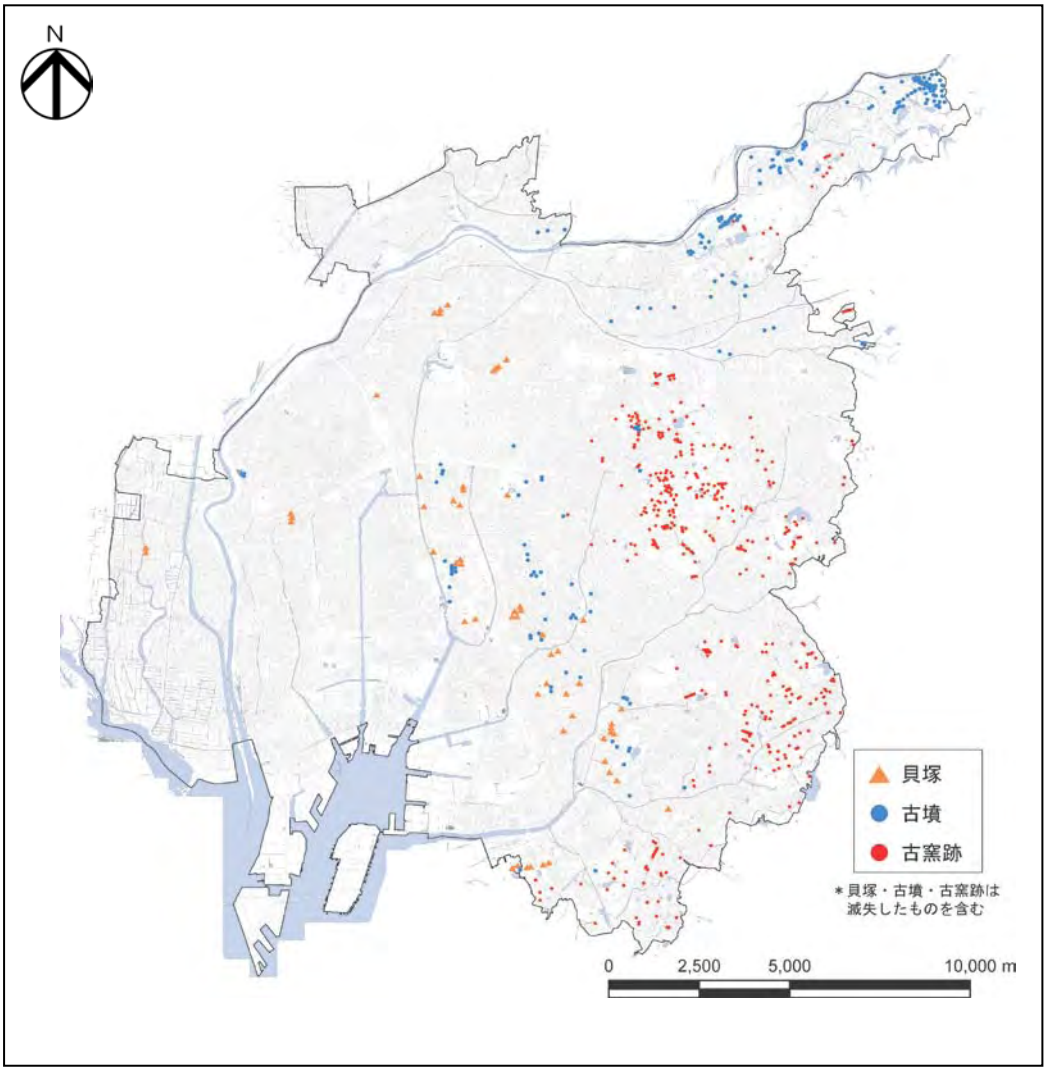

図 1-22 埋蔵文化財分布図

【コラム】徳川美術館の文化財

2 代藩主光友が大曽根屋敷として造営し、明治時代、尾張徳川家の別邸として使用された地は、現在、徳川園として整備公開されている。

徳川園の一角に立地する徳川美術館は、昭和 10 年（1935)、徳川黎明会によって開設されたもので、尾張徳川家に伝えられた数々の「大名道具」をそのまま収蔵し、展示・公開している他に例を見ない美術館である。

収蔵品は徳川家康の遺品を中心に藩祖義直以下歴代藩主とその家族の遺愛品 1 万数千件に及ぶ。その中には、武家のたしなみとして重んじられた茶の湯に関する収蔵品も多い。「紙本著色源氏物語絵巻」をはじめ国宝 9 件、重要文化財 59 件を含み、徳川美術館ならではの豊富さ、質の高さ、そして保存状態のよさを誇っている。

写真 1-21 婚礼調度類（国宝）
（徳川光友夫人千代姫所用）

写真 1-20 紙本著色源氏物語絵巻（国宝）

（２）名古屋の歴史と伝統を反映した人々の営み

①祭り

名古屋では、疫病から逃れ、無病息災を祈る牛頭天王（ごずてんのう）を祭神とする天王信仰が最も身近なものであった。なかでも、那古野（なごや）神社（旧三之丸天王社、中区）、洲崎神社（旧天王崎天王社、中区）、南新宮社（熱田区）、富部神社（旧蛇毒神天王社、南区）などは、江戸時代から著名な神社であった。これらの神社では、提灯を飾った山車や巻藁（まきわら）船などを出す天王祭が行われてきた。この他、筒井町（東区）や八坂神社（西区）でも天王祭が盛んに行われている。また、市内で散見される屋根神にも津島社（天王社）が祀られており、天王信仰は市内の広範囲に展開している。名古屋の祭りの特徴である山車もこの天王祭の中で始まったものである。

名古屋の山車祭礼と山車に搭載されたからくり人形は、日本の中でも独自の発展を遂げただけでなく、広く普及した。『名古屋市文化財報告書Ｘ』によると市内には 44 輌の山車があり、現在 19 輌が市指定文化財となっている。現在の市域で山車が出た早い例は、熱田の南新宮社の祭りで、文明年間（1469～1487）にさかのぼるという。熱田では昭和時代まで、大山（おおやま）と車楽（だんじり）という２種類の古い様式の山車が出された。これらの山車は、名古屋城築城以前から行われていた祭りに特徴的なもので、同じく名古屋城よりも古い歴史を持つ（三之丸）天王社の祭りにも車楽が出された。一方、名古屋城下町で発展した山車は名古屋型と呼ばれるもので、名古屋の山車の特徴であるからくり人形を乗せることを前提とした山車である。

市内に現存する山車の多くは、名古屋型である。車楽は、那古野神社や富部神社にわずかに残るのみであり、大山は既に消滅してしまった。

写真 1-23 名古屋型山車
（若宮八幡社の福禄寿車（市指定文化財））

名古屋市博物館蔵
写真 1-22 車楽（復元）

写真 1-24 大山
昭和 10 年(1935)

市内に最も多く残る名古屋型の特徴は、以下のとおりである。二層造りで唐破風の屋根を細い四本柱で支え、その四方は吹き抜けになっており、二層目の正面に一段下がった前棚を備え、中央を開けて高欄で囲む。四本柱内に主役のからくり人形、前棚には麾振人形などの前人形を載せる。木組みの周囲は大幕で囲い、高欄下には細長い水引幕をかける。車輪は一木四輪の外輪で、人を巻き込まないように、格子状の輪掛を取り付け、その上へ楫棒が地面と平行に車体本体の前後に伸びている。屋根は四本柱を土台に固定し、山車内部のセリ上げを使い、綱を操作することによって屋根の上げ下げを行う。この名古屋型は、東照宮祭、若宮祭に出される山車をはじめ、三之丸天王祭の見舞車などに採用された。現在、若宮八幡社に残る福禄寿車や東区の筒井町・出来町、中村区の広井神明社に残る山車などに見ることができる。

山車は城下町のほか、東海道などの街道に形成された町の祭礼でも曳かれた。熱田を除くと、緑区鳴海や同区有松などがその代表例である。

鳴海の山車は 9 輌あり、鳴海八幡宮に属する 5 輌は、からくり人形を乗せた相原町の山車が名古屋型である以外は、単層の囃子台であり、名古屋ではここだけに見られる山車形態である。成海神社に属する 4 輌は、二層構造である点は名古屋型と変わりないが、車輪や前壇とよばれる台のある構造に知多型の古い山車様式を残している。

有松には 3 輌の山車がある。西町では明治 6 年（1873）年に名古屋型の山車を製作しており、中町と東町の山車は、他地域で曳かれていた名古屋型の山車を買い求めたものである。

山車はかつて農村であった場所でも、各地域の天王祭や豊作の時に曳き出された。中川区戸田、同区牛立、西区比良、守山区大森、南区本星崎、同区戸部などである。瑞穂区井戸田には大山があったが、戦災で焼失した。山車の形態は、南区戸部が車楽である他は名古屋型である。

中川区戸田では、笠鉾の祭りであったものを寛政 8 年（1796）に山車祭りに変更した。一之割から五之割までの地区に五輌の山車が残されている。これらは、様式的には名古屋型の山車であるが、農村らしい素朴な素木造りである。

中川区牛立と守山区大森では、地元の天王祭に山車を曳いた。牛立の山車は江戸時代末期に志水八王子社の祭車を譲り受けたものである。西区比良でも本来は地元の天王祭に山車が曳かれていたが、現在は隔年秋に曳き出されている。

名古屋型の山車の特徴であるからくり人形の製作技術は、享保 18 年（1733）に京都から名古屋に来た玉屋庄兵衛などの人形師により発達した。現在は、尾陽木偶師 9 代目玉屋庄兵衛が、江戸時代から続く技を伝えている。

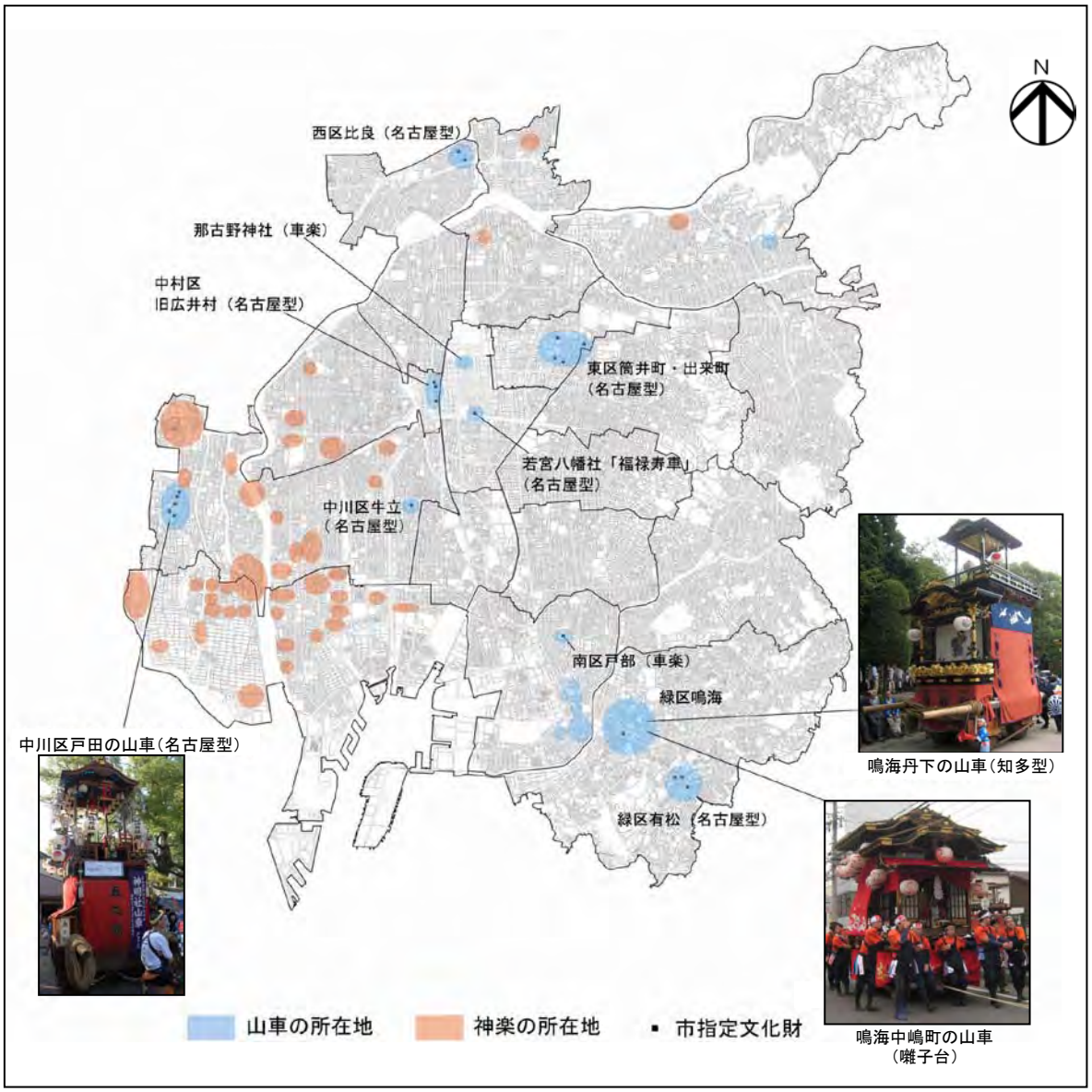

図 1-23 名古屋市内の山車・神楽の分布図

農村部の祭礼では、町方の山車に対して、神楽屋形が出されることが多かった。『名古屋市文化財報告書X』によると市内には 74 基の神楽屋形がある。これらは伊勢太神楽の影響を受けたもので、神体の獅子頭を納める屋形が様々に装飾され、それに太鼓をつけて、竹を細く削ったばちで叩く。

中川区下之一色には、南ノ切、東ノ切、西ノ切、中ノ切の４基の神楽屋形が残る。これらは、江戸時代後期のほぼ同時期に造られたものであり、類似性がある。二年に一度７月に行われる川祭り（浅間社祭）に曳き出され、祭りを華やかなものとしている。

写真 1-25 神楽

港区には、小碓町、当知町、新茶屋五丁目、知多二丁目に神楽屋形がある。小碓町の神楽は、寛政年間に近在で製作されたものを明治初年に譲り受けたものである。また、港区当知町の神楽は、名古屋城下の大久保見町の住人錺屋佐助の作である。新茶屋五丁目の神楽には、「文政庚寅十三歳（1830）」と銘記されており、神楽から派生した男獅子舞も保存会によって継承されている。知多二丁目の神楽は、愛知県知多郡からの移住者が山神社に奉斎したものであり、山神社の祭礼に用いられる。

尾張から西三河にかけて広く分布した馬の塔は、市内では熱田神宮、大須観音、荒子観音、龍泉寺などへ盛んに奉納されていたが、馬を飼うことがなくなたため、衰亡していった。馬の塔の警固としてつくことが多かった棒の手は、各種の流派が継承され、今も各所で行われている。

岩塚七所社の「きねこさ祭」は、中世に起源をもつ田遊び・田楽の流れを伝える貴重なものである。市内での農耕は微々たるものになってしまったが、農業に由来する年中行事や五穀豊穣を願う祭礼は所々で行われている。

名古屋市内には、屋根の上や軒下に小さな祠（ほこら）を設けた「屋根神」が多く見られる。屋根神には、津島社、秋葉社、熱田社の神々が祀られ、地域住民の持ち回りで管理されている。西区や中村区に多く分布している。

②伝統文化・芸能

江戸時代、尾張藩では、初代義直や７代宗春など歴代藩主の多くが、文化や学問の振興に取り組み、さまざまな文化活動が活発になった。特に茶華道や能など武家のたしなみとされる文化が花開くとともに、町民にも芝居などの文化が広まった。また、狂言、踊りなど幅広い分野の芸能が飛躍的に盛んになり、「芸どころ名古屋」の気風が培われた。

茶道：尾張藩の茶道は、有楽流が主流であったが、12 代藩主の斉荘（なりたか）は、裏千家 11 代の千玄々斎につき、市内には玄々斎好みの茶室も残る。一方、町人の間では、表千家と松尾流の茶道が盛んであった。名古屋では、江戸期から続く商家はもとより、明治以降の新興商人の大邸宅には、必ずといっていいほど茶室が設けられており、日常的に茶を喫する風習が伝統的に継続してきた。市内各所に残る茶室を利用した茶会が、現在も盛んに行われている。

写真 1-26 茶会の様子

（写真提供：熱田神宮）

香道：名古屋では志野流香道が継承され、無形文化財に指定されている。志野流は、室町時代、志野宗信が足利義政の知遇を受けて、大名、武家にふさわしい香道として創始した。志野流家元の蜂谷宗意が京都から名古屋に移り住み、現在、名古屋を中心に全国に約 200 の教場を設けている。志野流には歴代の家元が考案した多くの「組香」が伝えられ、源氏香、三景香などをはじめ、およそ 250 組の組香が保存されている。

狂言：名古屋の狂言は、慶長 19 年（1614）、山脇五郎左衛門源助元宜が初代藩主の徳川義直に召し抱えられたことに始まる。この元宜が尾張藩お抱えの最初の能役者となった。元禄９年（1696）、４代和泉元知の時に京都から名古屋へ移住した。明治時代、名古屋の狂言の伝統を守るため、狂言共同社が結成され今日に至る。

能（笛方）：能楽笛方藤田流の初代藤田清兵衛重政は、寛永６年（1629）、２代将軍徳川秀忠の仲介により、初代藩主義直に仕えるため京都から名古屋に移住した。４代藩主の徳川吉通に近侍した近松茂矩の『昔咄』によると、初代藩主義直は小鼓の名手、２代藩主光友は舞の名手で、その家臣たちも能を習得していたという。現在、藤田流 11 世が、重要無形文化財総合指定保持者となる一方、国内のみならず広く海外でも講演活動などを続けている。

踊り：名古屋では現在も舞踊が盛んで、「在名五流」（赤堀流、工藤流、西川流、花柳（はなやぎ）流、藤間（ふじま）流）による舞踊会などが催されている。江戸後期、尾張藩では藤間流の舞踊を学ぶものが多かったが、天保 12 年（1841）、名古屋に移住した初世西川鯉三郎は、名古屋西川流を創設し独自の世界を築いた。戦後、２世西川鯉三郎は演劇性を取り入れた「名古屋をどり」を始め、西川流は日本舞踊の大流派と成長して現在に至る。

③伝統産業

名古屋城下町とその周辺では、木曽や飛騨地方の良質な木材、尾張・知多・三河産の綿、古代からの主要産業であった焼き物の伝統などを背景に、高い技術を有する多くの産業が育った。現在、市内に残る伝統産業以外にも旧尾張藩領であった地域には、瀬戸焼・常滑焼・美濃和紙などの伝統産業が残されている。伝統産業は、地域の歴史と風土に根ざしたきめ細やかな「モノづくりの心」を伝え、人々の生活に豊かさと潤いをもたらしている。

尾張七宝：天保年間に、尾張国海東郡の梶常吉がオランダ七宝から銅胎植線施釉を学び、その技法を完成させたのがその始まりとされる。七宝とは、仏典にいう七つの珍宝、金・銀・瑠璃・しゃこ・めのう・真珠・まいえ、のことで、それらをちりばめたような美しい輝きを放つ。

写真 1-27 尾張七宝

和菓子：茶の湯の盛んな名古屋は菓子どころとしても知られている。日本では鎌倉時代、仏教の興隆にともない中国との交流が活発となり、茶の湯とともにいろいろな菓子がつくられ、饅頭、羊羹、羽二重餅、団子など、今日の和菓子を代表するものが生まれた。名古屋の和菓子は京菓子とともに伝統菓子として技法を継承し、日本人のくらしと深く結びついていった。

写真 1-28 和菓子

有松・鳴海絞：名古屋の絞り染めは、今から約４００年前の名古屋城築城の際に、九州豊後の人々によって伝えられたといわれている。その後、尾張藩の手厚い保護のもとで急速に発展し、東海道を行きかう旅人に珍重された。

写真 1-29 有松･鳴海絞

名古屋仏壇：今日の仏壇の基礎ができあがったのは、江戸時代中期の宗門改め、壇家制度の確立にさかのぼる。名古屋における仏壇製造の歴史は、元禄８年（1695）、に仏壇専門店「ひろや」が創業したのが始まりといわれている。現在、橘町界隈の本町通り沿いは、仏壇店が軒を連ねる仏壇街となっている。

写真 1-30 名古屋仏壇

名古屋節句人形：名古屋における節句人形の歴史は、寛永年間に始まり、天明年間頃の「名府年中行事」によると、玉屋町と諸町にひな人形市が立っていたことが記されている。明治に入ると東京から職人が招かれ、技術が一段と向上して、全国有数の産地へと成長を遂げた。

写真 1-32 名古屋節句人形

名古屋友禅（手描友禅）：名古屋における手描友禅は、享保年間、７代藩主徳川宗春の遊芸華やかな時代に、京都から絵師・友禅師などが往来して伝えられた。その後、当地に質素倹約の気風が定着し、花鳥風月を基本にした、色使いも単彩濃淡調の渋い友禅染となり、今日に受け継がれている。

写真 1-31 名古屋友禅（手描）

名古屋友禅（型友禅）：型友禅は、友禅模様を型彫りした型紙を下絵の代わりに用い、使う色ごとに型紙を用意して絵柄を付けていく友禅染である。名古屋における型友禅は、その起こりは紺屋での旗や幟などにあると言われ、江戸時代末期には、型友禅の産地基盤を確立した。明治に入ると、京都から新しい技術を導入するなどして、生産が拡大した。

写真 1-33 名古屋友禅（型）

木桶：名古屋では江戸時代、富嶽三十六景「尾州不二見原」に描かれている様に、尾張藩所領の木曽 椹（さわら） を用いて桶の製造が盛んになった。旧桶屋町には、藩御用達の桶職人が多く住んでいたといわれている。

写真 1-34 木桶

名古屋桐箪笥（きりだんす）：名古屋の桐箪笥は、約 400 年前の名古屋城築城のため、全国各地から集まった大工職人が定着し、箪笥製造にたずさわるようになったのが始まりといわれている。当地が、木曽材など木材の集散地であったこともあり、袋町・大須界隈の発展とともに産地が形成された。

写真 1-35 名古屋桐箪笥

名古屋黒紋付染：紋章は、平安時代に発生し牛車や衣服に付けられ、のちに武家の目印となった。現在は、紋章を付けた衣服は、礼装用となっている。名古屋の黒紋付染は、白生地を紋章の部分を残して黒で染め上げ、白く残した部分に紋章を描く。黒染めの工程で、紋型紙・紋当金網を用いる名古屋黒紋付染は、黒の美しさ、丈夫さで優れている。

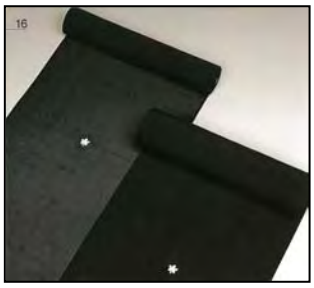

写真 1-36 名古屋黒紋付染

名古屋扇子：名古屋の扇子は、18 世紀の中頃に京都から現在の西区幅下あたりに移り住んだ父子によって始められたのがその起こりとされている。名古屋は京都と並ぶ産地として知られ、京扇子が婦人物を主としているのに対し、名古屋扇子は、白扇など男ものを主体として発展してきた。

写真 1-37 名古屋扇子

和蝋燭（わろうそく）：名古屋の和蝋燭は、17 世紀後半に会津地方から伝わったとされている。和蝋燭は、櫨（はぜ）の実を搾った木蝋とい草の芯、和紙を原料としており、植物性のため、洋蝋燭と比べ油煙が極めて少ない、風がふいても炎が消えにくいなどの特徴がある。また、灯芯のまわりに何回も塗り重ね太くしていくため、蝋燭の断面は、ちょうど木の年輪のようになっている。

写真 1-38 和蝋燭

名古屋提灯：提灯の歴史は古く、遠く室町時代にさかのぼるといわれ、江戸時代には盆供養に提灯を使う風習が生まれ、盛んにつくられるようになった。名古屋提灯は、明治初期には貴重な輸出品としてもてはやされ、全国一の生産を誇った時期もあったといわれる。現在は、盆提灯、観光土産用（地張提灯）、お祭・神社仏閣・看板提灯などが多く生産されている。

写真 1- 39 名古屋提灯

この他、名古屋市内には、北区、守山区、緑区に江戸時代から明治時代にかけて創業した 5 軒の酒蔵があり、現在も酒造りを行っている。江戸時代以降、名古屋近郊で酒造りが盛んになると、多くが江戸に出荷され人気を集めたという。現在、市内の酒蔵には歴史的建造物が多く、伝統の酒造りとともに地域の歴史的景観を創出している。

④生活文化

（ア）名古屋ことば

名古屋の「ことば」は他の地域の「ことば」と比べると、やわらかく、温かみがあり、相手に対して丁寧かつ上品でおおらかに聞こえる。また、江戸時代からの共通語や京言葉が今も多く使われていることが特徴である。

名古屋ことばは、上町言葉（上の言葉）、下の言葉と武家言葉から構成されている。このうち「上」とは、広小路通より北の碁盤割の町であり、「下」は広小路通の南側である大須、橘あたりを指す町といわれている。また、熱田には熱田弁（宮弁）なる独特の言葉もある。

名古屋ことばの特徴

①「さま(ちゃま)」がつく…おじさま、ねえさま、おっさま(和尚様)
②古語が生きている…お(措)いてちょうだゃぁ、米をか(浸・淅)してちょうだゃぁ
③京言葉が入っている…ようけ(余慶)、ぎょうさん(仰山)
④あそばせ言葉…ごまゃぁすばせ、いらゃぁすばせ
⑤武家言葉…ご無礼します、〇〇でござりまする

（イ）食文化

７代藩主宗春の時代の資料からは、当時の名古屋の食べ物が豊かであった様子がうかがえる。京・大阪や江戸から入ってきた食べ物も多かったが、名古屋人好みの味付けが加えられて、この地の味となった。

写真 1-40 きしめん

代表的な名古屋の味としては、赤い豆味噌と溜り（醤油）がある。赤味噌仕立ての味噌汁は、名古屋ことばで「御味御付（おみおつけ）」などと呼ばれるが、これは室町時代の宮中の女房詞（にょうぼうことば）からきた語である。現在、よく知られている味噌煮込みうどん、味噌おでん、味噌煮、土手鍋などは、甘い砂糖の入った練り味噌を使うもので、砂糖が日常化して以後の新しい食べ物と考えられている。

きしめんは、名古屋特有の食べ物であるが、いつ頃からあったかはよくわからない。守貞謾稿の『近世風俗志』には、「今世、江戸にて平打の温飩を、ひもかはと号く…江戸にてひもかはと云う平打うどんを、尾の名古屋にてはきしめんと云うなり」とあって、江戸時代後半にはあったことがわかる。

尾張名古屋では、茶の湯とともに茶菓子も発展した。名古屋築城と同時期に

名古屋に店を開いたのは、初代藩主義直の尾張入府にともなう駿河越え商人の「桔梗屋」と大阪道修町からきた「両口屋」であった。「両口屋」は藩との結びつきも深く２代藩主光友から屋号を授かったという。江戸時代、藩御用達の御用菓子司は、藩の入手した砂糖を譲り受けて菓子を作っていたという。「桔梗屋」は明治末年にのれんを下ろしたが、この蒸し菓子法の流れを汲む「美濃忠」、「不老園」、「松川屋本店」などが、今も名古屋の茶菓子文化の一端を担っている。

なお、名古屋市蓬左文庫には、『御蒸菓子御見本』、『御干菓子御見本』のように江戸時代の菓子を描いた見本帳が残されており、当時の菓子の様子を知ることができる。

名古屋市民にとってなじみの深い菓子のひとつに「オコシモノ」（オコシモン、オシモン等）がある。オコシモノは、米の粉を熱湯で練り、鯛などの型を彫込んだ木型に押し込んでからはずし、蒸して作る。食紅や色粉で着色される。オコシモノは桃の節供に合わせて作られる。餅のように焼いて醤油などを付けて食べる。市販もされているが、家々に保管された木型を使い、家庭で作ることも少なくない。

写真 1-41 オコシモノ

名古屋市は、木曽の山々とそこから流れ出た木曽川などの河川、その河川が育んだ濃尾平野と豊かな海の恵みをもたらす伊勢湾に囲まれた大都市である。

そこに生きる人々の歴史は、台地の縁辺部に形成された集落に始まり、古墳や古窯、神社、城跡などに痕跡を残しながら積み重ねられてきた。

近世に入ると、天下を治めた徳川家康によって名古屋城が築かれ、名古屋城下町は、尾張藩における政治・経済・文化の中心地として繁栄した。ここにようやく現在の大都市名古屋の原型が姿を現した。

明治時代には、名古屋港の築港を契機に、古代よりこの地の拠点であった熱田が名古屋市と合併し、さらには、大正・昭和にかけて周辺地域が次々と名古屋市に編入され、旧城下町の外側で独自の文化を育んできた町や村が名古屋市の一部として一体的な歴史を歩み始めた。

大都市へと成長を遂げた名古屋市であったが、太平洋戦争では空襲により甚大な戦禍を被り、名古屋の歴史を受け継ぐ多くの人々の命と生活、名古屋城をはじめとする貴重な歴史的建造物が失われてしまった。

戦後、名古屋市は大胆な戦災復興計画を実行して、戦災からの復興と戦前を上回る発展を成し遂げ、日本を代表する大都市として現在に至っている。

２章　名古屋市の維持向上すべき歴史的風致

歴史まちづくり法第１条で定義される歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」である。そのため、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件となる。

①：地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が、現在、行われていること
②：①の活動が歴史的価値の高い建造物（＊）とその周辺で行われていること
③：①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること

＊「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものをいう。
（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」より）

戦災都市である名古屋市では、現在、戦火を免れた 12 棟の歴史的建造物が重要文化財に指定されているが、その分布は、名古屋城内の６棟を除いては、広い市域に散在している（寺社建築４棟、近代建築２棟）。これらの重要文化財は、戦災と復興に代表されるスクラップ・アンド・ビルドによって古いまちに上書きするように発展してきた名古屋のまちにおいて、新しい歴史の層を突き破るような形で現在も地上に姿を見せている稀有な存在である。そして、一つひとつの重要文化財は、創建当時から地域のシンボルとして人々が見上げてきたものであり、今も市民の誇るべき財産として大切にされているものである。これらは、地域に固有の歴史を物語る存在として、当然に名古屋市の歴史的風致を構成する重要な要素として浮上してくる。

また、名古屋市は大都市として発展する過程で、旧城下町、熱田、周辺の町・村が一体となり市域を拡大してきた。市内には、それぞれの地域に固有の伝統的な営みや歴史的建造物が残り、身近なものを含めると無数の歴史的風致が今も存在している。その中から、名古屋市の歴史的特徴を形づくっているものを拾い上げていくことで、名古屋市の維持向上すべき歴史的風致として計画に掲げるべきものが抽出できると考えられる。

以上のことをふまえ、本計画で取り上げる「名古屋市の維持向上すべき歴史的風致」を以下の６つに整理することとした。

１　名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致
２　熱田神宮等に見られる歴史的風致
３　尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
４　堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致
５　街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致
６　大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致

１　名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致

慶長 15 年（1610）に徳川家康が諸大名に命じて築いた名古屋城は、戦災で主要な建造物を失ったものの堀や石垣で区画された本丸、二之丸、西之丸、御深井丸、三之丸などの縄張りはかつての姿をよく残しており、特別史跡に指定されている。名古屋城は、近世武家文化を今に伝える貴重な歴史的建造物であるとともに、名古屋の主要な観光地のひとつとして年間約 140 万人を集めている。

本丸は、城の中央北寄りに位置して大天守、小天守、御殿、東南隅櫓、西南隅櫓、東北隅櫓などからなっていた。大小天守、御殿、東北隅櫓は戦災で焼失した。

二之丸は、本丸に続く東の一郭であって、藩主の住居や藩の政庁があり、後には「御城」と呼ばれた区域である。北部には二之丸御殿とともに庭園が造られた。東西に鉄門があり、南部は弓場や馬場となっていた。

西之丸は、天守の西南方向にあり、北部は御深井丸につながり、南部は榎多門を経て三之丸に通じていた。ここには米蔵と塩蔵が建ち、西北隅には月見櫓があった。

御深井丸は、城の西北にある。水堀に囲まれ、西北隅櫓もここに位置している。御深井丸には多くの武器蔵などがあったという。また、明治期に建てられたとされる乃木倉庫（登録有形文化財）がある。

三之丸は、二之丸、西之丸の南から片端筋（現 外堀通）までの広大な範囲であり、東照宮、天王社、将軍家廟や上級藩士の屋敷が建ち並んでいた。

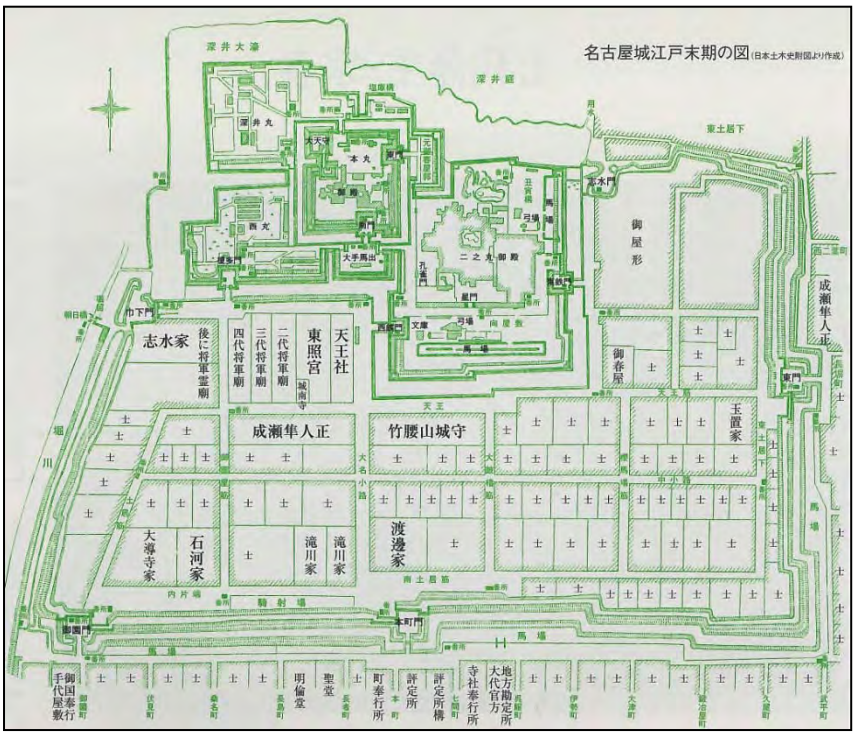

図 2-1 江戸時代末期の城郭図

名古屋城は戦災で天守閣や本丸御殿をはじめ多くの建造物を失った。天守閣は、昭和 34 年（1959）に復元され、現在は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に基づく博物館相当施設となっている。本丸御殿は平成 21 年（2009）から復元が進められている。

名古屋城の天守閣は、本丸の西北隅に位置する。層塔型天守と小天守からなり、その間に橋台という石垣を築いて両者を連結している。大天守へは小天守を経なければ入ることができない。橋台には左右両側に土塀が設けられ、西側は軒桁に槍の穂先を並べて忍び返しにした剣塀となっている。

大天守は５層からなり、内部は下層の穴蔵を含め６重であった。穴蔵は石垣の内側にあり、御金蔵３室、米蔵などに分かれていた。大天守の入口は、鉄板張りで周囲は天井まで総塗籠の厳重なものである。また、外壁には敵が石垣を登ってくるのを防ぐために、出張った「石落」を設けている。これには外観的には優美な「唐破風」や「千鳥破風」を付けて巧みに擬装している。

大天守の大棟に掲げられていた金鯱は、荒彫の心木をつくり、これに鉛板を張り付け、さらに銅板をおおい、その上に大判小判を薄く延ばして張ったものであった。使われた金の量は、慶長大判で 1,940 枚（小判にして 17,975 両）であった。建造当時は、慶長金で純度が高かった。

本丸御殿は天守閣の南に位置し、本丸のほぼ中央に南面して建てられた書院づくりの大建築である。玄関・表書院・対面所・梅之間・上洛殿・御湯殿書院・黒木書院・上御膳所などからなり、二条城の二の丸御殿とならんで、近世初期におけるわが国の書院建築の双璧をなしていたものである。本丸御殿は当初、藩主の居所と政庁を兼ねていたが、初代藩主の義直は、元和６年（1620）に二之丸御殿に移っており、それ以後は将軍が上洛時に宿泊する御成御殿となった。

寛永 11 年（1634）には３代将軍家光が上洛し、それに先立って本丸御殿も大幅に増改築された。寛永期の増改築では、新たに上洛殿、黒木書院、御湯殿書院が建設されている。本丸御殿の襖絵や天井絵は、主に狩野派の絵師によるもので、慶長期には狩野貞信、寛永期には狩野探幽を中心として描かれた。これらの襖絵など取り外しが可能であったものは戦災を免れ、現在、1047 面が重要文化財に指定されている。

名古屋城内で戦災を免れて現存する主要建造物として、高麗門３棟と隅櫓３棟がある。これらは、重要文化財に指定されている。

写真 2-1 焼失前の天守閣と本丸御殿
（当時いずれも国宝）

３棟の高麗門は、本丸の表二の門、二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門で、いずれも本来は一之門と組合って枡形を形成していたものである。門の形式はすべて同じで、主柱と裏桟(うらざん)付板扉には鉄板を張り、軒部分は漆喰(しっくい)塗として、屋根は本瓦葺である。石垣やその上に築かれた多聞(たもん)櫓の間に挟まれて、防備堅固にしていた。いずれも築城当初のもので、慶長 17 年（1612）中に完成している。東南隅櫓は、本丸の外石垣の東南隅に建つ。外観２重、内部３階である。慶長 17 年（1612）末頃までには完成したものとされ、宝永７年（1710）、寛政 11 年（1799）の修理記録が残る。大棟の鯱は明治 43 年（1910）に江戸城から移し取りつけられたものであることが判明している。

西南隅櫓は、本丸の外石垣の西南隅に建つ。外観２重、内部３階である。名古屋城が離宮であった大正 12 年（1923）に宮内省により修理されている。

西北隅櫓は、御深井丸の西北隅に建つ。外観３重、内部３階である。通称清洲櫓とよばれるが、清須城における沿革や移築の事情は不明である。昭和 39 年（1964）の解体修理の際には「未九月･･･庄左ヱ門二十五才」という墨書が発見されている。「未」は元和５年（1619）と考えられており、他の隅櫓より遅れて、この時に建ったことが分かる。

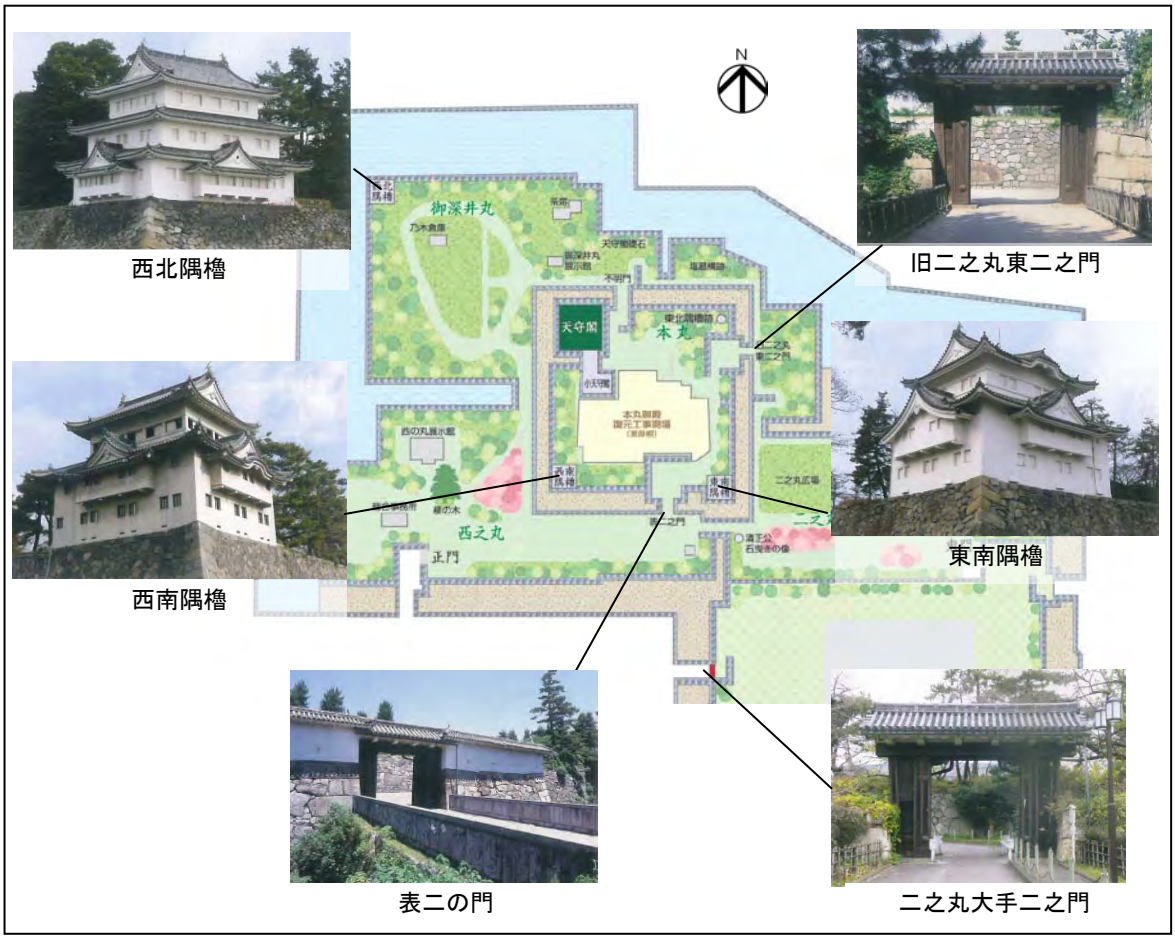

図 2-2 名古屋城内の重要文化財位置図

この他、名古屋城内には、名勝の二之丸庭園がある。二之丸庭園は元和元年（1615）頃、二之丸御殿の造営に伴い構築された。初代藩主の義直は、この庭園に木曽の景勝地である寝覚の床をうつしたとされる石組や権現山、聖堂などを築いた。二之丸庭園は享保年間（1716～1735）以後、度々改変されたが、築山や大型の庭石などの配置は旧状をとどめており、現存する数少ない大名庭園のひとつである。

名古屋城下町は、城を西北端部に置く逆三角形上の熱田台地の上に建設された。城下は主に、武家地、町人地、寺社地に分かれており、それぞれの割合は、武家地が約６割、町人地が２割強、寺社地が１割強であった。

武家屋敷は原則として藩主から拝領したものであり、一般に身分の高い武家ほど城の近くに屋敷を与えられていた。身分が下がるに従って城から離れていき、下級武士の組屋敷などは周辺部に設けられていた。また、家老などの上級武家たちは、上屋敷のほかに中屋敷や下屋敷を持つこともあった。これらの武家地は、重臣の屋敷が建ち並んだ三之丸を中心に城下東部の山口や西部の巾下（はばした）などに広がっていた。

町人地は、三之丸南のいわゆる「碁盤割」を中心として、その他に主要街道沿いや寺院の門前などにも設けられた。碁盤割の各ブロックには建物の正面を道に接して、間口いっぱいにすき間なく立て詰められ、道を挟んだ両側で一つの町を形成していた。また、ブロックの中央には、町屋の建たない「会所地」と呼ばれる空間ができ、寺院の敷地などにされていた。

清洲越しにあたり、100 余りの寺社が名古屋に移転したといわれる。それらの多くは東と南の武家地の外側に設けられた寺町に宗派ごとにまとめられた。東寺町には、法華寺町・禅寺町と呼ばれる地区に日蓮宗、禅宗を中心とする各宗派の中小寺院が並んでいた。一方、南寺町は本町通沿いの城下南部にあたり、大須観音、七寺、東西本願寺などの大規模な伽藍（がらん）の寺院が立地していた。

名古屋城下では、本町通が南北軸として城下を貫いていた。本町通りと東西の街道筋である伝馬町筋の交差点は札の辻と呼ばれ、高札が立てられるとともに、名古屋から他所へ向かう距離の起点となっていた。この札の辻を起点として南は東海道の熱田宿、西へは美濃街道の清須宿までの人馬・人足の賃金が定められていた。また、本町通を南下した橘町には城下入口の警備のために大木戸が設けられ、ここが城下の南端とされていた。

名古屋のまちは太平洋戦争で甚大な被害を受け、名古屋城天守閣をはじめ、旧城下の大部分が焼失した。戦災復興計画において、碁盤割地区は名古屋市の中心商業地区として道路の拡幅が行われたが、碁盤割の街区は清須越し以来の

形態が踏襲された。また、本町通りは都市計画道路「本町線」となり、現在に引き継がれている。

図 2-3「尾府名古屋図」正徳 4 年(1714)

図 2-4 現在の名古屋中心部の町割り

（１）名古屋城と本町通を中心とした城下町の祭り

名古屋城下では、主要な祭りとして、東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭が行われていた。それぞれの祭りでは、華やかな山車などで構成された祭礼行列が名古屋城三之丸に入ることができ、藩主の上覧を賜った。さらには、庶民も祭礼行列に続いて、三之丸の東照宮や三之丸天王社へ参拝することができた。３つの祭りは庶民が城内へ入ることのできる唯一の機会であり、身分を超えて参加できる城下が最もにぎわう行事であった。これらの祭りは形を変えつつ、現在に受け継がれている。

図 2-5 現在に受け継がれる名古屋城下の祭礼

ア　東照宮祭

名古屋東照宮は、幕府が江戸城内に東照宮を創建した翌年の元和５年（1619）に、名古屋城三之丸に創建された。これは元和７年（1621）に創建された水戸東照宮、和歌山東照宮よりも早い創建である。徳川家康を御神体とする東照宮は、全国で 550 社に上るといわれているが、名古屋東照宮は創建当初より、城郭内に建設された稀有な例である。明治８年（1875）には元の藩校明倫堂（めいりんどう）の跡地である現在地に移して、初代藩主義直（よしなお）の霊を合祀（ごうし）し、後に 14 代藩主慶勝（よしかつ）の霊を合祀した。権現造（ごんげんづくり）の本殿のほか、楼門（ろうもん）・平唐門（ひらからもん）・渡殿（わたどの）・祭文殿（さいもんでん）等で構成されていたが、太平洋戦争で焼失した。

現在の本殿は、慶安４年（1651）に義直の正室・高原院（こうげんいん）の霊廟（れいびょう）として建てられたもので、昭和 28 年（1953）に建中寺から移築されたものである。本殿、唐

門、透塀が愛知県指定文化財となっている。

唐門・透塀に囲まれた本殿は方三間、入母屋造桟瓦葺、一間の向拝つきであるが、桧皮の軒付を残す。中心に方一間の柱間の広い内陣が造られ、周囲に縁高欄がめぐり、正面に木階五段を置く。柱は円柱、上下長押、頭貫、台輪をまわし、斗組は禅宗様三手先で内部は出組。中備に蟇股、軒は二軒繁垂木である。天井は小組格天井。正面に双折桟唐戸、その他は蔀戸で総漆塗であり、上部は極彩色である。

写真 2-2 東照宮本殿(県指定文化財)

東照宮祭のはじまりには諸説あるが、徳川家康の九男で初代尾張藩主の徳川義直は元和 4 年(1618)4 月 17 日に家康の三回忌を営んでおり、文化元年(1804)に完成した『敬公実録』には、「今年四月、御三回忌御法事執行、このときより御祭礼を始め候旨申し候」とある。近世における東照宮祭は、家康の命日が 4 月 17 日であることから、4 月 15 日、16 日、17 日の 3 日間にわたって行われた。

15 日には東照権現、山王権現、日光権現の 3 基の神輿が祭文殿へ渡御され、16 日には舞楽奉納や社僧の議論が行われた。17 日には東照宮神宮寺の尊寿院で罪人の特赦が行われたあと、末広町に設けられた御旅所(御宿院)への神輿渡御が行われた。この渡御には、武士・神官・僧侶などに加え町々の山車や練り物が従い、非常に華やかな祭礼行列であったという。この日は町民にも三之丸にある東照宮への参拝が許されていた。

東照宮祭の特徴であった山車が初めて登場したのは、元和 5 年(1619)で、荷車を 2 両並べた上に西行桜の能人形を飾ったものであったという。翌元和 6 年(1620)には、名古屋城下町において最初にからくり人形を乗せた七間町の橋弁慶車が登場した。

宝暦 6 年(1756)には、橋弁慶車(七間町)、雷電車(和泉町)、湯取車(桑名町)、猩々車(本町)、石橋車(中市場町)、小鍛冶車

図 2-6『名古屋東照宮祭礼図巻』(文政年間)

（京町）、二福神車（上長者町）、林和靖車（伝馬町）、唐子車（宮町）の 9 両の山車が揃い祭礼行列はより華やかなものとなった。このほか行列には、町内ごとに工夫を凝らした練り物が出された。祭礼行列は時期により多少の消長はあるものの、多い時には 7,000 人近くに及び、その長さは、先頭が御旅所に到着しても最後尾は出発していない程だったという。華やかな祭礼行列の様子は、『名古屋東照宮祭礼図巻』（文政年間）や『尾張名所図会』に描かれている。

図 2-7 桶屋町の練り物「茸狩」（『張州雑誌』より）

明治維新後、祭礼行列は尾張藩による後ろ盾を失い、中止せざるを得なくなったが、従来から東照宮祭に参加していた碁盤割町人からは行列復活の要望が強く、明治 14 年（1881）に再開された。しかし、太平洋戦争の戦災により、東照宮の社殿と山車は全て焼失してしまった。

現在の東照宮祭は、名物の山車が戦災で焼失したため、神事を中心とした行事となっている。幸い神輿は焼け残ったが、かつてのような渡御は行われていない。唯一、伝統を守っているものは、前夜祭に行われる舞楽である。

東照宮の舞楽は、江戸時代から連綿と続くもので、明治時代に存続の危機もあったが、明治 23 年（1890）、いち早く東照宮雅楽部が組織され体制を整えた。現在、楽人の多くは中部雅楽連盟の会員で、中区守綱寺等で練習を行っている。４月 16 日に行われる前夜祭では、桜の花びらが散るなか、華やかな衣装に身を包んだ舞人により、振鉾、萬歳楽、延喜楽、陵王などの舞楽が古式ゆかしく奉納される。

写真 2-3 東照宮祭で行われている舞楽

イ　三之丸天王祭

天王社は亀尾天王社とも呼ばれ、名古屋築城以前から築城予定地に鎮座していた。築城に際して遷座が協議されたが、みくじの神慮により三之丸にとどまり、城郭擁護の鎮守、城下町の産土の氏神として崇敬された。同社の縁起によれば、延喜 11 年（911）の創建で、須盞嗚尊を祀っている。天文元年（1532）、那古野合戦の兵火で焼失したが、天文 8 年（1539）に織田信長の父・信秀によって再建されたという。名古屋城の築城以後は、三之丸の一部となったため三之丸天王社ともいわれるようになった。明治維新後、「須佐之男社」と改められ、東照宮と同様に、明治 9 年（1876）には元の藩校の明倫堂跡地へ遷座した。その後、明治 32 年（1899）には那古野神社へと改称された。社殿は戦災で焼失し、現在の本殿は、昭和 29 年（1954）に再建されたものである。

写真 2-4 那古野神社

三之丸天王社の天王祭は、夏に流行する疾病を祓うために行われる祭りのひとつで、近世においては旧暦 6 月 15 日、16 日に行われており、15 日を宵祭り、16 日を朝祭りと称していた。天王祭は、後述の若宮祭りと同日に行われ、祭りの賑わいは大変なものであったという。祭りでは城下の町人にも三之丸天王社への参拝が許された。天野信景（1661～1733）の『塩尻』には、「城内牛頭天王祠六月十六日御霊会車楽二輛。前車は名古屋村広井村、後車は車町升屋町、此町は織田家の時より有之。」とある。天王祭は名古屋築城以前からの祭礼で、濃尾平野一帯に分布する中世以来の伝統を有する山車「車楽」が出されるのが特徴であった。車楽は前車と後車の 2 輛が本町御門前に曳き出された。前車は名古屋村と広井村、後車は車町と益屋町が隔年交代で当番をつとめた。15 日は宵祭りで、車楽には提灯が取り付けられ、16 日の早朝には、提灯に替わり屋形を設けて、能人形を置いた。その様子は内藤東甫の『張州雑志稿本』（明和 4 年（1767））などに描かれている。16 日は

図 2-8『名古屋天王祭礼図巻』（江戸後期）

本町通を渡ってくる若宮祭の祭礼行列を出迎えた。なお、名古屋村と広井村は、明治６年（1873）に車楽（だんじり）の当番を外れ、その後は茶屋町が引き継いだとされている。

三之丸天王祭には、関係する町々から「見舞車」とよばれる山車が出された。名古屋城下町においては、町民は藩の許可なくして勝手に山車を作ることは許されなかったが、天王社の氏子町内である広井村や名古屋村では、天王社の車楽へ提灯を運ぶ小型の献灯車が作られ、これが見舞車となったとも考えられている。見舞車は現在でも各地に残り、地域の祭りなどに曳き出されている。

明治維新後、天王祭は形を変え、明治 25 年（1892）には祭日を 7 月 15 日、16 日として、従来の車楽に加えて、50 人担ぎの白木の神輿を 2 基新調して、若宮八幡社へ渡御する神輿祭りとなった。これには、玉屋町の西王母車（せいおうぼしゃ）や氏子町内から出る練り物が従って、大変華やかな祭礼行列となった。しかし、これらも太平洋戦争で多くを失ってしまった。

写真 2-5 宵祭りに飾られる車楽

現在の天王祭は、那古野神社の祭礼として 7 月 15 日・16 日に行われ、15 日夜には辛うじて戦災を免れた旧茶屋町の車楽への巻藁提灯（まきわらちょうちん）の点灯と舞踊などの芸能が行われる。また、文政年間の作と伝わる「室明神（むろのみょうじん）」の能人形が境内に飾られる。16 日には神輿の若宮八幡社への渡御が執り行われる。神輿行列では、大神輿・中神輿を猿デンチに赤褌姿の男衆が担ぎ、小神輿は法被姿の女性が担いで、エッチッ、エッチッの掛け声とともに本町通を南下して若宮八幡宮まで運ぶ。この間、本町通と桜通・錦通との交差点では、その広さを利用して、すべての神輿が交差点内を回転する。渡御の途中では、所々で、飲み物等の提供を受ける。

若宮八幡社からの帰路、神輿行列は那古野神社近くで本町通から魚ノ棚（うおのだな）通へ折れ、通沿いにある老舗料亭の河文（かわぶん）の前を通る。河文は、約 350 年前に初代河内屋文左衛門が創建した料亭で、江戸時代には「魚の棚四軒」と呼ばれた料理屋のひとつであった。神輿は河文の前に着くと門の前を前後し、その後、木遣（きやり）が歌われる。河文前では、飲み物やつまみが振る舞われ、終盤に差し掛かった行列を盛り上げる。

河文を後にすると、神輿行列は間もなく那古野神社に到着し、ここでも木遣が歌われて祭りを終える。

写真 2-6 那古野神社境内

写真 2-7 料亭河文(国登録文化財)

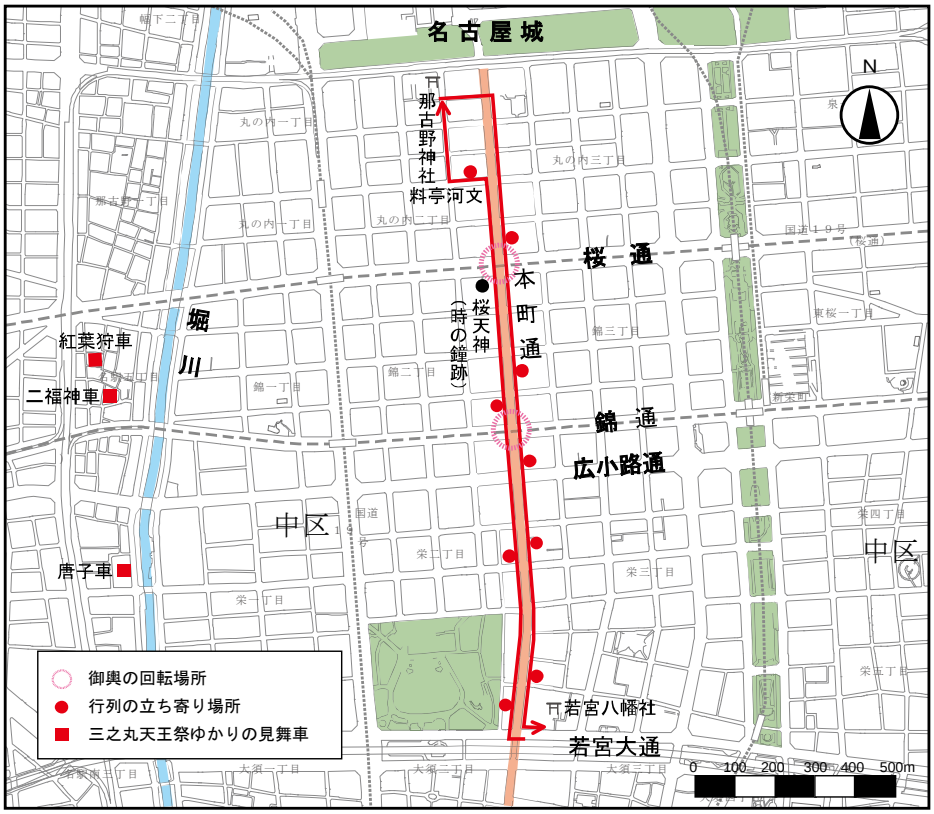

図 2-9 那古野神社祭礼位置図

ウ　若宮祭

若宮八幡社は、天王社同様に名古屋築城以前から築城予定地に鎮座していた。築城に際して遷座が協議され、若宮八幡社はみくじの神慮により現在地に遷座された。以後、名古屋城下の総鎮守として崇敬された。社伝によれば、文武天皇の時（697～707）の創建で、仁徳天皇、左に応神天皇、右に武内宿禰（たけのうちのすくね）を祀る。社殿は戦災で焼失し、現在の社殿は昭和 32 年（1957）に再建されたものである。

写真 2-8 若宮八幡社

江戸時代の若宮祭は三之丸天王祭と同じ旧暦 6 月 15 日・16 日に行われ、16 日には山車が三之丸まで曳行された。これは、かつて若宮八幡社が天王社と同じ築城予定地に立地し、両神社の関係が深かったためとされる。若宮祭では、寛文 11 年（1671）に初めて氏子町内から傘鉾（かさほこ）が出され、延宝 2 年（1674）には、末広町（黒船車）、上玉屋町（富士山車）、下玉屋町（風車）、中須賀町（佐夜姫車）、門前町（花車）の 5 町内から山車が出されたことが、江戸末期の『金鱗九十九之塵（こんりんつくものちり）』に記されている。延宝 4 年（1676）には大久保見町（福禄寿車（ふくろくじゅしゃ））、住吉町（産宮参車（うぶみやまいりしゃ））の二町が参加し、東照宮祭と同じように山車祭りの形態が整った。その後、山車の人形などに多少の改変があり、安永元年（1772）には、若宮祭の名物祭車として、末広町（黒船車）、上玉屋町（西王母車（せいおうぼしゃ））、下玉屋町（布袋車（ほてい））、中須賀町（寿老人車（じゅろうじんしゃ））、門前町（陵王車（りょうおう））、大久保見町（福禄寿車（ふくろくじゅしゃ））、住吉町（河水車（かすいしゃ））の 7 輌が揃った。このうち、玉屋町の上と下では隔年に山車を曳いたため、通常は 6 輌の参加で祭りが行われた。

写真 2-9 徳川慶勝が撮影した若宮祭
（明治3年（1870）以前）

若宮祭では、神輿が、獅子、山車、警固と祭礼行列を組んで三之丸天王社へ渡御されていた。その様子は、高力猿猴庵（こうりきえんこうあん）（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』などに見ることができる。天王社では若宮祭の神輿を拝殿まで入れ、天王社の神輿と向かい合わせた。若宮神主と天王社法印との酒盛り式がすむと、神輿はすぐ若宮への還御（かんぎょ）となったが、山車はそ

のまま夕刻までとどまった。この間、町人たちは自分たちの産土神（うぶすなかみ）である天王社に参拝するため、郭内に入ることが許された。夕刻になると町人たちは提灯に飾られた戻り車を見るべく、本町通りへ集まって見物したという。城下町に暮らす人々は、15 日は天王祭の車楽と見舞車、16 日は若宮祭の山車と 2 日にわたり異なる神社の祭りを楽しむことができた。

明治に入ると、太陽暦が採用され、明治 34 年（1901）に祭日が 5 月 16 日に改正された。これにより長い間、同じ日に行われていた天王祭と若宮祭は、祭日を異にすることになった。山車が他町へ譲渡されたりして、祭礼の様相にも変化がみられた。そして、東照宮と同様に、太平洋戦争で神社と山車のほとんどが焼失した。7 輌の山車のうち戦災を逃れたのは、河水車と福禄寿車の 2 輌のみであった。河水車は、昭和 23 年（1948）に東区の出来町（中之切）へ移り、現在は福禄寿車のみが若宮祭に曳き出されている。

現在、若宮祭の中心は、那古野神社への神輿渡御と福禄寿車の曳行である。5 月 16 日の午後 1 時、鉄杖（てつじょう）を先頭に、榊、楽人、神輿、若宮八幡社宮司、総代、氏子、山車などが列を組み、若宮八幡社を出発する。若宮大通などを通って本町通へ進み、本町通を北上して名古屋城外堀近くの那古野神社まで進む。途中、本町通沿いの老舗企業の前では、飲み物などの提供を受けるとともにからくり人形の奉納も行われる。那古野神社に着くと、拝殿前に神輿を据え、若宮八幡社宮司による祝詞奏上（のりとそうじょう）、氏子総代会長らの玉串奉典（たまぐしほうてん）などが行われ、最後に那古野神社宮司が挨拶を述べる。この挨拶は、若宮祭の祭礼行列を歓迎するとともに若宮八幡社と那古野神社の末長い友好と発展を願う趣旨のものである。

夕方、行列が若宮町八幡社に帰ってくると、宵祭の準備が始まる。福禄寿車に提灯が付けられ、昼間とは違った幻想的な装いとなる。境内には、宿と呼ばれるテントが町内ごとに出される。空が暗くなる中、祭りに参加する人々は、山車の前で写真を撮ったり、宿の中で食事や歓談したりして過ごす。祭りが終盤に近づくと、当番町内の代表者らが各宿にお礼の挨拶をして回り、最後に福禄寿車の前で次年度への申し送りが行われる。そして、三本締めと高砂の朗詠により祭りを終える。

写真 2-10 本町通を進む福禄寿車

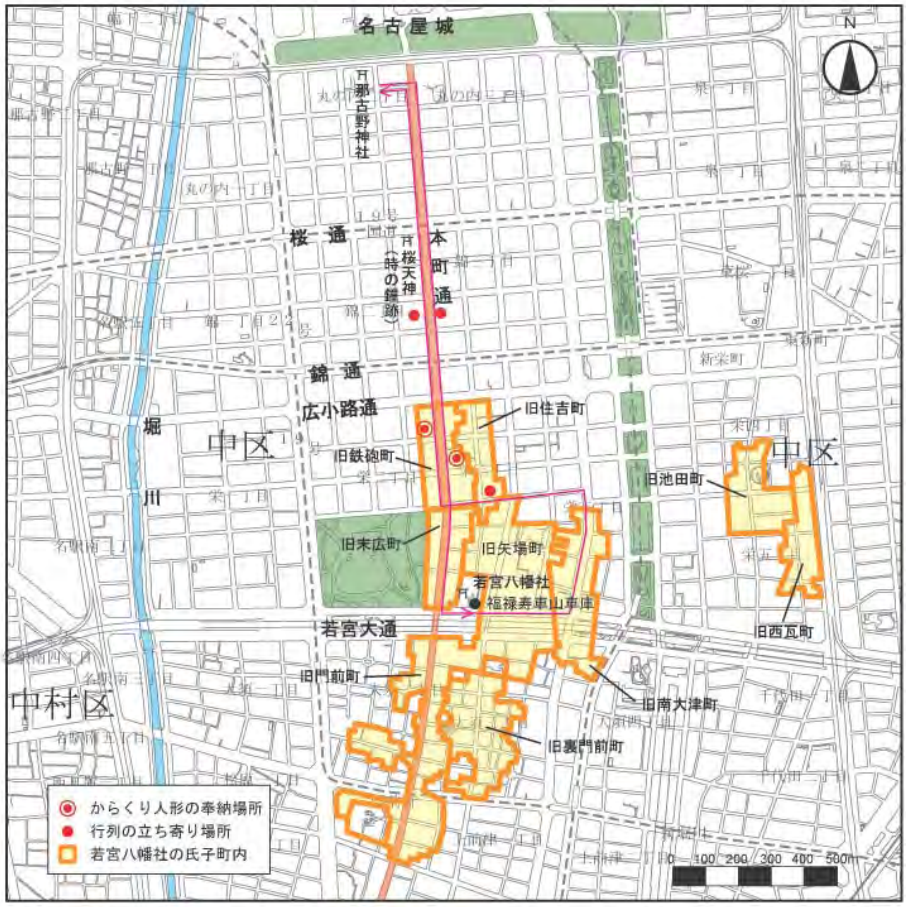

図 2-10 若宮祭位置図

近世名古屋城下町の祭りでは、名古屋に特徴的なからくり人形を乗せた山車などが曳き出され、尾張徳川家の城下町にふさわしい豪華さと賑わいを見せていた。

東照宮では東照宮祭の一環として江戸時代から続く舞楽が現在も行われ、境内で古式ゆかしい優美な舞が奉納される。また、那古野神社と若宮八幡社の祭礼では、今も神輿や山車などの行列が本町通を行き来して、互いのつながりを大切にしながら祭りを続けている。これらは、江戸時代から連綿と行われてきた祭りの華やかさや民衆のエネルギーを今に伝えるものであり、名古屋城や碁盤割城下町の町割りとともに近世名古屋の面影を今日に伝えるものである。

（２）城下町の山車祭りの展開

城下町で行われていた東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭に曳き出された山車の大半は、戦災で焼失してしまった。現地に残っている山車は、那古野神社（旧三之丸天王社）に保管されている旧茶屋町の車楽（だんじり）と若宮八幡社の福禄寿車（ふくろくじゅしゃ）の 2 輌、三之丸天王祭の見舞車であった広井町の 3 輌のみである。しかしながら、これらの祭りに曳き出された山車のいくつかは、他所へ譲られるなどして、現在も活躍している。

東区では、毎年 6 月の第 1 土曜日・日曜日に筒井町と出来町の 2 地区で江戸時代から連綿と続く天王祭が行われ、5 輌の山車が曳き回される。

筒井町の天王祭には、神皇車（じんこうしゃ）と湯取車（ゆとりぐるま）の 2 輌の山車が出される。

神皇車は、かつて広井村から三之丸天王祭の見舞車として出されていた山車で、明治 20 年（1887）頃に筒井町（建中寺門前）に買い取られたものである。からくり人形は、神功皇后（じんぐうこうごう）、武内宿禰（たけのうちのすくね）、巫女（みこ）、鼈振人形（さいふりにんぎょう）の 4 体を載せ、水引幕には十二支の動物の刺繍があしらわれている。神皇車の製作年代は、山車に関連する箱などに文政年間（1818～1830）の銘がいくつか認められ、この頃と考えられている。

湯取車は、碁盤割の桑名町が東照宮祭の祭礼車として曳いていたものであったが、同町が山車を新調することになったため、筒井町に譲渡されたものである。譲渡された時期は、小田切春江の『名陽見聞図会』や『金鱗九十九之塵（こんりんつくものちり）』によると、天保 2 年（1831）頃とされており、『名陽見聞図会』には天保 3 年（1832）の天王祭に湯取車が出されたことが記されている。からくり人形は、安倍晴明、巫女、太鼓打ちと笛吹きの 4 体を載せ、巫女が湯立てをする。天井や高欄を修理した記録が残るが、江戸時代の東照宮祭を経験した貴重な山車である。『名古屋市山車調査報告書 1』は、伊勢門水（いせもんすい）の『名古屋祭』（明治 43 年（1910））の記述から山車本体の製作年代を寛政 9 年（1797）としている。

写真 2-11
神皇車（市指定文化財）

写真 2-12
湯取車（市指定文化財）

筒井町の天王祭では、神皇車の本陣が建中寺の総門前に置かれ、湯取車の本陣がかつて天王社のあった湯取会館に置かれる。2 輌の山車は各本陣を拠点に町内を曳き回されとともに、地元の天王社やゆかりのある高牟(たかむ)神社・物部(もののべ)神社に向いからくり人形を奉納する。また、祭礼の間、2 輌の山車はあらかじめ決められた場所で出会い、互いに天王祭を祝って親睦を深めている。

建中寺の総門東には、筒井天王社が祀られており、祭りの間、関係者の参拝やからくり人形の奉納が行われる。

写真 2-13 建中寺総門(市指定文化財)と筒井天王社

写真 2-14 筒井町天王祭の様子

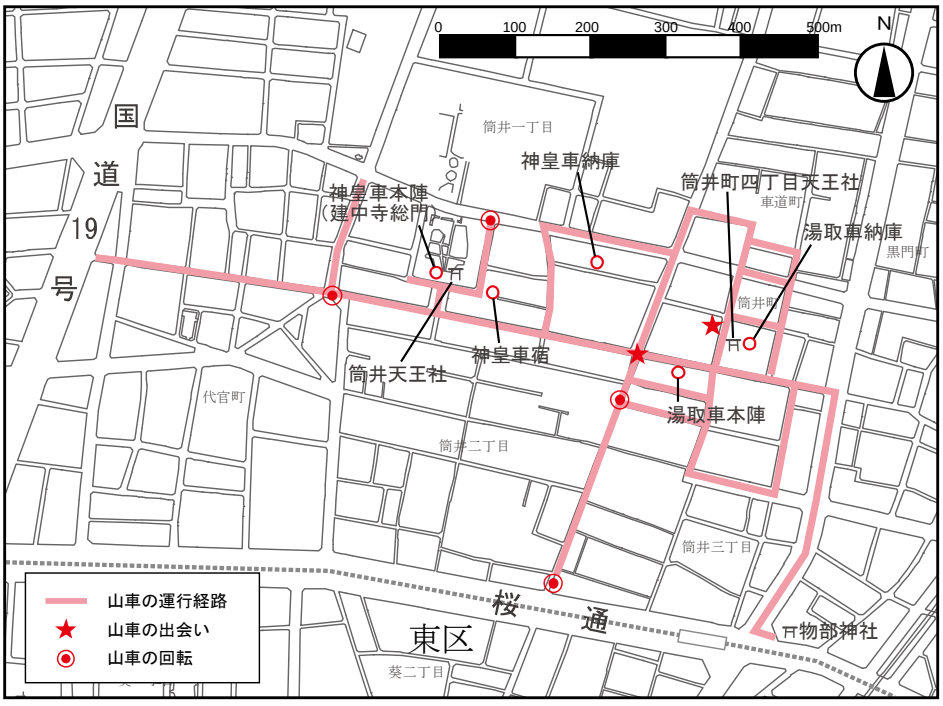

図 2-11 筒井町天王祭位置図

神皇車の本陣が置かれる建中寺は、慶安 4 年（1651）、2 代尾張藩主の徳川光友が藩祖義直のために建立し始め、翌年、主要な堂宇が完成した。元禄 11 年（1698）以後、藩主光友の生母をはじめ、3 代藩主の綱誠らの霊廟が次々と建てられたが、天明 5 年（1785）に火災に遭い、本堂・塔頭・霊廟などを焼失した。天明 7 年（1787）には本堂などが再建されている。その後、堂宇の再編などを経て、現在は天明 7 年（1787）建立の霊廟が愛知県指定文化財となっているほか、本堂・総門・三門・鐘楼・御成門・経蔵・開山堂・源正公（徳川光友）廟が市指定文化財となっている。

建中寺の本堂は、天明 7 年（1787）の再建であるが、古式をよく保ち、焼失前の姿をかなり踏襲していると考えられている。柱間は、間口 9 間、奥行 9 間、入母屋造本瓦葺。前面に軒唐破風つきの 3 間の向拝がつく。正側三面を幅 2 間、背面を 1 間の広縁がとりまき、正側三面に濡縁、高欄がめぐる。間取りは、外陣・内陣・脇の間・位牌の間に分かれ、天井は折上格天井・格天井・広縁棹縁天井などである。内陣・脇の間・位牌の間は極彩色、一部漆塗である。なお、神皇車の本陣がおかれる総門は慶安 5 年（1652）の創建当時のものである。

写真 2-15 建中寺本堂（市指定文化財）

一方、出来町の天王祭には、西之切（新出来町）の鹿子神車、中之切（新出来町）の河水車、東之切（古出来町）の王羲之車の 3 輛の山車が出される。高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』には、「出来町天王祭。機関人形を乗す大車三輛、町中を引く。」とあり、この頃には出来町で山車を出す祭りが行われていたことが分かる。

鹿子神車は、西之切が文化 7 年（1810）に若宮祭の住吉町から購入したと伝わる山車である。修理が繰り返され、現在の山車が当時のままのものであるかは定かではないが、出来町の 3 輛の山車のうち、唯一戦災を免れた山車である。からくり人形は老人の大将人形、逆立ちする小唐子人形、柄太鼓を叩く中唐子人形、麾振人形の 4 体である。

写真 2-16 鹿子神車（市指定文化財）

河水車は、戦災で山車を失った中之切が昭和 23 年（1948）に若宮祭の住吉町から譲り受けた山車である。若宮祭を経験した山車として、若宮八幡社の福禄寿車とともに現存する貴重な山車である。残された箱板から文政 11 年（1828）の製作と考えられている。からくり人形は、大将人形、石橋（しゃっきょう）獅子役の唐子、中人形の唐子、麾振人形の４体である。石橋獅子は戦災で焼失した中之切の石橋車に載せられていたものを再現したものである。

写真 2-17 河水車（市指定文化財）

王羲之車は、文化２年（1805）に東之切が他所から購入したと伝えられていたが、戦災で焼失した。昭和 23 年（1948）から５年かかりで再建され、今に至る。からくり人形は、大将人形の王羲之、２体の唐子人形と麾振人形の４体が載る。東之切ではからくり人形に合せてこの地域特有の人形ばやしが奏され、古出来町「お祭囃子」として市の無形民俗文化財に指定されている。

写真 2-18 王羲之車

出来町の天王祭では、西之切、中之切、東之切の山車が各町内を曳き回される。3 輌の山車は「出会い」の後、揃って町内を曳き回され、各町の須佐之男社（すさのおしゃ）の前まで来ると山車の回転や人形からくりが奉納される。人形からくりが行われている間に、総代や梶方は須佐之男社へ参拝する。須佐之男社は小さな規模の神社であり、隣には山車庫が設置されている。これは３町に共通した特徴である。各町は他の町の参拝が終わると山車庫の前で飲み物やつまみを振る舞う。須佐之男社の前で行われる一連の営みは「答礼（とうれい）」と呼ばれ、この「答礼」を繰り返しながら祭りは進行していく。「出会い」や「答礼」は祭りの見どころであり、多くの人々が山車の廻りに集まって見物する。

写真 2-19 出来町天王祭・3輌の山車の出会い

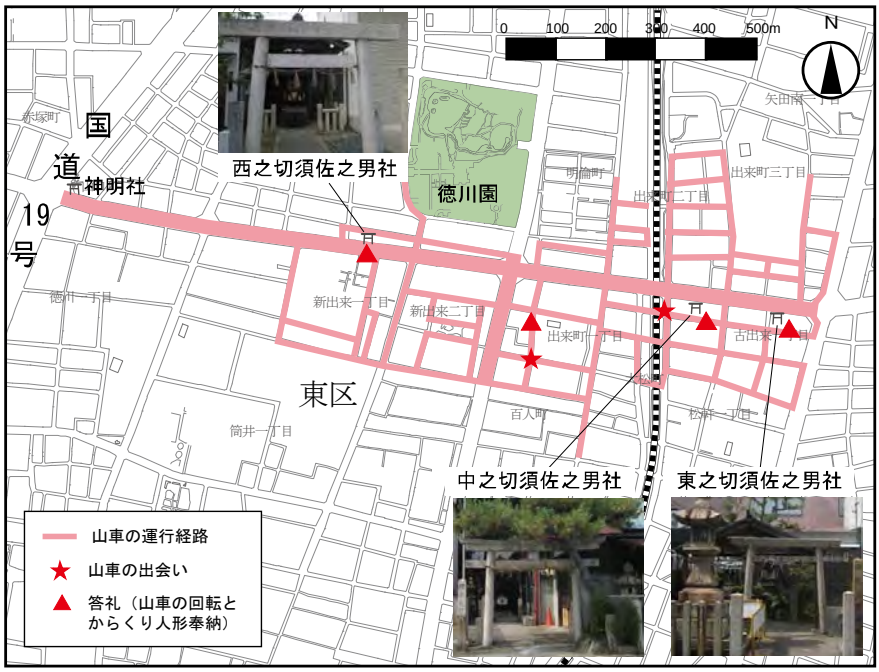

図 2-12 出来町天王祭位置図

筒井町と出来町の天王祭にあわせて、6 月の第 1 日曜日には徳川園で山車揃えが行われている。

この徳川園で行われる山車揃えは、平成 17 年（2005）に始まったもので、当日は筒井町と出来町の 5 輌の山車が徳川園に揃い、徳川美術館の玄関前に設けられた答礼台前に進み出てはからくり人形を披露する。園内には、華やかな山車の競演を見ようと多くの人々が訪れ、近世名古屋城下町の祭礼行列を彷彿とさせるような賑わいとなる。

写真 2-20 徳川園山車揃え

城下町の祭りを引き継ぐ山車として、旧広井村（現中村区）には、かつて三之丸天王祭の見舞車として曳き出された山車が 3 輌残されている。これらは紅葉狩車（上花車）、二福神車（下花車）、唐子車（内屋敷）の 3 輌である。高力猿猴庵の『猿猴庵日記』（文政元年（1818）6 月 15 日）には、「六月十五日雲、ながせ空片端より本町通賑合。又、広井村見舞車、不残出る。但し、広井上ノ切・新屋敷・八切右三ヶ所の車計り片端へ行、後々の車は 祢宜丁二ツ、内屋敷一、花車二、戸田道二ツ、小鳥落一。川通りを大舟町迄来る。珍敷故、大賑合。」とあり、広井村から 11 輌の見舞車が出され、このうち「広井上ノ切・新屋敷・八切」の 3 輌のみが堀川を越えて片端まで行くことを許されていた。今日まで残る花車の 2 輌と内屋敷の 1 輌は、大舟町まで曳き出されていたことが分かる。

写真 2-21 那古野神社を訪れた広井の山車

3 輌の山車は、昭和 29 年頃から毎年 10 月の第 2 土曜日に行われる広井神明社の祭礼に出されている。また、名古屋まつりにも曳き出されることになっており、これにあわせて近世からゆかりの深い那古野神社への参拝が行われている。

写真 2-22 紅葉狩車
（市指定文化財）

写真 2-23 二福神車
（市指定文化財）

写真 2-24 唐子車
（市指定文化財）

筒井町と出来町には、近世名古屋城下の祭りに曳き出されていた山車を含む５輌の山車が現存し各町の天王祭に曳き出される。これらのうち筒井町神皇車は建中寺の総門前を拠点としている。また、天王祭にあわせて、尾張徳川家ゆかりの地である徳川園では山車揃えが行われ、城下町の祭りを想起させる華やかな山車の競演が繰り広げられる。また、三之丸天王祭の見舞車であった旧広井村（現 中村区）の３輌の山車は、10 月の名古屋まつりにあわせて那古野神社へ曳き出され、城下町の祭りの名残りを現在に伝えている。

写真 2-25 名古屋まつりにおける山車揃の様子（市役所前）

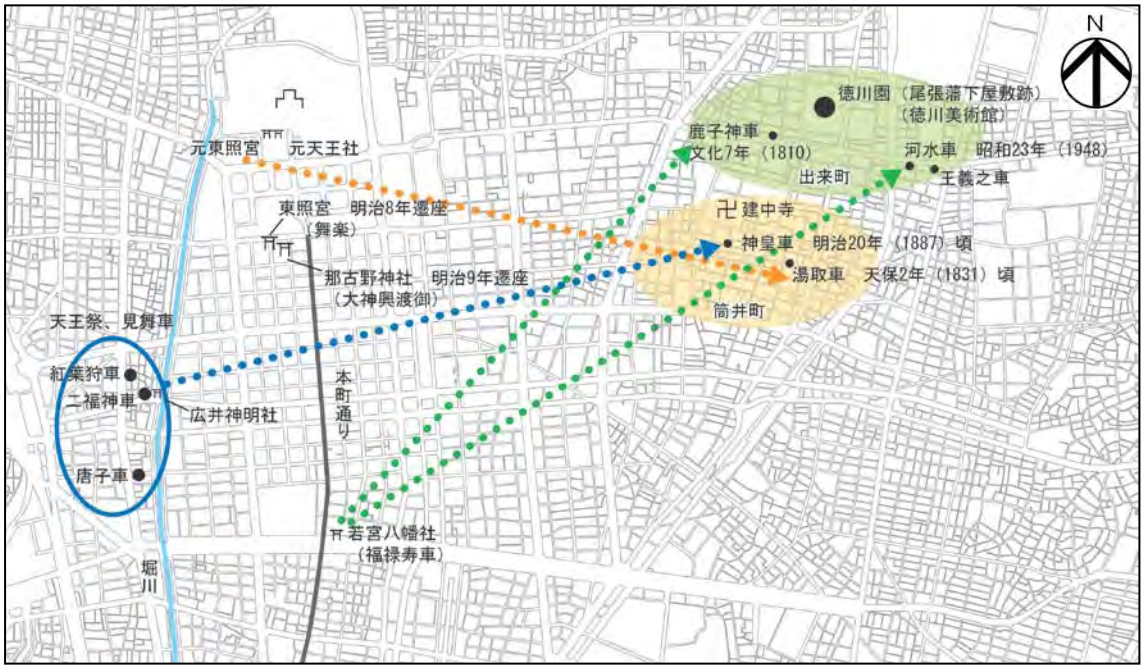

図 2-13 山車の移動状況

２　熱田神宮等に見られる歴史的風致

熱田は、名古屋台地南部の熱田台地南端に位置し、かつては眼下に伊勢湾を望む風光明媚な場所であった。古墳時代、この地には、尾張・美濃にかけて一大勢力を誇った尾張氏が断夫山古墳を築き、以後、古代・中世にかけて尾張南部における一大拠点として栄えた。古くから熱田神宮の門前町であった熱田には、神官や社を支える人々などが住み、伊勢湾の豊かな恵みを享受しながら、町場を形成していった。町の発展とともに、民衆の力も蓄積され、中世には南新宮社の祭りに合わせて、大山や車楽といった山車を出す華やかな祭りが行われるようになった。

熱田の町は、中世末期には、織田信秀・信長の庇護を受け、近世には、東海道の宿場町が置かれて多くの人々で賑わった。名古屋城下町とは本町通（熱田みち）で結ばれ、熱田の町の範囲は徐々に広がっていったが、明治時代に至るまで、熱田は城下町とは一線を画した独自の発展を続けた。明治 40 年（1907）、名古屋港の築港を契機に、熱田は名古屋市と合併し、以後、城下町であった地域とともに名古屋市における二大拠点として、大都市名古屋の形成に影響を与えた。

このような熱田において、古代から連綿と熱田の町とともに存在し、今もこの地に歴史的な風情を残しているのが熱田神宮である。

熱田神宮は熱田台地の南端に位置し、草薙の剣をご神体とする熱田大神を主祭神として祀り、草薙の剣にゆかりの深い五座の神を相殿として祀っている。その歴史は古代にまでさかのぼり、境内では長い伝統をもつ神事が続けられている。

写真 2-26 初詣の賑わい

熱田神宮は名古屋市民をはじめ多くの人々の崇敬を集め、特に新年の初詣には多くの人々が参拝に訪れる。また、結婚式や七五三など、人生のハレの場として熱田神宮を訪れる人も多く、年間の参拝客は約 650 万人にのぼる。

熱田神宮の創祀については、次のような物語が伝えられている。

『古事記』や『日本書紀』の物語によると、第 12 代景行天皇の皇子日本武尊は東征の際、伊勢神宮に立ち寄って三種の神器の一つ天叢雲剣を拝受した。駿河の国においては神剣の力をもって受難を免れ、以後草薙の剣と称したという。東征の帰途、日本武尊は尾張国造家においてその女の宮簀媛命を妃とした。さらに伊吹山に向うに際して剣を妃の許に留め置いたが、都に帰る途中

に伊勢能褒野で亡くなった。その後、剣は宮簀媛命によって熱田の地に奉斎された。これが熱田神宮のはじまりと伝えられている。

一方、熱田神宮に関する古い記録としては、天武天皇の時代に宮廷に留め置かれた草薙の剣が朱鳥元年（686）、熱田に還座したことをうけて、『尾張国熱田太神宮縁記』には「それより以来、始めて社の守りとして七人を置き一人を長となし六人を列となす」と記されており、この時代に神社の神職制度が整えられたことが伝えられている。

熱田神宮には、本宮のほかに別宮、摂社、末社が計 44 あり、このうち４つの摂社と 12 の末社が熱田神宮の境外にある。これらの神社では、熱田神宮により神事等が行われているが、それぞれの地域に根付き、祭りなどを通して地域住民に親しまれている神社も少なくない。

また、熱田神宮から数百メートルの熱田台地上には断夫山古墳（史跡）や白鳥古墳といった古墳がある。これらの古墳には、熱田神宮創始の神話にちなむ伝承があるとともに、考古学的な観点からも熱田神宮との関連性が推測されている。

（１）熱田神宮境内における伝統行事

熱田神宮の境内は約 19 万㎡の広さがあり、その社叢は神苑であると同時に、尾張地方における数少ない常緑広葉樹林のひとつである。境内には本宮をはじめ、別宮１社、摂社８社、末社 19 社が祀られている。

境内の歴史的建造物としては、貞享３年（1686）に新造、修造されたという清雪門、南新宮社本殿、西楽所がある。この他、記念碑・石造物としては、織田信長が桶狭間の戦いに大勝したお礼に寄進したとされる信長塀、信長に仕えた御器所城主佐久間盛次の四男大膳亮勝之が寄進した佐久間灯籠（高さ 7.44 m、寛永７年（1630）庚午５月寄進）、永正 10 年（1513）あるいは 12 年に新造されたという二十五丁橋などがある。また、境内に移築され、保存・活用されている建造物には、旧名古屋博物館品評所の龍影閣や合掌造の原形ともいわれる又兵衛（いずれも登録有形文化財）などがある。なお、戦前には、正門（南門）の海蔵門（西楽所の南辺り）と西門の鎮皇門が国宝に指定されていたが、惜しくも戦災で焼失した。

熱田神宮の社殿は、古代から造営が繰り返されてきたことが様々な史料から明らかになっている。『熱田大神鎮座記』には、朱鳥元年（686）に天武天皇の勅命によって神剣が熱田に還座された際、改めて大宮や別宮諸神社を造営したことが記されている。また、室町時代には足利義持、義政、義稙の各将軍が造

営を行った。元亀２年（1571）には織田信長が修造し、海蔵門を新造したとされる。天正 19 年（1591）には豊臣秀吉が、慶長５年（1600）には徳川家康がそれぞれ修理を行い、慶長の修理の際には西門である鎮皇門が造営された。

しかし、徳川家康の造営後、17 世紀中頃には境内が荒廃した。この様子は松尾芭蕉の「野ざらし紀行」にも、「社頭大に破れ築地はたふれて草むらにかくる。…」などと記されている。これについて、当時の大宮司などは、幕府に対して造営修復の請願を続け、貞享（じょうきょう）３年（1686）、５代将軍綱吉によって修造が実現した。清雪門、南新宮社本殿、西楽所など、現在、戦災を免れて熱田神宮に残る建物の多くはこのときに新造、修造したものとされる。

図 2-14 「熱田神宮古絵図」文化 5 年（1808）
（享禄 2 年（1529）頃に描かれた古図を模写したもの）

明治 26 年（1893）、熱田神宮の社殿は、伊勢神宮にならって従来の尾張造から神明造に改められた。その後、大正、昭和初期にかけて大規模な造営が行われ、本宮をはじめ別宮摂末社に至るまで修築がなされるとともに境内の拡張整備が行われた。しかしながら、これらの旧社殿は太平洋戦争でほとんどが焼失してしまった。

戦後の造営は昭和 24 年（1949）から始まり、拝殿、勅使館、本殿などが順次整備された。本殿には、昭和 29 年（1954）５月に伊勢神宮内宮の古正殿が譲渡されることが決定され、昭和 30 年（1955）11 月 11 日には本宮遷座祭が行われた。戦後の造営は昭和 50 年代まで続き、摂末社や文化諸施設、広場などが整備されて、ほぼ現在の姿となった。平成 21 年（2009）に修造が行われ現在に至る。

写真 2-27 現在の熱田神宮（中央奥が本殿）

熱田神宮境内への主要な入口は、南門（正門)、東門、西門の３つである。各門には鳥居が立つ。境内のほぼ中央に第二鳥居と手水舎があり、それぞれの門から入ってきた参拝者はここでひとつとなり、本宮へ向かう。手水舎のすぐ北側には、樹齢千年といわれる大楠があり、参拝者を迎える。境内にはこの他にもクスノキの大木が各所に見られる。

この他境内の諸施設としては、例祭に勅使をお迎えする勅使館、神符守札授与所を併設する神楽殿、祈祷殿、斎館、会館などは、各種の神事・祭典や行事に使用される。文化殿には熱田神宮宝物館や熱田文庫などが入る。熱田神宮宝物館は、博物館として登録されており、学芸員を置いて特別展や平常展を行っている。また、境内には６軒の茶席があり、毎月 15 日の月次茶会に利用されている。

茶室「蓬庵」
（写真提供：熱田神宮）

写真 2-28 熱田の杜

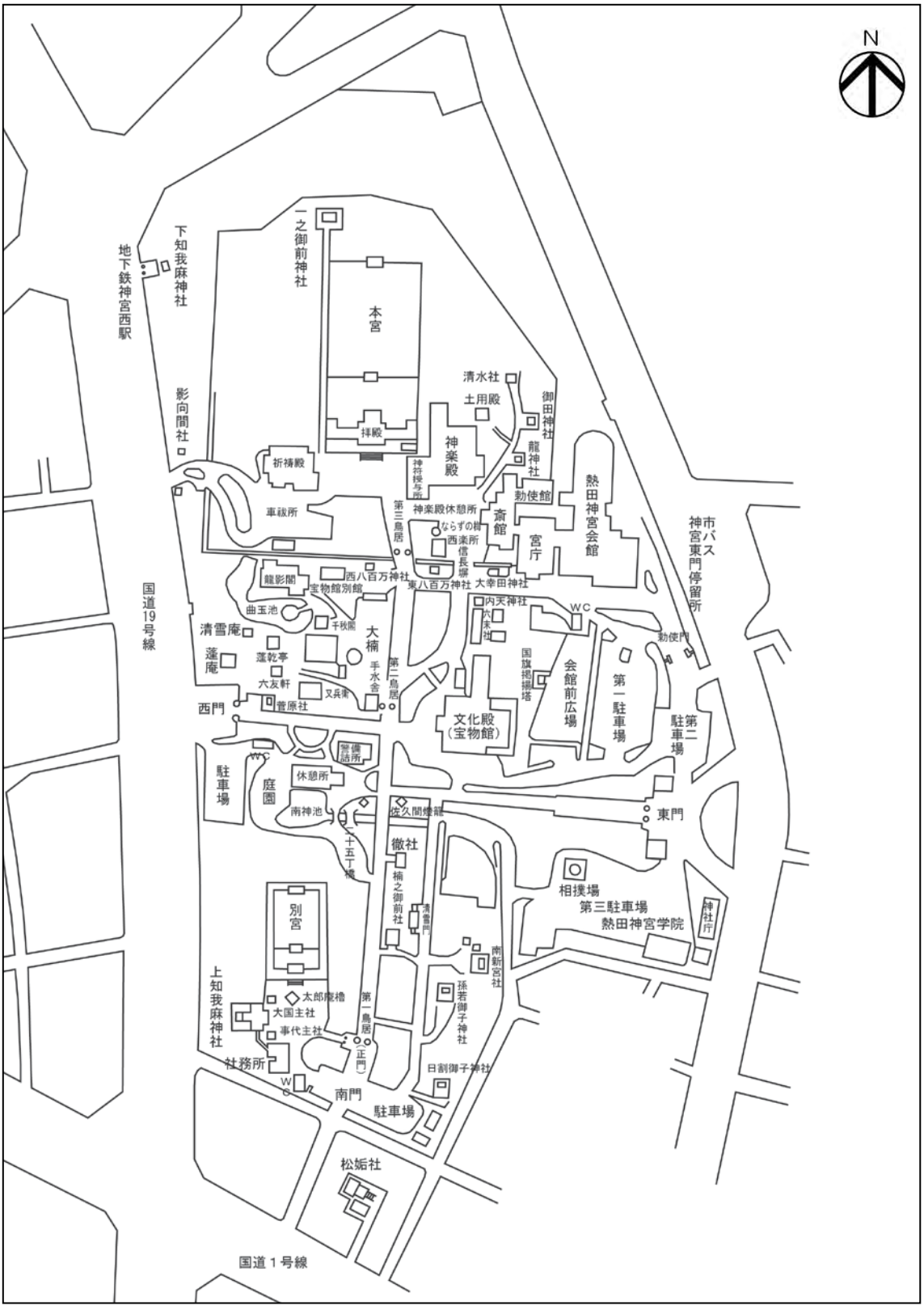

図 2-15 現在の熱田神宮配置図

ア　草薙の剣にちなむ特殊神事

酔笑人神事はオホホ祭ともいい、5月4日の夜に行われる。天智天皇7年(668)に新羅の法師道行により盗み出されたとされる草薙の剣が朱鳥元年（686）に熱田の地に還座し、社中がこぞって歓喜笑楽したその様子を伝えるものといわれる。『文明十七年（1485）年中行事』の5月4日に「酔人御神事、色々儀式有」の記述があり、この頃には神事が行われていたことがわかる。

酔笑人神事は、見てはならぬと伝えられる神面を、袖に隠し持った神官が境内を巡り、決められた場所で大笑いする神事で、祝詞も神饌もない特殊な神事である。この神事には16人の神官が参加する。衣装は立烏帽子に狩衣姿で、右手に笏をもつ。神事では、神面を影向間社で袖の中へ受け取り、神楽殿前、八剣宮を巡った後、清雪門で返納する。

まだ明るさの残る午後7時、16人の祭員は一列に並んで授与所南にある祓所へ進む。そこで修祓の後、影向間社に参進する。

影向間社に到着すると、祭員は笛役から神面を受け取る。面が祭員にわたり準備が整うと面役と呼ばれる2人は神前へ進み出て蹲踞し、まず正面を向く。祭員は、笛役を中心に内側を向いて半円陣状に立ち並ぶ。社殿に向かって右側の面役は、左袖に隠し持った神面を右手に持った中啓（扇の一種）で、3回叩いて「オホ」と言い、今度は左の面役が面を3回叩いて「オホ」と言い、また右の面役が左袖の面を三回叩いて「オホ」と言う。つぎに面役は向き合って先程と同様に右・左・右の順で左袖の面を3回叩き「オホ」と言う。面役の所作が終わり、笛役が「ターロリー」と笛を吹くと、祭員全員がそろって大声で笑う。これを3回行うと影向間社の行事は終わる。祭員は左袖に神面を入れているので、左手を胸前にあて、列を正して影向間社を後にする。

写真 2-29 酔笑人神事の様子

（写真提供：熱田神宮）

影向間社を後にした祭員は、神楽殿前まで戻っていく。神楽殿前に到着すると直ちに面役が正面へ進み出て、祭員も所定の位置に並び、影向間社と同様な所作を行う。神楽殿前での酔笑人神事が終わると次は八剣宮に向かう。３番目の場所となる八剣宮でも先の２カ所と同様の所作で大笑いする。

最後に東面している清雪門へ祭員が到着すると、南北一列に並ぶ。ここでは門に向って左側の面役だけが、正面に進み蹲踞する。面役は、正面を向いて左

袖の神面を３回叩き「オホ」と言い、これを３回繰り返して、笛役が「ターロリー」と笛を吹いた後、西を向いた祭員は大きな声で全員が笑う。ここでも３回大笑いをする。

大笑いが終わると笛役が神面筥（はこ）の前に進んで蹲踞し、順に祭員から神面を受け取って筥（はこ）の中へ納めるのである。その蓋を閉じると祭員は列を整え、参道を通って斎館まで戻り行事は終わる。

最後に大笑いが行われる清雪門は、末社楠御前社（まつしゃくすのみまえ）の北東にあり、もと別宮（べつぐう）の東門、本宮の北門とも伝える。両袖には築地塀が一部残っている。俗に「不開門（あかずのもん）」といわれ、何百年来かたく閉ざされたままとされる。天智天皇７年（668）に新羅の僧が神剣を盗んだとき通った不吉の門とも、神剣還座の際に門を閉ざして再び皇居へ移ることのないようにしたとも伝える。清雪門は、昭和 38 年（1963）年に解体修理が行われ、屋根の桁受皿斗（けたうけさらと）に「貞享（じょうきょう）三年（1686）寅六月十七日、遠州浜松浅原庄右衛門（あさはらしょうえもん）」とある墨書が発見されている。浅原は貞享の修理の時の大工の名である。清雪門は、戦災を逃れて残った数少ない建造物のひとつである。

写真 2-30 清雪門

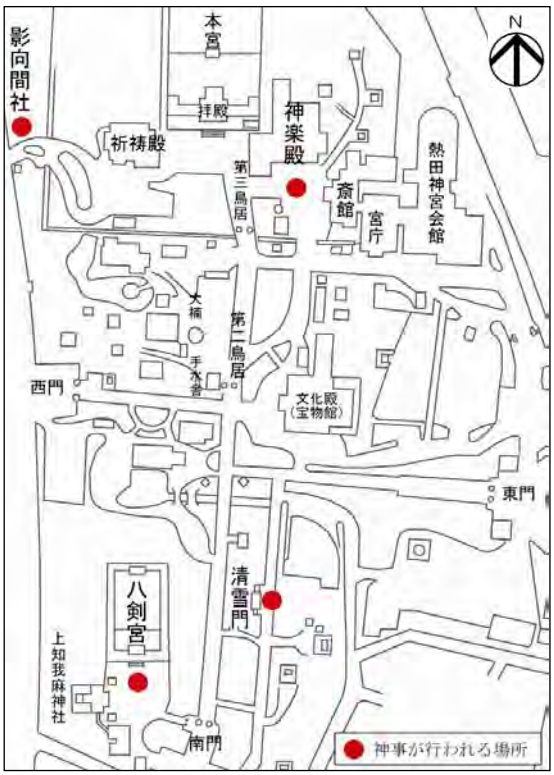

図 2-16 酔笑人神事位置図

神輿渡御神事も酔笑人神事と同じく朱鳥元年（686）の神剣還座の故事に関連する神事で、５月５日に行われている。還座の際の「都を離れ熱田に幸すれど、永く皇居を鎮め守らん」という神託にもとづいて行われている。古くは「神約祭」とも呼ばれていた。『文明十七年（1485）年中行事』の５月５日には「…鎮皇門ニ御幸あり、」の記述がある。戦前は神輿が鎮皇門まで渡御して楼門の上に奉安され、はるかに皇居を望んで祭典が行われていた。鎮皇門は熱田神宮の西門で旧国宝に指定されていたが、戦災で焼失したため、現在は鎮皇門跡への神輿の渡御が行われている。

写真 2-31 鎮皇門（焼失前、当時は国宝）

鎮皇門は、朱鳥元年（686）の創建で、もと天武天皇宸筆の扁額があったが、正応４年（1291）に炎上。後伏見天皇から勅額を賜ったが、慶長初年に再び焼失したという。『続撰清正記』及び腰組枠肘木等の墨書銘によると、慶長５年（1600）に加藤清正が改築し、貞享３年（1686）徳川綱吉が修理を加えている。３間１戸、側面２間の円柱八脚楼門、入母屋造桧皮葺であった。正面には軒唐破風を付し、２間繁垂を施しており、腰の四方の廻縁には高欄をめぐらし、上層の正面中央の間に大華燈窓を開いていた。

写真 2-32 鎮皇門跡（西門）

神輿渡御神事が行われる当日は、午前８時に権宮司以下の祭員が斎館より参進し、祓所において祓を受ける。その後、本宮瑞垣御門内の所定の座につき、奉告祭を執り行う。権宮司が御霊代をうつしたのち、瑞垣御門内から退出して奉告祭を終える。

午前 10 時、宮司以下の祭員と神幸所役が斎館より参進し、祓所において祓を受けた後、拝殿の所定の座につく。宮司以下の祭員は斎服を、神幸所役は浄衣、 褌 、 東 游 などを着用している。次いで宮司一拝の後、宮司は神輿の前に進んで祝詞を奏上する。次

写真 2-33 神輿渡御神事の様子

に禰宜が召立文を読み、神幸所役は召立につれて、それぞれ執物を捧持し、前陣、後陣の列次を整える。

続いて発輿となる。行列は表参道を出て国道 19 号線沿いに進んで鎮皇門跡西門に到着する。神輿を中央にすえ、参列者は所定の座につく。ここでは、宮司一拝、献饌、祝詞奏上、神楽、礼拝などが行われる。

鎮皇門跡での神事が終わると、再び行列を整え発輿となる。元の道筋を経て本宮に還御、禰宜の召立文につれて、執物を元の位置に戻し、参列者は所定の座につく。ここで祭儀を行い、神事を終える。

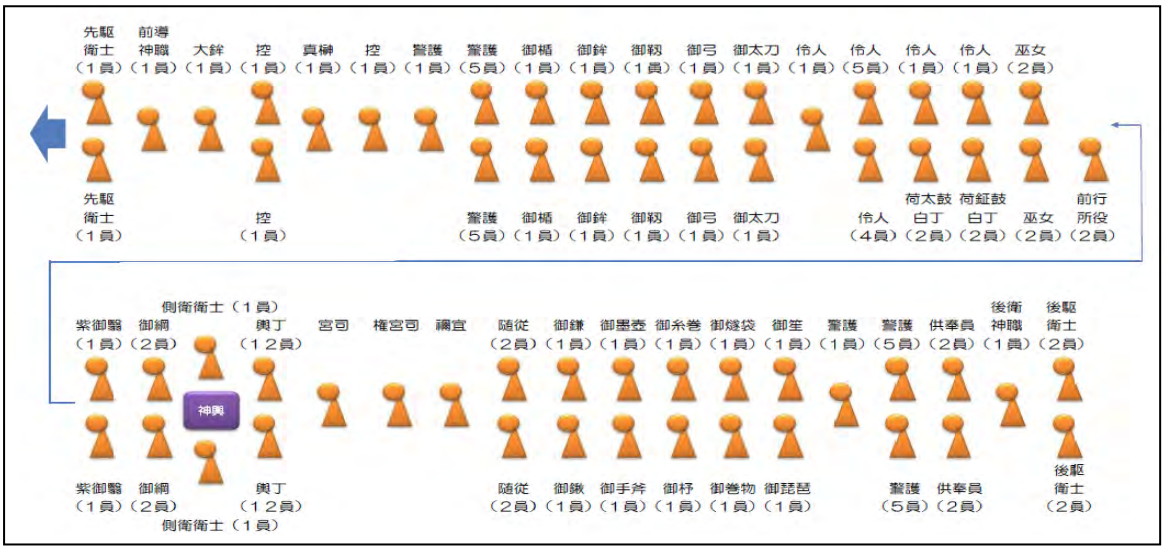

図 2-17 神輿渡御神事の列次

図 2-18 神輿渡御神事の動線図

酔笑人神事と神輿渡御神事は、草薙の剣が還座した故事にちなむ特殊神事であり、酔笑人神事は開かずの門として知られる清雪門などで行われる。これらの神事は、神剣が熱田神宮に還座した喜びを今に伝えたり、往古の神約を今も守り続けたりする熱田神宮ならではの神事として知られている。神の庭ともいうべき熱田の杜に響く神職の笑い声や華やかな神輿渡御の行列は、神秘的かつ神々しいものであり、人々の世代をはるかに越えた年代の重みを感じさせるものである。

イ　例祭（熱田祭）

熱田神宮の例祭は６月５日に行われている。これは、皇居から勅使をお迎えし、御幣物の奉奠、御祭文の奏上が行われる熱田神宮において最も重要かつ荘厳な祭典である。

例祭当日は、午前 10 時に御幣物辛櫃を先頭にして勅使以下、宮司をはじめとする祭員、総代の順に列次を整えて参進する。本宮の石階段下西側の祓所において修祓の後、本宮に参進する。

本殿は御垣内の一番奥に位置する神明造、銅板葺の建物である。その本殿の両側に、「東宝殿」・「西宝殿」がある。この御垣内に内から順に「瑞垣」・「内玉垣」・「外玉垣」の垣があり、それぞれの垣の南正面には神明造の門がある。内玉垣と外玉垣との間の広場を「中重」といい、正面中程に立っているのを中重鳥居という。例祭をはじめ祭典の多くはこの中重で行われる。現在の本殿は、伊勢神宮内宮の古正殿を譲りうけて昭和 30 年（1955）に竣工した社殿を、平成 21 年９月 30 日に修造したものである。

例祭における本宮の祭儀は、開扉、献饌、宮司による祝詞奏上、御幣物の奉奠、勅使による祭文奏上、撤饌、閉扉、拝礼の順に行われる。本宮の祭儀には総代、各界代表、崇敬者代表が参列する。

写真 2-34 例祭の様子

写真 2- 35 熱田祭で奉納される神楽

例祭の行われる６月５日は、古くから南新宮社の祭礼（熱田天王祭）が行われている日であり、昭和 24 年（1949）から例祭もこの日に行われるようになった。現在も熱田神宮の例祭と同日に南新宮社祭が行われている。

南新宮社は熱田神宮の境内にある摂社で、素盞嗚尊を祀り天王社と呼ばれて人々に信仰されてきた神社である。現在は本殿のみが残り、西面している。南新宮社本殿は、一間社流造で、主柱上に舟肘木、庇は連三斗で、妻には虹梁の上に撥束を置く建物である。貞享３年（1686）修復の記録がある。

写真 2-36 南新宮社本殿

寛政２年（1790）の写しが残る「八ヶ村祭礼之覚」によると、南新宮社の祭礼（熱田天王祭）は、寛弘年間（1004～1012）に疫病が流行したため、天王社の前で疫神を「旗鉾」で祓ったことに由来するという。その後、文明年間（1469～1487）になって、祭りに山車が用いられるようになったという。天王祭に出される山車には、大山と車楽の２種類があった。大山は４段の木組みからなり、高さ 12 間（約 21.6 メートル）にも達したという大きな山車であり、山車の上では人形芸能が行われた。一方、車楽は２階造りの屋根上に屋形を乗せたもので、こちらでは稚児舞が演じられた。熱田では、大山や車楽を所有する八カ町（村）が当番を定め、毎年交替で山車を曳き出していた。

図 2-19 熱田大山祭り『熱田祭典年中行事図会』（江戸後期）

熱田天王祭は、宿場町・湊町として発展した熱田の象徴的な祭りであったが、明治 30 年代になると町に電線が引かれ、形を変えざるを得なくなった。明治 39 年（1906）には、大山や車楽に替わって、熱田の浜に巻藁船（まきわらぶね）が出されるようになった。明治 43 年（1910）からは 5 艘の船が出され、これは昭和 48 年（1973）まで続けられた。この間、大山と車楽のほとんどは戦災で焼失してしまった。その後、巻藁船は陸に上がり、現在は熱田祭の一環として熱田神宮の門前に設置される献灯まきわらにその面影を残している。

現在、献灯まきわらは 5 基が出されている。これらの献灯まきわらを担当する学区と設置場所・数は、白鳥学区が東門に 2 基、船方学区・千年学区が西門に 1 基ずつ、大宝学区が南門に 1 基である。このうち、船方・千年・大宝の各学区は堀川の西側に位置しており、熱田祭に関わる地域は、堀川の西側まで広がっている。献灯まきわらの点灯に従事する人々は、午後 6 時前、参道に列を整え、本殿に参拝して種火を受け取る。その後、各持ち場につき、1 年間の 12 月と 365 日を表す提灯（ちょうちん）に順次灯を入れて、1 時間ほどかけて献灯まきわらを完成させる。提灯に灯がともり、辺りが薄暮から暗闇へと変わるころになると花火を目当てに訪れる人々で境内と熱田神宮周辺は埋め尽くされ、この日一番の賑わいとなる。花火は断夫山古墳のある熱田神宮公園から打ち上げられ、堀川沿岸や白鳥公園などでは、多くの人々が初夏の夜空を彩る花火を見上げる。

写真 2-37 現在の献灯まきわらの様子

例祭では、献灯まきわらや花火以外にも、熱田神楽、尾張新次郎太鼓、棒の手、巻わらみこしなどが奉納されるほか、武道大会、献茶、献花など様々な奉納行事が行われる。これらの奉納行事には名古屋市内はもとより、市外からも多くの人々が参加して行われる。また、地元の白鳥学区、旗屋学区の数十町内からは子ども獅子が出され、次々と熱田神宮の境内に繰り込んで参拝が行われる。

勅使を迎えて行われる例祭は熱田神宮で最も荘厳な行事であるとともに、市民による様々な奉納行事や花火大会が行われ、「尚武祭（しょうぶさい）」「熱田祭」などと呼ばれる市民に身近な祭りでもある。また、熱田祭と同日には、南新宮社本殿で疫病除を願う南新宮社祭が行われている。南新宮社祭は、平安時代以来の歴史をもち、現在の熱田祭の献灯まきわらは、古くから南新宮社祭に民衆が出してきた山車や巻藁船を引き継ぐものである。熱田祭は神事を中心としながらも、民衆の願いや楽しみが同居する行事として多くの人に親しまれている。

ウ　その他境内で行われる主な神事

このほかにも、熱田神宮では年間を通して様々な神事が行われている。

写真 2-38 世様神事の様子

世様神事は、年の初めにあたりその年の豊凶を占う神事である。例年１月７日に行われる。前年の「封水世様神事」（１月 12 日）において、清水を入れて東宝殿の床下に納めた斎甕を大幸田神社の前にすえ、特殊な尺木で水量を図りその水量によって雨量の多少や旱魃の有無を占う。

神事の次第は、当日午後２時、禰宜、雁使、白丁（２人）が斎館より参進して東宝殿の前に並ぶ。続いて白丁が斎甕を運び、大幸田神社の前に至る。斎甕を神前にすえ、禰宜以下が所定の座につく。次いで雁使が斎甕の蓋を取り除き、尺木をとって水量を計り、微声で「減水何分」と称し、減水量を禰宜に伝える。

この間、神事を見守る群衆が大幸田神社の周りに何重もの人垣を作るが、神事をつぶさに見るには前列に位置取らなくてはならない。また、減水量は禰宜にのみ聞こえる声で伝えられ、神事の結果はその場にいても知ることができない。人々は神事の神秘的な様子を見守るのみである。多くの市民は、翌日の新聞報道などで、神事の様子やその結果を知ることになる。

踏歌神事は、年頭に五穀豊穣を祈願し、千秋万歳の祝言を述べ、大地を踏みしめて土地の精霊を鎮め、除厄招福を祈念する行事である。熱田神宮には、文永７年（1270）の『踏歌詩』の古写本が伝えられており、神事の始まりはさらに遡ると考えられる。

踏歌神事は、１月 11 日に、影向間社、本宮、別宮、大幸田神社の順で行われる。神事は、踏歌頌文を読み上げる詩頭（１人）、舞を奏する舞人（４人）、笏拍子に合せて歌う陪従（５人）、笛役（１人）、雁使（１人）で行われる。途中、陪従の１人は高巾子役となり、半球状の特別の冠と面をかぶる。

写真 2-39 踏歌神事（扇の舞）の様子

神事の流れは、宮司が本殿に祝詞を奏上したのち、陪従が笏拍子で催馬楽の「万春楽」を歌う。その間、舞人が１人ずつ出て一拝する。これを三度繰り返す。

次に陪従の「竹川半首」の歌にあわせて舞人は「卯杖の舞」を奏し、ついで「浅花田」の歌にあわせて「扇の舞」を奏する。次に詩頭と高巾子役が前へ出て、詩頭が頌文を

読誦しつつ「カナワサ右」「カナワサ左」と合図すると、高巾子役は右や左を向いて、振り鼓を捧げて数度打ち振う。続いて、陪従の「何そもそも」の歌にあわせて、舞人の参拝があって終了する。周囲の群衆は高巾子役の振り鼓の音を聞いて、この年の豊凶を占う。

当日は、神事用の衣装を身に付けた祭員の行列が境内を移動するため、参拝者の注目を集め、周りには厳かな空気が流れる。この時期は、初詣に訪れる人々も多く、本宮前で行われる神事には参拝者も含めて多くの人々が詰めかけ、伝統的な神事を見守る。

熱田神宮の神楽殿前の広場の一角には、戦災を免れた西楽所（にしがくしょ）がある。西楽所は貞享３年（1686）徳川綱吉によって再建されたもので、もとは東楽所と対になっていたが、東楽所は戦災で焼失した。長さ４間、幅２間、切妻造、桧皮葺の建物で、角柱上に舟肘木をのせ、床板を張る。正面中央２間は蔀戸、両端は連子窓（れんじまど）、その他は板壁である。

写真 2-40 西楽所

図 2-20 西楽所位置図

歩射神事（ほしゃしんじ）は、西楽所を背景に神楽殿前の広場で行われる神事のひとつである。古来朝廷で行われた新春の歩射の行事にならった豊年と除災とを神に祈る神事で、１月 15 日に行われる。『文明十七年（1485）年中行事』の正月 15 日には「御歩射」の記述があり、この頃には神事が行われていたことが分かる。

神事当日は午前 10 時からの奉告の儀に続いて午後１時から歩射の儀が行われる。歩射の儀では、小禰宜が神酒をすすめる「酒講の儀」と

写真 2-41 歩射神事の様子

魔津星役が大的を祓う「魔津星行事」に続いて「歩射行事」が行われる。

歩射行事では、まず初立射手２人（介添役２人）が進んで射場の所定の位置に至り、矢一手（２本）を交互に射放ち復席する。次いで中立射手２人、後立射手２人の順に同様のことを３回繰り返す。即ち射手１人につき６本、計 36 本を奉射する。この射礼は熱田神宮独自のもので、社伝の古式によっている。

奉射が終わると、射手はそれぞれ宮司の前に進んで三色の幣（絹布）を受け、矢帳役は矢帳を宮司の閲覧に供し、神事を終わる。

最後の矢が射られると、拝観者は一斉に大的を目指して押しかけ、これを奪い合う。大的中央の千木は、古来魔除けの信仰があり、また、戦前は千木をとれば大漁に恵まれるといって熱田の浜の漁民たちが大変な騒ぎを演じていたという。現在も的に殺到した群衆は、中央の千木はもちろんのこと、的の細片まで残さず奪い取る。その様子は大変な迫力であり、見るものを圧倒する。千木を手に入れた参加者はテレビ局などの取材を受け、誇らしそうに応じる。この行事には子どもから高齢者までが参加し、各自のペースで的の一部を引きちぎったり、細片を拾ったりして魔除の縁起物として持ち帰る。歩射神事は、西楽所を背景とした厳粛な神事とその空気を打ち破って進む民衆のエネルギーとが共存する独特な雰囲気の行事である。

写真 2-42 大的を奪い合う群衆

舞楽神事は５月１日に行われる。神楽殿前の広場に舞台が設置され、雅楽は西楽所で奏される。舞楽は、演目に応じて面を付けて舞われるが、熱田神宮には、治承（1177～1181）、弘安（1278～1288）、応永（1394～1428）の修理年紀がある舞楽面が伝えられており、舞楽神事の始まりは平安時代にさかのぼると考えられる。現在、12 面が重要文化財に指定されている。中世にはその伝統が絶えかけたが、３代目尾張藩主綱誠によって、貞享から元禄のころにかけて復興された。明治４年（1871）、旧来の神宮職員一同が罷免されたため、一旦、断絶することになったが、明治７、８年ころ、旧楽家等によって再興がすすめられた。以来、今日に至るまで、神宮職員や神楽の奉賛会である桐竹会会員によって奉仕されている。

神事当日、午前 10 時 30 分に宮司、副従権禰宜１人が斎館より参進し、祓所において祓を受け、本宮中重において祝詞を奏上する。これらが終わると舞台の北方に移動する。この際、副従権禰宜は神前の舞楽目録を捧持し

写真 2-43 舞楽神事の様子

て宮司に従う。これに先立って、半臂装束の楽人２人が舞台の両側北寄りに進み、宮司の参着を待つ。宮司は舞台北方に至ると目録を楽人に授ける。

ここから振鉾に始まり、長慶子に終わる八番の舞楽が順次奉奏される。この番組については、古来 10 組があり、ほぼ同じ演目が 10 年ごとに繰り返されている。

当日は、宮司と副従権禰宜は狩衣、舞楽奉仕員は襲装束、蛮絵装束、裲襠装束などのいわゆる舞楽衣装を着用する。

写真 2-44 豊年祭の様子

豊年祭も西楽所で行われる。世様神事とともに農事に関係のある重要な祭で、俗に「花の撓」、「おためし」などといわれ、５月８日に行われている。神占にもとづき、農作業の風景を農作物や人形の造り物で表した飾り物を神官がつくり、朝８時ころから西楽所で公開する。飾り物には田所と畠所の２場面があり、８日から 13 日まで一般に公開される。当日は境内には苗物、植木、農具、桶、籠などの露店が並ぶ。戦前までは、太平洋戦争で焼失した東楽所に田所を、西楽所に畠所を別々に飾っていた。近在の農業関係者はこの飾り物を見て、農作物全般の作柄を判断して、今年は早生種がよいとか、晩生種がよいとか判断して、農作業の計画をたてる。

熱田神宮の年中行事には、世様神事、歩射神事、豊年祭のような農作物の豊凶を占ったり、豊作・招福・除災などを祈願する神事が多くある。これらの神事には現在も多くの人々が訪れ、歩射神事のように民衆もその一部に参加できる行事もある。神事を見守ったり、そこに参加したりする民衆の様子からは、これらの神事に人々の願いや祈りが込められていることを窺うことができる。また、平安時代にさかのぼるという舞楽神事は、西楽所で奏される雅楽の調べと古式ゆかしい舞振りが王朝絵巻を思い起こさせ、拝観者をみやびな世界へ誘う。

その他本宮で行われる主な祭典・神事

時期	名称
1 月 1 日	歳旦祭
3 月 17 日	御田神社祈年祭（みたじんじゃきねんさい）
5 月 13 日	御衣祭（おんぞさい）
6 月 18 日	御田神社御田植祭（みたじんじゃおたうえさい）
6 月 30 日	大祓（おおはらえ）
10 月 17 日	御田神社新嘗祭（みたじんじゃにいなめさい）
10 月中旬～11 月中	七五三特別祈祷（しちごさんとくべつきとう）
12 月第 3 金曜日	農業感謝祭（のうぎょうかんしゃさい）
12 月 25 日	御煤納神事（おすすおさめしんじ）
12 月 31 日	大祓

（２）熱田神宮ゆかりの古墳・神社に見られる伝統行事

熱田神宮の近くには、断夫山古墳や白鳥古墳といった大型の古墳が残されている。これらの古墳には古くから、熱田神宮創始の神話に登場する宮簀媛命や日本武尊の御墓との伝承がある。また、熱田神宮にゆかりの神社（摂社・末社）は、緑区大高など熱田から離れた地にも祀られている。これらの古墳や神社では今も伝統的な行事が続けられている。

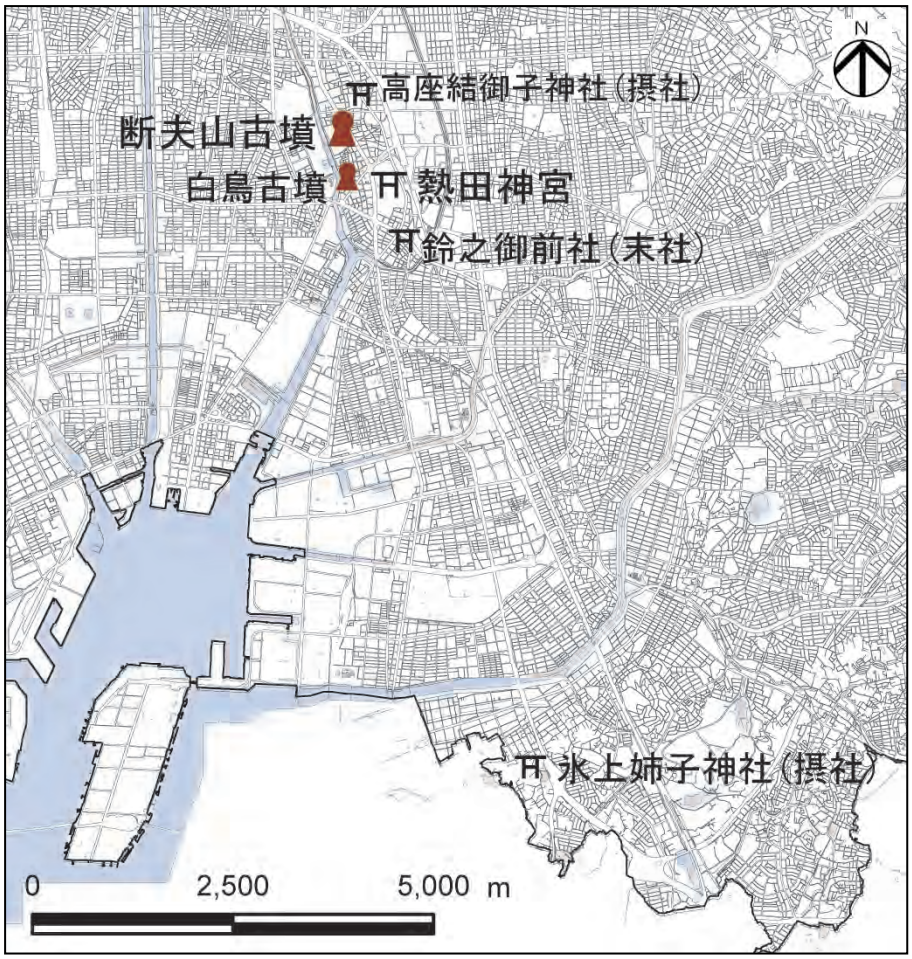

図 2-1 熱田神宮ゆかりの古墳と主な摂社・末社の位置図

断夫山古墳は東海地方最大の大型前方後円墳で、６世紀前半に尾張氏によって築造されたと考えられている。全長は約 150m で同時期の古墳としては、国内第二位の規模を誇り、昭和 52 年（1987）に史跡に指定された。熱田台地西縁に位置し、古墳時代当時は眼下に迫る伊勢湾を見渡す立地であった。古墳の被葬者や詳しい構造は分かっていないが、古墳や残された円筒埴輪の規模などから被葬者は、尾張や美濃にも影響力を持ち、大和王権にも近しい存在であったと推定されている。

断夫山古墳は、古くから熱田神宮創始の神話に登場する「宮簀媛命の御墓」

との伝承がある。古墳への人の立ち入りは禁じられてきたが、かつては毎年３月３日のみ登ることが許されていたという。その様子を描いた、『尾張名所図会』には、古墳に登る人々の奥に伊勢湾が描かれ、台地の縁辺部に築かれた古墳からの旧景を偲ぶことができる。

明治９年（1876）以降、断夫山古墳は熱田神宮の管理下に置かれ、熱田神宮により、「御陵墓祭（ごりょうぼさい）」が行われるようになった。昭和９年（1934）の『熱田神宮年中行事』によると、この頃には断夫山古墳で御陵墓祭が行われていたことが分かる。

現在、御陵墓祭は、熱田神宮の本宮にも祀られている宮簀媛命のゆかりを引き継いで、毎年５月８日に行われている。当日は熱田神宮の神職により古墳前で祝詞の奏上などが行われる。

写真 2-45 断夫山古墳（史跡）

写真 2-46 御陵墓祭の様子

断夫山古墳の南約 400m のところには、白鳥古墳がある。断夫山古墳と同じく熱田台地上に築かれた前方後円墳（全長約 70m）である。『尾張名所図会』には、天保８年（1837）の大風で古墳の一部が崩壊し、多数の副葬品が出土したことが出土遺物の絵図とともに記録されている。白鳥古墳は、日本武尊が死後、白鳥に姿を変えて飛び立った伝説に由来するとされ、熱田神宮では現在も日本武尊の御陵として、断夫山古墳とあわせて御陵墓祭を行っている。

熱田には、断夫山古墳に近接する白鳥古墳、白鳥庭園、白鳥小学校のように、白鳥伝説にちなんだ名称の施設が多く、「白鳥」の呼び名は熱田の地域に定着している。

なお、白鳥庭園は、江戸時代から材木置場として利用されてきた白鳥貯木場の跡地に整備されたもので、堀川対岸の熱田神宮、断夫山古墳、白鳥古墳などの歴史的遺産との調和を意識してつくられた日本庭園である。白鳥庭園横の御陵橋により白鳥古墳と結ばれている。

氷上姉子神社（ひかみあねこじんじゃ）は緑区大高町の氷上山と呼ばれる丘陵地にあり、日本武尊（やまとたけるのみこと）の妃であったとされる宮簀媛命（みやすひめのみこと）が祀られている熱田神宮の摂社である。寛平２年（890）の『尾張国熱田太神宮縁記』には次のような物語が伝わる。

日本武尊は東征に向かう途中、氷上の尾張氏の館を訪れ、そこで宮簀媛命と契りを結んで東国へ旅立った。日本武尊は尾張に戻った後、しばらく宮簀媛命のもとに留まった。日本武尊の死後、宮簀媛命は預かっていた草薙の剣を熱田

の地に移して奉祭した。宮簀媛命の死後、尾張氏の旧里である氷上の地に宮簀媛命を祀る祠が建てられた。これが氷上姉子神社の始まりという。

氷上姉子神社に関する記録としては、『延喜式神名帳』に「氷上姉子神社」、『尾張国本国帳』に「従一位上氷上姉子天神」とある。また、氷上姉子神社周辺には熱田神宮の末社である元宮、神明社、玉根社がある。このうち元宮は、仲哀天皇４年（195）に氷上姉子神社が創設された場所とされている。その後、氷上姉子神社は、持統天皇４年（690）に現在地に遷座されたという。このほか、近くには斎山古墳があるが、被葬者など詳細は不明である。

現在の本殿は、明治 26 年（1893）に熱田神宮の新造にあたって別宮である八剣宮の本殿を移したものといわれている。一間切妻造で、円柱の床下部は八角形で八角柱上に台輪を組んでその先を延ばし、この台輪上に円柱が立つ。床構造は熱田神宮の土用殿と同じであるが、移築に際して木階や縁を取り付け、一般社殿のように改造されているようである。

写真 2-47 氷上姉子神社

氷上姉子神社では、太々神楽や大高斎田での御田植祭などの熱田神宮と関係する伝統的な行事が行われている。また、10 月の例大祭は、大高地区の各町内から傘鉾車やお囃子が出され、華やかに行われる。

太々神楽は、江戸時代に熱田神宮で行われていた神楽のひとつであり、天野信景（1661～1733）の『塩尻』や朝日文左衛門重章（1674～1718）の『鸚鵡籠中記』には、正徳２年（1712）に熱田神宮で太々神楽が始まったことが紹介されている。江戸後期になると、太々神楽は周辺の神社においても独自の講を結成して行われるようになり、明治になると太々神楽は熱田神宮境内では行われなくなった。

氷上姉子神社で太々神楽が始まったのは、天保２年（1831）からと伝えられる。太々神楽に使用される仮面の箱蓋表には、「氷上宮／太々神楽御道具」、その蓋裏には「めんの上主／山森源五／久野彦十／浅井惣兵衛／久野藤四良／丁安政四年（1857）／巳二月吉日」とあり、太鼓の胴には「慶応２年（1886）／丙寅正月吉日」「早川源四郎」と記されていることから、氷上姉子神社の太々神楽は江戸時代末期には盛んに行われていたと考えられる。

写真 2-48 太々神楽

現在、氷上姉子神社の太々神楽は、３月の最終日曜日の午後２時から始められる。神子が拝殿手前の神楽の席、大高町の太々講役員が拝殿内の席に着き、祭主の祝詞奏上（のりとそうじょう）の後に太々神楽が行われる。７曲が行われるが、それぞれは非常に短い内容で、全部で 15 分くらいで終了する。太々神楽の行事が終わると各組の役員にお札が渡される。

また、氷上姉子神社に隣接する大高斎田では、６月の第４日曜日の午前 10 時から、御田植祭が行われる。

かつて熱田神宮の斎田は他所にあったが、近代化の中で稲の収穫が困難となり、昭和７年（1932）に大高の現在地に斎田が定められた。以後、熱田神宮に供えられる米はもっぱら当斎田で栽培され、納められている。

『大高町誌』（昭和 40 年（1965））によると大高斎田御田植祭は昭和８年（1933）に始まり、現在まで続けられている。御田植祭では、20 名の男女が揃いの衣装を着て、田植歌に合せて田舞を奉納し田植えが行われる。祭りの装束や田舞は古式ゆかしいもので、この時期の新緑と相まって彩り鮮やかに行われる。

写真 2-49 大高斎田御田植祭の様子

なお、大高斎田での御田植祭に先立ち、６月 18 日には熱田神宮境内の摂社のひとつである御田神社（みたじんじゃ）でも御田植祭が行われる。この神事は五穀豊穣を祈るものであり、祭主の祝詞奏上に次いで、陪従（べいじゅう）の笏拍子（しゃくびょうし）に合せて４人の早乙女の優雅な田舞が奉奏される。

写真 2-50 御田神社御田植祭の様子

高座結御子神社も熱田神宮の摂社のひとつである。尾張氏の系譜に名を連ねる高倉下命を祀る。『延喜式神名帳』に記された長い歴史を有する神社である。

境内は昔から高座の森として知られ、本社のほかに熱田神宮の末社である鉾取（ほことり）社、新宮社、御井（みい）社、稲荷社が祀られている。本殿は、かつて織田信長も造営をし、蜂須賀家政が修理を加え、貞享３年（1686）に改築した等の記録があるが、戦災により焼失した。現在の本殿は、旧本殿に準じて復興されたもので、昭和 38 年（1963）５月に竣工したものであ

写真 2-51 高座結御子神社

る。

高座結御子神社の例祭は 6 月 1 日に行われる。この地域の夏まつりのはしりであり、地元の旗屋学区、高蔵学区の各町内から獅子が出される。高座結御子神社は、子育ての神としても知られており、境内は「井戸のぞき」で賑わう。井戸のぞきは、境内末社の御井社の井戸を子どもにのぞかせ、その水を戴くと「虫封じ」の霊験があるといわれているものである。

7 月の土用の入りには御井社祭が行われる。また、高座結御子神社では、子どもが 15 歳になるまで神様に預けて無事に成育するようご守護をいただく「子預け」も行われている。

写真 2-52 井戸のぞきの様子

鈴之御前社（れいのみまえしゃ）は熱田神宮の末社で、祭神は天鈿女命（あめのうずめのみこと）である。俗に「鈴の宮」といわれ東海道の旅人が熱田に入る時は、この社で祓を受けてから本宮に詣でることになっていた。

7 月 31 日の例祭には「茅の輪（ち わ）くぐり」の神事が行われる。鈴之御前社の例祭は「夏越（な ご）しの祓」として有名で、境内に設けられた大きな茅の輪を左・右・左と八の字にくぐってお参りすると、全ての罪・穢れ・災いから逃れられ、夏病みせずに明るく健やかな生活を営むことができるといわれている。近隣の町内には、あらかじめ紙垂（し で）を付した芦が配られており、当日は夕方になると芦を持った人々が神社に集まって茅の輪くぐりの列を作る。

当社は戦災後、昭和 35 年（1960）に新たに社地を定め遷座された。

写真 2-53 茅の輪くぐりの様子

熱田神宮ゆかりの古墳や神社では、今も伝統的な行事が行われている。断夫山古墳は、熱田神宮創始の神話に登場する宮簀媛命の御墓との伝承から、御陵墓祭が今も熱田神宮によって執り行われている。また、熱田神宮の別宮の古社殿を移築した氷上姉子神社では、かつて神宮で行われていた太々神楽が行われ、神宮にお供えする稲を植える御田植祭が行われるなど熱田神宮との深い関係をもつ営みが続けられている。また、高座結御子神社の「井戸のぞき」や鈴之御前社の「茅の輪くぐり」は子育て・厄除けといった民衆の身近な願いの込められた行事でもあり、多くの人々が訪れる。これらの古墳・神社では、熱田神宮にまつわる神話や地域の歴史に触れることができ、そこで行われる恒例の神事は、厳かな雰囲気や季節感を感じさせるものとして人々に親しまれている。

３　尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致

志段味地区は、名古屋市の東北端に位置し、庄内川の左岸に開けた河岸段丘上に市内では数少ない農村的景観を残した地域のひとつである。名古屋市内最高地である東谷山（標高 198.3m）から続く丘陵地には、灌漑用のため池が多く築かれ、古くから農業を中心とした生活が営まれてきた。

志段味地区は、多くの古墳が現存していることで知られている。上志段味では古墳の上に氏神が置かれて人々の祈り・文化の中心地となるとともに、近代以降は地元住民も古墳の調査に携わるなど、志段味の人々は古墳と密接に関わりながら生活してきた。

これらの古墳は、古代の尾張を統一した尾張氏へとつながる勢力が築いたものと考えられている。尾張氏ゆかり地であり、名古屋のルーツともいえる志段味の地では、今も古墳を背景に伝統的な行事が営まれている。

3 世紀中頃、近畿一円を掌握した大和王権は、前方後円墳を統制の証とするかのように巨大な墳墓を造営し始める。その勢力に従属した地方の豪族層も、こぞって前方後円墳の築造を開始し、地域の首長としての地位を誇示した。

4 世紀前半には尾張で最古の部類に属する前方後円墳、白鳥塚古墳（史跡）が庄内川の喉元に忽然と姿を現す。

これ以降、名古屋の台地部にも次々と大型の前方後円墳が造られ、5 世紀末～6 世紀初頭には、伊勢湾を望む熱田台地の西縁熱田区旗屋町に、この地方を翼下に収めたことを誇示するかのような東海地方最大の前方後円墳、断夫山古墳（史跡、全長 150m）が誕生する。この古墳こそが、大和王権と強力な関係を築き上げた尾張国造の記念碑的な首長墓である。

写真 2-1 白鳥塚古墳（史跡）

名古屋の地が、クニとしての体裁をととのえたのは、断夫山古墳の登場によるといってもよい。それまで名古屋近辺に散在していた尾張の様々な勢力は、大和王権に積極的に近づいて行くが、そうした勢力の中から尾張の支配権を握る「尾張氏」が誕生し、5 世紀の末頃までには尾張一円の統一をほぼ終え、大和王権の支配下に組み込まれていった。さらに尾張氏は、尾張連草香の女である目子媛を継体天皇に嫁がせ、安閑・宣化両天皇の外戚となってからは、一躍、有力な内廷関係氏族となって、東国の一大勢力「尾張国造」として力を持つようになった。

こうした尾張氏成立過程の一端は、東濃の山塊から流れ出た庄内川が、尾張の沃野を望む、名古屋市の北東、守山区上志段味東谷山西麓の地に築造されたさまざまな古墳の造営過程から垣間見ることができる。

上志段味の地は、東谷山西麓から庄内川左岸にかけて広がる沖積平野を押える喉元の地であるとともに、庄内川の谷を遡り、恵那山麓を経て神坂峠で東山道と合流し、伊那・信濃さらには坂東から奥州へと向かう東国ルートの要衝の地である。

この扇の要の地に、4 世紀前半、名古屋で最も古い前方後円墳・白鳥塚古墳が築造された。白鳥塚古墳は、墳丘長 115m と同時期の尾張では最大の前方後円墳である。墳丘の形態などは、畿内地域の大王墓との共通性が強く、志段味地域だけでなく尾張南部を支配した首長の墓と考えられている。「白鳥塚」という名称は、古墳が白色の石英で葺かれていたことに由来するともいわれ、熱田社との関わりが強い白鳥伝説との関連も推察される。また、白鳥塚古墳とほぼ同時期に東谷山山頂に築かれた尾張戸神社古墳（円墳）からも石英が出土しており、古い時期の様相を示している。

写真 2-55 尾張戸神社古墳の葺石と墳頂の本殿

4 世紀後半には、東谷山山頂から南に伸びる稜線上に中社古墳（前方後円墳）・南社古墳（円墳）が築かれた。それぞれの古墳の上には、尾張戸神社の末社である中社（祭神は菊理姫命）・南社（同 伊邪那岐命）が祀られている。これらの古墳と神社の存在は、名古屋最高峰の東谷山が古くから聖なる地として認識されていたことを物語っている。

写真 2-56 発掘された中社古墳の埴輪列

庄内川の河岸段丘面に位置する大久手池周辺には、5 世紀中頃の志段味大塚古墳などの帆立貝式前方後円墳 5 基が次々と造られた。これらの古墳からは、多種多様な埴輪のほか、甲冑、馬具、武器、鏡などが出土しており、畿内の最先端の墓制と文物が、5 世紀の中頃までにこの地にもたらされていたことがわかる。

東国への出入り口、上志段味に足掛かりを築いたこれらの墳墓の被葬者たちは、尾張で一定の権力と地位を大和の王権に保証され、力を付けていった。名古屋台地部の古墳の分布状況などからは、上志段味に古墳を築いた勢力が、複雑な権力抗争と統合を経て熱田に進出したことが読み取れる。彼らこそが、尾

張を統一した尾張氏のルーツと考えられるのである。

熱田に断夫山古墳が築かれたのちも、上志段味では古墳が造られ続けた。

大久手池周辺の古墳群からやや離れた所には、6 世紀前半に築かれた勝手塚古墳がある。勝手塚古墳は、志段味地区で最後に築かれた帆立貝式古墳で、古墳の周りには馬蹄形の周濠が巡る。古墳の上には、上志段味地区の氏神である勝手社が祀られている。

その後、6 世紀半ばから 8 世紀前半には、東谷山山麓とその周辺には、約 50 基の群集墳が築かれた。この時期の代表的な古墳としては、白鳥 1 号墳があり、横穴式石室が完全な形で残り開口するものとしては、名古屋市内唯一の古墳である。

写真 2-57 上志段味大久手池池畔より東谷山を望む

図 2-22 志段味地区の古墳分布状況

現在では、東谷山頂･山麓、庄内川の段丘面に位置するすべての古墳を総称して「志段味古墳群」と呼称している

現在、志段味地区に残る古墳のうち、白鳥塚古墳と同時期に築造された尾張

戸神社古墳の墳頂には、尾張氏の祖神を祀る尾張戸神社が立地している。

尾張戸神社は、断夫山古墳の被葬者とされる宮簀媛命（みやずひめのみこと）が(注)、東谷山頂に尾張氏の始祖乎止与命（おとよのみこと）の子建稲種命（たけいなだねのみこと）を祀るために創建したと言う伝承をもつ神社である。天火明命（あめのほあかりのみこと）・建稲種命・天香語山命（あめのかごやまのみこと）という尾張氏の祖先 3 神を祀り、「延喜式神名帳」に載る「山田郡尾張戸神社」とされる。創建の時期は定かではないが、社伝によれば、大永元年（1521）、火災により焼失し、寛文 5 年（1665）、尾張二代藩主光友によって復興修造されたとされる山田郡の古社で、「尾張戸天神」という別称もある。

写真 2-58 尾張戸神社本殿

江戸時代後期の地誌『尾張名所図会』には、東谷山と尾張戸神社について、「尾張戸の神の鎮まります山なので、古くは「尾張山」といわれていたが、「當国山（とうごくやま）」と呼び替えられた。尾張の国名（當国＝尾張）を表す由緒ある地名であったが、のちには転じて東谷山とも書き表される様になった云々」などと記されている。地名の由来からも、「東谷山」は尾張にとって重要な場所であったことが窺える。

尾張戸神社の本殿は、明治 17 年（1884）の「郷社尾張戸神社本殿改造願」により、従来の八幡造から現在の神明造に改造されたことが判明する。昭和 8 年（1933）、伊奈森太郎は「墳丘の上に新殿が建ち、前の平坦な処に拝殿があり、前庭がある」（伊奈森太郎・山村敏行『郷土資料をあさりて』）と、当時の様子を記している。また、尾張戸神社には、寛文 5 年（1665）から昭和 9 年（1934）に至る本殿の改築等を記録した棟札が多数残されている。境内には、元禄 6 年（1693）や享保元年(1716)の刻銘のある灯篭なども見かけられる。

大正 14 年(1925)の『郷社式内尾張戸神社昇格調書』には、元旦の元旦祭から始まり、年占祭、御国祝祭（御鍬祭（おくわまつり））、二ノ午（にのうま）祭、祈年祭、除疫祭、大祓祭、祇園初祭、祇園祭、例祭、新嘗（にいなめ）祭、寒夜祭の祭礼が記録されている。

今も、元旦祭、10 月の例祭のほか、旧暦 6 月 31 日（新暦の 7 月 15 日前後の日曜日）に、子どもの息災を祈願する茅の輪くぐりの神事（祇園祭）などの伝統行事が行われ、上志段味と東谷山東麓に広がる瀬戸市水野地区の人々の鎮守として崇敬されている。

茅の輪くぐりの神事（祇園祭）は、祭礼当日、拝殿内での神事に引き続いて、午後 3 時から輪くぐりが行われる。宮司を先頭に参拝者が列をつくり、順番に輪をくぐる。輪くぐりは 3 回行われる。1 回目の輪くぐりを終えた宮司は、左回りで元の場所に戻り、参拝者もそれに従う。2 回目は右回りで戻り、最後の輪くぐりに臨む。輪くぐりを終えると参拝者は、あらかじめ用意された茅の束を受

け取り持ち帰る。参拝者は持ち帰った茅で小さな輪を作り、疫病徐けとして家に飾る。中には、輪くぐりに使われた茅の輪から、茅を引き抜いて持ち帰る人もいる。また、組の代表者は、地域の代表としてお札を受け取り、後日各戸へ配布する。

この祭礼からも解るように、尾張戸神社は、地域の氏神、鎮守として今も機能しているのである。

写真 2-59 茅の輪くぐり神事

写真 2-60 茅の輪くぐりに参加する人々

また、上志段味の集落がひろがる庄内川が形成した河岸段丘上には、もうひとつのムラの氏神である勝手社(祭神は忍穂耳尊、天王社・秋葉社も合社)が存在する。この神社も、6 世紀初頭に築造された帆立貝式前方後円墳上に鎮座している。

寛文 11 年（1671）の『寛文村々覚書』には、勝手社・山神社・八劍社が記されており、寛政 4 年(1792)の『上志段味村絵図』によると、八劍社は字川原、山神社は字上島にあって、八劍社が氏神になっていた。しかし明治 42 年（1909)、八劍社は、字中屋敷の勝手社に合祀され、この時より氏神も八劍社から勝手社に変更された。

勝手社の境内には、本殿のほか、明治 42 年(1909)に合祀された八劍社・山神社や、秋葉社、天王社などが祀られている。また、石造物も多く、文政 6 年（1823）建立の常夜灯、明治 24 年（1891）建立の御嶽社・覚明霊神碑、明治 38 年（1905）建立の廿二夜供養塔などがある。

写真 2-61 提灯祭の様子

この神社の最もにぎわう祭りは、新盆の入りの日の 8 月 13 日に行われる提灯

祭りである。提灯祭りは、『志段味地区民俗調査報告書』（昭和 60 年（1985））によると、明治末年には行われていたとされる。提灯祭りは戦時中までは、旧 7 月 17 日（秋葉サンの縁日という）に久岑寺（きゅうしんじ）境内で、旧 7 月 22 日（廿二夜様）に勝手社境内で行われていたが、昭和 30 年頃から、勝手社のみとなった。108 灯の瓜提灯を取り付けた提灯山が境内に立てられ、盆踊りが繰り広げられる。提灯山の山建て作業は昔ながらの方法で人力により行われ、提灯の火は、今も蝋燭とするなど、頑なに伝統を守っている。

また、上志段味では、月待ち信仰のひとつである「オタチマチ」という願かけの行事を行ってきた。かつては旧 7 月 22 日を「廿二夜様」と呼んで、氏子たちが廿二夜供養塔の前に集まり、日が落ちてから立ったままで月の昇るのを待つというものであった。現在は、月齢にとらわれず、8 月 22 日に供養塔にお供えをして地域住民がお参りをするという形で行われている。

上志段味の地には、白鳥塚古墳をはじめとする多くの古墳が存在し、古墳上に建立された尾張戸神社や勝手社では、茅の輪くぐりや提灯祭りといった地域の人々による伝統的な祭りが執り行われている。これらの古墳や神社、人々の営みは、単に上志段味地区の歴史を今に伝えるだけでなく、名古屋のルーツともいえる尾張氏の出自や、上志段味から熱田へとつながる古代社会の実像を探るうえでも重要な手掛かりになるとともに、上志段味の人々が育んできた生活や祈りの文化に触れる機会を与えてくれる貴重な歴史的風致である。

注　熱田神宮の伝承では、断夫山古墳の被葬者は、宮簀媛命としている。一方、古代史と考古学の研究成果では 5 世紀末から 6 世紀初頭に活躍したとされる尾張連草香の墓にあてるほうが妥当ではないかとされるが、今のところ確証はない。

４　堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致

堀川は、慶長 15 年（1610）の名古屋城築城とほぼ同時期に開削され、堀川沿いは舟運を利用して物資を輸送する商人地として、その商業活動とともにまちが形成されていった。四間道は、碁盤割をなす名古屋城下町の西を流れる堀川の西岸に位置し、堀川と並行する道である。四間道界隈は、もともと、商人地が形成する都市的景観とそれに続く農村的景観の境界であったが、四間道以西の農村地は、江戸時代を通して徐々に開発され、城下町に続く町の姿を整えていった。

四間道界隈には現在も、商人地であったことを示す土蔵や伝統的な建造物が残り、名古屋市の町並み保存地区に指定されている。

図 2-23 堀川・四間道界隈の位置図

四間道界隈の成り立ち、ひいては近世以降の名古屋の発展を語る上で欠くことができないのが堀川の存在である。近世の都市においては、大量の物資を運ぶことのできる水運が経済活動にとってきわめて重要であるが、大きな自然の川がなかった名古屋城下では、熱田から城下まで運河が開削され、堀川と呼ばれた。

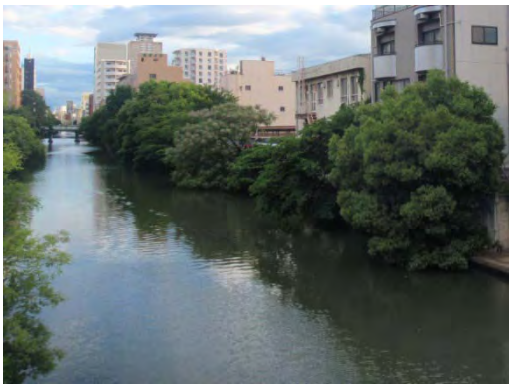

写真 2-62 堀川

堀川の開削は福島正則を普請奉行として行われた。開削工事の開始期と完成の時期ついては諸説あるが、名古屋城築城中に完成したと考えられることから、名古屋城の石垣に使う石材を運搬したというよりはむしろ城下町の経済的発展のためとみられている。

この堀川沿いには、「清須越」により慶長 16 年（1611）頃から町人が移り住み、大船町と呼ばれるようになった。大船町町人は堀川の舟運を商売に利用し、次第に、米穀、味噌、塩、酒、炭薪とそれらの加工品を中心とする基礎的生活物資を城下町に供給するようになっていった。一方、17 世紀前半、大船町の西側の地区は未だ百姓地であった。

17 世紀中頃の四間道周辺は、市街地が拡大する発展期として捉えられ、円頓寺（えんどうじ）、雲門寺、信行院、浅間神社の各寺社がこの時期に建設された。大船町が三之丸天王社（現那古野神社）の氏子であったのに対し、大船町西側の地区は浅間神社を産土神とし、大船町とは別の地域的まとまりをつくり出していったと考えられている。

17 世紀後半になると、堀川の河岸地には河岸蔵が建てられるようになり、堀川・四間道界隈に特徴的な町並みが形成されていった。

また、この時期は五条橋筋を挟んだ南北の地域が武家屋敷で占められていた。これらの武家屋敷の建設は農地の開発につながり、その後のこの地域の市街地化を進めるものであった。

図 2-24 17 世紀前半の町割

清須越により堀川沿いに町人地が形成されたが、西側の広井村には農村地が広がっていた。

図 2-25 17 世紀中頃～後半の町割

この頃、堀川の河岸地には商家の蔵が建ち始め、農村地は武家屋敷や寺社地として開発された。

17 世紀末から 18 世紀初頭には、武家屋敷の解体や大火からの復興により、新たな居住地や道が開発されるなど、土地利用の再編が行われた。

元禄 13 年（1700）の大火後には四間道が整備された。「四間道」の名前の由来には諸説あるが、文化・文政期（1804～1829）の『名古屋府城志』には、「四間道筋は元禄十三年辰年炎焼以後、道巾四間ひろげし故に如此唱ふ」とあり、防火のために道幅４間（約７m）に広げたからともいわれる。また、享保９年（1724）の大火後には多くの寺院が他所に移り、その跡地などに町屋が建てられていった。

図 2-26 18 世紀後半の町割

武家屋敷の解体や大火を契機に、四間道などの道路や町屋の建設が進んだ。

18 世後半になると、四間道周辺では、街区形態の変更や町家・武家屋敷・社寺地などにおける用途変更は行われなくなり、安定した様相を保持するようになった。

現在の四間道周辺の町並みには、このような歴史を背景とした特色が現れている。

かつて商人が屋敷を構えた大船町通沿いには、通りの東側に蔵、西側に町家という景観が残されている。これらは、堀川の水運を利用した商業活動に使われた蔵や商人の居住地であり、敷地・建物とも広大である。また、四間道沿いには、東側に一段高くなった高さ１m程度の石垣が築かれ、その上に蔵が建ち並んでいる。四間道は大船町の屋敷の後背部にあたり、四間道に接して建ち並ぶ土蔵はこれらの屋敷のものである。連続する石垣と黒の本瓦が町並みに重みを与え、白漆喰の壁が落ち着きを持たせている。また土蔵の中には、四間道に対して妻側を見せているものもあり、町並みに変化を与えている。

写真 2-63 四間道東側の蔵

堀川の水運を利用して家業を営んだ商家のひとつである伊藤家住宅は、現在も良好な状態で保存されている（愛知県指定文化財）。

伊藤家の先祖は、慶長 19 年（1614）に大船町に移住した清須越商人であった。現在の伊藤家は、その分家で、享保７年（1722）に現在地に居を構えた。大船町通西側の屋敷地は、表間口 14 間６尺２寸、奥行きは 20 間と規模が大きく、南座敷、本家、新座敷などが並んでいる。さらに大船町通をはさんだ堀川岸に、ほぼ同間口の河岸地を有しており、そこには表倉などがある。

伊藤家の本家は、桟瓦葺（さんかわらぶき）、切妻造、木造中２階建、平入で、下屋庇が付く。１階の腰部は下見板張、上部は漆喰壁で窓は連子格子（れんじこうし）をつける。中２階は柱と長押（なげし）を外に見せる真壁造で、両端が土壁となっている。

新座敷は、表通から引き下がり、前庭と道路の境に塀をたてる。本家の下屋庇は、北側にそのまま塀に延長され、町並みが連続するように整えられている。

南座敷は、桟瓦葺、切妻造、木造平家建、平入で、本家同様に下屋庇を持つ。南座敷は、道路側に対して、下見板の腰壁、その上部を漆喰壁もしくは連子格子とする。南座敷は平屋建のため、垂れ壁を設け飾り格子と壁を交互に繰り返す構成とし外観を統一している。また、南座敷には茶席が設けられており、近世名古屋における茶の文化の一端を見ることができる。

写真 2-64 大船町通と伊藤家住宅
（県指定文化財）

写真 2-65 伊藤家表倉

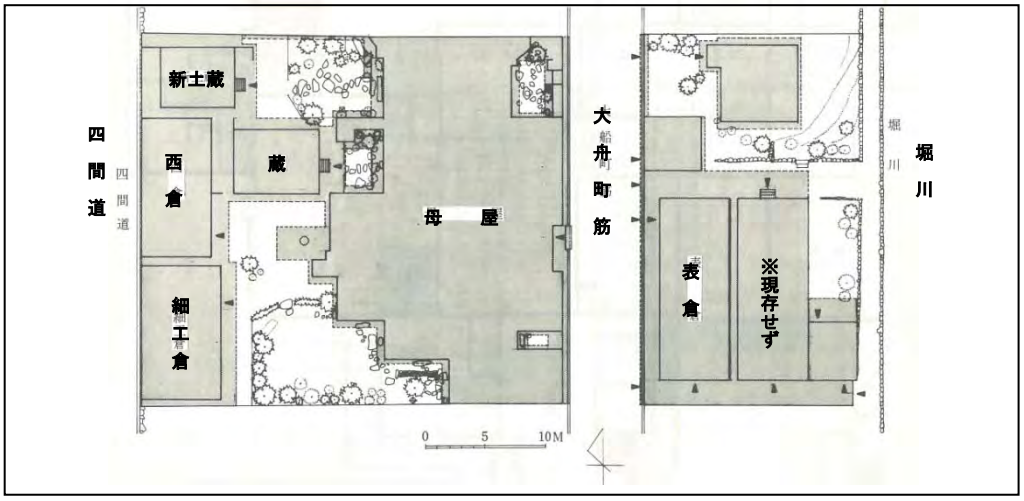

図 2-27 伊藤家住宅平面図

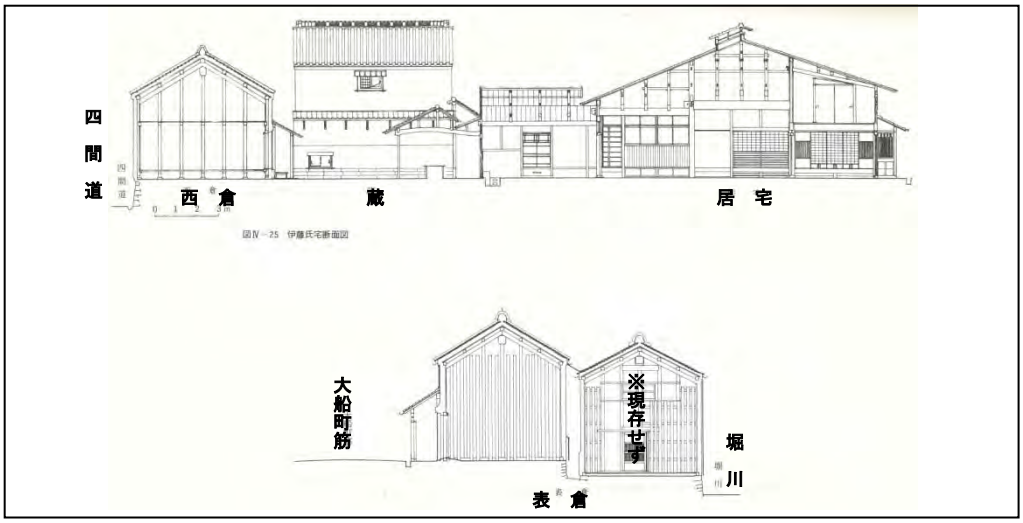

図 2-28 伊藤家住宅断面図

四間道西側の地域には、２～３ｍの路地の両側に平家建、中２階、２階建の長屋等が建ち並んでおり、市内には珍しい下町情緒が残っている。路地には、小さなお堂や屋根神さまが祀(まつ)られているところもある。

写真 2-66 四間道西側の長屋

写真 2- 67 四間道界隈の路地

図 2-29 四間道周辺図

以上のような歴史的な変遷を経て形成された独特の町並みを舞台に、四間道界隈では地域住民が共同で行う特徴的な活動が行われてきた。四間道界隈において、古くから連綿と続いてきた活動には次のようなものがある。

名古屋の町では長屋造りの下屋の上や軒下に小祠を祀り、「屋根神さま」「屋根神さん」などと呼んで信仰してきた。屋根神に祀られる祭神は、津島・秋葉・熱田の神であるが、熱田の代わりに伊勢神宮の場合もある。

屋根神の信仰がいつ始まったかについてははっきりとしないが、『屋根神さま』（1976、芥子川律治）によれば、古いものは明治 10 年頃であり、明治 30～40 年代にかけて創祀されたものが一番多いとされる。

屋根神には、毎月 1 日と 15 日にお供えをして祭ることが古くからのしきたりである。この日は朝早く、社殿に紫色の幕を張り、神酒、洗米、野菜、果物等を盛って神前に添え、津島神社、秋葉神社、熱田神宮などと染め出した御神燈を掲げるというのが一般的な方法である。

四間道の子守地蔵近くにある屋根神でも、熱田神宮、秋葉神社、津島神社のお札を祀り、毎月 1 日、15 日には当番の人がお神酒をあげ、榊を替えている。屋根神の管理は、町あるいは組の単位で行われるのが一般的であるが、近年では町や組の枠を越えて、管理に携わることのできる近所の住民を含めて当番が回されている。祭具箱の蓋裏には、提灯の掛け方等と共に、明治 21 年（1888）の年紀があり、古くからこの箱を用いて屋根神にまつわる道具の管理がなされていたことが分かる。また、この屋根上の建像年代については、地元に残る『天皇社再建寄附金名簿』から昭和５年（1930）と推測される。同名簿には、昭和５年（1930）から昭和 42（1967）の祭礼の記録があり、昭和 59 年（1984）に行った玉垣修理用の寄附者名も記されている。

正月（1 月 15 日）、津島祭り（6 月 3 日）、氏子の祭り（10 月 1 日）、秋葉さん（12 月 16 日）には、お酒・塩・お米・味噌などを供える。このときは、組の当番に加えて神主が来てご祈祷をする。６月は大祭であり、当番の人がこの前に津島に行ってお札を受けてくる。秋葉さんのお札は 12 月に熱田の円通寺へ行って受ける。

写真 2-68 屋根神

写真 2-69 １日のお供えの様子

四間道近くの路地にある小さなお堂には、「宝永７年（1710)」「円城童子」の刻銘のある地蔵尊が祀られている。この地蔵尊は、その名にちなんで子どもの疫病除けに御利益があるといわれ、子守地蔵尊と呼ばれている。子守地蔵尊は路地の家々にとって扇の要のような存在であり、親しみやすい景観を生み出している。

地蔵尊の由来は詳しくは分からないが、宝永７年の刻銘から、享保９年(1724)の大火までこの辺りに存在した雲門寺との関係が指摘されている。地蔵尊が路地に祀られた時期については、明治初めに路地の井戸から地蔵尊が出てきたという伝承があることと、「明治廿八年 再建地蔵堂」と記された棟札から、明治初期頃には地蔵尊が祀られていたと考えられる。現在も地蔵堂の前には「明治廿八年旧七月」の刻銘が入った石製の花差しが据えられている。地蔵堂は昭和45年（1970）に近隣町内から寄付を募り改修されて今に至る。

地蔵尊の世話は昭和45年（1970）までは路地に住む人たちだけでなされ、その人たちが自主的に当番制で行っていたが、昭和45年以降は沢井町北部町内会を中心とした子守地蔵尊運営委員会が世話をしている。日常的には路地に暮らす人々が掃除をしたり生花を供えるなど世話をすることが多い。

子守地蔵尊の祭礼である「地蔵盆」は、８月24日に行われる。戦前の子守地蔵尊の祭礼には、露天商が並び、近くの空き地で芝居が催されるなど、地区全体が活気を帯び老若男女を問わず人々の楽しみのひとつであった。

現在の地蔵盆は、路地の家屋と地蔵堂の表に幔幕が張りめぐらされ、「子守地蔵尊」と書かれた提灯や絵の描かれた紙の灯篭などが取りつけられ、祭りの雰囲気を盛り上げている。日が暮れるころになると近隣の住民がお参りに集まり、あわせて行われる抽選会などを楽しむ。

人々の信仰や祭礼の賑わいを通して、子守地蔵尊は地域コミュニティ形成にとっての核的存在になっている。

写真 2-70 地蔵盆

写真 2-71 路地と子守地蔵尊

中橋の西、四間道沿いに位置する浅間神社は、正保４年（1647）に現在の地に遷座されたといわれ、祭神を木花開耶媛命（このはなさくやひめのみこと）とする。境内には秋葉社、稲荷社、津島社、天神社を祀る。浅間神社には、本殿などの造営記録を示す棟札（宝暦８年（1758）～昭和 17 年（1942））が多数残されており、造営の歴史を知ることができる。境内はさほど広くないが、建物群の連続するこの地区内で、樹木の緑が繁茂し安息の場所となっている。境内には四間道に向かって鳥居が建ち、その奥には本殿と拝殿が建ち、拝殿に向かって右側に神楽殿と社務所がある。左側には手洗所が配置されている。『尾張名所図会』（天保 12 年（1841））に描かれた浅間神社は、門を構え境内の周りに高塀をめぐらすなど現状と異なる点も見られるが、鳥居、拝殿、手洗所の配置は現状とほぼ同じである。

図 2-30『尾張名所図会』中橋裏浅間社

写真 2-72 現在の浅間神社

例祭は 10 月１日と２日に催されており、各町内の氏子総代を中心に運営されている。大正４年（1915）発行の『名古屋市史社寺編』には、当時９月 11 日・12 日に例祭が行われていたことが記されており、それ以前の明治 43 年（1910）と天明年間（1781～1789）の祭礼日変更についても記述されている。祭礼当日は、２カ所の境内入口に門状に御神燈を掲げ、さらに本殿・拝殿を囲む石柱柵には幔幕を張りめぐらすなど祭礼の装いを整える。神楽殿では笛・太鼓の演奏が行われ、その前で子どもたちの疫病除けに「スズ払い」といわれる神事が行われる。また、社務所では氏子に酒、お茶の接待や景品引き換えが行われ、境内は賑やかになる。

祭礼の日になると町の中に「宿（やど）」と呼ばれる浅間神社の仮所が設けられ、そこから子どもたちが獅子を出す。獅子が浅間神社に至ると、子どもたちは神楽殿でスズ払いを受け、再び各町へ帰っていく。近年、祭りに獅子を出す町内が減少してきたことから、いくつかの獅子頭は社務所に保管され、祭礼にあわせ

て境内に据えられる。

浅間神社ではこの他、特殊神事として、7 月に赤丸神事が行われている。これは、子どもの頭に筆で朱をつけ、子どもの無事の夏越（なごし）と成育を願うものである。

写真 2-73 祭礼の様子

写真 2-74 赤丸神事の様子

堀川西岸の町人地とそれに続く農村地の開発によって形成された四間道界隈には、今も土蔵群や細い路地、江戸時代の絵図にも描かれた浅間神社などを特徴とする町並みを見ることができる。そこでは、地域の人々の生活と密接に結びつき、住民どうしのつながりのなかで行われてきた屋根神信仰、地蔵盆、浅間神社の祭礼などの営みが今も続けられている。四間道界隈は、城下町西部における下町風情を残す地域として、今日も訪れる人に懐かしさや親しみやすさを感じさせてくれるまちである。

５　街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致

（１）近世の街道沿いに見られる歴史的風致

江戸時代、幕府は全国支配の体制を固めていくため、主要幹線の整備を進めた。幕府が直轄としたのは、東海道、中山道、甲州街道、奥州街道、日光街道の「五街道」とそれに付属する街道である。これらのうち、尾張藩領内を通るのは、東海道と付属街道の美濃路・佐屋街道であり、幕府道中奉行の支配下に置かれていた。幕府は公用交通の便宜をはかるために、これらの主要街道に宿泊や運輸の機能をもつ宿駅を設けた。名古屋市内には、東海道の鳴海（現 緑区）、熱田（現 熱田区）、佐屋街道の岩塚（現 中川区）、万場（現 中川区）と宿駅に準ずるものとして美濃路の名古屋（城下）があった。

一方、尾張藩も、幕府の交通政策をふまえて、宿駅に補助を与えたり、橋を修復したりと、五街道の整備にあたった。また、尾張藩はみずからも木曽街道や岐阜街道、岡崎街道といった、城下からの道筋を設け、宿駅を置いた。

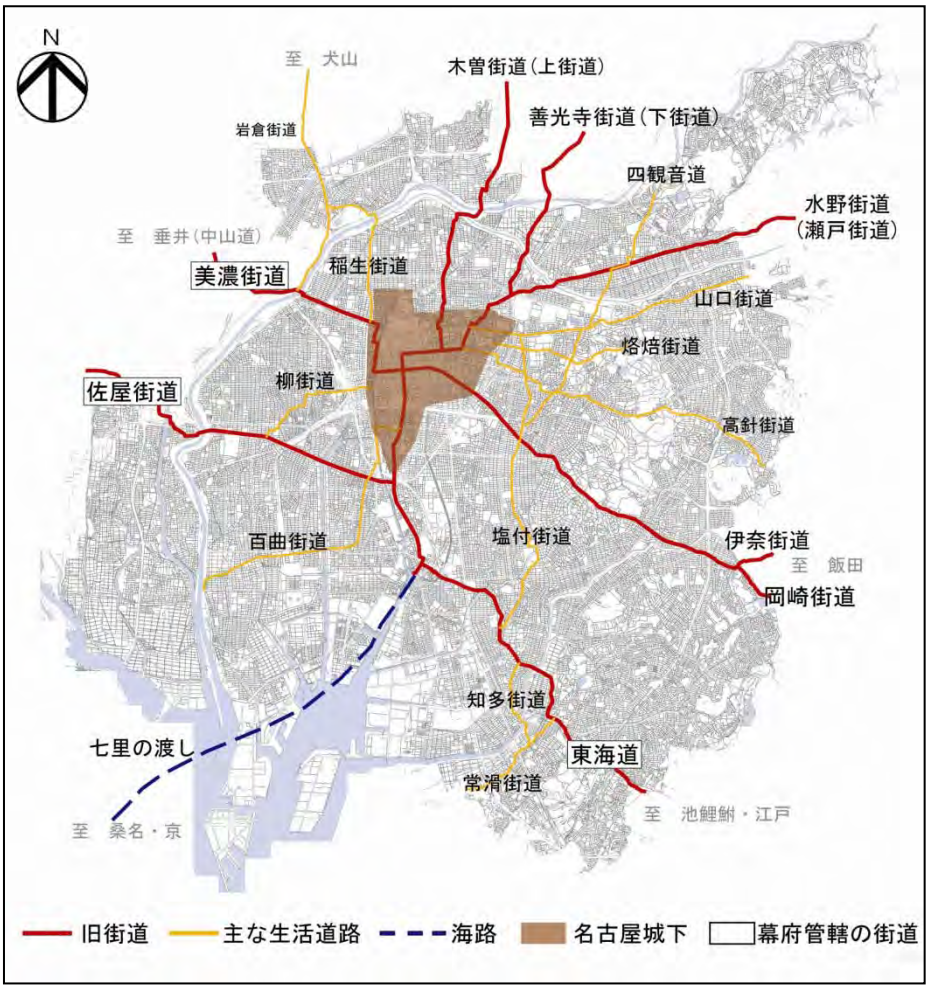

図 2-31 名古屋市内の街道

ア　東海道

東海道のうち、現在名古屋市域に含まれるのは、東は緑区から西は熱田区までの約 11ｋｍである。この間にあった宿場は鳴海宿（現 緑区）と熱田宿（現 熱田区）の２つである。また、鳴海宿の東約１ｋｍのところには、絞産業で栄えた有松の集落がある。

熱田宿から次の桑名宿（現 三重県桑名市）までは、東海道唯一の海路であり、熱田の港には、「七里の渡し」と呼ばれた渡し船の船着場があった。

図 2-32 名古屋市内の東海道

(ｱ) 有松に見られる歴史的風致

有松は、慶長 13 年（1608）、東海道池鯉鮒（ちりふ）宿と鳴海宿の間の茶屋集落として、尾張藩によって開かれた村である。当時この付近は昼なお暗い松林で、耕地も人家もなく、強盗、追剥の類が旅人を苦しめることが少なくなかったという。このため藩では知多郡の村々に触れを出し、諸役免除の特典をもって人々の移住を促した。これに応じて移住してきた人は、寛永２年（1625）までに 29 名に達したと伝えられている。

この新しい村には耕地が少なく、また宿場町と違って単なる茶屋集落であったので、旅人相手の商売にも限界があったと考えられる。そこで考えられたのが絞染で、最初の移住者の１人である竹田庄九郎が、九州豊後の絞染の技術と農家の副業であった手織木綿とを結び付けて考案したものと伝えられている。

寛永 18 年(1641)には、有松から尾張藩主へ手綱用の絞染が献上され、それを契機に絞生産は藩との結びつきを強め、江戸時代を通じてさまざまな特典や援助が与えられることとなった。天和元年（1681）には尾張藩より将軍家へ有松絞の絹布の手綱が「九九利染」の名で献上され、格別の評価を得たという。

こうして有松絞は全国に知られるようになり、また、旅をする庶民の増加にともなって、東海道の名物の一つとして一般の需要も多くなり、元禄期から享保期にかけて大きく発展した。尾張藩は有松絞を手厚く保護し、天明２年(1782)までには有松の絞業者は製作の独占権を与えられている。

有松では天明４年（1784）に大火がおこり、村のほとんどが焼失したが、尾張藩の援助と村民の努力により復興した。しかも多くの家は火災に備えて従来の萱葺を瓦葺に改め、構造も塗籠造（ぬりごめづくり）としたので、豪壮な商家が建ち並ぶこととなった。絞染も復興して一層の繁栄を示すようになった。その様子は『尾張名所図会』などに見られる。現在の有松に見られる商家の特色はこの頃作られたものと考えられている。

明治時代に入ると、尾張藩による特権は消滅し、東海道の往来は減るなど有松絞は苦境に立たされたが、新技術や販売形態の変化により乗り越え、絞産業は明治末期にかけて大いに発展した。

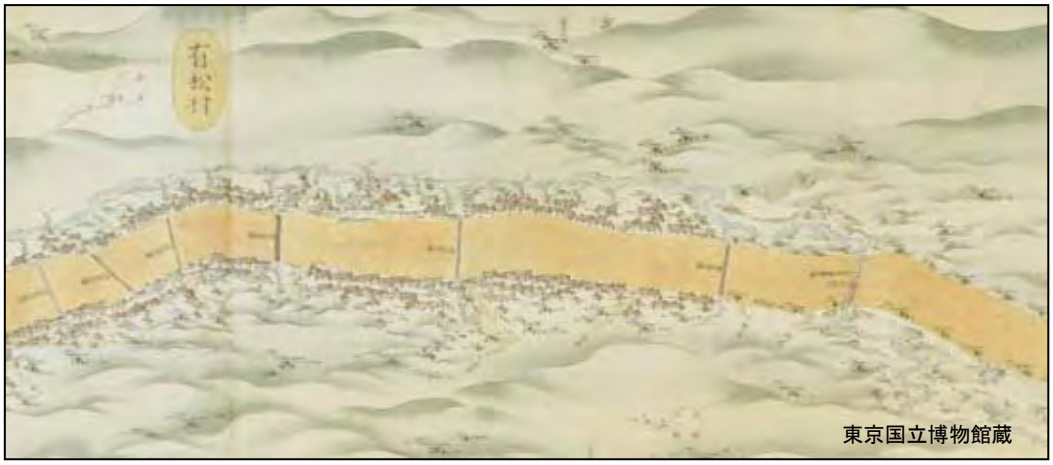

図 2-33 江戸時代の有松（文化3年（1806）、「東海道分間延絵図」より）

有松には現在も歴史的な建造物が多く残されており、名古屋市の町並み保存地区に指定されている。建造物のうち文化財指定・登録を受けているものは、服部家住宅（県指定）、服部幸平家住宅・倉（県指定）、竹田家住宅（市指定）、岡家住宅（市指定）、小塚家住宅（市指定）、中濱家住宅（登録）、棚橋家住宅（登録）である。これらの建造物は、塗籠造、虫籠窓（むしこまど）、海鼠壁（なまこかべ）、卯建（うだつ）などを特徴とする伝統的な様式で建てられており、東海道沿いの歴史的な景観を創出している。

服部家住宅、竹田家住宅、中濱家住宅といった歴史的建造物などでは今も絞製品が販売され、東海道沿いの軒先には絞で「ありまつ」と染め抜かれたのれんが各所に掲げられている。また、平成 24 年で 28 回目を迎えた有松絞まつりでは、東海道沿いに数多くの絞製品が所狭しと並べられ、毎年多くの人々で賑わう。

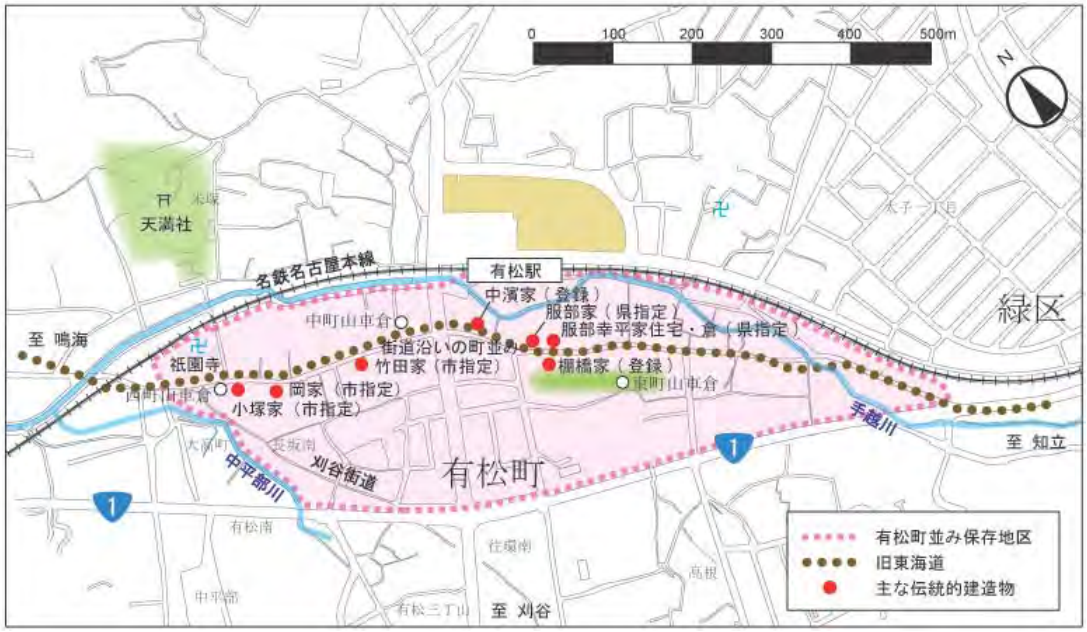

図 2-34 現在の有松界隈

服部家住宅は、東海道に面する絞問屋「井桁屋」の遺構で、広大な敷地に主屋、座敷、多数の土蔵、門塀等が建つ。江戸末期から明治時代にかけて順次整備されてきたものと考えられる。主屋は木造２階建、切妻造桟瓦葺（さんかわらぶき）で、１階には大戸と格子が入り、２階は塗籠の格子窓である。屋根の両側に卯建が設けられ、豪壮な有松の町家建築の典型である。客室部は２階建、桟瓦葺で、明治期の優れた数寄屋風の建築である。表と裏に原料や製品を入れる土蔵が６棟建ち、独特な景観を形成している。そのほか門、長屋（２棟）、井戸屋形（やかた）がある。

写真 2-75 服部家住宅
（県指定文化財）

服部幸平家住宅・倉は、２階建、切妻造、桟瓦葺で、建造は江戸末期とされている。妻を東海道側に向けて建ち、１階、２階の２カ所に窓を開ける。切石の土台の上に建ち、白漆喰、塗籠造、腰部を海鼠壁としている。西隣には、井桁屋の倉と主屋があり、それらとともに東海道沿いの景観

写真 2-76 服部幸平家住宅・倉
（県指定文化財）

を構成する要素として貴重な建造物である。

竹田家住宅は、豪華さを誇った有松の代表的な建築のひとつである。慶応家並調図により、当時の間取りを知ることができるが、主屋は明治から大正にかけて改修されている。慶応時の間取りが残るのは、現状の出入口周辺から右手の６間取りの居室部とされる。倉は１番倉から６番倉まであったが、現在は２棟が残されている。竹田家の造りは、絞問屋としてはもとより、接客用としての性格も強く、門や玄関、書院などはこれを具体的に示すものである。なお、屋敷内の南方に、築 150 年以上とされる茶席「裁松庵」がある。

写真 2-77 竹田家住宅（市指定文化財）

岡家住宅は、江戸時代末期の建造とされており、当時は丸屋丈助の店として、小田切春江の錦絵にも描かれている。敷地は奥行きが深く、正面の主屋の裏に、座敷、作業場、土蔵等が建ち並ぶ。主屋は木造２階建、切妻造、桟瓦葺。正面に土庇（どびさし）がつき、かつては中央に土間が入り込んでいた。側壁や２階正面の窓格子は土と漆喰で塗籠られており、有松の幕末における典型的な町家形態をとっている。

写真 2-78 岡家住宅（市指定文化財）

小塚家住宅は、明治期まで「山形屋」の屋号で絞問屋を営んだ小塚家の住宅である。茶室の付く主屋、表倉、南倉などからなり、主屋と南倉は、他の建物との比較などから、江戸時代末期の創建と推定されている。茶室は大高の長寿寺山に在住した茶人下村西行庵（1833～1916）の好みで、表倉とともに明治中期に建てられたものとされている。倉は主屋に付属して絞問屋の形態を良く示している。

写真 2-79 小塚家住宅（市指定文化財）

有松では、東海道北側の「文章嶺」と呼ばれる山上に祀られる天満社を氏神としており、10 月に行われる祭礼には、３輌の山車が曳き出される。

有松天満社は、初め祇園寺境内に祀られていた社を、寛政年間（1789～1800）の初めに、祇園寺の４世文章卍瑞が、数千人から捧げられた詩歌文章等を寺の裏山に埋めて遷座したと伝えられる（『尾張名所図会』）。天満社は山の上に鎮座している。社殿に向かうには、東海道から祇園寺の東を北に入り、名鉄名古屋本線の踏切を越えて、長い階段を登る必要がある。社殿は八棟造と呼ばれているもので、正面破風上の瓦が豪華である。この八棟造の社殿は、文政７年（1824）に建造されたものともいわれるが、明治期以降の建造という見方もある。境内には、享和元年（1801）の銘がある常夜燈をはじめ、江戸時代の常夜燈や石橋などが残されている。

写真 2-80 天満社の石段

写真 2-81 天満社の社殿

高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』には、有松の祭礼に特色ある練物が多く出ていたことが記されている。さらにこの資料には文章嶺に行列が登る絵図もあり、江戸時代後期における唯一の祭礼図として、当時の姿を垣間見ることができる。

> 十六日、有松村天神祭。此社は祇園寺の後なる山の頂にあり。此日、ねり物数多つゞきて山を登るさま、雲の如く霞の如し。殊興ある壮観なり。又此山は、梅数株を植て、春の頃は遊人多し。其山にいろいろの物好をなし、社内も山高く、見はらし景よし。

図 2-35『尾張年中行事絵抄』より

有松の祭礼にいつから山車が登場したかは定かではないが、現在、有松で曳かれている３車輌の山車は明治期に製作されたもの、あるいは明治期に他所か

ら購入したものである。

東町の布袋（ほてい）車はもともと、名古屋城下町で繰り広げられた若宮祭に曳き出された祭車であった。明治 24 年（1891）に東町が譲り受けたものと伝えられている。若宮祭では延宝３年（1675）から布袋車が出されていたという。今日有松に伝わる布袋車が当時のものであるかどうかは不明であるが、山車本体には「文政七年六月日」の銘が残り、文政７年（1824）までには完成したと考えられている。布袋車には、大将人形である布袋、蓮台に乗った文字書唐子、その蓮台を回す唐子と前人形の４体の人形が乗っている。

写真 2-82 布袋車
（市指定文化財）

中町の唐子車は、明治８年（1875）に知多半島南部の内海から譲渡されたものとされる。この唐子車は、内海（うつみ）の東端を本拠地に活躍した前野小平治が天保年間（1830～1843）から 20 年余をかけて製作した個人持ちの山車であったと伝えられる。山車本体の建造年代は定かでないが、幕箱や前人形に弘化４年（1847）とあり、その頃には山車が完成したとされている。唐子車の名前の由来は、乗せている３体のからくり人形がすべて唐子であることによる。３体のうち蓮台に乗った唐子は文字書人形である。

写真 2-83 唐子車
（市指定文化財）

西町の、神功皇后（じんぐうこうごう）車は、明治６年（1873）、名古屋の御車大工であった久七によって有松で造られたものとされている。有松に現存する３輌の山車の中で、製作年代は一番新しいが、ここで曳かれている年月は最も長い。神功皇后車には、神功皇后、武内宿禰（たけのうちのすくね）と両手で御幣（ごへい）を持った前人形が乗る。このからくり人形は、神功皇后が朝鮮半島に出陣する際、鮎を釣って神意を占ったという故事によるものである。人形の演技が始まると神功皇后は立ち上がり、武内宿禰と一舞した後、鮎を釣る。前人形は山車の曳行時に御幣を左右に振り、目と口を開けたり閉じたりし、さらに口からは舌を出す。

写真 2- 84
神功皇后車
（市指定文化財）

現在、祭りは 10 月の第１日曜日に歴史的建造物が残る東海道一帯で行われている。３輌の山車が曳き回され、途中、松之根橋（まつのねはし）や天満社のふもとなどでから

くり人形が披露される。山車には大太鼓、小太鼓、笛、鼓からなる囃子方が乗り込み、山車の曳行やからくり人形に合せて伝統的な祭囃子が奏される。祭礼では、総代長、副総代長は紋付きの羽織・袴を、囃子方・人形方・棹方は絞染の衣装を着る。衣装は町ごとに異なり、天満社にちなんだ梅鉢模様や山車の幕の模様をデザインしたものである。

祭り当日は、午前８時頃に山車を山車庫より曳き出し、大幕と御幣・榊などを取り付ける。午前 10 時、祭礼本部の置かれる中町年行事で出立の儀を行い、その後、総代長、副総代長は西の端に移動する。

午前 10 時半になると竹竿に御幣を付けた梵天（ぼんてん）を先頭にして東へ向かって出発する。これに西町の神功皇后車が従う。山車には綱が取り付けられ、子どもたちも一緒にこの綱を引く。神功皇后車が中町へ到着すると、一旦停止し、ここで中町の唐子車と合流して再び東へ向かって出発する。東海道沿いでは歴史的な町並みを背景に山車の進む様子を写真に収めようとカメラを構える人も多い。

写真 2-85 東海道を曳かれる山車

西町・中町の山車が東町に至ると、東町の布袋車を迎え、３輌の山車が揃って松之根橋に向かう。松之根橋では、それぞれの山車の人形からくりが披露されるとともに、棹方の見せ場となる山車の回転が行われる。２回、３回と山車が回転し、その勢いで後ろ向きのままその先の坂道を登っていく。３輌の山車が坂道に揃うと小休止となる。

このあと、３輌揃って西へ向かい、有松・鳴海絞会館に至る。ここで人形からくりを披露し、１時間程とどまる。

続いて天満社に参拝するため、３輌の山車を曳いて西へ進み、祇園寺東側の切り通しに向かう。この間、氏子の寄り合い所である年行事の前などでからくり人形が演じられる。また、西の端では山車のすれちがいが行われ、これも山車曳行の見どころとなっている。天満社へと続く切り通しでは１輌ずつからくり人形を披露し、その後、天満社への総まいりとなる。総まいりでは、棹方、囃子方、人形方も山車をそのままにして天満社へお参りに行く。総まいりが終わると、神事は終了となり、あとは自分たちの楽しみとしての祭りが行われる。

午後５時半になると、夜祭りの準備に取りかかる。提灯に灯を入れ、西の端に並んだ３輌の山車に飾られる。午後６時、総代長、

写真 2-86 夜祭りの様子

副総代長、東町の一同は有松郵便局前に集まる。そこで、行列を組み、一向は西へ進み、中町、西町で両町の一同と合流して山車の方に向かう。その後、楫方、囃子方、人形方が山車につくと、提灯を揺らしながら山車がゆっくりと動き出す。提灯を付けた山車は昼間とはまた違った趣きのあるものである。

図 2-36 山車の運行範囲図

有松は江戸時代の東海道沿いの面影を残す名古屋市内でも稀有な地域である。耕地に乏しい土地で考案された有松絞は有松の発展を支え、豪壮な町並みを生み出した。絞は祭りの衣装や軒先ののれんなど様々な所に見ることができる。

また、天満社の祭礼には３輌の山車が東海道を曳き回され、所々でからくり人形が奉納される。海鼠壁や卯建などの特徴を持つ伝統的建造物が建ち並ぶ町並みを背景に３輌の山車が東海道を進む様子は、大変趣深いものである。

（イ）鳴海宿から熱田宿の東海道沿いに見られる歴史的風致

有松から西へ約１ｋｍほど進むと鳴海宿の東端であった平部（ひらぶ）常夜燈に至る。鳴海宿は品川から数えて、東海道 40 番目の宿場であり、天保 14 年（1843）の『東海道宿村大概帳』によれば、宿の規模は、東西 15 町、南北１町半、人口 3,643 人、家数 847 件、本陣１軒、脇本陣２軒、旅籠 68 軒であった。

町並みは、東の平部町から西の丹下（たんげ）町までで、東西それぞれの宿場の入り口には常夜灯があった。宿場の中心は本町、根古屋（ねごや）町であって、ここには本陣、脇本陣、高札場があった。人馬の継立を行う問屋場は、本町と花井町の２カ所にあり、半月交代で業務に当たっていた。

宿場の丘陵地には瑞泉寺はじめ多くの寺院があり、これらの寺院は今日においても鳴海の歴史的景観を形成する重要な要素のひとつである。

また、鳴海の千代倉家と芭蕉との関係が深かったことから、芭蕉に関する記念碑なども多く、千代倉家の菩提寺でもある誓願寺には、芭蕉のものとしては最古といわれる供養塔が残されている。

図 2-37 現在の鳴海界隈

鳴海では、主として鳴海八幡宮と成海神社の２つの祭礼が行われ、それぞれ特色ある山車の出る祭りとして発展した。鳴海八幡宮を表方、成海神社を裏方と呼び、祭礼はともに 10 月に行われる。

写真 2-87 鳴海八幡宮

表方の鳴海八幡宮は、現在の緑区鳴海町字前之輪（ぜんのわ）に立地し、地元の人々には前之輪の八幡さんなどと呼ばれて親しまれている。創建は不明であるが、応神天皇など５神を祀るという。境内には樹齢 1100 年～1200 年ともいわれるクスノキがある。

鳴海八幡宮の祭礼には、作町、根古屋、本町、中島町、相原町の５つの町から５輌の山車が出る。この祭礼に山車が最初に登場した年は定かでないが、高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』には、現在あるような山車は描かれていないため、それ以降のことと考えられている。江戸時代後期に記された『小治田真清水』には山車の加わった八幡祭が描かれている。また、作町の山車は天保８年（1837）製作と伝えられている。表方の山車は、相原町の山車が名古屋型である以外は、単層の囃子台と呼ばれる様式で、名古屋ではここだけに見られるものである。

鳴海八幡宮の祭礼は、10 月 15 日を越えない 15 日に近い土日に行われている。土曜日は八幡宮での神事が行われ、日曜日に山車の曳行がある。山車は毎年曳き出されるとは限らず、現在も山車を曳き出すかどうかは、寄り合いで決められている。

山車が曳き出される場合、５輌の山車は午前中から各町内や東海道を曳き回される。また、山車の曳行とは別に鳴海八幡宮の神輿渡御が行われる。これは、鳴海八幡宮の祭神の御霊を移した神輿が、鳴海駅北側の御旅所を起点に表方の町々を周り、鳴海八幡宮へ還御するものである。鳴海八幡宮への神輿の還御には山車が従うこともある。

写真 2-88 表方の祭りの様子

裏方の成海神社は、『延喜式神名帳』の「成海神社」、『尾張国本国帳』の「従三位上成海天神」とされ、祭神は日本武尊命、宮簀媛命、建稲種命である。社伝によれば、朱鳥元年（686）の鎮座といい、古くは現在地南の天神山に位置したが、応永年間（1394～1428）に現在地に遷座したという。弘治３年（1557）、今川義元が成海神社の所領安堵の朱印状を与えている。

成海神社の本殿は三間社流造で延宝５年（1677）の棟札が残る。屋根は桧皮型銅板葺で、千木と勝男木があがっている。正面と両側面には縁と高欄がめぐらされ、側面の後端には脇障子が設けられている。本殿への昇降のために設けられた四段の木階は正面中央にあり、庇と主屋は両端が海老虹梁でつながれており、中間には手挟がおかれている。主屋の柱は円柱で、斗組平三斗で組まれており、妻の部分には虹梁の上に大瓶束をおいている。正面の三間の戸は内開きの蔀戸としており、その奥に

写真 2-89 成海神社

三口の桟唐戸が設けられている。本殿は構造上、前後に二分されており、前の間の右側面は両開きの板唐戸であるが、他は板壁となっている。

裏方の成海神社祭礼には、丹下町・北浦町・花井町・城之下町から４輌の山車が出る。寛文年中（1670 年前後）に尾張藩が取りまとめた『寛文村々覚書』には、成海神社の祭礼に車や馬が出されていることが記されている。

裏方の山車の様式は、２層であることは名古屋型と変わりないが、車輪は内輪であり、正面高欄下に唐破風を据え、それを４本柱が支えて前壇と呼ばれる台のある構造になっている。これはいわゆる知多型の古い山車様式と考えられている。以前は、４本柱内にからくり人形を乗せていたが、現在は城之下町が１体だけ飾るのみである。

裏方の祭りは、10 月の第２日曜日に行われている。成海神社の例祭の中心的な行事は、御旅所への神輿渡御とそれに続いて行われる御船流神事である。これは、かつて日本武尊命が東征する際、この鳴海の地より軍備をととのえて出帆したという故事によるものであり、高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』にもその様子が描かれている。この神事では、神社名などを書いた３枚の御船板を扇川へ流す。この御船板は若者が川に入って競って拾い、船霊、あるいは家の守護として崇める習慣がある。

写真 2-90 裏方の祭りの様子

裏方の山車はもともと神輿渡御に従って出されたものであり、現在は各町内を曳き回されたのち、午後に成海神社境内に揃えられる。神社への奉納などが行われたのち、しばらく待機となり、夕方になると夜祭りの準備が行われる。

年によっては、夜祭りで表方・裏方をあわせた９輌の山車揃えが行われる。表方は各町内から、裏方は成海神社から提灯を付けた山車が曳き出され、午後６時頃、鳴海の中心地である本町交差点あたりに、順次曳き揃えられる。日が暮れると、提灯の灯に照らし出された９輌の山車が暗闇に浮かび上がり、幻想的な姿を見せる。

鳴海宿から東海道を西に進み、天白川を越えると笠寺一里塚がある。江戸から 88 里にあたり直径約 10ｍの円丘上には榎の老木が根を張っている。

さらに西へ進み呼続町に至ると富部神社がある。

写真 2-91 富部神社本殿
（重要文化財）

富部神社の神主を代々勤めた金原家蔵の『蛇毒神天王由来』によると、慶長８年（1603）に津島神社の分神を勧請し、現在地より西方の天神山に祀られたのが富部神社の創立とされる。慶長 11 年（1606）、尾張国清洲城主の松平忠吉（徳川家康四男）は病気平癒の報恩のため蛇毒神天王社（現富部神社）を建立した。現在、本殿は重要文化財に指定されている。

富部神社の本殿は、一間社流造、桧皮型銅板葺で、向拝と正面は一間となっている。主柱は円柱で、庇は面取り角柱であり、三方に縁高欄をめぐらして脇障子を立て、浜床を設ける。庇の斗組は連三斗で彫刻の手挟がつき、中備に蟇股を置く。主屋に縁・内法長押・頭貫をまわし、頭貫は端木鼻、平三斗は拳鼻つきである。正面頭貫上に大瓶束を立てる。妻飾虹梁上に叉首組とし、軒は二軒繁垂木である。正面吹寄せ格子戸を立て、内部後半は円柱で三分し、それぞれに板戸両開きを嵌める。

富部神社の祭礼は、『慶応四年辰九月 海南主水 金原修理により神祇御役所へ届書』や『元禄年中御記録』などに記録がある。それらによると、富部神社の祭礼は、６月 11 日・12 日に戸部村と山崎村の勤めとして実施された。記録によると、祭礼には笹の付いた青竹に提灯を付けた「篠踊笠鉾」や２輌の山車が出され、賑やかに行われていたようである。現在は、篠踊笠鉾も山車の曳行も行われていないが、高砂車と呼ばれる大型の山車が現存し、市指定文化財となっている。現在、高砂車は曳き出されていないが、10 月の祭礼時に山車庫の扉が開けられて披露される。富部神社ではこの他、７月 16 日の「茅輪くぐり」などの祭りが行われている。

写真 2-92 高砂車
（市指定文化財）

笠寺台地の北西を流れる山崎川を越え、東海道をさらに西に進むと熱田に至る。熱田宿は東から築出町、伝馬町、神戸町を過ぎて、七里の渡し場までであり、熱田神宮の門前町でもあることから、一般には宮の宿と呼ばれた。東海道の旅人は、精進川（現新堀川）にかかる裁断橋を渡って熱田宿に入った。

図 2-38 現在の熱田界隈

天保 14 年（1843）の『東海道宿村大概帳』には、宿場の規模は、11 町 15 間余、家総数 2,924 軒、人数は 10,342 人、本陣 2 軒、脇本陣 1 軒、旅籠 248 軒とある。

熱田宿には人馬継問屋・御朱印改役所・熱田奉行所・熱田船奉行所などがあり、また、尾張藩主の御殿である東浜御殿と西浜御殿があった。東浜御殿は初代藩主義直が造営したといい、石垣で囲った出島状の御殿であった。現在の宮の渡し公園付近にあったとされ、石垣遺構の一部が戦前まで残っていたという。西浜御殿は承応（じょうおう）3 年（1654）、2 代藩主光友により神戸町西側に造営された。尾張に縁のある大名や公家の招待御殿として利用されたという。正殿は安政年間（1854～1859）に成岩（ならわ）（半田市）の常楽寺に移し、残る諸館も明治 6 年（1873）に売却された。

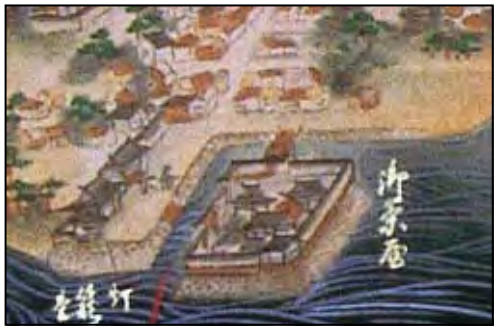

図 2-39 東浜御殿

熱田宿と桑名宿を海上路で結んだ七里の渡しには、75 艘の船が用意され所要時間は 2 時間から 6 時間くらいであったといわれる。この渡しの船役は 360 人で須賀浦、大瀬子浦、東脇浦に住んでいたが、朱印状を持つ者、大名、藩の公用の者などは無賃であるため、困窮することが多かったという。現在、渡し場は七

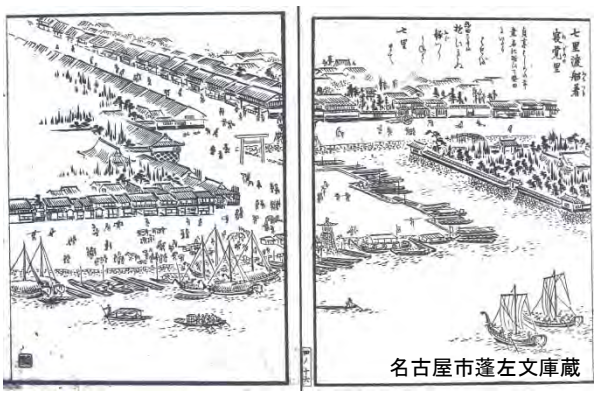

図 2-40 七里の渡し（『尾張名所図会』）

里の渡し公園として整備されている。

熱田の常夜燈は、寛永２年（1625）、尾張藩家老で犬山城主の成瀬正房が父正成の遺命をうけて、熱田須賀浦の太子堂の隣地に建立したのが始まりとされる。承応３年（1654）、現在地に移った。明治 24 年（1891）の濃尾地震などで荒廃したが、昭和 30 年（1955）に地元の有志によりほぼ元の位置に再建された。

写真 2-93 常夜燈（手前）と時の鐘（奥）

また、時の鐘は、２代藩主光友によって、延宝４年（1676）に蔵福寺に鐘楼が上棟されたのが始まりとされる。戦災で鐘楼は焼失したが、鐘は無事で、名古屋市博物館に寄託されている。

宿場町・湊町であった頃の熱田をしのばせる歴史的建造物として、現在、熱田荘と丹羽家住宅が市の文化財に指定されている。

熱田荘は、かつては「魚半」という屋号で魚類を主とする料亭と仕出し屋を営んでいたが、昭和以降、民間企業の社員寮などになり、現在は民間によるグループホーム施設として活用されている。木造２階建、切妻造、桟瓦葺で、明治 29 年（1896）上棟の棟札がある。建造年代は新しいが、構造材はすべて残されており、伝統的な町家の形態を継承している。また、熱田荘の北側には、大正 13 年に「魚半」の経営者によって造られたといわれる白タイル張りの洋館が和館とともに、熱田の歴史を物語るものとして残されており、市の登録地域建造物資産に登録されている。

丹羽家は、屋号を伊勢久と称し、幕末期には脇本陣格の旅籠屋を営んでおり、西国各藩の名のある提灯箱などが残る。建物は、木造２階建、切妻造、桟瓦葺である。文化５年（1808）の棟札があったとされ、幕末の建物と考えられている。破風付の玄関を備え、八双金具付の板扉が残る。屋根に卯建が上がっていたが、現在は袖卯建のみとなっている。『尾張名所図会』に描かれている破風付玄関のある家が丹羽家とも考えられている。

写真 2-94 熱田荘（市指定文化財）

写真 2-95 丹羽家住宅（市指定文化財）

名古屋市内の東海道沿いには、七里の渡し跡や常夜灯など関連する史跡が残されており、当時の往来に思いを馳せながらその道筋をたどることができる。宿場町として栄えた鳴海では、東海道や周辺の古い寺社を背景に、今も伝統的な山車祭りが行われている。鳴海では城下町の山車とは異なる様式の山車が見られ、宿場町ならではの他地域との交流が連想される。また、成海神社の祭礼では、日本武尊命の故事にちなむ御船流神事が行われており、独特の山車形態とともにこの地域の歴史の奥深さを知ることができる。

イ　その他の街道

名古屋には、東海道以外にも多くの街道があった。これらは、人馬継ぎ立てを行う宿場をもつものから、生活道路の役割を担っていたものまで様々であるが、街道沿いにはそれぞれ特徴的な町並みや祭り・信仰、生活文化が生まれ、現在に引き継がれているものも多くある。

佐屋街道は、東海道が海上路となる宮の宿～桑名宿について、東海道に代わる、あるいはこれを補助する形で設けられた街道である。３代将軍家光の上洛を契機として、寛永 11 年（1634）に制定されたと考えられている。寛永 13 年（1636）には岩塚宿が、正保４年（1647）には、岩塚・万場・神守・佐屋の４つの宿があった。

佐屋街道の４つの宿のうち、現在の名古屋市内にあったのは、岩塚宿と万場宿の２つであった。この２つの宿は庄内川をはさんで向かい合っており、人馬継立の仕事も半月交代で執り行っていた。なお、両宿を隔てる庄内川を渡るために、万場の渡があった。その様子は、『尾張名所図会』に描かれている。

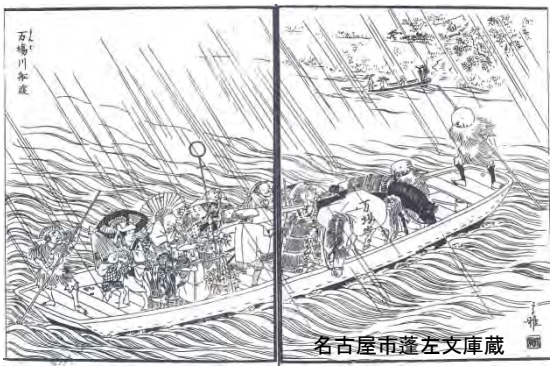

図 2-41 万場の渡し（『尾張名所図会』）

図 2-42 岩塚宿・万場宿の位置

かつての岩塚宿にあった七所社では、五穀豊穣、子孫繁栄、厄除けを願って「きねこさ祭」が行われている。「きねこさ」とは「きね」（杵）と「こさ」（杵からこすり落とした餅）という。

七所社の創建は明らかでないが、応永 32 年（1425）岩塚城主、吉田守重が修造した際の棟札があることから、少なくともこれ以前に創建されたことがわかる。現在の本殿には、天保 6 年（1835）の再建と明治 41 年（1908）の改修を示す棟札が残されている。

きねこさ祭の歴史は、神社の創建とともにあり、千年以上の歴史があると伝えられている。現在も使用されている祭礼時の衣装や祭具の形状が、鎌倉時代以前の特色を残していることから、少なくとも鎌倉時代には、ほぼ現在と同様な形での祭礼が行われていたと推定される。祭礼の古い記録としては、承応 2 年（1653）の銘のある獅子の幕などがある。獅子はきねこさ祭に使われる祭具のひとつである。また、江戸時代後期の祭りの様子が高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』などに描かれている。

きねこさ祭の中心は、後厄（42 歳）の男性 10 人と厄年の子ども 2 人の 12 人である。神社内の社務所で 3 日間の潔斎（早朝の冷水での禊など）を経て当日を迎える。

祭りは、川祭りから始まる。午後 0 時半、浴衣姿になった 12 人の役者が、七所社の社務所入口にある囲炉裏の周りを回りながら、種おろし祭文を読み、その後、社殿の横に立て掛けてある竹を全員で持って

写真 2-96 川祭りの様子

庄内川へ向かう。庄内川の河原へ着いた役者は、浴衣を脱ぎ、下帯姿となって、観衆が見守る中、川の中に入り竹を立てる。準備が整うと笛役が竹を登り出す。種おろし祭文を一節唱え、津島神社のお札を川に流すと、竹が折れるまでさらに登る。竹が東南へ折れるとその年は豊作になるといわれている。

午後２時になると、七所社の参道で古式行列が行われる。これは、神官、役者、厄年が中心となり、古くから伝わる衣装を身にまとい、神楽太鼓とともに参道を練り歩くものである。行列は、花火の音とともに佐屋街道を出発して西へ進む。庄内川の手前で右に折れ露店の並ぶ参道を経て七所社に至る。

写真 2-97 群集に向かって突進する傘鉾

行列が七所社に着くと本殿で神事が行われる。神事では、祝詞奏上（のりとそうじょう）のほかに、頭から赤い衣を掛けた役者による鈴の舞や厄年の子ども（女子）による舞の奉納などが行われる。午後３時過ぎころに神事が終わると境内の行事へと移る。

境内に出た神官と役者は、拝殿前の結界を右回りに回りながら「種おろし祭文」を読み上げる。種おろし祭文が終わると、太鼓打ちの役者が、結界の東端外にある台に登り、太鼓を叩き出す。すると、神官と祭具を持った役者全員が列を正して庭に出て、結界内を一周して引っ込む。これが３回繰り返されたのち、役者は順番に結界内へ登場して所作を行う。このとき、他の役者は祭具を持って周りで見物している群衆めがけて突進し、叩き回る。きねこさ祭で使う祭具に叩かれたり突かれたりすると、厄から逃れることができるといわれ、この行事は「厄除け」と呼ばれている。祭具のうち、傘鉾（かさほこ）はとりわけ大きく、役者が数人がかりで抱えて突進してくる様は大変迫力がある。

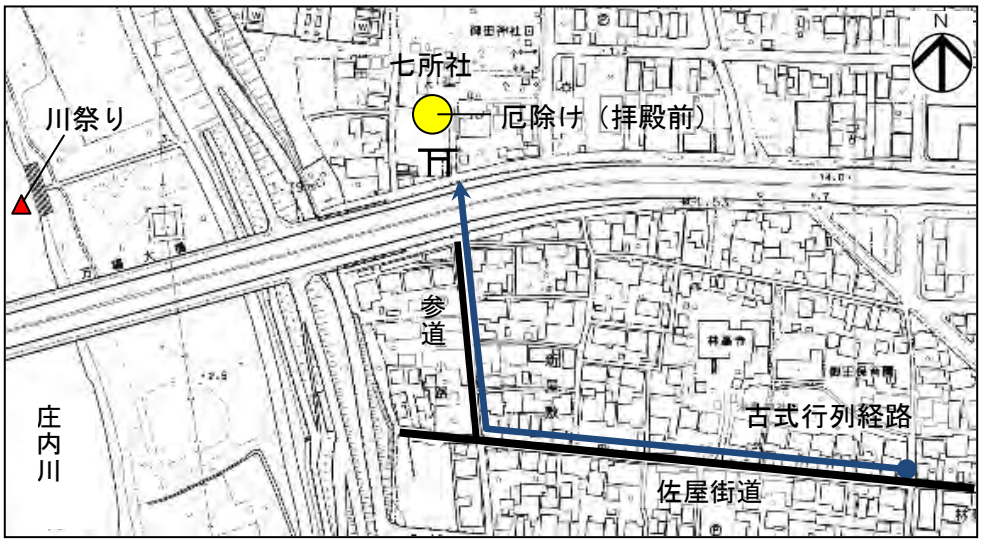

図 2-43 きねこさ祭（市指定文化財） 関係図

岡崎街道は、徳川家康の命で慶長 17 年（1612）に開かれた名古屋から岡崎までの道である。名古屋城下の伝馬町から駿河町（現 東区）、古井村（現 千種区）、八事村（現 昭和区）、平針村（現 天白区）を過ぎ、岡崎へと向かう。このうち、駿河町から八事のあたりまでが駿河道とも呼ばれていた。平針村にあった平針宿の東のはずれで、足助（現 豊田市）を経て伊奈（現 長野県伊那市）に至る伊奈街道と分岐する。なお、現在一般的となっている「飯田街道」の名称は、明治に入ってから、平針以東の伊奈に至る道について、それまでの「伊奈街道」に替わる名称として用いられるようになったものである。

岡崎街道の平針宿には、25 人、25 匹の伝馬が定められていたが、本陣も問屋場もない小規模な宿駅であった。もともと平針村の中心は３町ほど北にあったが、慶長 17 年（1612）、徳川家康が村の長であった仁右衛門を呼び伝馬役を申しつけ、16 戸の農家が街道沿線に引っ越した。これが、平針宿の始まりとされる。

図 2-44 岡崎街道の位置

平針には、山間地から木材を切り出す際に歌う労働歌である平針「木遣り音頭」（市指定無形民俗文化財）が伝わっており、7 月に行われる針名（はりな）神社の天王祭などで披露されている。

岡崎街道沿いには寺社や景勝地などが多い。八事の辺りには峠があり、荷物を運ぶ馬車や大八車にとっては難儀な場所であったという。八事には、２代藩主光友が創建した興正寺があり、広大な境内と多くの歴史的建造物がその威容を構成している。

八事山興正寺は、「尾張高野」と称せられ、東西二山からなる。元禄年間（1688～1704）、２代藩主光友により建立を許され創建した。東山西山ともに阿弥陀如来坐像を本尊としているが、総本尊は東山の大日堂に安置される銅製大日如来像（市指定文化財）である。これは、藩主光友が、母の供養のために鋳造を企画し、鍋屋町の水野平蔵政武が完成させたもので、高さ 3.6m という大きなもので

写真 2-98 興正寺五重塔
（重要文化財）

ある。

興正寺の境内には様々な建造物が建ち並んでいる。このうち五重塔は棟札によると、文化５年（1808）の建立で、重要文化財に指定されている。塔は初重3.93m角の小規模なものではあるが、塔身が細長く、相輪が短い点で、江戸時代後期の特徴をよく示す。基壇上に建って、土間床とし、心柱が心礎上に立つなど古式を伝える。全体に装飾が少なく、建築様式は和様の手法でまとめられている。斗組は和様の典型的三手先である。

興正寺の本堂は、寛延４年（1751）の落成である。８間四方の寄棟つくり、本瓦葺で、１間の向拝がつく。内部は、前１間半を広縁、次三間を外陣とし、中央後方は内陣、両脇は脇の間である。内陣の前面と側面前半に結界を設ける。

この他興正寺境内には、元禄 2 年（1689）の勧請といわれ寺内最古の建築物である鎮守堂本殿や享保 12 年（1727）の建立とされる経蔵などがある。また、興正寺の林叢は、八事から東山方面にかけての丘陵地の緑地帯の一部を形成するもので、その規模と植物の種類の豊富さはこの地域を代表するものである。

興正寺では、毎月５日と 13 日を縁日としており、本堂で護摩祈祷などが行われる。この日は境内には露店が立ち並んで、多くの参詣者で賑わう。興正寺ではこの他、節分会、大般若経転読祈祷会、観桜会、観月会、千燈供養会などの年中行事が行われ、人々の信仰を集めるとともに親しまれている。

岩倉街道は、寛文７年（1667）、名古屋城下から岩倉方面に至る街道として通じた。この街道は枇杷島から庄内川の右岸沿いに北上し、下小田井、中小田井、上小田井に出て、稲生（いのう）街道と合流して岩倉へ達していた。

岩倉街道を重要にしたのは、枇杷島の青物市の存在である。この市の成立には諸説あるが、名古屋城下成立にあわせて形成されたとされている。岩倉方面は、大根、ごぼう、人参といった青物の産地である。岩倉街道は、こうした青物の搬送路として賑わうこととなった。

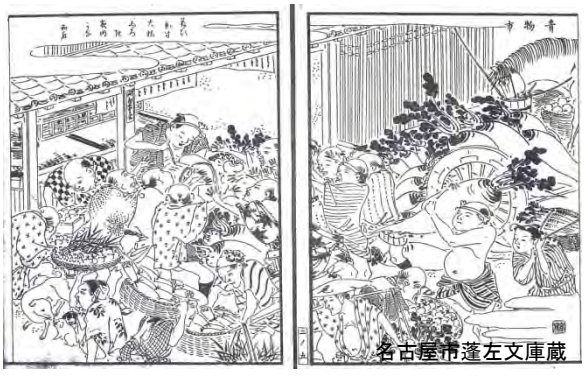

図 2-45 青物市（『尾張名所図会』）

この岩倉街道沿いの集落のひとつに中小田井がある。中小田井は、東海道の鳴海宿や熱田宿、佐屋街道の万場宿、岩塚宿などの宿場とは異なり、商家や農家などからなるまちであった。街道に面して家が建ち並び、背後には、農村的光景が広がっていた。その様子は、樋口好古（ひぐちよしふる）の『尾張徇行記』（文政５年（1822）

完成）にも記されている。

近代に入り、岩倉街道は鉄道の発達などにより、物資の輸送路としての使命を終えることなるが、それでも大正年間にはまだ往来が激しかったという。『名古屋市歴史的景観地区調査報告（小田井地区）』（1983）は、地元の人の話を引用して、当時の様子を次のように振り返っている。

早朝大八車に野菜を積み、枇杷島へ向う。庄内川と新川の堤防を越す坂は重い荷物があると大変であったらしく、ここまで押し手が付いてくることもあった。市で荷物を売りさばくと、帰りは途中の小田井で一息ついたり、食事をしたり、味噌・油等の生活用品を購入したという。

中小田井は現在も、南北を貫く岩倉街道を中心に、町家、土蔵、長屋等の歴史的建造物によって独特の景観が形成されており、市の町並み保存地区に指定されている。

図 2-46
現在の中小田井界隈

中小田井に現在残っている歴史的建造物のほとんどが明治以降のものである。これは、明治 24 年（1891）の濃尾地震でまちの建物のほとんどが倒壊したためとされている。中小田井の建造物の特徴のひとつは、広い敷地を有しながら、建物が街道に直接面していることである。これは、商家が中心であったことを示していると考えられている。建造物の外観は、平入り２階建の建物に格子つきという構成になっており、卯建や袖壁、塗籠造は見られない。また、中小田井の地割は、宿場町にありがちな短冊型の敷地をしているわけではなく、農村集落に近い余裕をもった地割になっている。このことも中小田井の特徴である。

中小田井は、庄内川に近いことから、古来より河川の氾濫に悩まされたところである。そのため、歴史的建造物にも洪水を意識した構造が見られる。２階を全て物置にせず、居室を設けていることもその工夫の一つである。また、浸水時に階段を使わずに荷物を２階へ上げられるように、２階の床板がすぐ外れるようになっていたり、仏壇を２階へそのまま巻き上げる構造を備えていたりするものもある。

写真 2-99 中小田井の町並み

また、中小田井には、願王寺、東雲寺、五所社の３つの寺社が集中している。これらの寺社の境内には、お堂や樹叢のほかに

中小田井の他所から移築した古い蔵や町家などもあり、中小田井の歴史的な景観を伝える役割も果たしている。

名古屋と周辺諸国とを結ぶ街道は多く、各街道沿いにはその特性に応じた様々な文化・名所・町並みが生まれた。佐屋街道沿いの七所社で行われる「きねこさ祭」は、厄除けや五穀豊穣を祈念する祭りで、川祭りや厄除けなどが昔ながらの所作で行われる。また、岩倉街道沿いの町並みは農村集落と生活街道の性格が相まった素朴さを残している。このように街道沿いの地域には、名古屋市内では珍しくなった農村集落的な様相を垣間見ることができる。

（２）尾張四観音などに見られる歴史的風致

名古屋とその周辺には多くの寺院がある。その中には、古代にまでさかのぼるという長い歴史を持つ荒子観音・笠寺観音・龍泉寺・甚目寺のいわゆる尾張四観音や徳川家康により名古屋城下に移された真福寺（大須観音）がある。これらの寺院では、歴史的な建造物や美術工芸品・書跡が残されるとともに、長く民衆に親しまれてきた行事が今も行われている。

図 2-47 尾張四観音などの位置図

荒子観音・笠寺観音・龍泉寺・甚目寺の４つの寺院がいつから尾張四観音と呼ばれるようになったかは定かではないが、高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』の「甚目寺初観音」や18世紀後半に編纂された『張州雑誌』には、「四観音」の記述が見られ、江戸時代後半にはその呼称が定着していたことがわかる。また、笠寺観音の仁王門前に建つ石碑には、寺院名と大正８年（1919）という建立年とともに「尾張四観音之一」の文字が刻まれている。

写真 2-100 笠寺観音石碑

荒子観音と呼ばれる観音寺（中川区）は、尾張四観音のひとつとされている。天平元年（729）僧泰澄により草創と伝えられ、往古は郡中無双の霊場とされた。永禄年間（1558～1570）に全運が再興し、天正４年（1576）、前田利家により修造されたという。江戸時代に入ると初代藩主の義直や２代藩主光友から祈祷料田などの寄進があった。また、観音寺では円空仏1250体余を所蔵している。

荒子は、16世紀には前田家の領地であり、前田利家の父利昌の築いたとされる荒子城があった。現在、城の形跡はほとんど見られないが、天満天神宮の辺りとも考えられている。

観音寺多宝塔は、天文５年（1536）に再建されたもので、重要文化財に指定されている。多宝塔主屋は、禅宗様式を採り、高欄と裳階は和様を基調としている。裳階の柱は面取角柱で、戸口となる中央間を広くとり、長押をめぐらす。斗組は出組、支輪つきで、中備は中央間に絵様つきの板蟇股、脇間は蓑束である。軒は、二軒繁垂木。正面中央間に板唐戸を建てる。上層の亀腹表面は竪板張り、廻り縁の腰組は平三斗である。主屋は円柱の粽つきで縁長押・内法長押・台輪長押をまわし、斗組は禅宗様の四手先。軒は、二軒扇垂木である。相輪には宝鎖と宝珠を欠く。下層内部には、円柱の来迎柱を立てて格狭間入り箱仏壇を置く。天井は格天井で、柱上部から上に極彩色を施す。

写真 2-101
観音寺多宝塔
（重要文化財）

笠寺観音と呼ばれる笠覆寺（南区）も尾張四観音のひとつとされている。本尊は木造十一面観音立像（県指定文化財）である。

笠寺縁起によれば、天平勝宝５年（753）、浜に流れ着いた霊木に僧善光が十一面観音像を

写真 2-102 笠寺観音本堂

刻み、小堂を建てて安置したことに始まる。その後荒廃したが、仏像が雨露にさらされているのを見た土地の家女が自らの笠をかぶせた。この女はやがて藤原兼平の妻となり、その縁によって、寺の堂舎の再興と田畠の寄進などがなされたという。寺はその後再び荒廃したが、嘉禎４年（1238）僧阿願が再興した。この時の阿願解状をはじめとする関連文書（県指定文化財）は今も当寺に伝来している。笠覆寺にはこの他、妙法蓮華経（重要文化財）、銅像十一面観音像・六稜式厨子（ともに県指定文化財）など多くの文化財を所蔵する。

現存する建物は、正保年間（1644～1648）に建った多宝塔を最古として、宝暦 13 年（1763）建立の本堂の他に、江戸時代の各時期に建った仁王門、西門、鐘楼、護摩堂、薬師堂、鎮守白三社、地蔵堂、阿弥陀堂などが軒をつらね、密教寺院の特色を示している。

龍泉寺（守山区）も尾張四観音のひとつとされている。寺伝によれば延暦年間（782～806）、伝教大師最澄が熱田神宮に参籠の折、神示によって多々羅が池より湧出した馬頭観音像を本尊として創建したという。熱田神宮の奥の院ともいわれる。天正 12 年（1584）、小牧・長久手の戦いで豊臣秀吉が龍泉寺に軍を進め、小幡城に陣した徳川家康と対峙した際、寺堂に放火し焼失させた。それを慶長年間（1596～1615）に密蔵院第 29 世秀純和尚が再興したが、明治 39 年（1906）再び火災に遭い、多くの建造物が焼失した。焼け残った仁王門は、慶長 12 年（1607）秀純建立の遺構で重要文化財に指定されている。龍泉寺には同じく重要文化財である木造地蔵菩薩立像がある。また、寺では多数の円空仏を所蔵している。それらは、延宝４年（1676）の墨書銘をもつ馬頭観音立像、熱田大明神立像、天照皇大神立像、菩薩立像５体、千体物が 500 数十体である。

龍泉寺の仁王門は、３間１戸の楼門で、入母屋造、こけら葺である。全体に和様の調子の強いもので、両脇後ろの間に仁王像を置く。柱は円柱、頭貫端木鼻、上層縁の腰組は二手先、中備は間斗束、戸口上のみ蟇股。内部斗組は出三斗で、隅の間に斜に虹梁を入れ、板蟇股をのせて組入天井を支える。上層縁廻りに擬宝珠高欄をめぐらし、正面中央間には幣軸を入れて、板唐戸をつる。軒は一軒繁垂木、妻は板張りである。

写真 2-103 龍泉寺仁王門（重要文化財）

甚目寺は名古屋市に隣接する愛知県あま市に所在し、尾張四観音のひとつとされる。甚目寺の創建は、『甚目寺縁起』（文永縁起）、『張州府志』などから推古天皇５年（597）とされている。『甚目寺縁起』によると、この年、当地の海

人であった甚目龍麻呂の掛けた網により紫金（高品質の黄金）の観音像が引き上げられ、これを祀ったのがはじまりとされる。

建久７年（1196）から建仁元年（1201）にかけて、勧進僧、聖観が伽藍を再整備し、南大門もこの時期の造営とされている。天正 13 年（1585）の天正大地震により大きな被害を受けたが、天正 17 年(1589)には本堂が、天正 18 年(1590)には南大門が修築されている。その後、慶長２年（1597）には、当時、清須城主であった福島正則により仁王像が奉納されている。明治６年（1873）の火災により、本堂はじめ諸堂を焼失したが、本尊の鞘仏、南大門、三重塔などは無事であった。現在、南大門、三重塔、東門が重要文化財に指定されている。また、甚目寺では、絹本著色不動尊像・絹本著色仏涅槃図・木造観音菩薩立像・木造愛染明王坐像（いずれも重要文化財）など多くの文化財を所蔵している。

甚目寺の南大門（仁王門）は、建久７年（1196）に建立されたと伝えられる鎌倉時代初期の和様を基調とした建築である。境内正面に建つ３間１戸の楼門で、屋根は入母屋造、こけら葺である。下層の中央を通路とし、その両脇後方に金剛力士像を安置する。柱はすべて円柱で下層の柱上には手先が三つ前に出る三手先斗栱を組んで上層の縁を受け、縁の四周には先端の刎ね上がった手摺状の刎高欄を廻らす。上層は下層よりも柱間隔を狭くして円柱を立て、背面の中央に両開きの板戸を設け、他の柱間は板壁とする。柱上には斜め前方へ突き出る尾垂木を用いた三手先斗栱を載せて屋根の深い軒先を支える。

三重塔は寛永４年（1627）の建立とされる。各層とも３間四方で柱はすべて円柱、屋根は本瓦葺である。初層には擬宝珠高欄を付けた縁を廻らし、東側の正面中央に５段の木階を設ける。２層目・３層目の縁には刎高欄を付す。各層ともに四面の柱間は中央を両開き板戸、脇間を目透かしの無い連子窓とする。また柱上の組物は各層とも三手先斗栱を用い、斗栱には斜め下前方に突出する尾垂木が付く。

東門は、寛永 11 年（1634）の建立とされる。２本の主柱の前後に４本の控柱が付く四脚門で、切妻造、銅版葺、主柱・控柱とも円柱である。大型で雄大な門である。

写真 2-104 甚目寺南大門
（重要文化財）

写真 2-105 甚目寺三重塔
（重要文化財）

写真 2-106 甚目寺東門
（重要文化財）

大須観音は 12 世紀末頃、尾張中島郡長岡庄大須村（岐阜県羽島市）に建立された観音堂を発端とする。14 世紀代に伊勢の能信上人が来住した。能信は、堂塔などを造営し、北野山真福寺宝生院と号して、聖観音像を本尊として安置しただけでなく、各地を訪れて書籍の書写を行い、今日の大須文庫の基礎をつくりあげた。

慶長 17 年（1612)、徳川家康は貴重な書籍・文書類を木曽川の水害から守るため、真福寺を名古屋城下に移した。しかし、明治期に火災に遭い、また、戦災により本堂を始め多くの建造物を失ってしまった。貴重な文庫は、昭和９年（1934）に完成した地下収蔵庫などに守られ、幸いにも焼失を免れた。現在、本堂や仁王門などが復元されている。

写真 2-107 大須観音（本堂）

大須文庫として知られている真福寺宝生院の経蔵学問庫は、古くから天下の三経蔵（山城醍醐寺、紀伊根来寺)、あるいは本朝三文庫（山城仁和寺、根来寺）と称せられ、互いに欠失を写し合って充実を図ってきたものとされる。文庫の蔵書は、大須本または真福寺本と称せられ、尾張藩もこれを保護し、寺社奉行によって補修整理と目録編集が行われてきた。蔵書数は４点の国宝、40 点近い重要文化財をはじめ約１万５千点におよび、わが国文化史上、逸することのできない存在である。

尾張四観音では、毎年いずれかの寺院が「恵方」を受け持っている。恵方は福徳の方位神「歳徳神」がいる方角で、大吉とされている。尾張四観音では暦（干支）により、笠寺→龍泉寺→荒子→笠寺→甚目寺の順で、５年周期で４方位を巡る。現在、恵方参りは主に節分会に合せて行われている。

恵方の寺院を参詣する「恵方参り」の様子は、高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』に描かれている。同書の「甚目寺初観音」には、「四観音の方位、その年ゝの恵方にあたりたるを恵方観音とて、取分参詣おほし。(中略) 今爰に画けるは、其賑合の、万が一にもあらず。」とあり、四観音のうち恵方にあたる寺院には多くの参詣者が訪れ、大変な賑わいであったことがわかる。

図 2-48 甚目寺初観音（『尾張年中行事絵抄』）

また、『尾張名陽見聞図会』の天保４年（1833）の記述には、「節分日、龍泉寺参俄雨（にわかあめ）混雑のてい」として、節分に龍泉寺へ参詣する様子が描かれている。それによると、「ことし節分ハ十二月廿六日也。此日、龍泉寺へ参る事、むかしハなかりし由。近き頃ハ、此日参詣して開運或ひハ厄除の札を受る事となりしに、此一番札をうけし者ハ、其年吉事ありとて未明より参詣する人多かりしが、此四・五年以来ハ次第に早く行やうになりて、前夜より出行者、少からず。」とあり、かつては節分に龍泉寺へ詣でる習慣はなかったが、近年は節分の日に参詣して開運・厄除の札を受けるようになった様子が記されている。なお、この年の恵方は笠寺であり、『尾張名陽見聞図会』の天保４年正月には、「十八日、朝ハくもりなりしが、昼後、空晴て恵方観音笠寺群衆す」と記されている。このように、龍泉寺では従来の恵方参りに加えて、天保４年（1833）には節分の参詣が行われていたことがわかる。

恵方参りと節分の日の参詣は、かつては別のものとして行われていたが、いつの頃からか、節分に合せて恵方参りが行われるようになった。現在、尾張四観音の各寺院で行われる節分会には多くの人々が訪れる。恵方にあたる寺院はもちろん、それ以外の寺院においても、節分会は１年のうちで最も賑わう行事のひとつとなっている。

現在、尾張四観音や大須観音などで行われている節分会では、祈祷や豆まきなどが行われる。それぞれの寺院に特徴があり、多くの人が訪れている。

荒子観音では、随時、本堂内でのご祈祷に続いて豆まきが行われる。豆まきの祈祷が始まると本堂前には人だかりができ、「鬼は外」の掛け声とともに豆がまかれると、参詣者は豆を奪い合う。豆は小袋に入っており、参詣者が拾いやすいようになっている。隣接する広場には露天が出るほか、境内の一角では、地元の和菓子や特産物を売るテントも設けられる。

写真 2-108 荒子観音の節分会

写真 2-109 豆まきの様子

笠寺観音では、本堂前に、鬼の絵とおたふくの面・豆を描いた絵がそれぞれ掲げられる。祈祷と豆まきは本堂内で行われ、境内の白山社には、お堂の前に仮設の小屋が設置され、巫女（みこ）による鈴祓いが行われる。笠寺観音では、笠寺名

物とされる福ひいらぎが販売されている。福ひいらぎには、笠の描かれた絵馬と黄色の豆袋、金と銀の鈴などが付けられている。境内とその周辺の東海道などには所狭しと露店が並ぶ。

写真 2-110 節分の日の笠寺観音本堂

写真 2- 111 白山社の鈴祓い

龍泉寺でも本堂内で、祈祷と豆まきが行われる。祈祷を受ける人と一般参詣者との距離が近く、本堂内の読経にあわせて、一緒にお経を唱える参詣者もいる。また、龍泉寺は、熱田神宮の奥の院とされており、神仏習合で祀られているため、神社に参拝するようにかしわ手を打ってお参りするように案内される。龍泉寺に特徴的な行事として、福木（ふくぎ）投げが行われる。これは、本尊の前で祈祷を受けた柳の木片を、住職らが投げるものである。福木投げは、節分会の最後に行われるもので、この時間が近づくと、多くの参詣者が境内の三重塔前に集まる。住職の挨拶に続いて、福木投げが始まると、集まった人々は、押し合いながら福木を求めて手を伸ばし、境内は騒然となる。

写真 2-112 龍泉寺本堂内の様子

写真 2-113 福木投げ

甚目寺の豆まきは、本堂前に設けられた特設の桟敷で行われ、参詣者は桟敷の前で豆を奪い合う。豆をまき終わると、「シャノ、シャノ、シャ、オシャシャノ、シャ、ヨヨイノ、ヨイ」と独特なかけ声をして終了する。境内には露天が並び、多くの人々で賑わう。

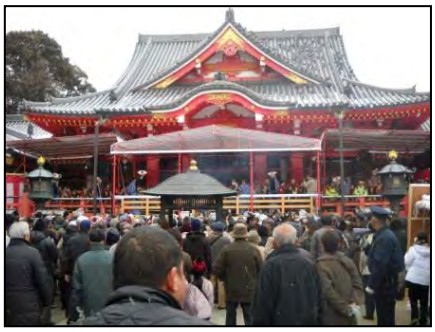

写真 2-114 甚目寺の節分会

写真 2-115 甚目寺境内の賑わい

四観音ではないが、大須観音の節分会も毎年多くの人で賑わう。大須観音では本堂前に高さ４ｍ程の桟敷が設けられ、その上から豆がまかれる。鬼面を寺宝としていることから「鬼は外」は禁句とされ、「福は内」の掛け声とともに、右、左、正面の順に２回ずつまく。一般参詣者は、桟敷の下で豆を奪い合う。鬼が登場する演出もあり、一緒に豆をまく光景も見られる。この日は隣接する商店街で大きな宝船や七福神の格好をした参加者などによる行列も行われる。

写真 2-116 大須観音での豆まき

写真 2-117 行列の様子

四観音などでは、江戸時代中頃から「開帳」が盛んに行われた。開帳は、寺院で普段公開しない仏像などを、日を限定して拝観させ、神仏との結縁を目的とした宗教行事である。開帳の日には寺院の門前に店などが並び、娯楽性をおびた行事として多くの人で賑わったという。『猿猴庵日記』、『見世物雑志』、『松濤棹筆』、『感興漫筆』などによると、四観音では文化・文政期に開帳が盛んに行われていたことがわかる。

また、開帳よりも頻繁に行われるものとして、毎月行われる縁日がある。１月 18 日の初観音をはじめ、毎月 18 日の観音菩薩縁日には、四観音や城下の大須観音が賑わった。高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』「龍泉寺

初観音」に描かれたような、縁日の賑わいは現在も続いており、それぞれの寺院では、祈祷や露店による物品販売などが行われている。

四観音などで盛んに行われた祭りのひとつに「馬の塔」がある。馬の塔は、オマントウなどとも呼ばれ、名古屋を中心にした地域で特有な祭礼習俗である。馬の鞍上に標具（だし）と呼ばれる札や御幣（ごへい）を立てて、豪華な馬具で飾った馬を寺社へ奉納するもので、各村の氏神の祭礼、開帳、雨乞い祈願や礼場など様々な所に登場した。

写真 2-118 馬の塔
（名東区高針、
平成元年(1989)）

馬の塔の形態のひとつとして、近隣の村々が合宿（合属）と称して合同で特定の寺社に馬の塔を奉納する「馬の塔会」があり、四観音や大須観音でも盛んに行われた。

現在、馬の塔はほとんど行われなくなっている。平成に入ってからは、かつて龍泉寺へ馬の塔を奉納していた高針と大森が地元で数度出したに過ぎない。一方、龍泉寺では、節分の日に馬の首をかたどった「春駒（はるこま）」とよばれる張子細工の縁起物が販売される。これは龍泉寺に奉納された馬の塔の首をかたどったものともいわれている。かつては、1月18日の初観音でも春駒が販売されていたようで、高力猿猴庵（1756～1831）の『尾張年中行事絵抄』「龍泉寺初観音」には、春駒を求める人々の様子が描かれている。現在は、節分の日に限り、祈祷を受けた春駒がお守りなどと同様に販売されている。

また、大須観音では、現在も「馬の塔」という名前で張り子の馬を乗せたみこしをかついで大須町内を練り歩く行事が行われている。

図 2-49 龍泉寺初観音(『尾張年中行事絵抄』)

写真 2- 119 龍泉寺の春駒（はるこま）

なお、馬の塔には多くの場合「棒の手」がともなっていた。棒の手は木製の棒などの武具を使って演技をする芸能で、いくつかの流派がある。馬の塔に付く場合は、その警固の意味合いもあったという。棒の手は現在も市内各所で保存されており、南区・守山区の２件が県指定無形民俗文化財に、千種区・港区・瑞穂区・名東区の５件が市指定無形民俗文化財に指定されている。

写真 2-120 棒の手（名東区高牟神社）

尾張四観音として親しまれてきた荒子観音、笠寺観音、龍泉寺、甚目寺や大須観音などの寺院では、歴史ある建造物を背景に、節分会、開帳、馬の塔など多くの人々を集める行事が行われてきた。江戸時代の絵図からは、それらが信仰の営みであるだけでなく、娯楽性を兼ね備えた民衆の楽しみであったことが読み取れる。現在も節分会では、豆まきや縁起物の販売、境内や参道に建ち並ぶ露店などが参詣者を楽しませてくれる。招福・除災とともに非日常的な楽しみを求めて多くの人々が訪れる営みは今も変わることなく行われている。

６　大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致

（１）近代都市としての発展過程に見られる歴史的風致

明治維新後、名古屋では紡績や陶磁器などを皮切りに産業発展が進み、それにともなって鉄道などの産業都市基盤が整備されていった。明治 22 年（1889）に市制が施行すると、名古屋市は周辺の町や村を段階的に編入し、市域を拡大していった。そして、市域が拡大するにつれて、計画的な都市基盤整備の必要性が高まり、大正９年（1920）の都市計画法施行後には、道路・運河・公園・用途地域などの計画が順次決定され、整備されていった。

名古屋の近代化を象徴する地域のひとつが名古屋城の東側に広がっており、「文化のみち」として、近代名古屋の歴史を今に伝えている。

江戸時代、名古屋城下東部には、100 坪から 300 坪程度の武家屋敷が多く立地していた。明治になるとこれら武家屋敷の広い敷地を利用して工場が建てられ、企業経営者や貿易商などが移り住んで、近代産業の集積地となっていった。そのなかでも陶磁器産業は特に盛んに行われ、最盛期には日本から海外へ輸出される陶磁器の７～８割の絵付けがこの地でされていた。

現在、白壁・主税・橦木界隈は、旧武家屋敷の地割を残した閑静な住宅街となっているとともに、大正から昭和初期に建てられた近代建築が多く残され、料亭なども営まれている。

「橦木館」は、陶磁器商として活躍していた井元為三郎が大正末期から昭和にかけて建てた邸宅で、約 600 坪の武家屋敷の敷地割に、庭を囲むように洋館、和館、茶室や蔵が残されている。洋館は２階建で屋根はスペイン瓦で葺かれている。１階の窓は上げ下げ式、２階の窓は外開きでいずれもレンガの窓台としている。また、流行を先取りしたとされるステンドグラスがある。蔵は２棟あり、うち１棟はレンガ造である。市の指定文化財、景観重要建造物に指定されている。

「旧春田鉄次郎邸」は、陶磁器貿易商として成功し、大洋商工株式会社を設立した春田鉄次郎が、大正 13 年（1924）頃に建てた住宅である。設計は武田五一とも伝えられている。木造２階建で、前庭に面した洋館と、中庭をはさんで奥にある和館（日本家）から構成されている。大正時代の富裕層の住宅様式を今に伝えている。門・塀は、桟瓦葺きの屋根、白漆喰の小壁、竪羽目板の壁、切石貼の基礎で構成され、周辺の町並み景観の一部を構成している。

「名古屋陶磁器会館」は、陶磁器の貿易商工同業組合によって建てられ、名古屋の陶磁器業界の力を内外に示す役割を果たした。名古屋陶磁器会館では、現在も陶磁器の展示や絵付け教室などが行われている。鉄筋コンクリート造２階建（一部３階）。設計は当時名古屋高等工業学校（現 名工大）の教授であっ

た鷹栖一英である。１階事務室の大きな半円窓、軒下のレリーフ装飾帯、縦横の線の装飾的構成、外壁のスクラッチタイルなど、豊かな表情をもつ外観はドイツ表現派の流れをくむ。登録文化財となっている。

「旧豊田佐助邸」は、豊田佐吉の末弟で佐吉の事業を支えたとされる豊田佐助の邸宅として大正 12 年（1923）頃に建てられた。木造２階建の洋館と和館からなる。洋館は白いタイル張り・陸屋根で、鉄筋コンクリート造のような外観をしている。１階は応接間が３部屋、２階は座敷が２部屋で、洋館の中に和風座敷をはめ込んだ構成となっている。多くの来客を想定し接待のための合理的な構成を実現したものと考えられている。

「旧川上貞奴邸」は、大正９年（1920）頃、電力王と称された福沢桃介が、わが国最初の住宅専門会社「あめりか屋」に造らせた邸宅の遺構で、「日本の女優第１号」といわれた川上貞奴が居住していた和洋折衷の建物である。平成 16 年（2004）、現在地に移築復元された。２階建の主屋と別棟の蔵で構成されている。和室４室は創建当初のままで、当時の部材や職人の技を垣間見ることができる。一部が登録文化財となっているとともに、市の景観重要建造物に指定されている。

また、この地域の一角には、「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」がある。大正 11 年（1922）に建設されたもので、全国８カ所に建てられた控訴院庁舎のうち現存する最古のものある。正面にドーム屋根を設けたネオ・バロック様式の３階建で、赤いレンガ壁と白い花崗岩の対比が美しい。日本の近代建築における大正末期の動向を忠実に表現した官庁建築である。現在、名古屋市市政資料館として活用されている。重要文化財に指定されている。

市政資料館の西側には、名古屋市役所本庁舎、愛知県庁本庁舎が並び建っている。これらはともに昭和初期に建てられた帝冠様式の建造物で登録文化財である。

名古屋市役所本庁舎は、昭和８年（1933）に完成した。設計図案を公募し、１等金賞に選ばれた案をもと市建築課の技師が実施設計を行った。工事は、帝冠様式のはしりとされる神奈川県庁を担当した技術者を招へいして行われた。塔の屋根は名古屋城を意識したもので、頂部に四方睨みの鯱を載せる。愛知県庁本庁舎の造形にも影響を与えた。

愛知県庁本庁舎は、昭和 13 年（1938）に完成した。名古屋城天守閣と北隣の名古屋市庁舎に呼応した帝冠様式である。名古屋市庁舎は 10 階建の塔屋を突出させているが、愛知県庁舎の場合は重厚な城郭風帝冠様式となっている。正面中央部の壁面を少し前に出し、その上部に切妻屋根を載せ、背後の屋上階の入母屋屋根とともに風格ある正面を造り出している。

名古屋市役所本庁舎と愛知県庁本庁舎は現在も市政・県政の中核施設として使用されている。

図 2-50 「文化のみち」の近代建築（一部）

名古屋の近代都市としての形成期に姿を現したもののひとつに公園がある。

明治時代には、文明開化や産業発展を背景に大公園設置の動きが起こり、鶴舞公園と中村公園が開園した。続く大正時代には、街路網や運河網など産業都市としての都市計画が整う一方で、緑の確保や休養・運動等の場としての公園の必要性が高まり、大正 15 年（1926）には鶴舞公園と中村公園に東山公園などを加えた 24 カ所の公園計画が策定された。近代に開園・整備されたこれらの公園は、名古屋を代表する公園として市民に親しまれていった。

また、揚輝荘は大正～昭和初期に造営された財界人の郊外別荘の代表格であり、その建築・庭園などは、当時の文化を今に伝えるものである。

鶴舞公園は、明治 42 年（1909）の告示によって誕生した。明治 6 年（1873）の太政官布達以来、名古屋にも大公園を造る計画が幾度かあったが、長く実現を見なかった。一方で、明治 20～30 年代にかけて目覚ましい発展を遂げた名古

屋では、明治 43 年（1910）に第 10 回関西府県連合共進会が誘致されることとなった。共進会の開催前から、その会場跡地は公園を整備することが計画され、ここに名古屋初の大公園として鶴舞公園が誕生することとなった。

第 10 回関西府県連合共進会では、本館をはじめとする各種パビリオンや迎賓館（後の聞天閣）、胡蝶ヶ池、噴水塔、奏楽堂などが建設された。そして、共進会が終了すると本館やパビリオンはほとんど取り壊されたが、噴水塔、奏楽堂、聞天閣などはそのまま残された。公園の整備はこれらの施設を取りこみながら計画され、正門から噴水塔、奏楽堂を中軸とした左右対称の整形式の欧風庭園に整備された。

共進会後、公園としての歩みを始めた鶴舞公園には、動物園や図書館が設置されて、名古屋市における中心的な市民利用施設として多くの人々が訪れるようになった。また、鶴舞公園は米騒動やメーデーの舞台となり、時に数万人が集結する市民運動の場ともなった。長い歴史を持つ鶴舞公園には現在も歴史的な建造物が多く残されており、名古屋を代表する公園として市民に愛されている。

戦後、鶴舞公園は進駐軍に接収されていたが、昭和 27 年（1952）4 月 1 日に接収が解除されると、桜の花が咲く中、「名古屋市民花祭り」が開かれ 15 万人の入園者を集めた。同年 6 月には菖蒲まつりが開かれている。鶴舞公園では、現在も 3 月～6 月に「花まつり」が行われており、期間中は、普選壇などの歴史的建造物でもコンサートなどが催され、多くの人々で賑わう。

写真 2-121 胡蝶ヶ池と奏楽堂（大正時代）

噴水塔は、明治 43 年（1910）の共進会開催を記念して、名古屋開府 300 年記念会によって建設されたものである。本格的な古典主義のデザインに基づく８本のトスカナ式オーダーによる円柱をめぐらした円堂形式の噴水塔で、今も公園の中心的な建造物となっている。塔身は石造で、高さ 10.2m。簡素だが端正な姿にまとめられている。現在、市の文化財に指定されている。

写真 2-122 噴水塔（市指定文化財）

大正から昭和初期にかけては、多くの施設が設置され公園の充実が図られた。大正７年（1918）には、現在の東山動物園の前身となる名古屋市立鶴舞公園付属動物園が設置された。大正 12 年（1923）には市立名古屋図書館が、昭和５年（1930）には市公会堂が開館している。この時期には他にも、各種団体から、加藤高明の銅像、記念碑、茶室、美術館などが寄贈されている。また、同年９月 15 日から 11 月 30 日まで開かれた御大典奉祝名古屋博覧会には、共進会以来の人出となる 194 万人が訪れた。

普選壇は、大正 14 年（1925）の普通選挙法成立を記念したものである。設計は日比谷公会堂など多くの作品を手がけた佐藤功一が担当し、昭和３年（1928）に竣工した。民衆の意向を踏まえた政治をという願望が凝結した施設であるが、ステージとしての機能を兼ねており、現在も大学生によるコンサートなどに利用されている。現在、市の文化財に指定されている。

写真 2-123 普選壇
（市指定文化財）

公会堂は、昭和天皇の御成婚記念事業として計画され、昭和５年（1930）に竣工した。外部は２階までは龍山石や擬石ブロック貼、上部は茶褐色のスクラッチタイルで仕上げる。設計は武田吾一、佐野利器などを顧問として名古屋市建築課が担当した。戦前は国内有数の文化と社交の殿堂として親しまれたが、戦後接収され、昭和 31 年（1956）まで米軍の娯楽、厚生施設となった。その後、名古屋市の管理に戻ると、再び市民の活動の場となり、現在に至るまで芸術・文化をはじめとする各種催しに利用されている。現在、市の都

写真 2-124 公会堂
（市都市景観重要建造物）

市景観重要建築物に指定されている。

鶴舞公園は、戦争などに伴う幾多の変遷を経て、部分的に変わったところもあるが、正面から噴水塔、奏楽堂、胡蝶ヶ池、竜ヶ池へと続く中軸線は変わることなく、明治の風格を今に伝えている。また、公園内には開園前からあったと考えられるアカメヤナギの大木や共進会が開催されたときに植えられたと伝わるセコイアメスギなどがある。現在、鶴舞公園は登録記念物となっている。

図 2-51 鶴舞公園平面図(平成元年(1989))

中村公園は、明治 16 年（1883）に豊臣秀吉旧跡を訪れた愛知県令の国貞廉平が、「一祠を創建して豊公の遺跡を顕彰しその霊を慰めること」を約束したことに始まる。これを受けて、地元の戸長らは県令に対して『豊国神社創建願』を提出するとともに、各方面への資金調達の依頼や浄財の募集などに奔走し、その結果、明治 18 年（1885）に神社の一部となる神殿が竣工した。

写真 2-125 豊国神社

その後、明治 33 年（1900）に、豊国神社境内地を含む旧跡地が県有の公園地となり、明治 34 年（1901）には、豊臣秀吉の遺跡地として県議会で名称・関連予算が可決され中村公園が誕生した。

明治 43 年（1910）の加藤清正 300 年忌を機に、清正を豊国神社に合祀するとともに、この頃から大正期にかけて愛知県による公園整備が進められた。それにより、公園地の拡張・整地や園路・植栽の整備が行われたほか、木造瓦葺の記念館や料理店・茶店などが建てられた。明治 43 年（1910）11 月 18 日に皇太子（後の大正天皇）が中村公園に立ち寄られ、豊国神社参拝後、松を植樹された。この時、同年竣工した記念館が迎賓館として使用された。

写真 2-126 記念館

大正 10 年（1921）、名古屋市は市域を拡張し、中村町は西区に編入された。これにともない、中村公園は愛知県から名古屋市に無償で譲渡されることになり、大正 12 年（1923）４月１日付で移管された。また、この時期にはかつての中村町民によって、名古屋市との合併を記念する記念物の建設が計画され、昭和４年（1929）に豊国神社奉献大鳥居が建設された。

写真 2-127 大鳥居

中村公園とその周辺には、豊臣秀吉や加藤清正などにゆかりの史跡や寺社が立地している。

太閤山常泉寺は、寺に伝わる太閤山縁起によると、「豊国大明神の廟堂にして慶長年間加藤清正公が一族の円住院日誦上人と謀って創建され、此地は筑阿弥の宅趾にして、豊太閤天文五年正月元旦降誕の地なり」と伝え、境内には秀吉誕生の時に使われたと伝わる豊公産湯の井と秀吉御手植えと伝わる柊（ひいらぎ）がある。

妙行寺（みょうぎょうじ）は、名古屋城築城の折、加藤清正が自分の生誕の地に余材を寄進して再建したとも伝わる。寺には、県指定文化財の「絹本著色加藤清正画像」が保存されている。また、境内には、文化７年（1810）に中村公園内の高畑八幡社に建てられたとされる「加藤肥後侯旧里の碑」や昭和35年（1906）に設置された清正の銅像がある。

写真 2-128 豊太閤頭巾行列の様子

昭和42年（1967）には、豊臣秀吉と加藤清正を顕彰する豊清二公顕彰館が名古屋市博物館分館として建設され、現在の名古屋市秀吉清正記念館に引き継がれている。

中村公園では昭和23年（1948）に始まった太閤まつりが現在も行われている。これは、敗戦の虚脱から立ち上がろうと、秀吉の命日である18日とその前日を選び、気候のいい５月を開催月として始まったものである。まつり当日は、大鳥居から公園正面に至る約500mの参道に露店が並び、太閤出世太鼓、豊太閤頭巾・出世稚児行列などの秀吉にちなんだ催しや茶席「桐蔭」での呈茶などが行われて多くの人で賑わう。

図 2-52 太閤まつりの行列経路図

豊臣秀吉を祀る豊国神社創設に始まる中村公園は名古屋の公園の中でも特に長い歴史を持つ公園である。中村は天下人秀吉の出身地として広く知られており、中村公園はその伝承の中心地として、今日も人足の絶えることはない。また、戦後に始まった太閤まつりは、秀吉の出世にちなんだ行列などが行われ、秀吉の出身地ならではのまつりとして親しまれている。

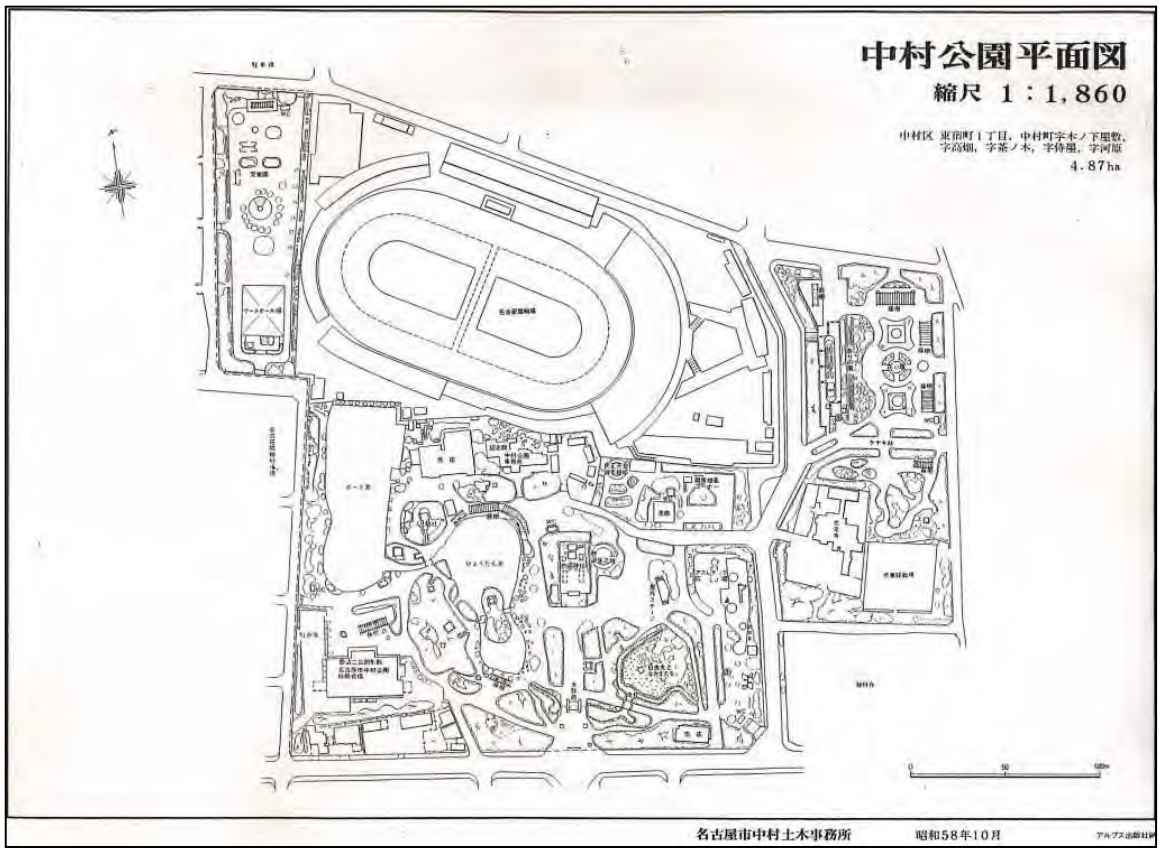

図 2-53 中村公園平面図(昭和 58 年(1983))

東山公園は、大正 15 年（1926）に公園として都市計画決定され、市東郊に広がる丘陵地の自然地形を活かして建設された。全体の敷地は 260 万㎡もあり、その約３分の１にあたる 80.8 万㎡の区域に公園施設が設けられ、昭和 10 年（1935）４月に開園した。その後、昭和 12 年（1937）3 月 3 日に植物園が、続いて同年 3 月 24 日に動物園が東山公園内に開園した。

名古屋の動物園は、当初は鶴舞公園に開園し、昭和４年（1929）４月からは市立名古屋動物園と呼ばれていた。鶴舞の名古屋動物園では飼育動物の補充と拡張が行われてきたが、やがて施設の狭さが問題となり、市東部の丘陵地に植物園をあわせ持つ「東山公園」として整備されることになった。動物園の移転は、昭和 12 年（1937）春に開催される「名古屋汎太平洋平和博覧会」間に合うように行われ、同年３月 24 日に開園した。開園前は、「辺ぴな場所」、「広すぎる」という批判の声もあったが、昭和 12（1937）２月に市電が東山公園まで延長開通したこともあり、連日ぎっしりの入園者ですべての心配が吹き飛んだという。東山動物園は、ドイツのハーゲンベック動物園にならい、動物をオリに入れずに堀により動物と観客を隔てる「無柵式放養形式」を日本で最初に取り入れ、全国的に注目されるようになり、市外からも多くの入園者を迎えるようになった。

写真 2-129 人々で賑わう東山動物園

戦時中、国内の動物園で猛獣が次々と殺されていく中、東山動物園では、関係者の努力により２頭の象が生存し、戦後再開された動物園で復興時代のスターとして戦後の動物園の人気を支えた。以後、時代ごとに「移動動物園」、ゴリラショー、コアラの受贈など、話題性のある取り組みが行われ、多くの人々が訪れた。また、昭和 40 年代には、「見せる動物園」から「動物本位の動物園」への転換も始まり、近代的動物園の社会的役割に欠くことのできない教育の場としての機能も強化されてきた。

東山動植物園では、今日も市民により親しみを持ってもらうため、様々な取り組みが行われている。動物へのエサやり体験やガイドボランティアによる案内などが行われているほか、「東山再生フォーラム」などを通して東山動植物園の再生を市民とともに考える機会も継続的に設けられている。また、春まつり・秋まつりをはじめ、一年を通して様々なイベントが開催される。現在、東山動植物園には、年間約 220 万人の来園者が訪れる。

園内には、昭和 12 年（1937）の開園時に設置された施設が残されている。正

門は、４基の門柱が開園以来のもので、鉄筋コンクリート造に石張りとなっている。石張りに使われている神奈川県真鶴半島産の新小松石は、建築当時は、建築・土木・庭石に広く用いられていたが、現在は採掘されていないものである。また、噴水は市内において数少ない戦前のもので、十二支の動物を型どった焼き物のレリーフが張られている。これらの正門・噴水とその間の池に架かる橋は直線的に配置されており、東山動物園のエントランスを形成している。また、動物園内には開園翌年の昭和 13 年（1938）に建造された３体の恐竜像がある。これらも長く市民に親しまれてきた建造物である。

植物園の大温室は、昭和 12 年（1937）の開園に合せて建てられたもので、現在、名古屋市東山植物園温室前館として、重要文化財に指定されている。

大温室は植物園の計画段階から植物園の呼び物として位置付けられており、昭和 10 年（1935）、設計が完了し、着工することとなった。大温室は鉄骨造りの総ガラス張りで中央は高さ 40 尺の大きさで、外観・内部ともに日本一を誇るものであった。また、鉄骨の組み立てに初めて電気溶接の技術が使われ、建築学上からも貴重な建物となった。温室は、展覧室と栽培室、の二つに分けられた。中央ドームには、主としてヤシ・シダ・バナナなど、正面向かって右ドームには、水生植物や食虫植物を、左ドームにはサボテンや多肉植物が植え込まれた。その後、大温室は戦災や伊勢湾台風の被害を受けながらも、その都度修復が行われ、美しい姿を現在に伝えている。

また、東山動植物園には、公園となる前からこの地にあった古窯跡や、他所から移築した歴史的建造物なども残されており、公園の歴史とともに地域の歴史を知ることのできる場でもある。

植物園内の日本庭園廻遊路に沿った斜面には、東山 101 号古窯（こよう）が保存されており、古代から中世にかけて東山丘陵一帯で盛んに行われた窯業の痕跡を見ることができる。この窯（かま）では、主に鎌倉時代初頭の山茶碗などが焼かれていたと考えられている。東山公園内では他にもいくつかの古窯が確認されている。

旧兼松家（かねまつけ）武家屋敷門は、江戸末期のものと考えられており、昭和 46 年（1971）に東山植物園に移築された。東区水筒先町にあった旧尾張藩士兼松家の長屋門で、寄棟造・桟瓦葺、現状の間口 12.5m、奥行 3.7m である。名古屋城下の武家屋敷の面影を今に伝える貴重な遺構のひとつである。

合掌造りの家は、昭和 31 年（1956）10 月、鳩ヶ谷ダム建設に伴い、岐阜県大野郡白川村より東山植物園に移築されたものである。この建物は、天保 13 年（1842）の建造とされ、広さ 264 ㎡、高さ 10m、四層の茅葺で、釘・土壁は一切使われず、すべて藁縄（わらなわ）や蔓（つる）が使用されている。

東山動植物園には、開園以来、多くの人々が訪れている。時代によって展示

される動物の種類や展示方法は変化してきたが、いつの時代も動物たちは人気者であり、広大な敷地に広がる公園の風格は変わることなく、来園者を迎えてきた。園内の歴史的建造物には印象的なものが多く、子どもの頃に見た温室や恐竜像を、今度は子どもや孫と一緒に眺めて懐かしさを感じる人も多い。また、園内に残る古窯跡や武家屋敷門は、やきものの生産地・城下町として栄えた名古屋の歴史に触れる機会を私たちに与えてくれる。東山公園は、名古屋を代表する公園のひとつとして、世代を超えて親しまれている。

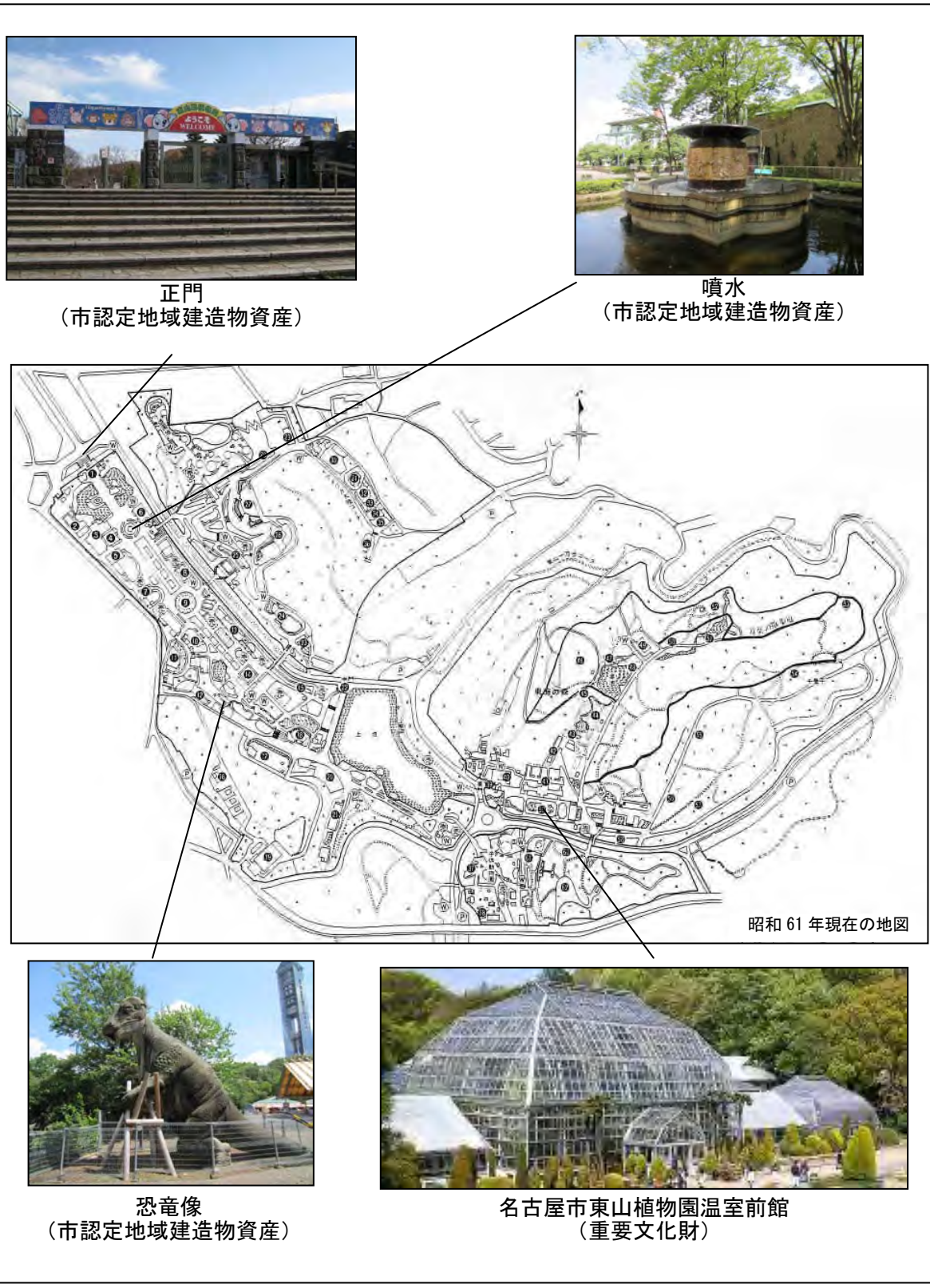

図 2-54 東山動植物園内の主な歴史的建造物

これらの公園と同様に名古屋の近代化の気風を受け継ぐもののひとつが（株）松坂屋の初代社長伊藤次郎左衛門祐民（すけたみ）によって構築された郊外別荘「揚輝荘」である。

揚輝荘が築かれた覚王山の地は、江戸時代から月見坂として親しまれた名勝地のひとつであり、また、仏舎利を奉安し、日本とタイとの友好を示す日泰寺が建立されたところである。

近代に活躍した財界人らの中には、本宅や別荘を複数構えるも者も少なくなく、広大な敷地に趣向を凝らした多くの建物を建て、その建築に対する造詣の深さを互いに競い合うように、園遊会などを催していた。祐民もそのひとりであり、揚輝荘も「普請道楽」と呼ばれた彼の趣味によって構築されたものである。

揚輝荘の建築は、大正７年（1918）に中区茶屋町の伊藤家本宅より茶室「三賞亭」を移築したのが最初であり、以後、昭和初期にかけて様々な建物の移築・新築が続いた。昭和 14 年頃には約１万坪の敷地の中に 30 数棟の各種建造物が立ち並び、池泉回遊式の庭園とともに覚王山の高台に威容を誇っていたという。祐民の活動が広がるにつれて、皇族、華族や高僧、財界人など多彩な人々が揚輝荘を訪れ、園遊会、観月会、茶会なども数多く開かれて、揚輝荘は迎賓館、社交場となっていった。また、祐民がインドをはじめとする仏跡巡拝の旅に出かけたのちには、インド旅行のイメージを投影したといわれる「聴松閣（ちょうしょうかく）」が建てられ、外国人留学生の受け入れも行われるなど、揚輝荘は国際交流の場としても使われた。

図 2-55 昭和 14 年頃の揚輝荘

現在、揚輝荘は北園と南園の約 9200 ㎡が残されており、名古屋市に寄贈されて順次修復を進めている。北園には、白雲橋・三賞亭・伴華楼（ばんがろう）・北庭園などがあり、南園には聴松閣・揚輝荘座敷・南庭園などがある。これらのうち白雲橋、三賞亭、伴華楼、聴松閣、揚輝荘座敷は市の文化財に指定されている。

図 2-56 現在の揚輝荘

白雲橋は、京都の修学院離宮の千歳橋を模したといわれる廊橋で、龍の天井絵や手彫りの白木擬宝珠などに趣向が凝らされている。

三賞亭は、大正７年（1918）、茶屋町（現 中区丸の内二丁目）の伊藤家本宅より移築した揚輝荘最初の建物である。煎茶の茶室で、竹の長押（なげし）などに東洋風のデザインが見られる。

伴華楼は、昭和４年（1929）、鈴木禎次の設計により尾張徳川家ゆかりの座敷に洋室などを加えて建築された。お帳綴じや大般若経転読会はここで行われる。

聴松閣は、昭和 12 年（1937）に建設された。ハーフチンバーの外壁など山荘風の外観をした迎賓館である。地上３階の各室は各国の様式がミックスされている。地階は全体がインド様式で、留学生が描いた壁画が残されている。

揚輝荘座敷は、大正８年（1919）、大津通りの松坂屋本館の土地にあった屋敷を移築したもので、ベンガラ色の土壁と杉皮張りの腰板には優雅な雰囲気が感じられるものである。

揚輝荘では現在も伊藤家に伝わる伝統行事として、お帳綴じ、初午、大般若経転読が、現在も多くの人を招いて行われている。これらの行事が現在の形で行われるようになる基をつくったのは、伊藤家 13 代当主の祐良（1822～1891）とされている。

お帳綴じは１月 11 日に行われている。本来は、商売繁盛を祈願してその年に使う帳面を糸や紐で綴じる行事であったが、現在では、当主が恵方に向かって、家訓や「火の用心」の文字を浄書して家内の各所に貼り、一門に配ることになっている。伊藤家のお帳綴じにおいて家訓の浄書がいつから始まったのかは明らかでないが、祐良が始めた行事であることは間違いなく、鬼頭幸七家に安政６年（1859）の掛札があるので、この頃には行われていたと考えられている。

初午は商売繁盛を願って、２月初めの午の日に稲荷神社に参拝する信仰であり、商家では広く行われている。揚輝荘では４月の初めに、昭和３年(1928)に揚輝荘へ勧請された豊彦稲荷への参拝が行われている。

大般若経転読は、折本仕立ての経巻に書かれた大般若波羅蜜多経を転読する行事で、一切の災難を逃れて繁栄を得るための行事である。祐良は、天保 13 年(1842)から文久２年（1862）まで 21 年間かけて大般若経 600 巻を書写した。大般若経の転読は祐良以前から行われていたが、現在では祐良が書写した大般若経を使用して、５月に行われている。

写真 2- 130 お帳綴じ

写真 2-131 初午

写真 2-132 大般若経転読

名古屋市内には、明治期から昭和初期にかけて整備された鉄道や港などの産業基盤が現在に引き継がれているとともに、この時期に建てられた近代建築も多く残されている。また、都市計画の導入を機に市域の拡大が進み、公園などを含む都市基盤整備が進んだ。名古屋の公園の中でも特に長い歴史をもつ鶴舞公園、中村公園、東山公園は、近代化の中で生まれたものであり独特の風格を備えている。これらの公園では、広大な敷地に年月を重ねた木々や開園時以来のモニュメントなどによる趣きが加わり、今日も憩いの場を求めて訪れる人々で賑わっている。各公園では様々な催しが行われているが、中村公園で行われる太閤まつりは、豊臣秀吉の生誕地という地域の歴史を反映したものとして親しまれている。また、同じく近代に郊外別荘として造営された揚輝荘は、この

時期の名古屋の財界人の文化を今に伝えるもので、伴華楼を始めとする歴史的な建造物で、お帳綴じなどの伝統行事が続けられている。

（２）戦災復興に見られる歴史的風致

名古屋のまちは第二次世界大戦の空襲により、名古屋城天守閣などを含む、当時の市域の約１／４が焼失した。しかしながら、市では戦後直ちに戦災復興計画を策定し、戦災地のみならず関連地域を含めた大胆かつ先進的な都市計画を実行した。これら戦災復興による都市基盤は今日に続く名古屋の発展と人々の生活を支えている。

名古屋への空襲は、昭和 19 年（1944）12 月から昭和 20 年（1945）７月の間に 38 回を数えた。この空襲により、名古屋市は全市域約 16,000ha のうち約 3,850ha が焼失した。罹災戸数は、全焼 113,604 戸を含む計 135,203 戸、死者 7,802 人、負傷者 9,911 人という惨たんたる被災状況であった。官公署、学校、工場、銀行、百貨店なども多くが罹災し、名古屋のシンボルである名古屋城も天守閣や本丸御殿などを失った。

写真 2-133 終戦直後の市街地

敗戦直後の市民生活は、深刻な食糧不足に見舞われ、主食の配給量は戦争末期よりも低い水準にあった。また、野菜や鮮魚などの副食の配給はほとんどなく、路地や空閑地で甘藷（かんしょ）・馬鈴薯（ばれいしょ）などが栽培された。焼け跡には露店やバラックの闇市が続々と誕生し、「駅裏」とも呼ばれた国鉄名古屋駅西側一帯には、最盛期には600軒余のバラックが建ち、１日 30 万人の客が訪れた。その後も食糧不足は続いたが、昭和 24 年（1949）になると米の供出量が充分となり、市民生活は徐々に改善されていった。

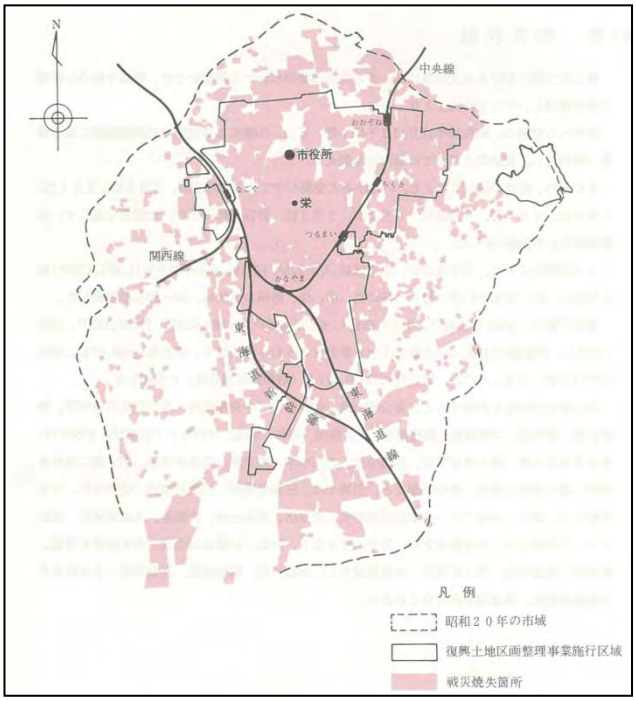

図 2- 57 罹災の状況

戦後名古屋市では、瓦礫の処理、住宅の建設、上下水道、市電・市バス、電話、電力の復旧などの応急対策とともに、大規模な戦災復興計画を策定し、都市基盤の整備が進められていった。

昭和 20 年（1945）９月 29 日、戦後最初の臨時市会が招集され、この市会の冒頭において、「名古屋市再建に関する決議案」が満場一致をもって決議された。10 月には、復興を担当する技官に田淵寿郎が就任した。田淵技監は、２本の 100ｍ道路の配置や墓地の郊外への集団移転など、当時としては想像を超えた大胆かつ雄大な計画を打ち出した。

12 月には「大中京再建の構想」と題して 100ｍ道路をはじめとする幹線道路の配置計画を新聞紙上で発表した。当時の市内の人口は約 60 万人で戦前の約１／２に減少していたが、計画は、疎開中の市民に対しても印刷物の配布や新聞・ラジオで周知された。

翌昭和 21 年（1946）３月、名古屋市は、「名古屋市復興計画の基本」を発表した。計画の基本では、市域内では人口 200 万人まで機能的な都市活動が可能となるよう諸施設を設定することとし、用途地域等の土地利用計画の再検討、小公園と小学校の併設、公園の整備拡大、盛り場計画や墓地移転、幹線道路の拡張新設、鉄道立体化、運河整備、近隣住区の設定など復興の基本的な考え方を示した。同年６月には、復興土地区画整理事業施行区域と幹線街路が都市計画決定され、名古屋市の復興事業が本格的に動き始めた。

公園道路（幅百米以上）二本
五十米以上の幹線十一本
大中京再建の構想

図 2-58 大中京再建の構想
（昭和 20 年 12 月 6 日 中部日本新聞）

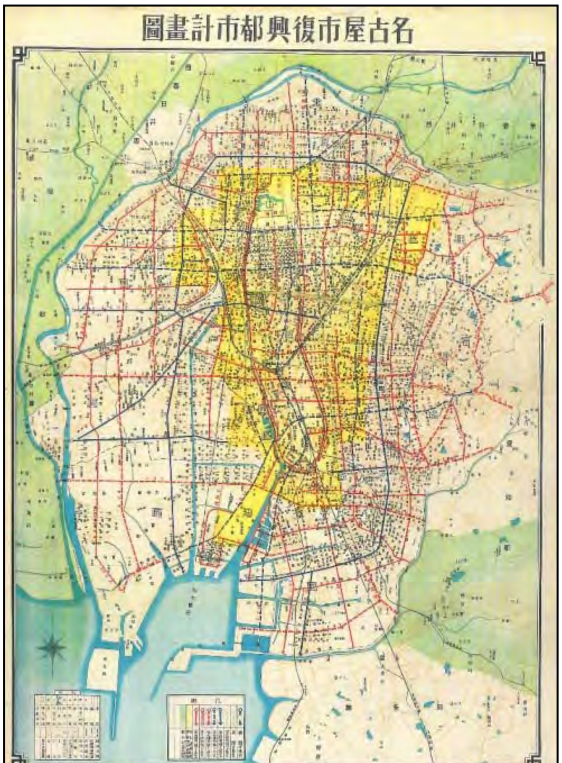

図 2-59 名古屋市復興都市計画図
（昭和 23 年発行）

戦災復興事業の中心である土地区画整理事業は、昭和 21 年（1946）６月、戦災焼失区域を中心に 4,406ha を計画決定し、翌年平和公園 115ha を追加して開始された。

大規模な土地区画整理計画を実現するにあたり、重視された事業のひとつが、郊外への墓地移転であった。昭和 21 年（1946）６月 17 日、関係する仏教各派から 16 人の代表者による名古屋市戦災復興墓地整理委員会が結成され、昭和 22 年（1947）５月６日には東山に隣接する丘陵地帯に墓地と公園とが一体化した墓苑（第１号東墓苑）を整備する都市計画決定がなされた。こうして誕生したのが平和公園である。

墓地移転にあたり、墓地整理委員会は墓苑の計画、各宗派の意見調整などに尽力した。各委員はそれぞれの同宗派の寺院を担当して説得にあたった。これら委員の説得により同意を得た例も多く、墓地整理委員会は墓地の円滑な移転に大きな功績を残した。墓地移転は昭和 32 年（1957）11 月には概ね完了した。

現在、公園内には、平和堂、無縁塚、伊勢湾台風殉難者慰霊碑など慰霊や平和を祈願する施設のほかに、桜の園、メタセコイア広場、やすらぎの園などが整備されており、市民の憩いの場として利用できる環境となっている。

写真 2- 134 平和公園

名古屋市の戦災復興土地区画整理事業は、墓地移転が有効な手段として機能したことなどにより円滑に進められた。

復興土地区画整理事業により、宅地・道路・公園など住居地の近隣環境は全国有数の水準に高められ、その後の市の住宅水準を高い状態に維持する規範となった。また、広幅員道路の整備は、中京工業地帯の動脈として工業都市化に大きく寄与するとともに、後の交通政策に多くの影響を与えた。具体的には、市電の廃止とバス・高速鉄道を主体とした公共交通体系への移行、基幹バスの創設など公共交通の充実への足がかりとなった。都心においては、城下町の町割りに由来する碁盤割の道路体系がさらに進められ、道路の拡幅と都心機能を受け入れる土地の区画と敷地割りが行われた。

図 2-60 復興区画整理による街路構成の変化

こうして進められた戦災復興土地区画整理事業のシンボルのひとつが２本の100m道路である。現在、２本の100m道路は、都心の交通軸、都心のオアシスとして、名古屋の交通、都市景観に貢献している。また、両者は久屋大通公園、若宮大通公園として整備され、各種イベントや市民活動の場としても活用されている。

この 100m道路がどのような意図で計画されたかについては、いろいろと議論されるところである。昭和21年（1946）、市長は市会の予算説明の際、「今回の街路で特異性を有するのは緑道の設置であつて幅員百米、東西に一本、南北に一本設けたが、これは保健衛生、災害防止の立場からいたしたが、一面都市美観の上からも相当の役割をなすものと考えて居る」と述べている。また、当時の田淵技監は後の自叙伝の中で、「普通の道路という観念とはちょっと違うが、百メートルの防災道路もいまではひとつの名物にさえなりそうである。東西、南北二本の百メートル道路により名古屋市を大きく四分割する。…という考え方の根底にあるものは、

写真 2-135 久屋大通

火災など災害を防止したり、避難所にすることであった。…この道路には、中央にグリーンベルトを設け、都市の美観にも生彩をそえフランスでいえばシャンゼリゼに相当する遊歩地帯にしようと、着々工事が進められている」と述べている。このように100m道路は、災害時には火災などの延焼防止と避難所としての機能を持ち、平時には市民の保健衛生のための遊歩地帯であり、グリーンベルトとして都市の美観を向上させる目的と機能を持った道路なのである。

南北方向の100m道路である久屋大通には、昭和 29 年（1954)、日本初の集約電波塔である名古屋テレビ塔が誕生した。総高 180mは昭和 29 年（1954）の竣工当時、日本一を誇った。

写真 2-136 名古屋テレビ塔
（登録文化財）

昭和 27 年（1952)、NHK 名古屋放送局がテレビの定期実験放送を開始した。当時、東京や大阪では、放送局ごとにテレビの送信用の鉄塔が建設され始めていたが、名古屋では、近い将来登場するであろう民間放送にも対応するため、NHK と共同で利用する電波塔が計画された。建設場所は、江戸時代に城下町の東西幹線であった伝馬町筋と、戦災復興で実現した 100m道路（久屋大通）のほぼ交差するところである。この場所には、昭和 22 年（1947）に発表された高速度鉄道第三次計画に基づき、高速度鉄道南北線（現 地下鉄名城線）が計画されていたため、４本の塔脚を開いた形になったとされている。

名古屋テレビ塔の設計は、後に大阪通天閣（1955 年、約 100m)、さっぽろテレビ塔（1957 年、約 147m)、東京タワー（1958 年、約 333m）などを設計した内藤多仲（たちゅう）が担当した。テレビ塔は、142mの高さの鉄骨トラスに 38mの高さのアンテナを載せたもので、重心を低くするため、鉄筋コンクリート造の構造物（交差アーチ）を塔脚部に取り付けている。地上 90mのところに展望台、その上に展望バルコン（昭和 43（1968）増築）を設け、腰部には休憩サロンや売店などを収容する３層の建物をとりつけている。

写真 2- 137 開業当日の名古屋テレビ塔の様子

展望台の取り付けられたテレビ塔は、開業当初から観光タワーとして多くの人々を集めた。開業当時のテレビ塔からは、濃尾平野の眺望に加え、戦争の焼け跡から復興する名古屋の姿を見ることが

できたという。開業から 10 カ月目の昭和 30 年（1955）４月５日には、入場者が 100 万人を突破した。現在、開業からの入場者は 3,300 万人を超え、今も名古屋のランドマークとして親しまれている。

戦災で天守閣などが焼失した名古屋城の再建は、焼失以来、名古屋市民共通の悲願であった。昭和 22 年（1947）12 月 10 日には、名古屋市史跡名勝保存委員会から市長あてに再建に関する陳情書が提出されている。しかし、戦後の悪条件が重なり、実現には時間がかかった。戦後 10 年が経ち、経済も一応の安定を見るに至って、市民の間に再建の機運が高まり、昭和 31 年（1956）４月、工事実施のための調査、設計にとりかかることになった。

再建には６億円が必要とされたが、そのうち２億円あまりが名古屋城再建後援会の募金による市民等からの浄財であった。再建工事は、昭和 32 年（1957）年から２年間かけて行われ、昭和 34 年（1959）10 月１日に竣工した。

名古屋城大天守閣は、本丸御殿の障壁画や城と城下町などに関する展示スペースとしても活用されており、最上階は展望台となっている。

現在、名古屋城は名古屋の歴史を伝える史跡として、また、名古屋を代表する観光施設として、多くの人々を迎えている。

写真 2-138 再建中の天守閣

写真 2-139 再建された天守閣

名古屋市は甚大な戦災を被りながら、終戦後 10 年にして産業文化都市として戦前を凌駕する飛躍的な発展を遂げた。昭和 30 年（1955）、名古屋市の目覚ましい復興と隆昌を祝した一大レクリエーション行事として、第１回の名古屋祭（現 名古屋まつり）が開催された（『名古屋祭事業報告書』（1955）より）。戦後に始まった名古屋まつりも平成 24 年には 58 回を数え、今や名古屋の伝統行事のひとつである。第１回の名古屋祭では、10 月 10 日～20 日の期間中、戦災復興事業により整備された道路上で様々な催しが行われた。また、前年に完成したテレビ塔は、各種パレードの終点となるなど、名古屋祭の拠点のひとつとなった。また、テレビ塔周辺の広場では、自動車展示会や山車・御輿コンクールなどが行われた。この名古屋祭で行われた主な催しは、郷土英傑行列、文化財指定「山車揃」、花電車の運転、市民仮装行列、市職員仮装行列、第二回全国優良機械展、伸びゆくプラスチック展、第三回名古屋陶磁器展、中部日本貿易振興展、第九回発明展、歴代市長芳墨展、郷土古地誌展などであった。これらのうち、山車揃や郷土英傑行列は、今日までまつりのメインイベントのひとつとして行われている。

写真 2-140 花電車

現在の名古屋まつりでの山車揃は、江戸時代、名古屋城下やその周辺で行われた山車祭りの伝統を引き継ぐものである。第１回の名古屋祭に曳き出された山車は、唐子車（中村区内屋敷町）、紅葉狩車（中村区花車町）、二福神車（中村区花車町）、湯取車（東区筒井町）、神皇車（東区筒井町）、福禄寿車（中区末広町）、鹿子車（東区新出来町）、河水車（東区新出来町）の８輌であった。当時、山車は名古屋市役所前でからくり人形を披露したのち、本町通、広小路通などを通ってテレビ塔まで曳かれた。絢爛豪華を誇る山車の行進は沿道の市民の注目を浴び、通過の際には、いたるところで黒山の人だかりを築いたという。現在の名古屋まつりには、第１回の名古屋祭に出された８輌に加えて、戦災で焼失したのち復元された王羲之車（東区古出来）が曳き出されている。山車揃では、当時と同じように市役所前でからくり人形が披露されたのち、

写真 2-141
第１回 名古屋祭の山車揃

現在は、大津通を南進し、若宮大通（100m道路）まで曳かれる。

信長・秀吉・家康の郷土英傑行列は、第 1 回の名古屋祭から行われている。当時から 2 日間にわたって行われており、初日は名古屋城を起点に、市役所、本町通、広小路通、南大津通を通って大須歌舞伎座前小公園までであった。行列には 475 人が参加し、その長さは 800mに達した。市役所前では、「傘使い」「棒の手」「清正石曳きの手踊」の実演が行われた。信長・秀吉・家康の三英傑は、昭和 48 年（1973）から公募が行われている。現在、郷土英傑行列は約 650 人の規模で行われ、鎧武者や足軽隊などが迫力のある合戦劇を交えながら市中心部を練り歩く。近年は、話題性のある武将や歴史上の人物が他県から招かれるなど、工夫を凝らしながら続けられている。なお、信長隊、秀吉隊、家康隊の各隊は、名古屋の老舗百貨店の提供で行われており、この伝統も第 1 回から続くものである。

現在、名古屋まつりは 10 月中旬の 2 日間の日程で開催され、名古屋まつりの呼び物である行列も 2 日間にわたって行われる。初日は、郷土英傑行列、フラワーカーパレードなどが名古屋駅前を出発し、広小路通、栄交差点、大津通を経て若宮大通の矢場町交差点まで行進する。2 日目は市役所前から若宮大通までの大津通を南下するルートである。2 日目は 9 輌の山車を先頭に、神楽揃、子ども会みこしパレード、フラワーカーパレードなどが続き、最後に郷土英傑行列が登場する。名古屋まつりの行列は、戦後、城下町の碁盤割を活かして新たに整備された広幅員道路上で繰り広げられてきた一大絵巻であり、沿道には行列を見ようと多くの人が詰めかける。

写真 2-142 郷土英傑行列の様子

名古屋まつりでは、行列のほかにも久屋大通公園などの各会場で様々な催しが行われる。久屋大通公園には特設ステージが設けられ、各種発表が行われるほか、テレビ塔でも特別展示などが行われる。

また、まつり期間中は、名古屋城など多くの施設が無料開放され、多くの人々で賑わう。

図 2-61 名古屋まつり関係位置図

名古屋のまちは戦災により多くが焼け野原となったが、その後の目覚ましい復興によって、道路や公園などの都市基盤を整え、その上に今日見られるような市街地を形成してきた。戦災からの復興と名古屋の隆昌を祝して昭和 30 年（1955）に始まった名古屋まつりは、復興のなかで建設された中心市街地の道路、久屋大通公園、テレビ塔、再建された名古屋城などを舞台に行われてきた。

この名古屋まつりでは、第 1 回から山車揃や郷土英傑行列が登場している。これらは、当時の市民が誇りとしていた名古屋の華々しい歴史を現代に再現したものであり、その山車や三英傑が 50 年以上経った現在でもまつりのメインイベントであり続けるということは、これらが名古屋の誇れる歴史として市民に根付いていることの表れでもある。

３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１　歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物の保存等に関する課題

名古屋のまちは、先の戦災で当時の市域の約４分の１を焼失し、その際に名古屋城天守閣をはじめとした多くの歴史的建造物が失われたが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、古い建築物や史跡・庭園等の歴史的建造物が数多く残っている。

しかしながら、多くの歴史的建造物では、老朽化に伴う修理費が増大したり、後継者不足によって空家になりやすいなどの課題を抱えており、これらは所有者の経済的・人的・心理的負担となっている。

名古屋市では、歴史的建造物の保存については、これまで文化財行政と景観行政の二つの側面より取り組んできた。

文化財行政では、文化財保護法に基づき、国・県・市の有形文化財への指定、国登録文化財への登録を行い、保存に努めてきた。しかしながら、指定・登録文化財といえども、他の歴史的建造物と同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。また、市内には、指定・登録文化財に相当する歴史的建造物が指定・登録されていない例もあり、これらの指定・登録も課題である。

景観行政では、昭和 59 年に制定された都市景観条例に基づき、都市景観重要建築物等を指定するとともに、平成 16 年に制定された景観法に基づき、景観重要建造物を指定し、それらの保存に努めてきた。しかしながら、指定物件であっても取り壊しによって指定解除になるなど、建造物の保存が課題となっている。また、市内には、良好な景観を形成する上で重要な建造物が多数存在しているが、未だ指定されていないものもあり、それらの適切な価値付けと保存が課題となっている。

このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存に努めてきたが、社寺仏閣や公共的建造物以外の民間所有の身近な歴史的建造物は、その価値が充分に認識されないまま取り壊されるなどの課題を抱えている。

名古屋のまちのシンボルであり、年間約 140 万人の観光客が訪れる名古屋城については、明治 24 年の濃尾地震や戦災により失われた建造物を復元することで、城の価値を高めていくことが課題である。中でも、市民の関心の高い本丸御殿については、江戸時代の文献のほか、多くの写真、実測図が残されており、史実に忠実に復元することが可能な建造物である。また、名古屋城に現存する文化財の建造物や石垣については、老朽化や孕み（変形）の進んでいる箇所も

あり、保存修復を適切に進めていくことが課題でる。名勝二之丸庭園については、城郭内に残る大名庭園として貴重な遺構でありながら、長く未整備とされており、名勝の指定範囲の拡大を視野に入れた適切な調査及び保存整備が課題となっている。

名古屋城は名古屋のシンボルであり、名古屋の武家文化を現代に伝える歴史的名所として国内外から多くの来場者が訪れるが、名古屋城及びその周辺においては、名古屋の食や賑わいを提供するおもてなし施設が不足しており、団体客のニーズに応える場が十分でなく、滞在時間も短いなどの課題がある。

名勝二之丸庭園

石垣の解体修理

熱田地区は古くから、熱田神宮の門前町、宿場町、湊町など様々な性格を持つまちとして栄えた。熱田地区には、史跡の断夫山古墳や宿場町の面影を残す町家などの建造物が残されている。これらの歴史的建造物は熱田のまちのなかに点在しており、歴史的価値に対して認知度が低い、来訪者が巡りにくいなどの課題がある。

また、熱田地区には、熱田神宮に関連する神社、旧東海道沿いの史跡、寺院などが多く集積しているが、それらの中には、跡地のみが残るものや現代のまちなみに埋もれてしまっているものなど知られていないものも多い。

熱田の東海道道標

志段味地区は、白鳥塚古墳（史跡）や志段味大塚古墳等に代表される数多くの古墳が築造された地域で、古墳時代前期・中期・後期と全時期を通じた古墳が比較的良好に遺存している愛知県を代表する古墳の密集地である。しかし、昭和 38 年以降、徐々に住宅地の開発が進んだ。平成 5 年からは、上志段味地区においても区画整理事業が施行されることとなったが、区画整理組合との協議により、志段味の自然と古墳群を保存しながら区画整理が行われることとなった。

今後は、残された古墳を適切に保存・整備するとともに、これを市民に広く周知し、志段味古墳群の重要性と郷土の歴史に対する理解を深めてもらうための歴史的資源として活用していくことが課題である。

また、これら古墳の築造と深い関わりをもつ河岸段丘等の景観についても区画整理事業の進捗と同調しながら適切に保存していかなければならない。

志段味地区の航空写真

（２）歴史的町並みの保存等に関する課題

名古屋市では、市内に残された貴重な歴史的町並みを保存するため、独自の制度として、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・橦木」、「四間道」、「中小田井」の４地区を「町並み保存地区」に指定している。

しかしながら、伝統的建造物の所有者は高齢化が進むとともに、維持管理費用が大きな負担となっており、伝統的建造物の滅失や空家の増加などが課題となっている。

また、要綱による緩やかな町並みの誘導であることから、土地の高度利用により建築されるマンション等の現代的建築物と周辺景観の不調和、駐車場化によるまちなみの連続性の喪失などが起きている。

４地区のうち、「有松」町並み保存地区については、地域住民と連携しながら、伝統的建造物群保存地区の導入を検討するなど、町並みを持続的に保存するための新たなルールづくりが課題となっている。

町並み保存地区を含め、歴史的な環境の残る地域においては、地域の歴史を理解するための案内板、説明板が不足するとともに、市民や観光客が歴史的風致を感じながら休憩できる施設など、歴史的風致を巡る環境が十分ではない。

また地域においては、通行する自動車などによって、安心して散策できる歩行空間が確保されていない状況にある。土地の高度利用による中高層マンションや、電柱・電線類の存在により、歴史的景観が阻害されていることも課題となっている。

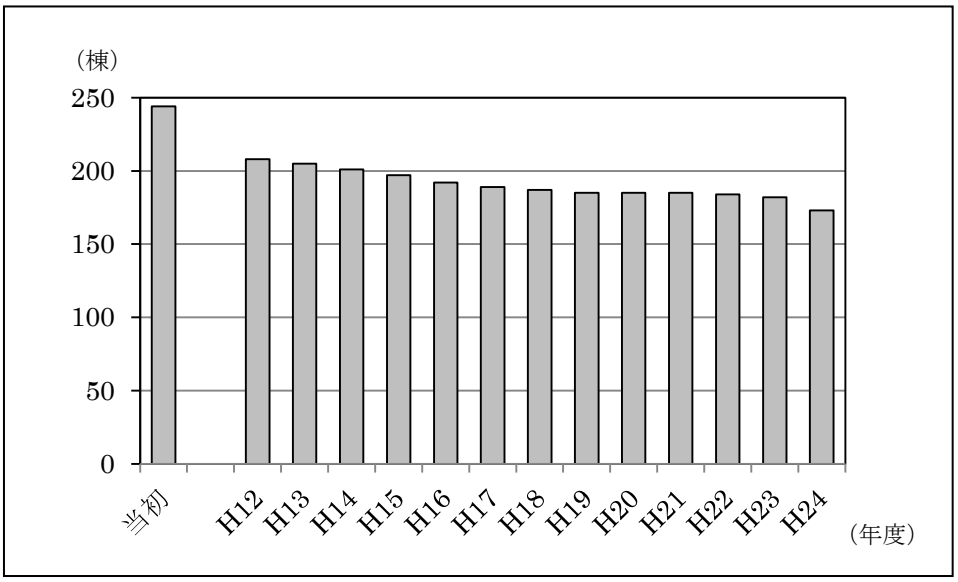

＊当初とは、各地区の指定時における残存数の合計

町並み保存地区の伝統的建造物の数の推移（4 地区計）

（３）歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みにづくり関する課題

歴史的建造物や町並みを保存するためには、日々の清掃や修理など、所有者の負担によるところが大きい。また、所有者には、残したいという気持ちがあっても、修理や活用についてどこへ相談したらよいのか、どのように進めたらよいのかの情報が十分でない状況である。こうした歴史的建造物の所有者の潜在的なニーズに応え、歴史的建造物を少しでも残したいと思っている所有者を支え、後押しするしくみを整備するとともに、歴史的建造物を維持していくうえで欠かせない、伝統的な建築技術の保全と技術者のネットワークづくりが課題である。

また、歴史的建造物や町並みをそれにふさわしい形で活用していくためには、行政だけでなく、広範な市民の歴史的建造物に対する深い関心と積極的な参加が必要であり、保存活用に対する市民の意識をいかに高めるかということが課題となっている。

（４）伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する課題

名古屋市には、近世より行われ、形を変えて、現在に受け継がれている東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭などの城下町の祭事、熱田神宮で行われる神事、有松など街道沿いで見られる祭礼など、多くの伝統行事が、市内の各地で営まれている。また、茶、能、舞踊、邦楽、名古屋ことばなどの伝統文化、絞り、友禅、仏壇などの伝統産業が今も息づいている。

しかしながら、伝統行事については、高齢化などにより担い手が不足するだけでなく、経済事情やコミュニティが希薄化するなど様々な要因によって、保存・継承が困難になっている。また、伝統産業についても技術を受け継ぐ担い手が不足するなど、その維持と次世代への継承に課題がみられる。

この問題は、戦災により低下した市民の歴史認識の低下とも密接に関係しているが、地域の歴史や文化などを学習する機会と場所が不足していることもその一因として考えられる。

1 企業数　（平成21年2月現在）

	15	16	17	18	19	20	⑳-⑮	※（%）
愛知県絞工業組合	42	40	40	38	37	30	△ 12	△ 29
名古屋仏壇商工協同組合	168	174	148	132	131	122	△ 46	△ 27
名古屋桐箪笥工業協同組合	10	10	10	10	10	10	0	0
名古屋友禅黒紋付協同組合連合会	38	37	32	32	25	25	△ 13	△ 34
名古屋七宝協同組合	10	11	11	11	11	9	△ 1	△ 10
小計（指定）	268	272	241	223	214	196	△ 72	△ 27
中部人形節句品工業協同組合	59	58	57	53	52	49	△ 10	△ 17
名古屋桶工業協同組合	5	5	5	5	2	2	△ 3	△ 60
名古屋扇子製造組合	14	14	13	13	13	13	△ 1	△ 7
名古屋提灯製造組合	9	8	8	8	8	8	△ 1	△ 11
名古屋生菓子工業協同組合	233	224	220	207	201	195	△ 38	△ 16
名古屋和蝋燭出品協会	3	3	3	3	3	2	△ 1	△ 33
小計（未指定）	323	312	306	289	279	269	△ 54	△ 17
合計	591	584	547	512	493	465	△ 126	△ 21

2 従事者数 （平成21年2月現在）

	15	16	17	18	19	20	⑳-⑮	※（%）
愛知県絞工業組合	340	335	186	185	184	164	△ 176	△ 52
名古屋仏壇商工協同組合	504	518	480	439	437	425	△ 79	△ 16
名古屋桐箪笥工業協同組合	41	41	45	31	31	31	△ 10	△ 24
名古屋友禅黒紋付協同組合連合会	130	98	61	61	40	57	△ 73	△ 56
名古屋七宝協同組合	80	80	86	82	82	78	△ 2	△ 3
小計（指定）	1,095	1,072	858	798	774	755	△ 340	△ 31
中部人形節句品工業協同組合	505	502	505	409	407	402	△ 103	△ 20
名古屋桶工業協同組合	12	12	7	7	4	4	△ 8	△ 67
名古屋扇子製造組合	137	137	100	100	100	90	△ 47	△ 34
名古屋提灯製造組合	42	40	96	97	97	97	55	131
名古屋生菓子工業協同組合	1,599	1,580	1,508	1,594	1,580	1,540	△ 59	△ 4
名古屋和蝋燭出品協会	4	4	4	4	4	3	△ 1	△ 25
小計（未指定）	2,299	2,275	2,220	2,211	2,192	2,136	△ 163	△ 7
合計	3,394	3,347	3,078	3,009	2,966	2,891	△ 503	△ 15

※⑮から⑳の減少率…⑳／⑮＊100−100

２　各種計画との関連性

名古屋市では、平成２３年３月、市政運営の最も基本的な方針である名古屋市基本構想を踏まえ、歴史分野におけるまちづくりの中長期的な基本方針として「名古屋市歴史まちづくり戦略」を策定した。歴史的風致維持向上計画は歴史まちづくり戦略で示した方向性を踏まえ、都市計画マスタープラン、景観計画、文化振興計画、観光戦略ビジョン、特別史跡名古屋城跡全体整備計画など名古屋の歴史的風致の維持及び向上に関わりのある計画との整合をとりつつ、連携しながら名古屋市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

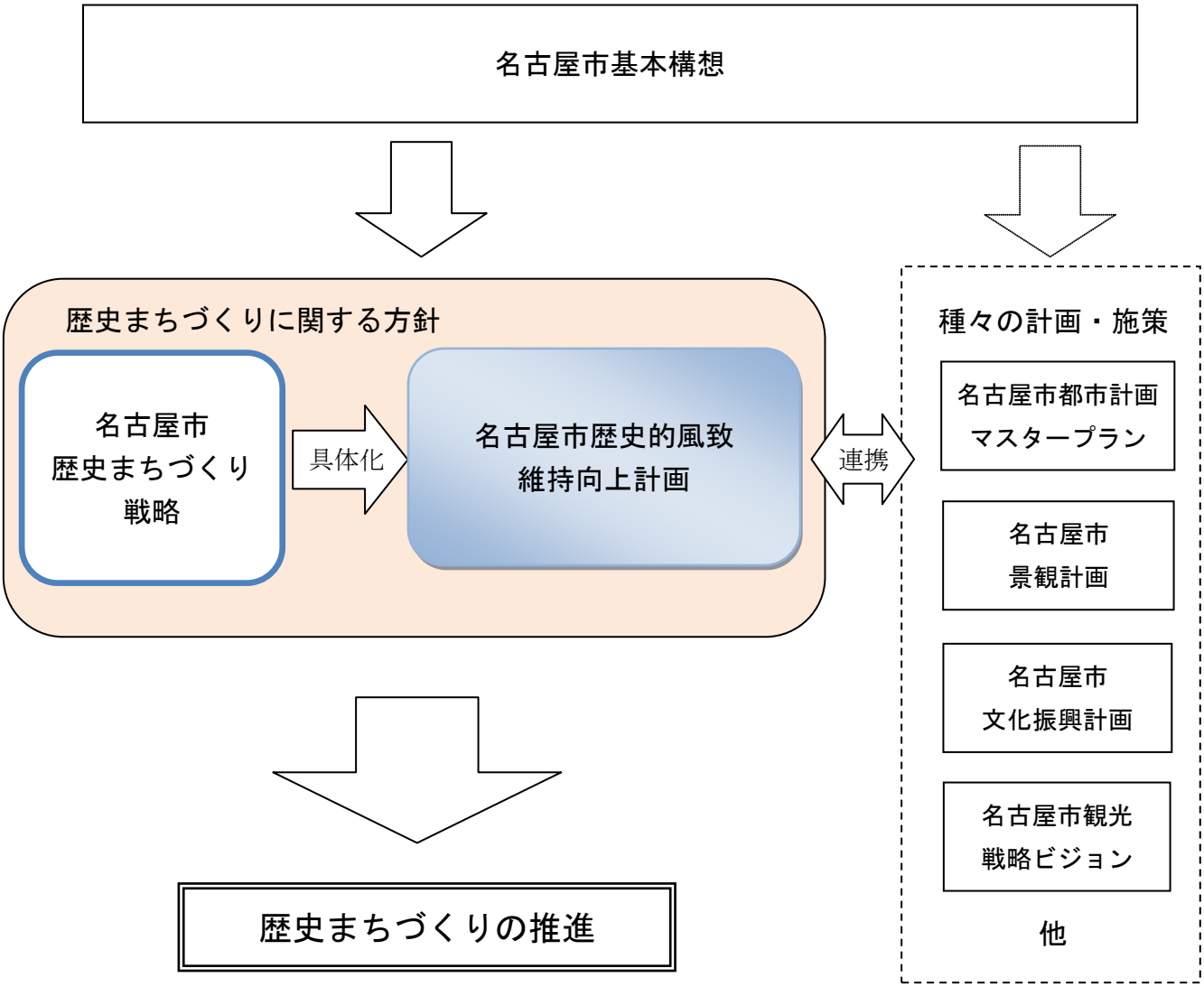

歴史まちづくりと各種計画との関連性

（１）名古屋市基本構想（昭和 52 年 12 月）

名古屋市では、昭和 52 年 12 月に市議会の議決を経て、「名古屋市基本構想」を定めている。この基本構想は、21 世紀を展望した本市の将来ビジョンをえがいた長期の構想であり、まちづくりの基本理念をはじめ、本市がめざすべき望ましい都市の姿、本市が果たすべき役割、さらにそれらを実現するための施策の大綱、市政運営の基本姿勢などを定めたものである。

本市がめざすべき望ましい都市の姿では、「ゆとりとうるおいのあるまち」の実現をめざして、１．安全で快適なまち　２．文化の香り高いまち　３．豊かで活気のあるまち　４．心のふれあいとつながりのあるまち　を設定するとともに、施策の大綱のひとつとして「調和のとれた魅力ある都市景観の創造」「文化財、歴史的遺産、伝統芸能の継承と、市民共通の財産として保存、活用」を掲げている。

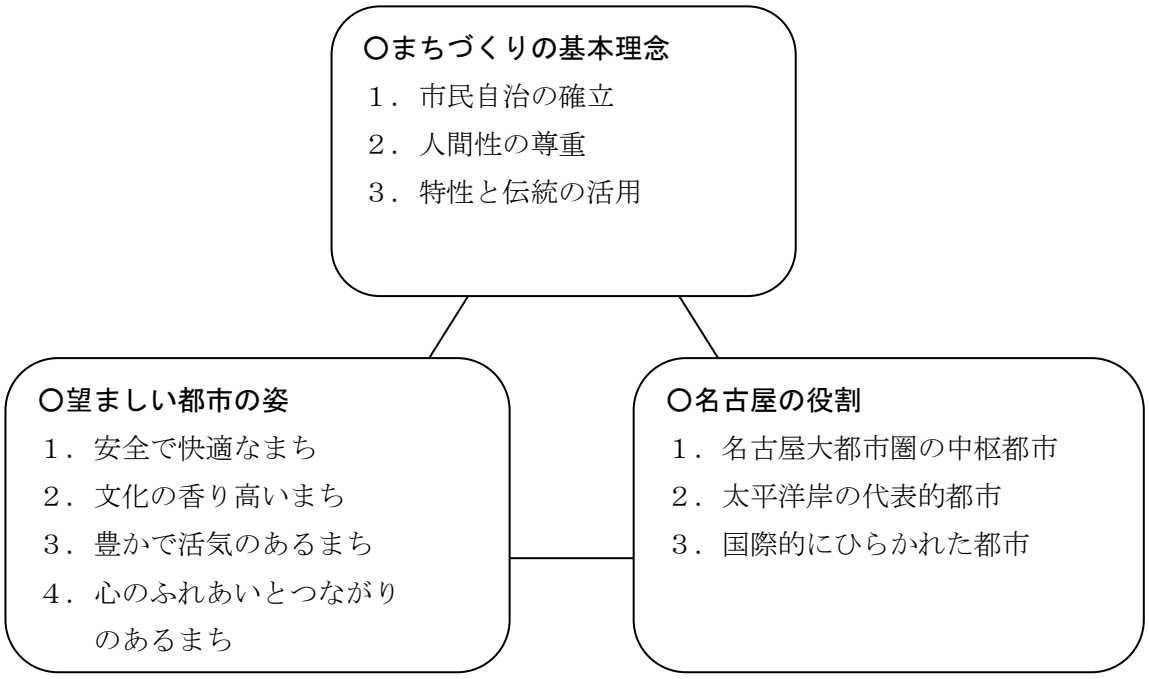

名古屋市基本構想の全体像

（２）名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年 12 月）

名古屋市では長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示し、また地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなる、平成 32 年度を目標年次とした都市計画マスタープランを策定している。

名古屋市のめざすべき都市の姿を、「人・まち・自然がつながる交流・創造都市　　～交流でつながる創造力でつづく、安全で心地よい都市へ～」とし、その実現に向けたまちづくりの方針として、「暮らしやすさを実感できる　安心・安全・便利な生活環境づくり」「名古屋大都市圏を牽引する　交流・創造的活動の場づくり」「持続可能な社会を支える　低炭素・自然共生都市づくり」の 3 点を掲げるとともに、「集約連携型都市構造」の実現をめざすとしている。

分野別構想では 9 つの分野の 1 つとして「景観・歴史」分野を掲げ、景観・歴史分野における方針と施策の方向性を述べている。

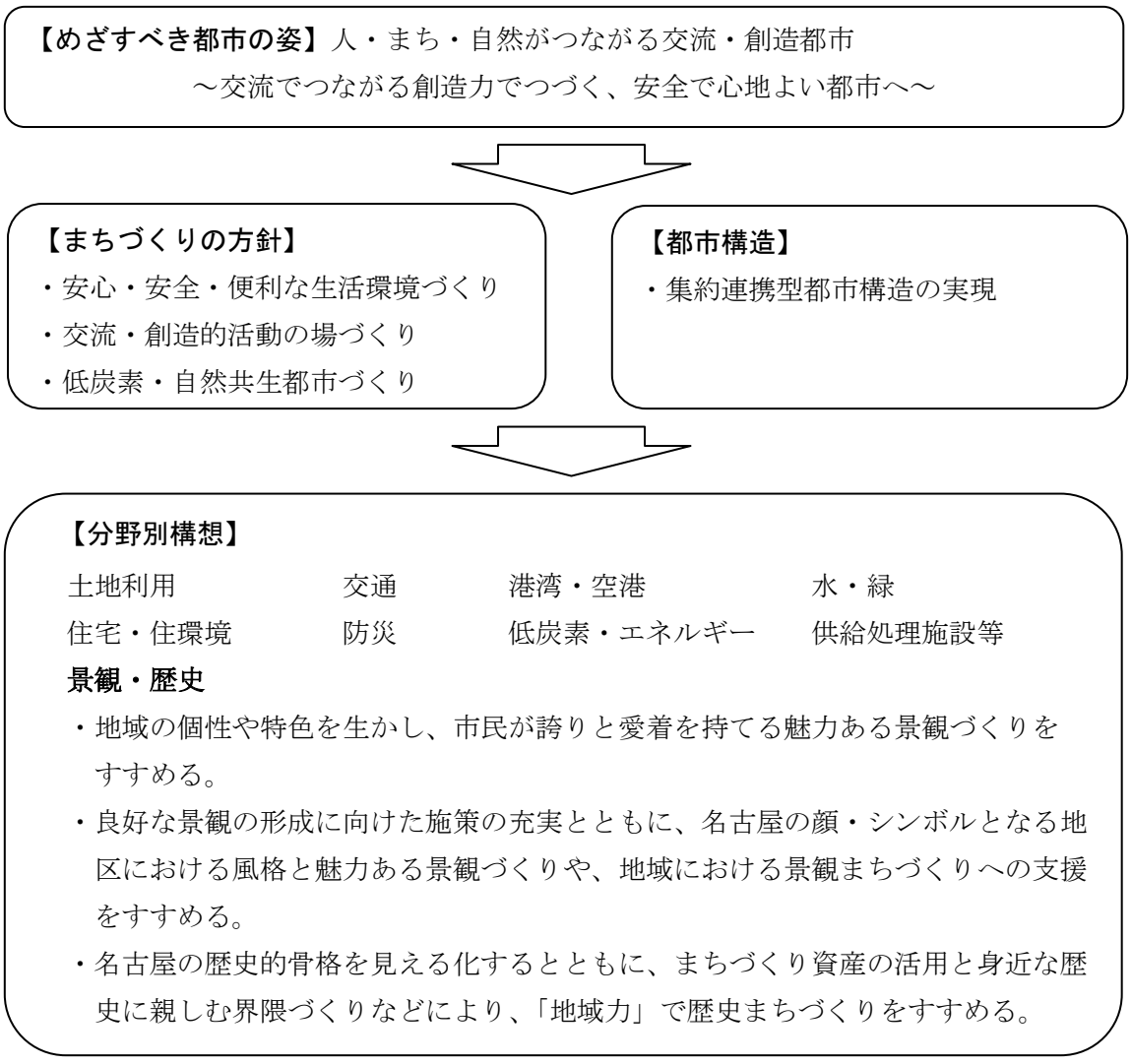

名古屋市都市計画マスタープランにおける歴史まちづくりの位置付け

（３）名古屋市歴史まちづくり戦略（平成 23 年 3 月）

名古屋市では、身近に歴史が感じられるまちづくりに積極的・戦略的に取り組むために、市政の基本理念である名古屋市基本構想をふまえ、歴史分野におけるまちづくりの基本方針として「歴史まちづくり戦略」を策定している。

「歴史まちづくり戦略」では、主として、「地域の歴史的資源を活かした、魅力的な都市環境の維持・形成」に取り組むこととし、都市計画、環境、文化、観光、産業などの部門との整合・連携を図りながら、地域住民・行政をはじめとする様々な主体によるまちづくりの展開を想定している。目標年次は概ね 20 年後（2030 年）である。

戦略の基本理念は目標『「語りたくなるまち名古屋」の実現』と協働理念『歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ』とし、戦略の推進にあたって 3 つの視点を設けている。これらに基づく戦略は「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けたⅠ～Ⅳの 4 つの戦略から成り、それぞれの戦略ごとに複数の方針を設け、歴史まちづくりの指針としている。

歴史的風致維持向上計画は、この戦略を踏まえ、平成 26 年度から 10 年間の具体的な事業についてとりまとめたものである。

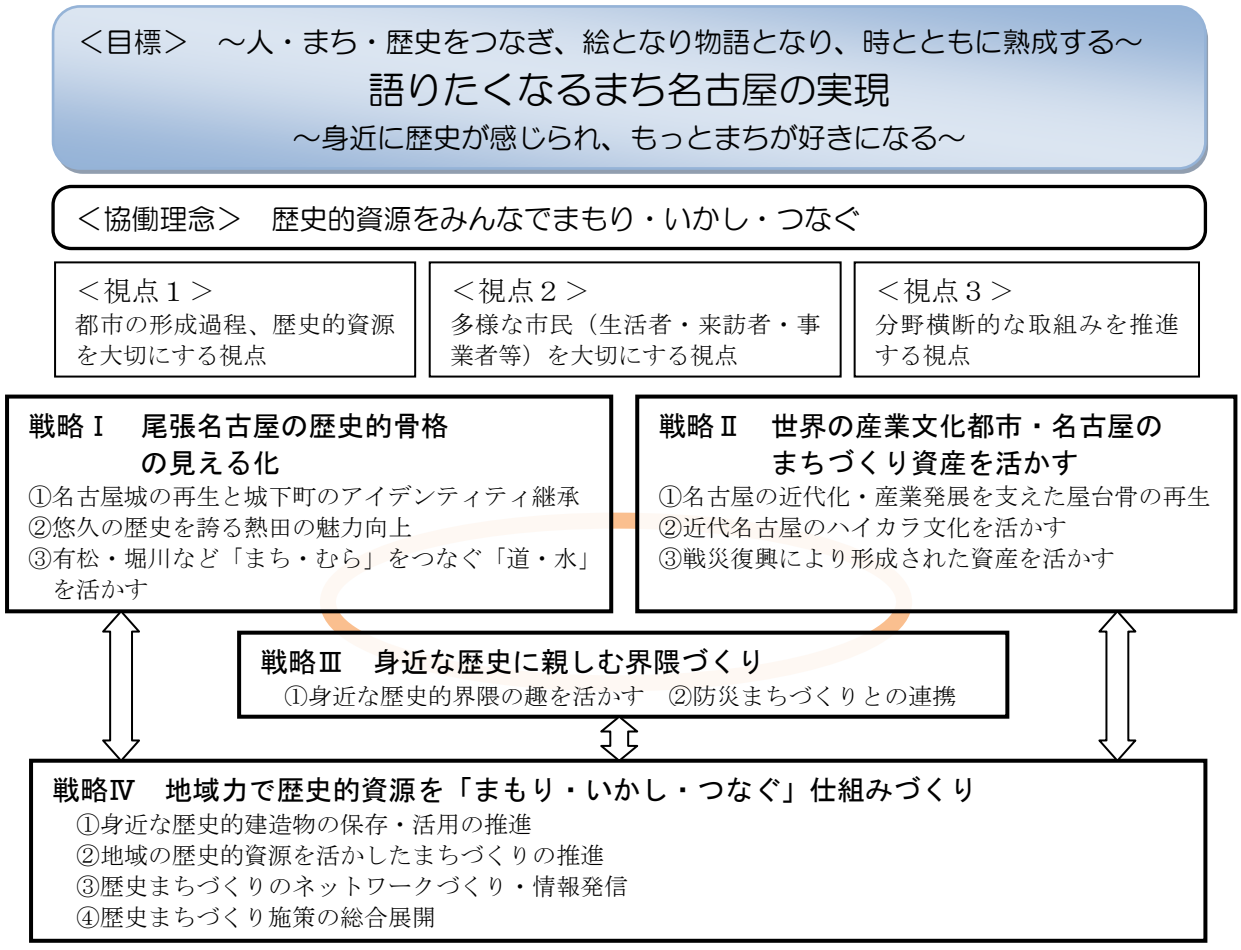

名古屋市歴史まちづくり戦略の全体像

（４）名古屋市景観計画（平成 19 年 3 月）

名古屋市では、都市空間が市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年に都市景観条例を制定し、都市景観の創造と保全に関する様々な施策を実施してきた。

こうした中、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、これまで実施してきた都市景観に関する施策をより効果的なものとし、良好な景観の形成を図るために、平成 19 年 3 月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定した。景観計画では、名古屋市全域を景観区域とし、めざすべき都市のイメージとその実現に向けた方針や景観形成基準などが定められている。

また、市では平成 23 年 9 月に都市景観条例を改正して、景観に深みと個性をもたらす身近な歴史的建造物を登録・認定地域建造物資産として位置付ける制度を定め、身近な歴史的建造物の保存活用を推進している。

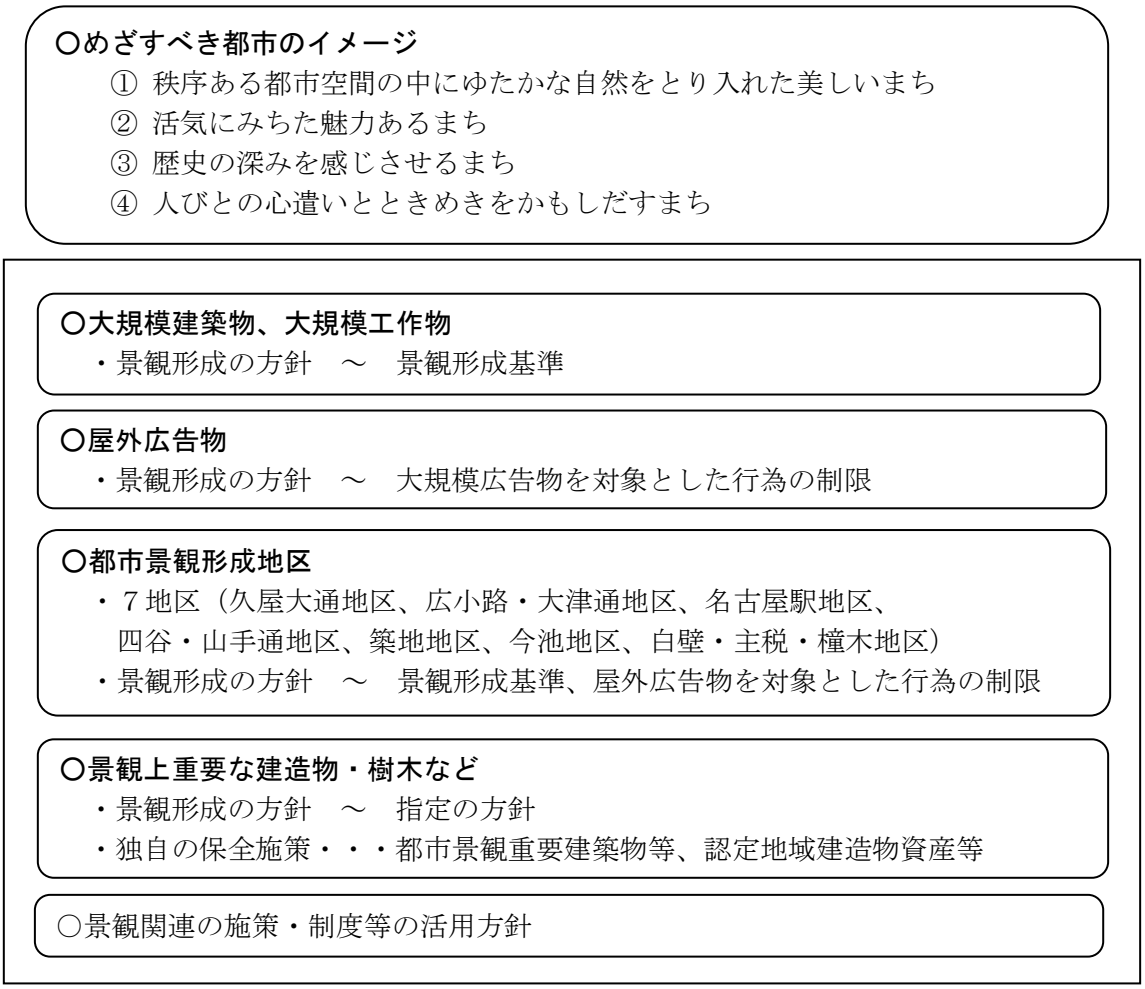

名古屋市景観計画の全体像

（５）名古屋市文化振興計画（平成 22 年 3 月）

名古屋市では、文化の持つ創造性や多様性がさまざまな分野へ影響を与え、都市全体の魅力の向上につながることから、従来「文化」と捉えられていた枠組みを超えて広く捉え整理を行い、名古屋市の文化振興の方向性を指し示す「名古屋市文化振興計画」を策定している。

名古屋市の今後の文化振興に向けて、「受け継ごう、創ろう、広げよう 文化共創のまち名古屋」を基本理念に、「投資」「特色」「文化力」「連携」の４つの基本方針、市民・行政など各主体の役割を示し、これら基本的な考え方をふまえ、「市民文化の振興」「芸術文化の振興」「歴史を感じるまちづくり」「文化を活かす」の４つの視点で文化振興に取り組むとしている。

歴史に関連する取り組みとして、「歴史を感じるまちづくり」では、「文化財の保存・活用・継承」「名古屋の歴史や資産の発掘・活用」に向けた事業を明らかにしており、「文化を活かす」では、「文化と産業の連携」、「都市空間の持つ文化力の活用」に向けた事業を明らかにしている。

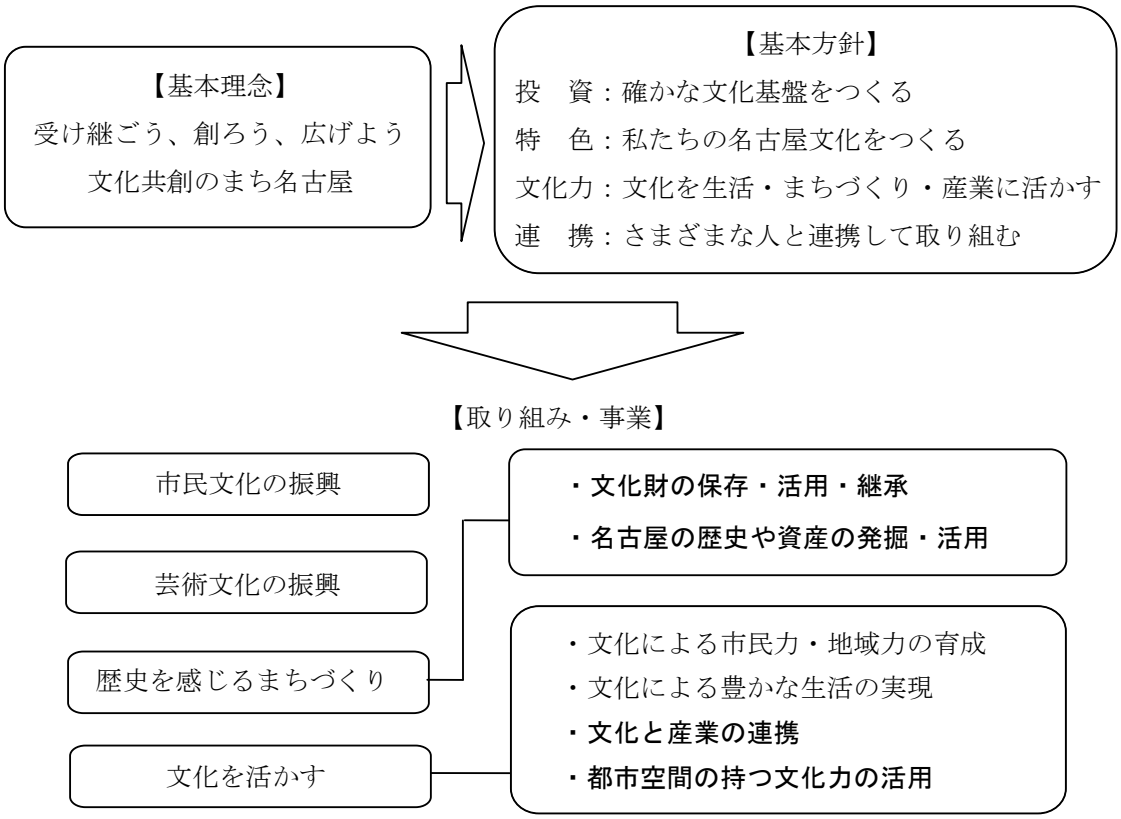

名古屋市文化振興計画と歴史まちづくり

（６）名古屋市観光戦略ビジョン（平成 22 年 12 月）

名古屋市では、魅力的な歴史・文化などの観光資源を充分に活用して、さらなる観光振興を図ることにより、交流人口を拡大し、都市の活力を生み出していくため、実現に向けた総合的・体系的な計画として、『名古屋市観光戦略ビジョン』を策定している。

名古屋の観光がめざすべき姿を、基本理念「飛躍する名古屋の観光　～世界的な交流拠点都市をめざして～　」として掲げ、今後の取り組みを進めるにあたって「名古屋らしい魅力の創出」、「観光プロモーションの推進」、「おもてなしの充実」、「広域観光の推進」の４つの視点を定めている。

「名古屋らしい魅力の創出」では、武将ゆかりの歴史文化などの魅力を十分に活かし、歴史都市・名古屋の面白さを味わう「歴史観光」と現代の名古屋の面白さを体感する「都市観光」の２つの観光を柱に、「武将観光の推進」、「名古屋城本丸御殿の復元」、「名古屋城の魅力向上」、「歴史的資産を活用したまちづくり」、「地域資源の発掘・育成」、「産業観光の推進」、「イベントの開催・支援による賑わいの創出」などの歴史・文化に関わる取り組み内容を明らかにしている。

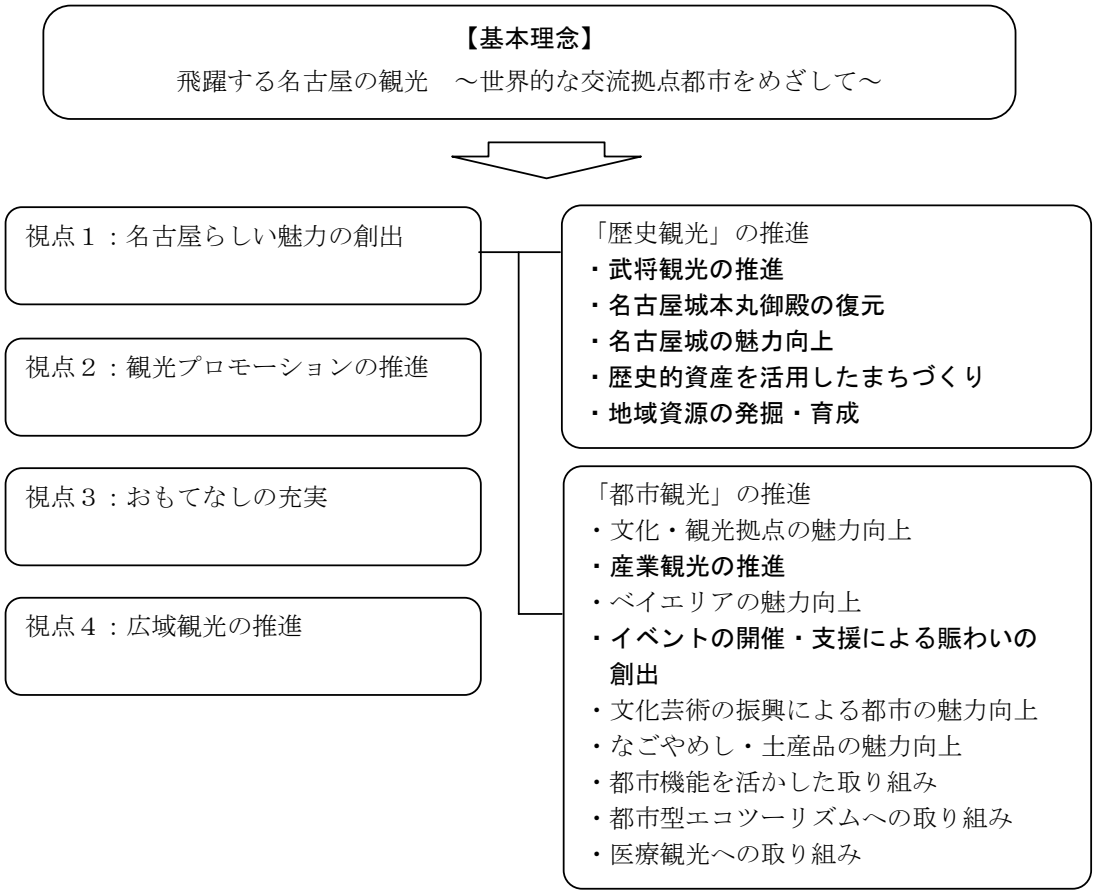

観光戦略ビジョンと歴史まちづくり

（７）特別史跡名古屋城跡全体整備計画
（平成 18 年 9 月策定、平成 25 年 1 月増補版策定）

『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』は、特別史跡名古屋城跡史跡指定地（一部未告示地を含む）を計画対象に、①現存文化財の保存状況等、特別史跡名古屋城跡の現状における課題を把握する。②特別史跡名古屋城跡の保存・活用等にあたっての基本理念及び基本方針を策定する。③基本理念・基本方針等を実施するための整備計画を策定する。の３つを目的とし策定された計画である。

現在、この計画に基づき、本丸御殿の復元などが進められている。

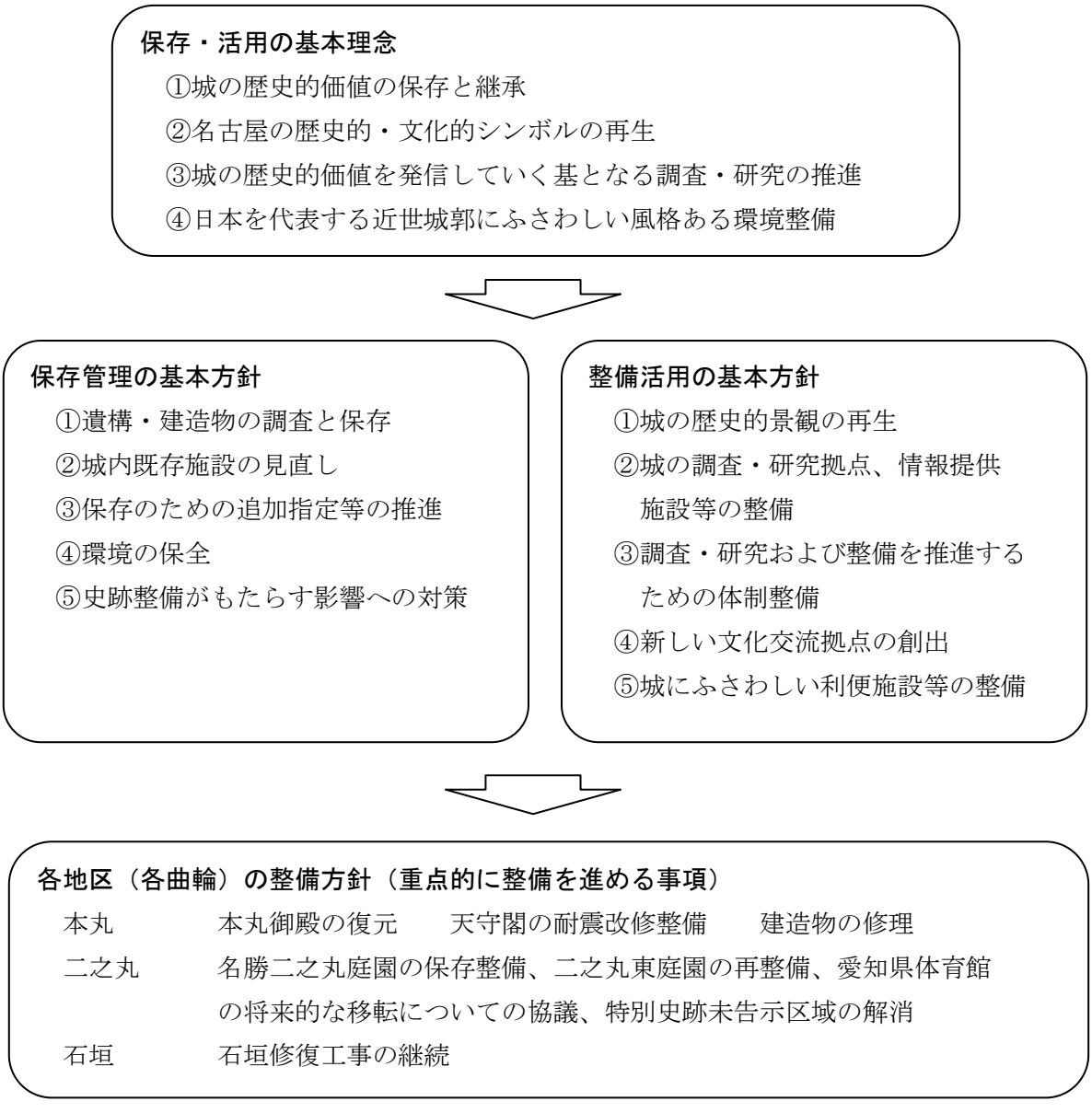

特別史跡名古屋城跡全体整備計画の全体像

（８）「歴史の里」基本構想（平成 21 年 3 月）

守山区上志段味地区には、特色のある古墳が、東谷山や庄内川の河岸段丘など豊かな自然地形を活かして築かれている。市では、こうした貴重な古墳群やその立地する自然地形の保存と活用を図り、豊かな歴史文化と自然にあふれた魅力的なまちづくりの中核的施設とすることを目的に、「歴史の里」の整備をめざしている。「歴史の里」基本構想は、平成 17 年から行われている発掘調査の成果を踏まえて、各方面の専門家の指導を受けながら、古墳の保存と周辺環境の整備の方向性をまとめたものである。

整備活用の基本的な考え方

（ア）貴重な文化財の恒久的保存
（イ）自然地形・自然景観の保全
（ウ）拠点地区ごとの特徴に応じた整備
（エ）各種調査・研究の反映と価値の顕在化
（オ）現代的価値の付加
（カ）市と市民との協働による整備活用

整備活用の目標

（ア）志段味古墳群の歴史的文化的価値や風土環境の保全・再生
（イ）歴史学習・体験学習の場としての活用
（ウ）公園的空間・観光レクリエーションの場としての環境整備
（エ）周辺観光諸施設等との一体的活用
（オ）志段味地区のシンボル・モニュメントとしての活用

拠点地区

○東谷山山頂 3 古墳地区
○市史跡白鳥 1 号墳地区
○国史跡白鳥塚古墳地区
○志段味大塚・大久手古墳群地区

各拠点地区の整備方針

東谷山山頂 3 古墳地区	市史跡白鳥 1 号墳地区	国史跡白鳥塚古墳地区	志段味大塚・大久手古墳群地区
・国の史跡指定を検討し、保存を担保する。 ・現状を活かした整備 ・説明版、道路標等の整備 ・見学路の確保	・石室の公開活用を図る。 ・説明板等の整備 ・休憩施設の整備 ・転落防止柵など安全管理施設の整備	・現状を活かした整備 ・説明版等の整備 ・休憩施設の整備 ・見学路の整備 ・安全施設の整備	・古墳の一部復元 ・河岸段丘の保存 ・説明板等の整備 ・散策路の整備 ・植栽景観の形成 ・駐車場,便所等の整備 ・照明など安全管理施設の整備

「歴史の里」基本構想の全体像

３　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

名古屋市の、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を、以下の４つの項目で整理する。

（１）歴史的建造物の保存等
（２）歴史的町並みの保存等
（３）歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりの推進
（４）伝統行事・文化、伝統産業などの支援

（１）歴史的建造物の保存等に関する方針

古い建築物や史跡・庭園などの歴史的建造物の維持管理には、老朽部分の修理や建造物を継続的に管理していく人々の存在が欠かせないが、それらの多くが建造物所有者の負担となっている。これらの経済的・人的負担に対しては、既存制度を有効に活用して、支援を続けていくほか、民間事業者などとも連携した地域まちづくりの積極的な関与のもとで活用が図られるよう啓発を行っていく。

また、歴史的建造物の所有者の心理的負担を和らげるためにも、地域や行政が一体となって建造物を支えていくことが不可欠であり、所有者が気軽に相談できる雰囲気づくりや相談窓口の充実にも積極的に取り組んでいく。

文化財指定を受けた建造物については、既存の文化財保護制度を活用しながら、修理費の補助などの支援を行い、今後も継続して保存を図る。また、新たに歴史・文化的な価値が認められたものについては、文化財への指定・登録を検討していく。

景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定した建築物や工作物についても、景観法や都市景観条例に基づく制度を活用して保存を図るとともに、引き続き良好な景観の維持向上を図っていく。また、市内には他にも、良好な景観を形成する上で、重要な建造物が数多く存在していることから、それらの景観上の重要性を確認し、景観重要建造物としての指定・保存を検討していく。

景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴づける身近な歴史的建造物

については、都市景観条例に基づき、登録・認定地域建造物資産として位置付け、当該建造物が、「地域の歴史的資産である」という所有者および地域住民の保存意識の向上を図る。地域建造物資産の所有者からの相談には専門家の無料派遣制度を活用するとともに、認定地域建造物資産については、修理・活用のための経済的支援も行っていく。

市指定文化財（丹羽家住宅）

名古屋城については、歴史的価値と魅力をより高めていくための整備を推進し、名古屋の歴史的・文化的シンボルとしての求心力を高めていく。特に、市民の関心の高い本丸御殿については、学術的調査研究に基づき復元を進めていく。また、特別史跡内にある石垣、土塁、塀、一部名勝に指定されている二之丸庭園、隅櫓、門などの重要文化財をはじめとする建造物など名古屋城の歴史的価値を構成する歴史的資産を保存し、後世に伝えていく。

さらに、本丸御殿の復元を契機に、増加が期待される来場者に対するおもてなし機能の充実を図るとともに、名古屋城周辺に新たな交流と賑わいの場所を創出し、国内外から一層の来訪者誘致を図る。

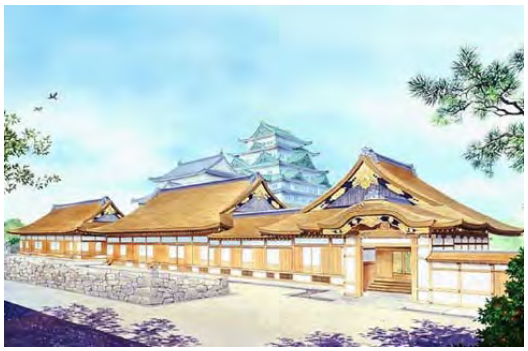

本丸御殿の完成イメージ

熱田地区では、指定文化財となっている歴史的建造物の保存については、引き続き文化財保護制度を活用していくとともに、その認知度を高め、来訪者を増やすことで、貴重な建造物を継続的に保存していくための意識啓発を図っていく。

熱田地区の社寺や旧東海道沿いの史跡などは、案内板等を充実させることで、一層の周知を図り、熱田の歴史まちづくりに活用していく。

熱田の歴史的スポットを訪れる人々の回遊性向上を図るため、効率よく回れる散策ルートの提案やレンタサイクルの導入などを検討していく。

志段味古墳群については、「歴史の里」基本構想に基づき、古墳の保存を行う

とともに、「歴史の里」として、郷土の歴史・文化の学習と自然体験ができる体験型の施設の整備を図る。「歴史の里」の整備にあたっては、東谷山や河岸段丘、里山の景観に配慮しながら進められている上志段味地区の区画整理事業と連携して行う。

また、点在する古墳を結び来訪者の回遊性を向上させるルートや案内板、東谷山へ登る散策路の整備など、古墳やその周辺環境の整備を一体的に実施していくことにより、志段味地区全体の歴史的風致の維持向上を図る。

（２）歴史的町並みの保存等に関する方針

町並み保存地区内の伝統的建造物の滅失については、保存地区内の危機情報の収集に努め、建替えや空家となる恐れがある建造物については、早い段階で所有者の相談に応じられるよう努める。また、町並み保存要綱を運用し、修理費等の効率的な補助を継続することで、所有者の大きな負担となっている維持管理費の軽減を図りながら、町並みの保存をすすめていく。

伝統的建造物と周辺の現代的建築物との景観の不調和や、駐車場化などによって町並みが途切れている箇所については、周囲のまちなみに配慮した色彩・デザインの導入や垣柵などによる修景の指導を引き続き行っていく。また、必要に応じて歴史的風致の維持向上のため地区計画など各種制度の活用を検討しながら良好な町並みの保全に努めていく。

有松地区については、地元からの要望の強い、伝統的建造物群保存地区の指定等に向け、地域とのコミュニケーションを密にするよう努めていく。

その他の歴史的環境の残る地域についても、地域住民との合意形成を図りながら、まちづくりの目標の明確化や建築に関するルール・ガイドラインづくりを進めるとともに、電線類については、歴史的景観を阻害する場合においては無電柱化を推進していく。

また、歴史的建造物や町並みについてわかりやすく表示した案内板の体系的な再整備を図るとともに、新たな周遊ルートの設定やレンタサイクルシステムの検討、歩行者優先の地域環境の整備などを、地域住民や市民グループとの協働によって進めることで、市民や観光客が歴史的風致を巡る環境の整備を行う。

無電柱化による景観の改善

（３）歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する方針

歴史的建造物の保存活用を支えるため、歴史的建造物に関する専門的知識をもった人材である「名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）」を養成するとともに、歴史的建造物の所有者に対して、養成講座を修了した専門家を派遣し、修理や活用の方法について助言を行う取り組みを推進している。また、所有者の多様なニーズに的確かつ迅速に応えるため、市、公益財団法人名古屋まちづくり公社、なごや歴まちびとのネットワークを強化していく。

なごや歴まちびとによる
ワークショップ実施状況

名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的資産の宝庫ともいえる文化のみちエリ

ア（名古屋城から徳川園に至る地区）において 11 月 3 日に行われる「歩こう！文化のみち」を引き続き推進するなど、歴史的建造物や町並みへの市民のより深い関心と積極的な参加を促していくための各種取り組みを行っていく。

この他、市内の各地域については、まちづくり協議会の立ち上げやまちづくり構想の作成を支援するなど、積極的に地域まちづくりを促すとともに、マップづくりや案内板の設置、ボランティアによるガイドなど、地域の歴史を活かした自主的なまちづくり活動を促進していく。

歩こう！文化のみち

また、市民をはじめ多くの人々の歴史的建造物に対する関心を高め、まちづくり活動への積極的な参加を図っていくため、英語版も含めホームページ等を充実させて、歴史的風致や歴史まちづくりに関する情報発信・提供を行うとともに、「名古屋おもてなし武将隊」のようなマンパワーを活かした魅力的な PR・おもてなしの方法も検討していく。

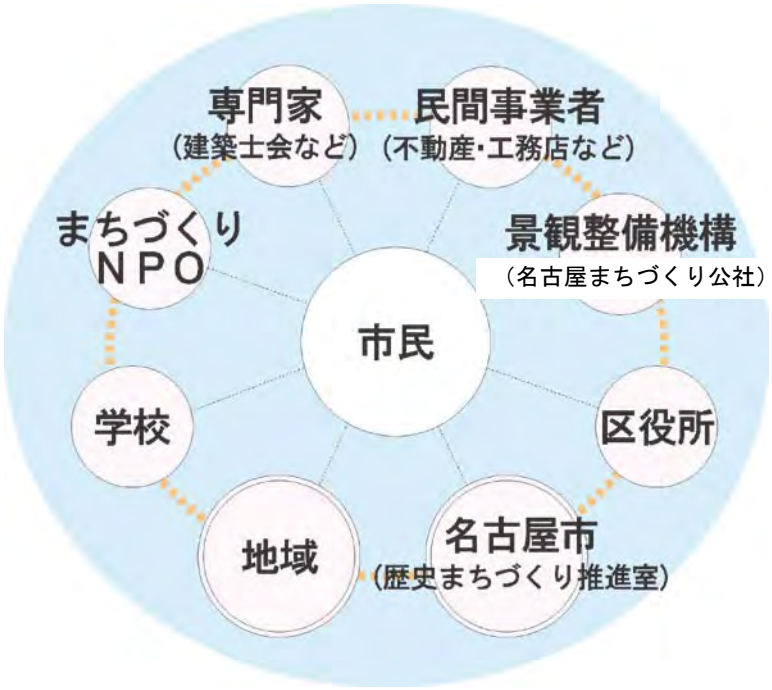

歴史まちづくりを進めるネットワークのイメージ

（４）伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する方針

名古屋市の歴史的風致を形成する伝統行事・伝統文化や伝統産業などの歴史と伝統を反映した人々の営みについては、名古屋まつりや徳川園の山車揃えなどのイベントにて身近に触れてもらう機会や、シンポジウムや講演会など地域の歴史や文化財について学習する機会を通じて、市民意識の向上を図る。

市内では、各地で歴史をテーマとしたまちづくりと行政や学校のとの連携や、歴史まちづくりに関わる多様な主体の交流も行われており、こうした取り組みを支援することにより、伝統行事・文化への積極的な参加を促し、伝統行事・文化を通じた地域コミュニティの形成、次世代への継承へと繋げていく。

また、伝統産業の若手技術者を養成する事業に対する助成などを行い、担い手の確保を図っていく。

名古屋まつりの「郷土芸能祭」

歴史まちづくりシンポジウム

４　計画の推進体制

本計画の推進体制としては、まちづくり担当部局である住宅都市局歴史まちづくり推進室と文化財保護担当部局の教育委員会文化財保護室を中心とした庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画連絡会議（仮）」と学識経験者らで構成される「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」が連絡調整を行いながら事業を実施することで、より効果的な歴史的風致の維持及び向上をめざす。

さらに、個別の事業の実施にあたっては、国や県と連絡調整を図るとともに、名古屋市文化財調査委員会、名古屋市広告・景観審議会、市民・市民団体などの意見や提案を取り入れながら推進することとする。

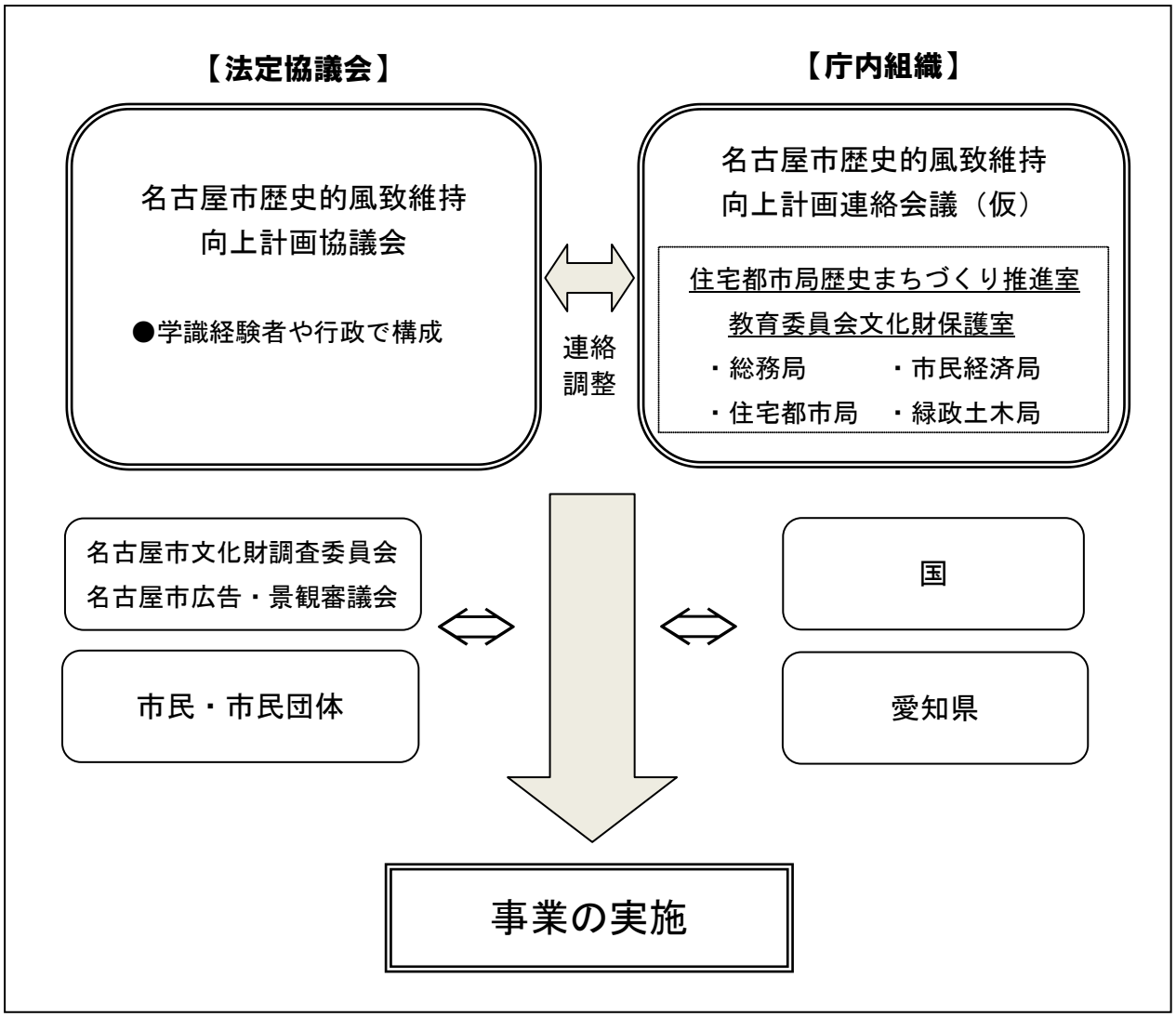

推進体制のイメージ図

４章　重点区域

１　重点区域設定の考え方

名古屋市内には、長い歴史の中で人々が積み上げ、継承してきた様々な歴史的風致が存在している。２章では「名古屋市の維持向上すべき歴史的風致」として、名古屋城と城下町をはじめ、熱田神宮、志段味古墳群、堀川や街道沿いの町並み、近現代の都市基盤など、名古屋市の歴史的特徴を形づくっている要素を中心に歴史的風致を取り上げた。

１　名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致
２　熱田神宮等に見られる歴史的風致
３　尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
４　堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致
５　街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致
６　大都市名古屋の発展過程にみられる歴史的風致

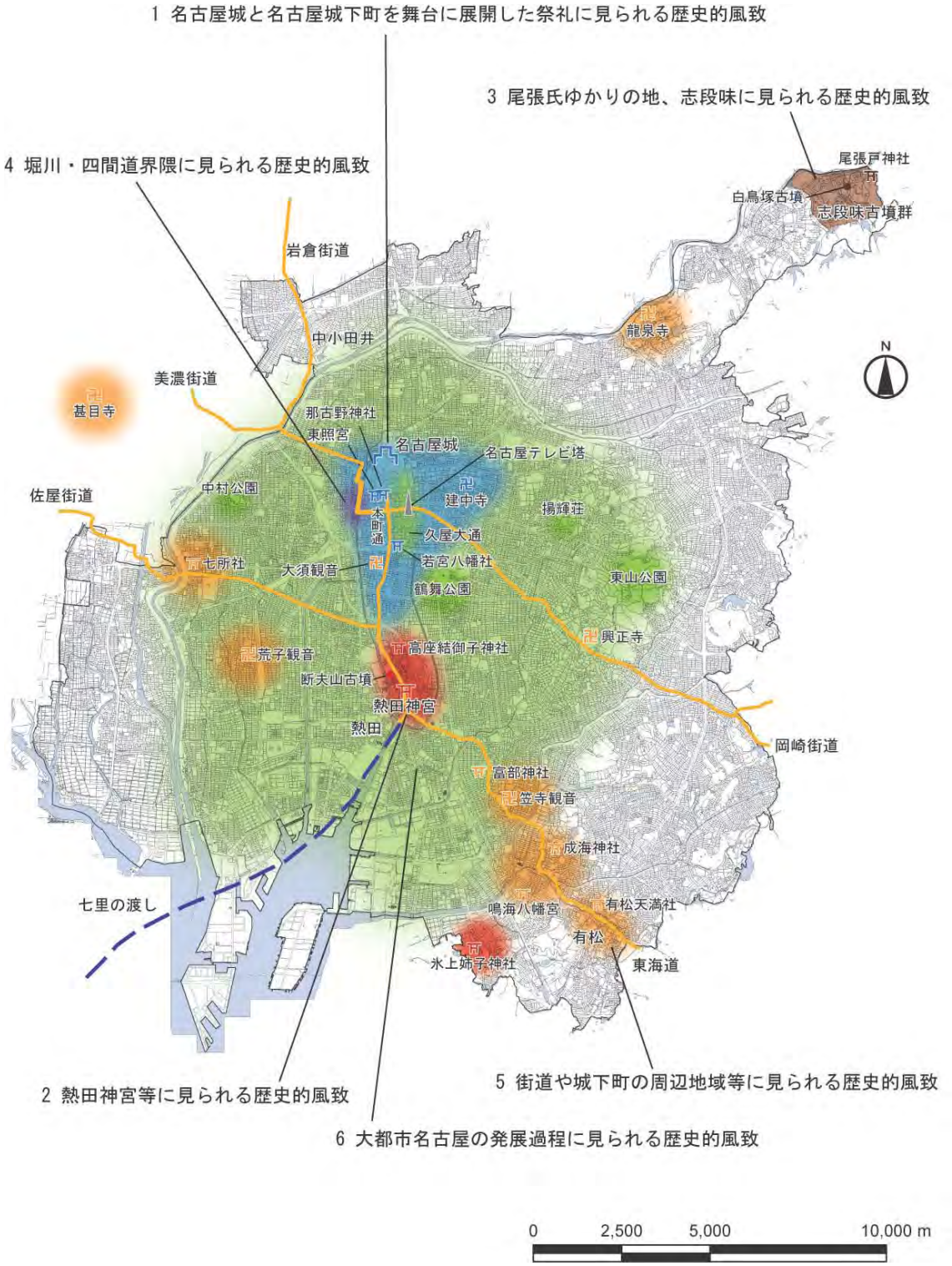

名古屋市の維持向上すべき歴史的風致 位置図

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、本市における重点区域は、本市における国指定文化財及びそれ以外の文化財の分布状況並びにこれまで本市及び本市住民が独自に歴史的風致の維持・向上に取り組んできた区域の状況を踏まえ、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的に推進することが必要な区域として設定する。

また、歴史まちづくり法第２条第２項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地」とあり、これを含む区域を重点区域とする。

本市では、平成 23 年に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」において、戦略Ⅰとして「尾張名古屋の歴史的骨格の見える化」を掲げている。その中の具体的な方針として、「名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承」、「悠久の歴史を誇る熱田の魅力向上」があり、名古屋城周辺と熱田地区は、本市の歴史まちづくりにおいて重要な地域として位置付けられている。

名古屋城周辺では、戦後、大規模な復興事業が行われたが、名古屋城下町の中核をなしていた本町通を中心とする碁盤割の町割りは踏襲され、現在も古地図とほぼ同じ街区配置を見ることができる。名古屋城下町の北端に位置する名古屋のシンボル「名古屋城」は、戦災で天守閣や本丸御殿などが失われたが、昭和 27 年（1952）には特別史跡に指定され、昭和 34 年（1959）には市民の熱意により天守閣が再建されるなど、碁盤割を元にした市中心部の発展と軌を一にして整備が行われてきた。平成 21 年（2009）からは本丸御殿の復元が進められている。今後も名古屋城の継続的な価値と魅力の向上と、名古屋城と連携した旧城下町における歴史まちづくりを進めていくことが必要である。

熱田地区は、断夫山古墳、熱田神宮、寺院、七里の渡し跡など古代から近世に至るまでの様々な歴史的資源が集積しているが、発展の過程で見えづらくなったこれらの歴史的資源を活かすことが課題となっている。名古屋開府以前から尾張南部の拠点となり、名古屋市の発展に大きな影響をもたらした地域として熱田において歴史まちづくりを進めることが、名古屋のアイデンティティ継承のためには重要である。

志段味地区は、昭和 29 年（1954）に志段味村が守山町と合併して守山市となり、昭和 38 年（1963）に守山市が名古屋市に合併して以来、名古屋市守山区の一部として住宅地等の開発が進められてきた。志段味地区には、4 世紀代に築かれた、史跡「白鳥塚古墳」を始めとして、古墳時代全期間の古墳が分布している。最近の発掘調査により、これらの古墳が、その後熱田に居を構えた尾張氏につながる勢力と関係するものであることが明らかになりつつある。古墳の保

存・整備とともに、古墳頂上に建立された尾張氏の祖先神を祀る神社とその祭礼、上志段味集落内に存在する氏神とその年中行事を絶やさぬよう維持していく必要がある。

以上のことから、本計画では以下の３つの地区を重点区域に設定する

（１）名古屋城周辺地区
（２）熱田地区
（３）志段味地区

重点区域の位置図

２　重点区域の位置及び区域

（１）名古屋城周辺地区（約 1,040ha）

名古屋城下町の中心を成していた地域は、戦災により大きな被害を受けたものの、碁盤割にみられるように城下町時代の町割りを色濃く残し、江戸時代から行われてきた東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭が、今も形を変えて連綿と受け継がれるなど、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も営まれている。

城下東部は、尾張徳川家ゆかりの建中寺や徳川園・徳川美術館などが立地し、近世武家文化を今に伝える地である。ここでは城下町の祭りに由来する山車などが今も曳き出され、歴史的風致を形成している。また、城下町東部は、明治以降、武家屋敷地が工場や実業家の邸宅に転用され近代産業の集積地となった地域でもあり、近代建築が多く残る。こうした地域も、江戸時代から近現代に至る歴史的変遷を伝える地域として重要である。

城下西部の四間道界隈には、堀川の水運を利用して栄えた商家の貴重な住居が残り、四間道沿いには土蔵の立ち並ぶ景観が形成されている。四間道西側の地域には、細い路地や長屋が残り、地域住民で管理・運営されている屋根神・子守地蔵尊・浅間神社やその祭りが、今も下町情緒を感じさせてくれる地域である。

城下南部は、江戸時代には寺町を形成していた地域で、現在も多くの寺院が立地している。橘町界隈には伝統産業である名古屋仏壇の販売店が軒を並べ、仏壇街を形成している。城下町の一部を担っていたこの地域には、文化財に指定されていないものを含め、歴史的資源が多く残っている。

また、戦後、城下町の碁盤割を残して整備された都心部の道路・公園等では、戦災復興の気風の中で始まった名古屋まつりが半世紀以上にわたり続けられており、山車揃や郷土英傑行列といった名古屋の歴史をテーマにした行列が祭りのメインイベントとして行われている。

このように名古屋城とその周辺に広がる旧城下町を含む地域は、戦災により多くの歴史的な建造物やまちなみを失ったものの、現在の本市の市街地形成の基盤となりかつ現在もなお人々の暮らしや年中行事等と文化財が密接に関わっている。今後、重点的かつ一体的に施策を実施する地域として重点区域を設定する。

①名古屋城周辺地区の区域設定の考え方

以下のア～ウを中心とし、祭りに参加する地域の広がり、旧城下町時代か

らある寺社の分布の分布、現在の町界、道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

ア）古地図に見られる城下町の範囲

イ）若宮祭、筒井町天王祭、出来町天王祭、名古屋まつり等において、山車の運行経路となっている範囲

ウ）白壁・主税・橦木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の範囲

②名古屋城周辺地区の重要文化財等

所在地	種別	名称	概要
名古屋城内	建造物	名古屋城西南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城東南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城西北隅櫓	城郭建築 年代：元和 5 年(1619) 構造等：三重三階、本瓦葺
		名古屋城表二の門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城二之丸大手二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城旧二之丸東二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
	史跡	特別史跡名古屋城跡	城跡（築城者：徳川家康） 年代:慶長 17 年(1612)竣工 石垣・堀等が良好に残る
	名勝	名古屋城二之丸庭園	庭園 年代：元和元年(1615)頃～ 城郭庭園の旧状をよく残す
	天然記念物	名古屋城のカヤ	樹木 樹齢 600 年以上と伝わる。 幹回り：約 7 m

その他	建造物	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎	近代建築 年代：大正 11 年(1922) 構造等：煉瓦及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、三階建、玄関ﾎﾟｰﾁ付、正面中央塔屋付、ｽﾚｰﾄ葺

③名古屋城周辺地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	黒川右岸
2-3	堀川～江川線
3-4	江川線
4-5	松重閘門
5-6	江川線
6-7	山王線
7-8	前津通
8-9	矢場町線
9-10	東郊線
10-11	広小路線
11-12	葵町線
12-13	桜通線
13-14	JR 中央線
14-15	陸橋
15-16	千種区・東区境界
16-17	名古屋環状線
17-18	古出来町二丁目・矢田南一丁目境界
18-19	出来町三丁目・矢田南一丁目境界
19-20	旭ケ丘公園北東角～徳川美術館北交差点
20-21	徳川園
21-22	新出来一丁目・徳川町境界
22-23	新出来町線
23-24	名城公園
24-25	中区・北区境界
25-1	名城公園

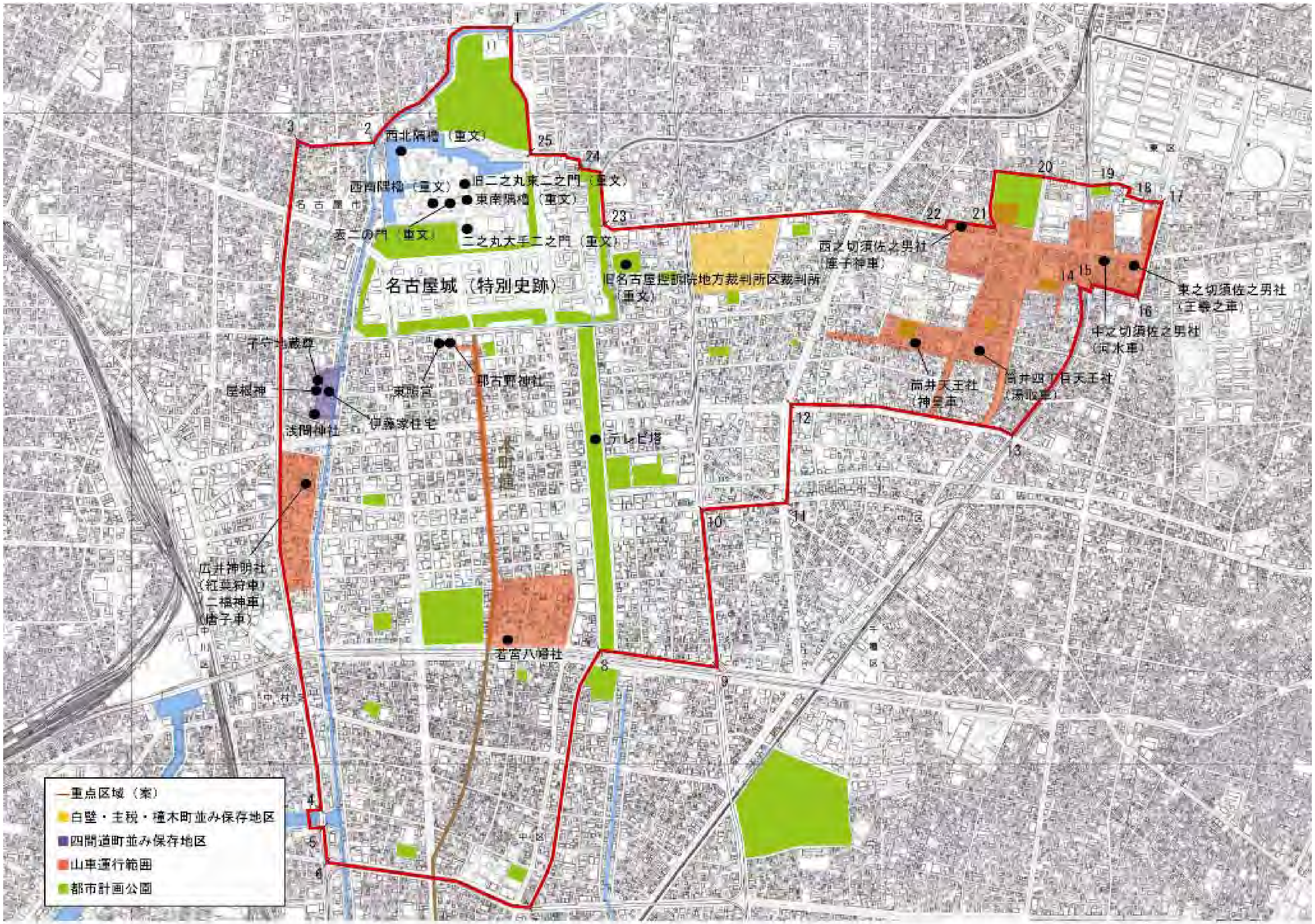
西北隅櫓（重文）
西南隅櫓（重文）
旧二之丸東二之門（重文）
東南隅櫓（重文）
表二の門（重文）
二之丸大手二之門（重文）
名古屋城（特別史跡）
旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所（重文）
西之切須佐之男社（唐子神車）
東之切須佐之男社（王羲之車）
中之切須佐之男社（河水車）
筒井四丁目天王社（湯取車）
筒井天王社（神皇車）
子守地蔵尊
屋根神
伊藤家住宅
浅間神社
東照宮
那古野神社
テレビ塔
広井神明社（紅葉狩車）（二福神車）（唐子車）
若宮八幡社
重点区域（案）
白壁・主税・橦木町並み保存地区
四間道町並み保存地区
山車運行範囲
都市計画公園

重点区域（名古屋城周辺）

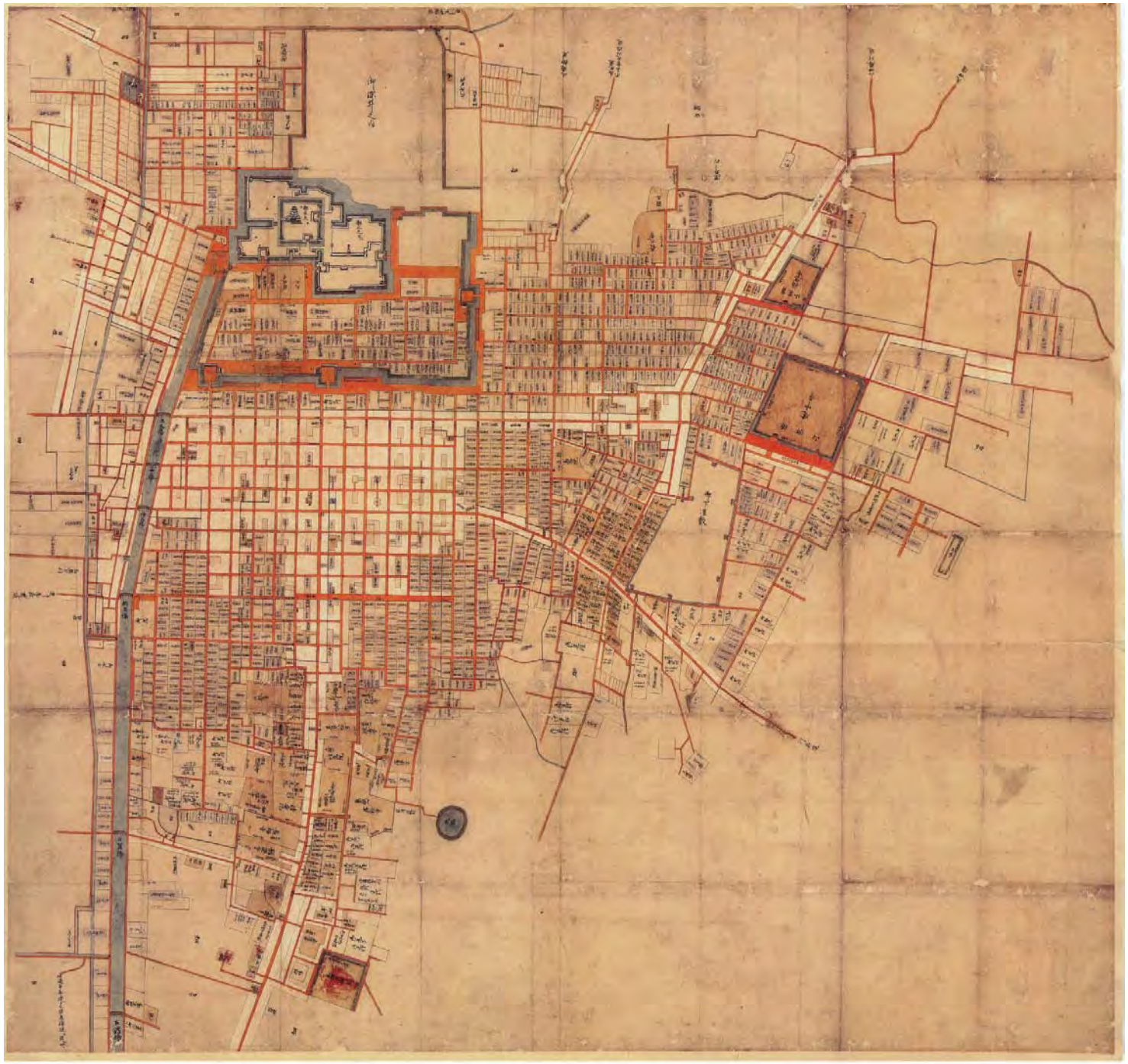

尾府名古屋図　正徳４年（1714）

（２）熱田地区（約 190ha）

熱田のまちは、熱田神宮を中心に、名古屋城の築城以前からこの地域の重要な拠点であった。この地域は熱田台地の南端に位置し、東海地方最大の断夫山古墳が築かれるなど古くから人々の活動が盛んなところであった。その後、熱田神宮の門前町、湊町、東海道の宿場町など様々な性格をあわせ持つまちとして名古屋城下町とは異なる独自の歴史を重ね、名古屋城下町とともに現在の名古屋市の基盤となった地域である。

熱田のシンボルである熱田神宮では、今も伝統的な神事が連綿と続けられ、悠久の歴史を伝えている。また、熱田には、断夫山古墳、白鳥古墳、熱田神宮の摂社・末社が点在しており、これらは熱田神宮と関係を持ちながら、熱田における歴史的風致を構成している。

東海道の宿場町の景観を今に伝える歴史的資源は少なくなってしまったが、熱田では今でも東海道の道筋をたどることができ、宮の渡し公園近くには、歴史的価値の高い町屋が残る。この地は、東海道唯一の海路であった宮の渡しの船着き場があった場所であり、熱田の歴史を語る上で欠くことのできない地点である。

また、堀川右岸に立地する白鳥公園（白鳥庭園を含む）は、江戸時代から材木置き場として利用されてきた白鳥貯木場の跡地に整備されたもので、対岸の白鳥古墳とは御陵橋で結ばれ、一つの都市公園となっている。また、日本武尊の白鳥伝説にちなむ「白鳥」の名称は広く熱田に定着している。

熱田は、名古屋城下町とともに現在の名古屋市の基盤となった２大拠点のひとつであり、熱田神宮を中心とする歴史的風致が悠久の歴史を現代に伝える地域である。今後、重点的かつ一体的に施策を実施する地域として、重点区域を設定する。

①熱田地区の区域設定の考え方

熱田神宮の門前町、湊町、宿場町として発展した熱田の町を一体感を持って捉えられる範囲を重点区域とするため、以下のア・イ及び現在の道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

ア）熱田神宮、断夫山古墳、東海道熱田宿に関する史跡など熱田の歴史的資源が集積し、東海道本線、新堀川、堀川等に囲まれた地域

イ）熱田神宮の摂社であり、子育ての神様としても人々に親しまれている高座結御子神社の境内と隣接する高蔵公園の範囲

ウ）堀川を挟んで、熱田の歴史性を活かした良好な市街地環境を創出している白鳥公園と旗屋橋～大瀬子橋の堀川プロムナードを含む範囲

②熱田地区の重要文化財等

種別	名称	概要
史跡	断夫山古墳	墳形：前方後円墳 年代：6 世紀前半 墳丘長：約 150m （東海地方最大）

③熱田地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	三本松線
2-3	旗屋小学校北東角～大津町線
3-4	高蔵公園
4-5	三本松線
5-6	堀川右岸プロムナード
6-7	白鳥公園
7-8	堀川右岸プロムナード
8-9	大瀬子橋
9-10	堀川及び新堀川
10-1	JR 東海道本線

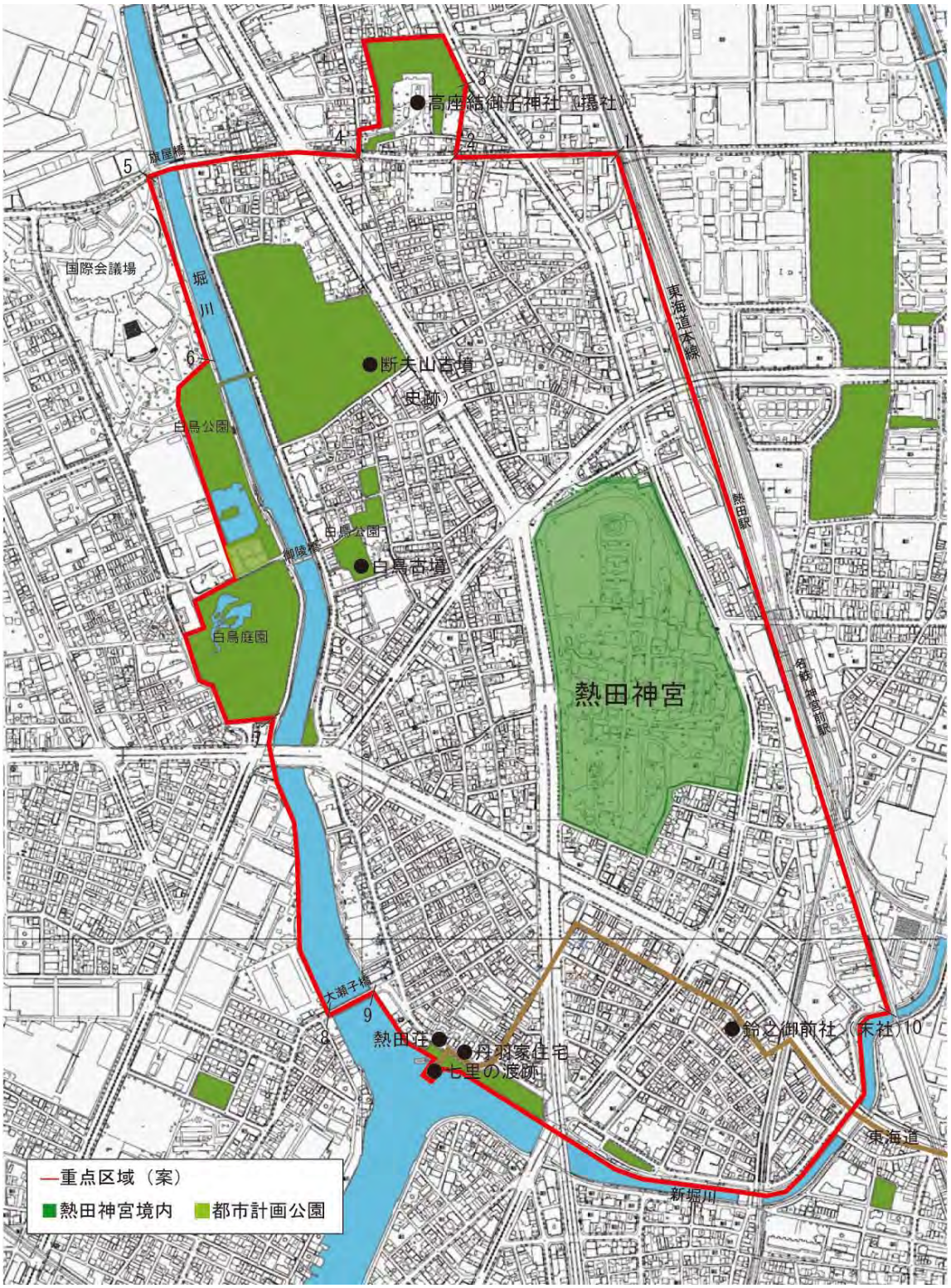
高座結御子神社（攝社）
旗屋橋
国際会議場
堀川
断夫山古墳
（史跡）
白鳥公園
白鳥古墳
御陵橋
白鳥庭園
東海道本線
熱田駅
名鉄神宮前駅
熱田神宮
大瀬子橋
熱田社
舟形家住宅
七里の渡跡
鈴之御前社（末社）10
東海道
新堀川
—重点区域（案）
■熱田神宮境内
■都市計画公園

重点区域（熱田地区）

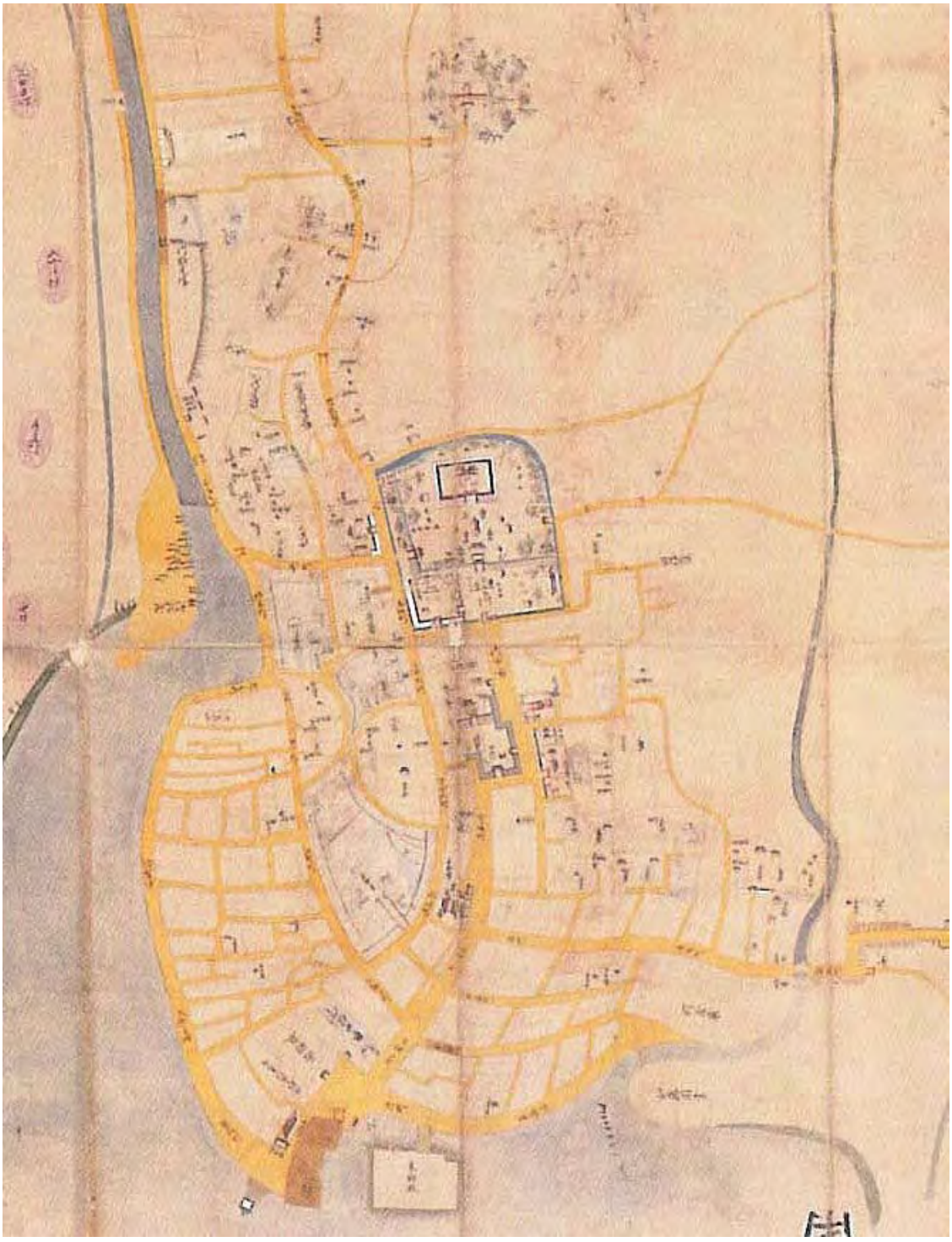

江戸時代の熱田（「名古屋並熱田絵図」より）

（３）志段味地区（約 290ha）

志段味地区は、名古屋市最高地である東谷山の西南麓に位置し、庄内川の流れによって形成された河岸段丘上に集落が営まれてきた自然豊かな地区である。この地には、4 世紀前半に築かれた白鳥塚古墳（史跡）をはじめ、古墳時代の全時期を通じて多くの古墳が築かれ、今も多くの古墳が残されている。

昭和 38（1963）年に守山市（現守山区）が名古屋市に合併されて以来、次第に住宅化が進み、地区内に所在する文化財の保存、散逸が危惧されたが、開発計画を推進する区画整理組合と幾多の協議を重ね、上志段味大久手池周辺の前方後円墳が集中する地域では、古墳の保存を図りながら、計画的な市街地整備が進められている。

東谷山山頂には、白鳥塚古墳と並んでこの地域で最も古い時期の古墳である尾張戸神社古墳が現存し、その墳上には尾張戸神社が立地している。尾張戸神社は、熱田神宮にも祀られている尾張氏の祖神を祭神とし、志段味から熱田へ進出し、断夫山古墳を築いた尾張氏の故地としてのゆかりを感じさせる神社である。尾張戸神社は古くから、志段味地区の人々に崇敬され、７月に行われる茅の輪くぐりなどの伝統行事には多くの人々が参加する。

また、庄内川の河岸段丘上に築かれた勝手塚古墳には、上志段味地区の氏神のひとつである勝手社が立地している。ここでは、毎年８月 13 日に伝統的な提灯祭りが行われ、地域住民の交流や伝統の継承の場となっている。

上志段味地区にはこの他にも、大久手池周辺の古墳群や白鳥 1 号墳（市指定史跡）などの貴重な古墳が残る。

東谷山の自然景観や志段味古墳群を背景に続けられてきた人々の生活・祈りや伝統的な祭りを志段味地区における「歴史的風致」として捉え、今後これらを維持向上させるための施策を重点的かつ一体的に実施する地域として重点区域を設定する。

①志段味地区の区域設定の考え方

以下の、平成 20 年度に策定した「歴史の里」基本構想の構想対象範囲とする。

「歴史の里」の範囲は、上志段味特定土地区画整理組合の保留地等に所在する志段味大塚・大久手古墳群を中心に、白鳥塚古墳（史跡）、市史跡白鳥 1 号墳を含めた区域を想定している。上志段味地区の特色を踏まえ、これらの古墳に加え、東谷山山頂の古墳や東谷山西麓の古墳群を取り込んだものとする。具体的には、北は庄内川、西は野添川、南は森林公園の北側、東は東谷山の南北に走る尾根筋（概ね瀬戸市との市境界）で囲まれた範囲とする。

②志段味地区の重要文化財等

種別	名称	概要
史跡	白鳥塚古墳	墳形：前方後円墳 年代：4 世紀前半 墳丘長：約 115m

③志段味地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	野添川
2-3	森林公園の北側
3-4	東谷山の南北に走る尾根筋（概ね瀬戸市との市境界）
4-5	庄内川（春日井市との市境界）

凡例
古墳
水面
重点区域（案）
拠点地区
市境界
・庄内川の河川敷。
・平坦な地形。
・所々に砂州及び河畔林が点在。
・庄内川は東から西に向けて川幅を広げつつ蛇行。
・開けた景観。
・野鳥・昆虫が見られる。
庄内川
河川エリア
市史跡　白鳥１号墳
市史跡白鳥１号墳地区
国史跡白鳥塚古墳地区
国史跡　白鳥塚古墳
低地エリア
勝手塚古墳
志段味大塚古墳
東大久手古墳
西大久手古墳
大久手５号墳
大久手池
志段味大塚・大久手古墳群地区
河岸段丘エリア
東谷山西麓エリア
東谷山山頂エリア
東谷山山頂３古墳地区
尾張戸神社古墳
中社古墳
南社古墳
東谷山古墳群
・標高20m～40mの低地で平坦地。
・湿性林及び河畔林、竹林も見られる。
・裸地もあり。
・国道沿いに建物が建つ市街地景観。
・中位河岸段丘、低位河岸段丘。
・自然植生としては一部に残るシイ属林、カシ類林。湿性林及び河畔林。大部分は代償植生である常緑針葉樹の二次林、農耕地。
・野鳥、昆虫が見られる。
・宅地造成中。階段状の造成地が広がる。
・視界が開けている。
・東谷山を望むことができる。（眺望良好）
・ため池、小河川有り。
・勝手社有り。
・東谷山西麓。緩斜面。
・自然植生としてはタブノキ林。代償植生としては畑地雑草群落。
・野鳥や昆虫が見られる。
・緩斜面地型低層住宅地。
・東谷山フルーツパーク一帯は疎らな樹林景観。
・観光果樹園有り。
・ため池が散在する。
・東谷山フルーツパーク、愛知県森林公園有り。
・市史跡白鳥１号墳、東谷山古墳群有り。
・山地。東谷山（標高198.3m）山頂から西側斜面。
・自然植生としてはシイ属林、湿性林及び河畔林。代償植生としては常緑針葉樹の二次林、植林（スギ・ヒノキ）
・野鳥、昆虫などが多く見られる。
・山頂からの眺望良好。構想の対象範囲から名古屋市中心部まで視界に入る。
・尾張戸神社、中社、南社。展望台有り。
N
0 100 200 300 400 500m

重点区域（志段味地区）

３　重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能の継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化が図られ、地域の歴史を大切にする必要性や重要性が住民の間で高まっていくことも大きな効果のひとつと考えられる。とりわけ、歴史的建造物や伝統行事等を長年にわたって守り支えてきた人々にとっては、これまでの活動が再認識されることになり、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信を創出すると考えられる。このような誇りや自信は、子どもたちが暮らしの中で楽しく伝統文化を継承することにつながり、その中で育まれた地域への愛着や誇りが、より良い地域社会の実現するための原動力として次世代に継承されていくことが期待される。

また、特色ある歴史的風致の維持・向上は、地域の魅力づくりにもつながり、名古屋で暮らすことの価値や魅力を向上させる効果も見込まれる。さらには、他地域からの観光客・交流を通した地域の活性化、コミュニティの広がりが地域の魅力を発信する機会を増大し、より多くの人を呼び込む効果も期待される。

重点区域における取組は、名古屋市の他の地域においても歴史的風致を活かしたまちづくりへの関心を高め、市全体へ効果が広がることが期待される。

４　良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）都市計画

ア　用途地域

名古屋市は、市内全域が、都市計画区域となっており、市域の約 93%が市街化区域に定められ、市街化区域の全域に用途地域が定められている。重点区域のうち、「名古屋城周辺地区」「熱田地区」の全域が市街化区域内であるが、「志段味地区」は、一部市街化区域外である。

「名古屋城周辺地区」は、江戸時代より城下町として繁栄し、今日に至るまで中心市街地として発展してきたため、その多くが商業地域、近隣商業地域に指定されており、名古屋城の旧城郭内や名古屋城の東側の一部は、住居地域に指定されている。

「熱田地区」は、重点区域の北西側を中心に住居地域、南東側を中心に商業地域に指定されている。

「志段味地区」は、重点区域の西側を中心に住居地域、東谷山及びその西麓については、市街化区域外となっている。

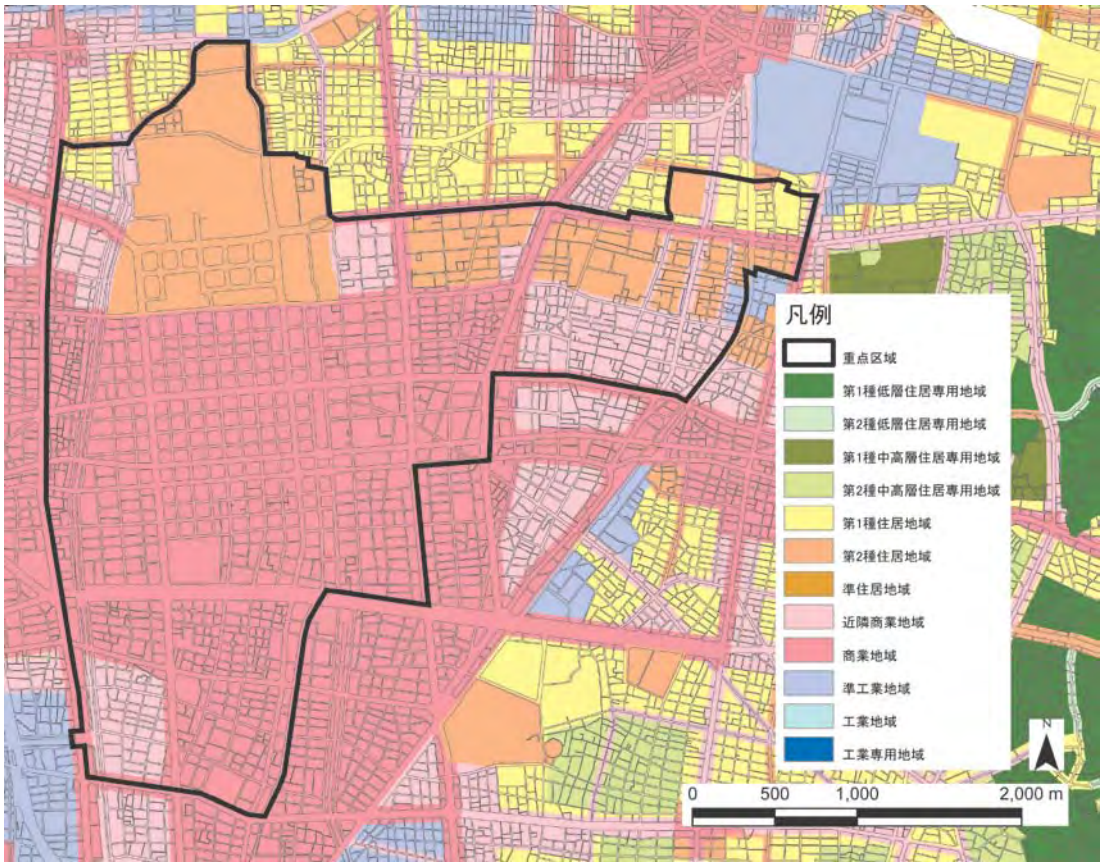

都市計画（用途地域）の指定状況（名古屋城周辺地区）

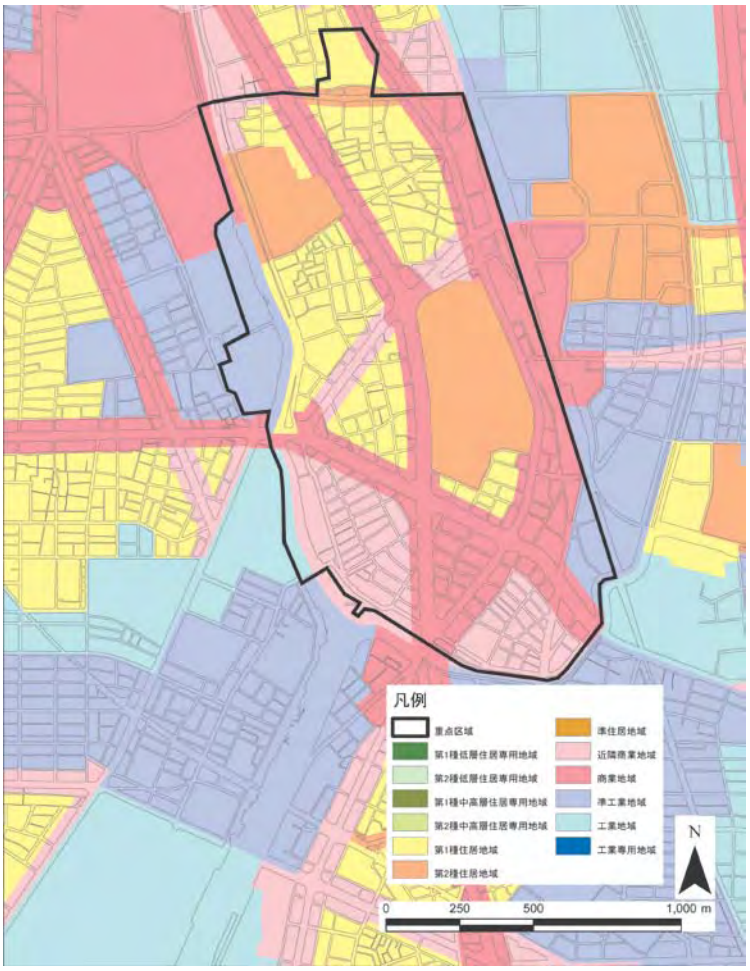

都市計画（用途地域）の指定状況（熱田地区）

都市計画の指定状況（志段味地区）

イ　風致地区・特別緑地保全地区・緑化地域

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として、「風致地区」や「特別緑地保全地区」があり、市内の各地で指定されている。

「名古屋城周辺地区」は、名古屋城の旧城郭内が風致地区に指定されているとともに、名古屋城の大部分や徳川園の一部が特別緑地保全地区に指定してされている。

「熱田地区」は、熱田神宮の範囲が風致地区に指定されているとともに、熱田神宮、断夫山古墳、白鳥古墳の範囲が特別緑地保全地区に指定されている。

「志段味地区」では、東谷山及びその西麓が、風致地区に指定されている。

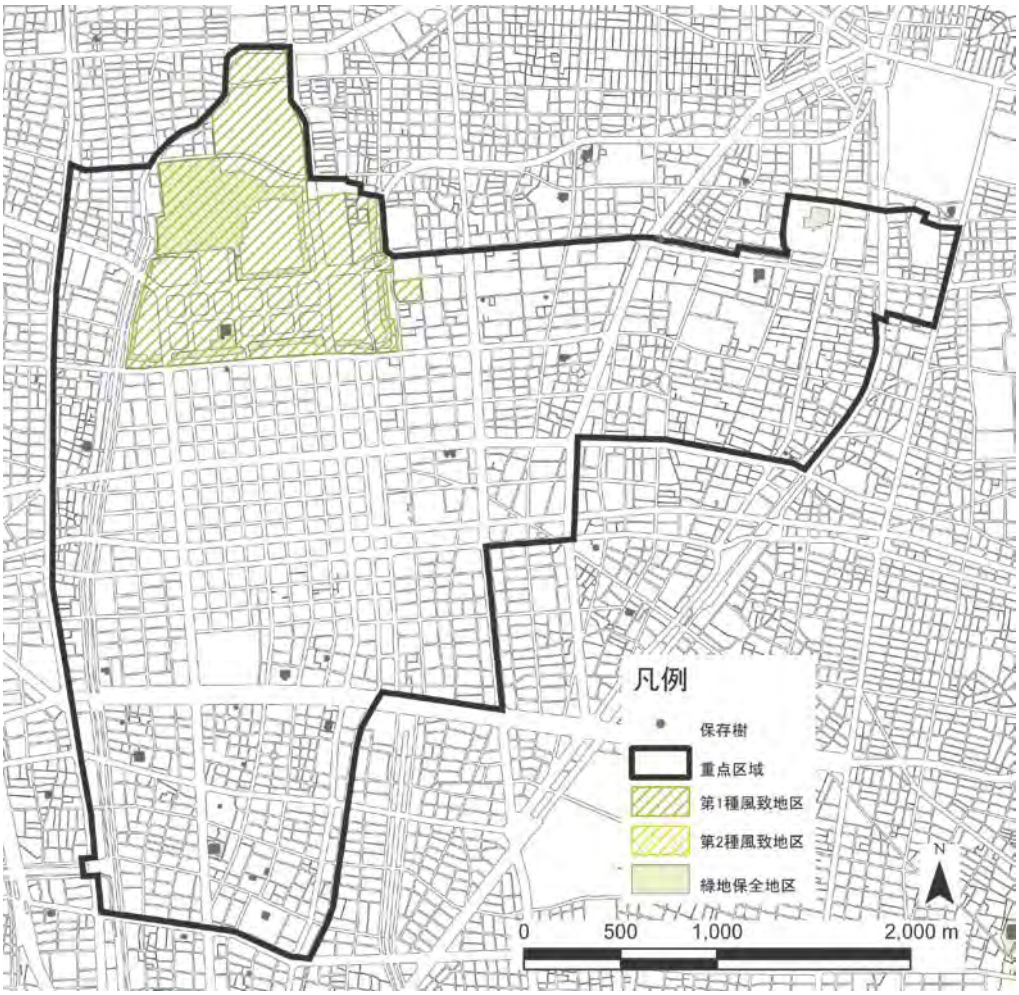

風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（名古屋城周辺地区）

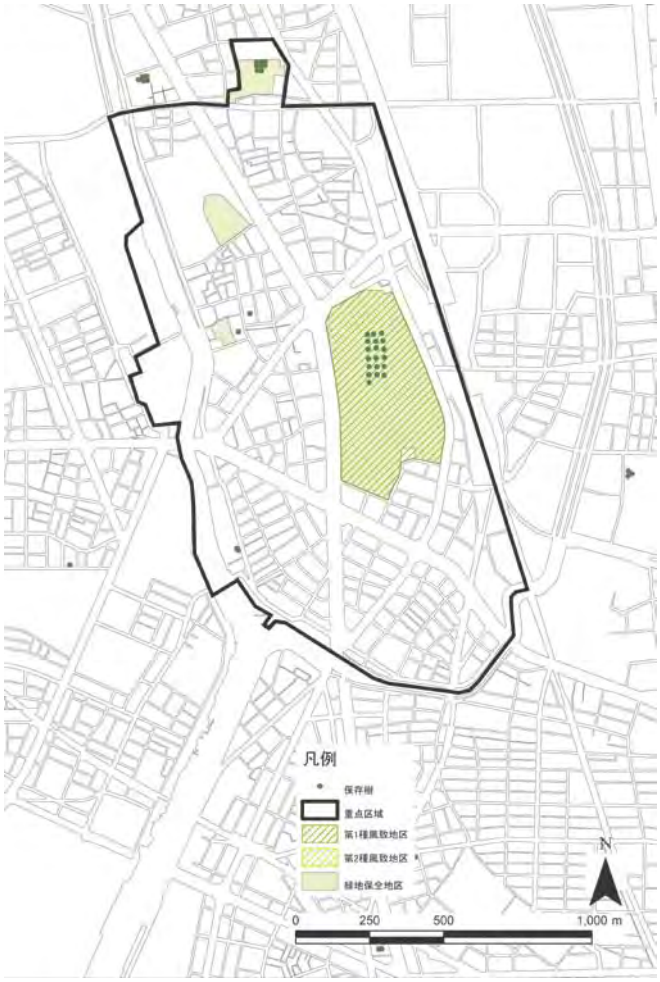

風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（熱田地区）

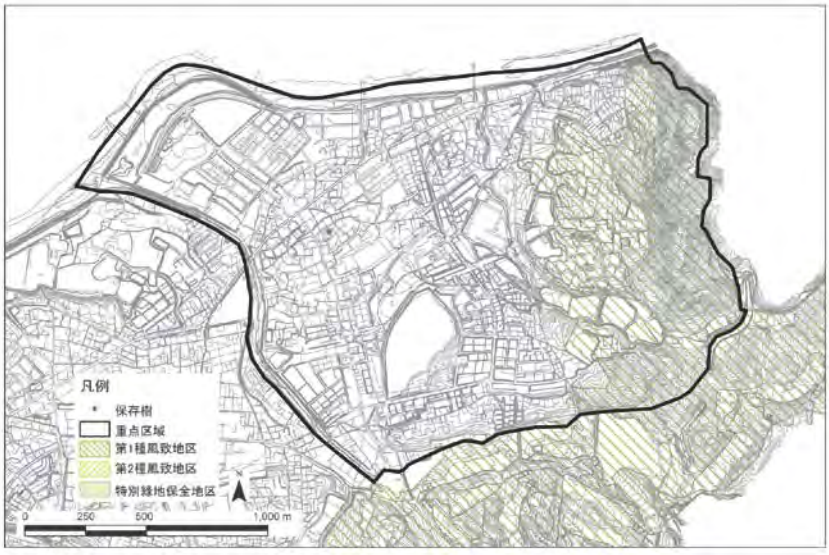

風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（志段味地区）

名古屋市では、市・市民・事業者の全てが協働して、みどりの減少をくい止めみどりを創出するために、「緑化地域制度」を導入し、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けている（増築については、増築後の床面積の合計が制度施行日（平成 20 年 10 月 31 日）における床面積の合計の 1．2 倍を超えるものが対象）。

「緑化地域制度」の規制内容				
区域	建ぺい率の最高限度	対象となる敷地面積	必要な緑化面積（緑化率の最低限度）	根拠法令
市街化区域	50%以下	300 ㎡以上	敷地面積の 20%以上	都市緑地法
市街化区域	50%を超え 60%以下	300 ㎡以上	敷地面積の 15%以上	都市緑地法
市街化区域	60%を超え 80%以下	500 ㎡以上	敷地面積の 10%以上	都市緑地法
市街化区域	80%を超えるもの	500 ㎡以上	敷地面積の 10%以上	緑のまちづくり条例
市街化調整区域	―	1,000 ㎡以上	敷地面積の 20%以上	緑のまちづくり条例

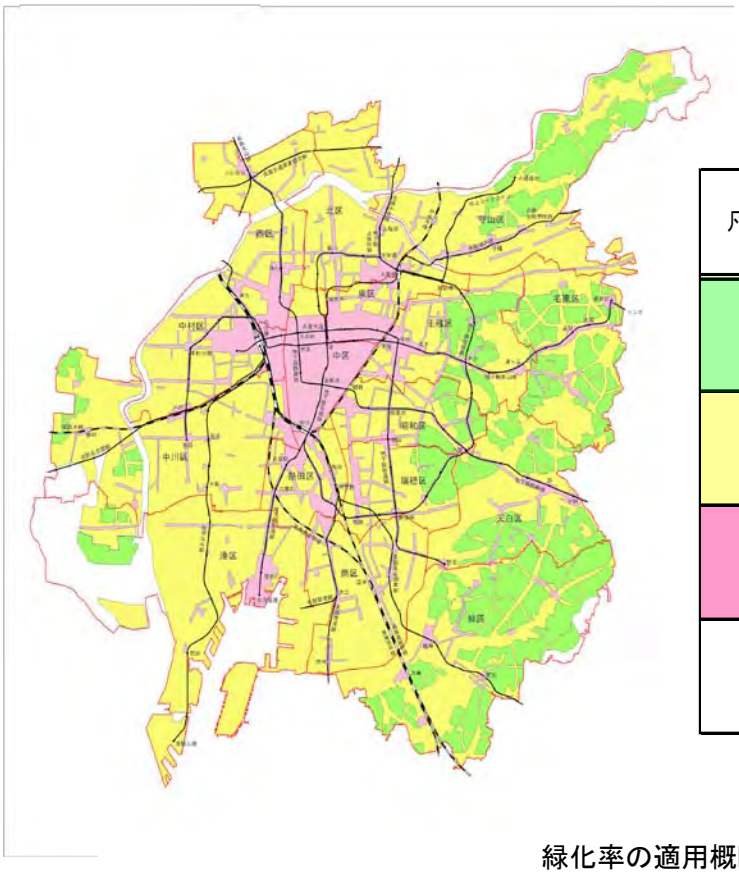

凡例	緑化率の最低限度	用途地域等（建ぺい率の最高限度＝指定建ぺい率の場合）
	20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部
	15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域
	10%	近隣商業・商業地域
	20%	市街化調整区域

緑化率の適用概略図

（２）歴史的町並み保存事業

名古屋市では、「名古屋市町並み保存要綱（昭和 58 年制定）」に基づき、「有松」、「白壁・主税・橦木」、「四間道」、「中小田井」の４地区を町並み保存地区に指定し、市内に残る優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解と協力を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、地区の特性を活かしたまちづくりを行っている。

保存地区内では、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、各地区に、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めている。

修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な建造物の様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めているが、保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に届出をするよう要請している。

町並み保存地区と重点区域の位置

重点区域のうち、「名古屋城周辺地区」内には、「白壁・主税・橦木」と「四間道地区」が含まれる。

ア　白壁・主税・橦木地区　約１４．３ヘクタール

白壁･主税･橦木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割を良く残しており、門･塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が立ち並ぶ町並みを形成している。

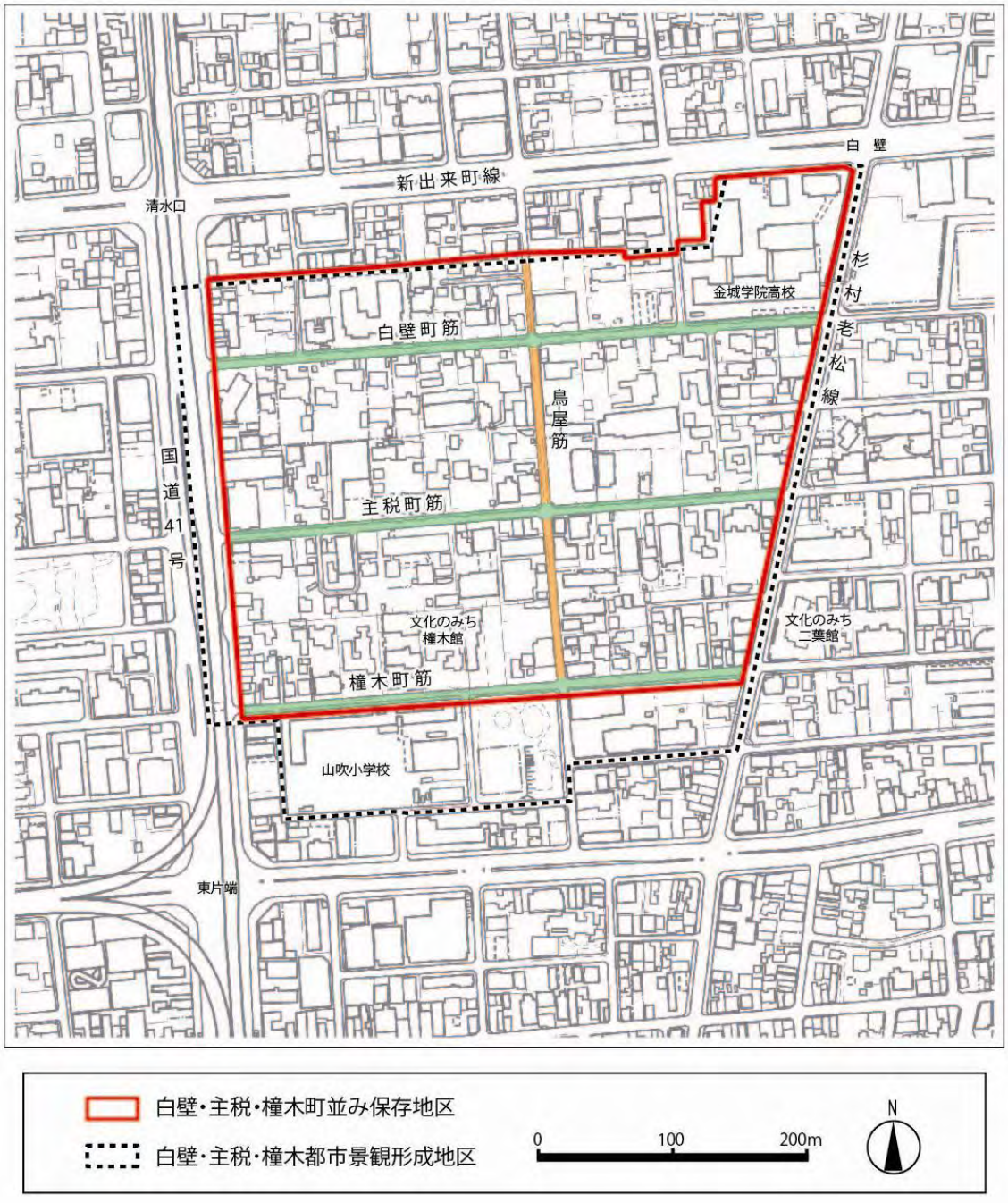

●伝統的建造物の修理基準

伝統的建造物については、それぞれ、固有の形式に従い、その復元・保存修理を行うものとする。

≪保存地区内の伝統的建造物の例≫

文化のみち橦木館

旧豊田佐助邸

旧豊田家（門・塀）

旧春田鉄次郎邸（門・塀）

●伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

建物

高さ・階数	・原則として、2階以下とする。やむをえない場合は、町並みとの調和に十分配慮する。
位置	・現在、壁面線が 3m 以上後退している建物は、可能な限りこれを維持する。 ・現在、壁面線が後退していない建物は、その改築時には、原則として、3～5m 程度、建物主屋の壁面線を後退させる。
塀の設置	・道路境界には、原則として、塀を設置して、建物との間には、道路から見えるような植栽を行う。 ・塀の替りに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。
デザイン	・建物の外観・色彩は、町並みに調和するよう十分配慮し、可能な限り伝統的建造物にならう。

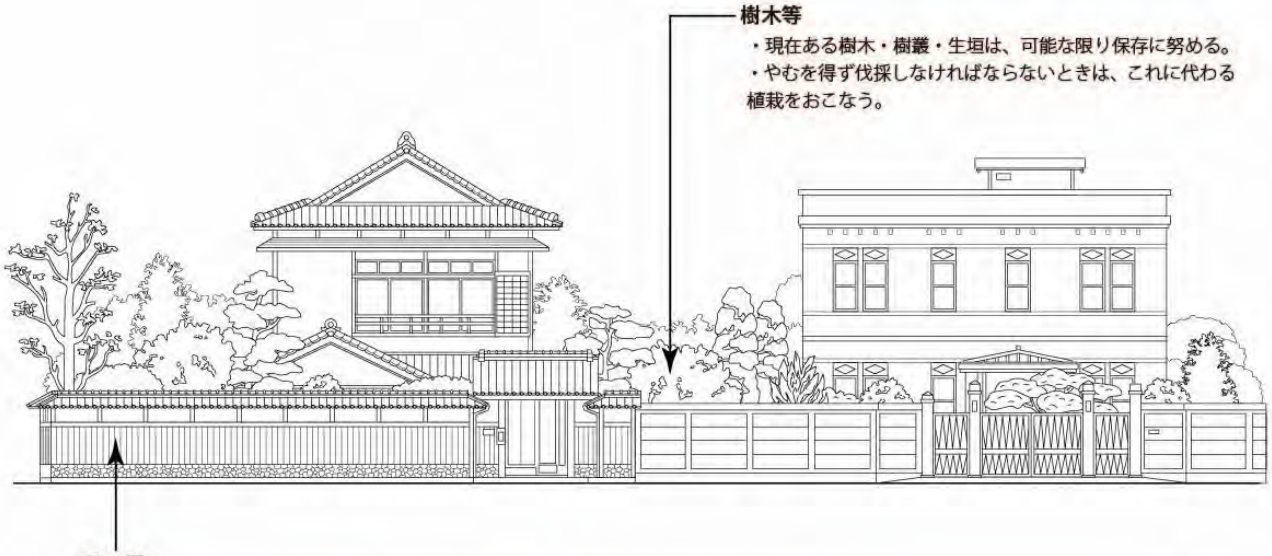

門・塀

デザイン	・門・塀は、和風の形式にし、保存地区内にある伝統的建造物にならう。 ・ブロックやフェンスの使用は避ける。
屋根	・可能な限り、瓦又は銅板葺の屋根を設ける。
基礎	・石積みや石貼り等、町並みに調和したものとする。 ・ブロックやモルタル塗りの使用は避ける。
塀の壁・腰	・小壁は、しっくい塗り又はこれに類したものにし、腰は竪羽目板貼り又は下見板貼りにする。又は全体を板貼りにしてもよい。
門扉	・黒又は濃い茶の色調にし、可能な限り木製にする。

その他

建築設備	・ダクト・煙突、テレビアンテナ、配管類、メーター類等の建築設備は、道路から見えないようにする。 （防災設備は除く）
屋外付属物	・自家用広告以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ・広告物は、デザイン・色彩・大きさ等、町並みに調和したものとする。 ・その他周囲の景観にふさわしくない屋外附属物は、町並みに調和したものにする。
車庫	・建物は、伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口の扉は、黒又は濃い茶色にし、可能な限り木製にする。 ・やむをえず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色にする。 ・シャッターケースは、道路から見えないようにする。
駐車場・ 未利用地	・道路に直接面して駐車場は設けないようにする。やむをえず設ける場合は道路との間に、塀又は生垣を設ける。 （道路から見える大規模な空地や、既存の駐車場についても同様とする。）
土留め	・道路に面した土留め等は、石積み、石貼り等にするか、又は植栽で表面をおおう。
土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更を行わないようにする。

イ　四間道地区　約２．８ヘクタール

四間道地区は、慶長１５年（１６１０）に始まった清須越しにともなってつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残している。

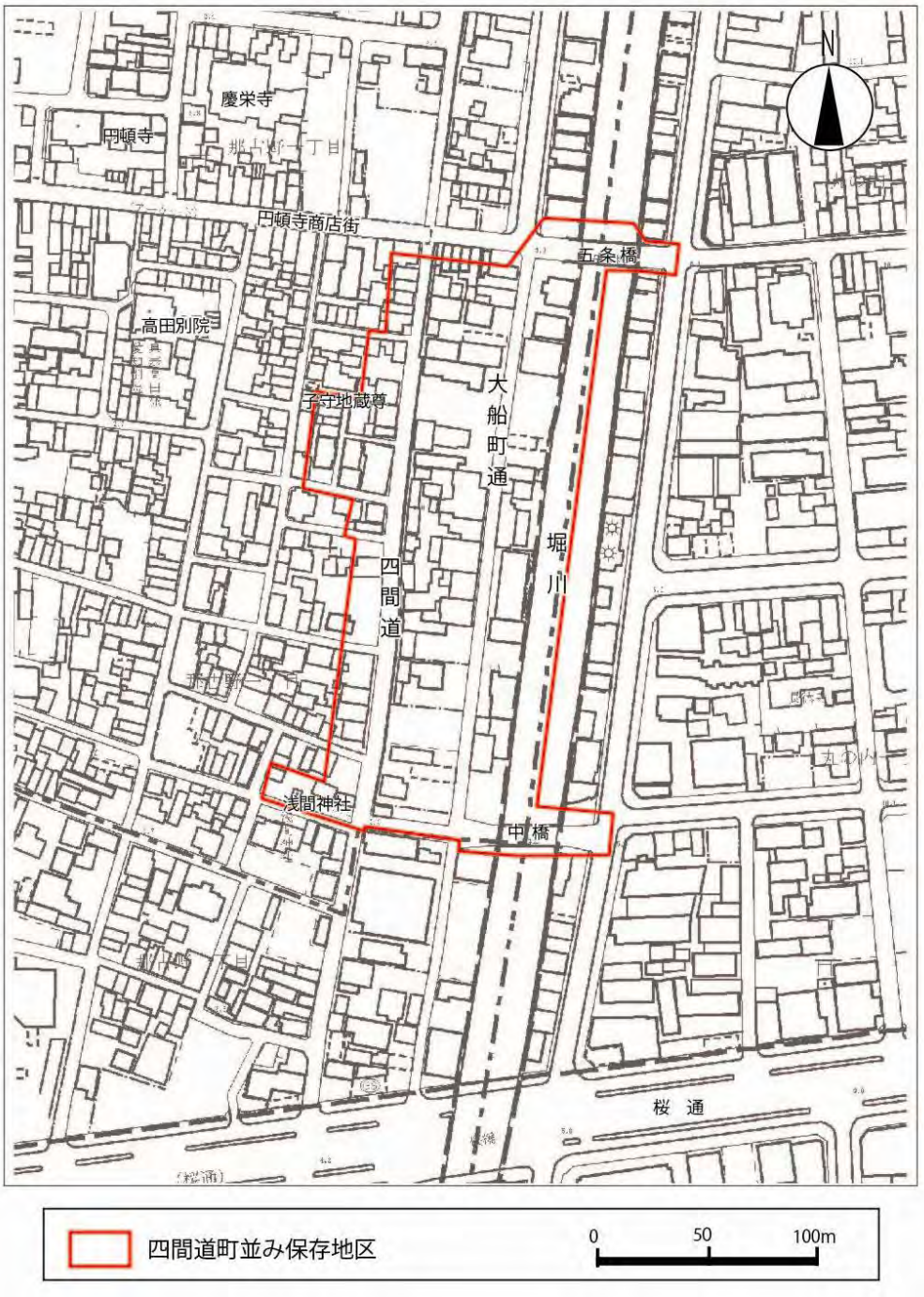

●伝統的建造物の修理基準

主屋

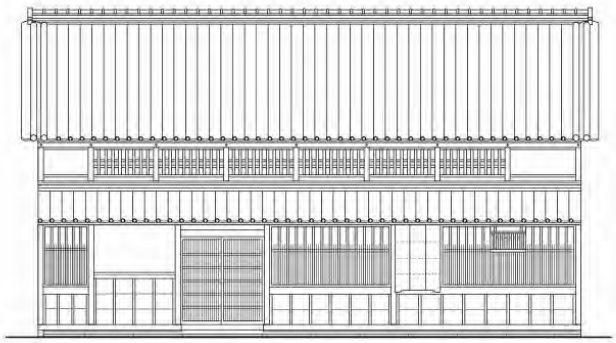

構造		・木造真壁造り
階数		・中２階建、２階建
屋根	形式	・切妻平入り
	勾配	・周囲の建物に合わせる。
	材料	・いぶし日本瓦葺
	軒裏	・野地板・種あらわし、塗籠も可
庇	形式	・半間の差し掛けを設け、瓦葺とする。
	庇裏	・野地板・種あらわし、塗籠も可
2階壁面	壁	・真壁、塗籠も可
	窓	・木製の格子 ・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。

1階壁面	壁	・真壁
	腰	・原則として下見板貼り、堅羽目板貼りとする。なまこ壁も可
	窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとし、原則として木製格子をつける。
	出入口	・原則として木製格子戸とする。
その他	樋	・黒もしくは濃い茶色のもの又は銅製とする。
	木部	・外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。
	広告物	・伝統的建造物にふさわしいものとする。
	設備機器	・通路等から通常望見できる部分に露出しないようにする。
	他	・その他各部、伝統的建造物にふさわしい意匠・形態にする。

土蔵

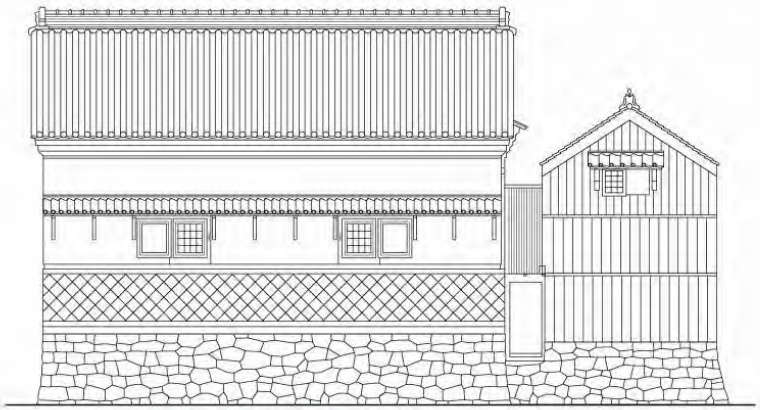

構造		・土蔵造り
屋根	形式	・切妻平入り又は妻入り
	材料	・いぶし日本瓦葺
壁面	壁	・白しっくい、黒しっくい、板貼り
	腰	・板貼り、なまこ壁
	基礎	・石積み又は石貼り
	開口部	・瓦葺の庇付とする。

●伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

基本方針	・現在の低層の居住環境の保全と大船町通、四間道通に代表される近世城下町の町割を可能な限り保全する。 ・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。 ・原則として、建物外観は、前面に庇のついた伝統的な町家の様式にする。 ・四間道東側については、可能な限り、土蔵造りの様式にする。
建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
敷地面積	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として２階建て以下とする。

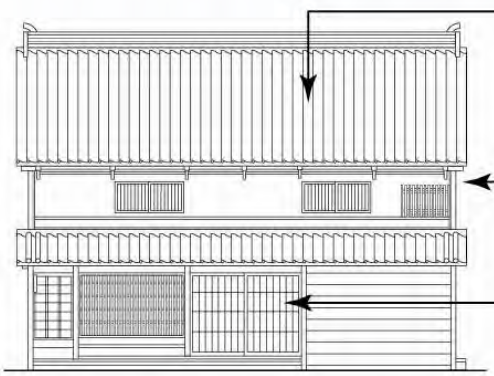

屋根
・原則として、切妻・平入りの勾配屋根とし、屋根・庇ともいぶし日本瓦葺とする。
・町家の形態がとれない場合でも、原則として、色彩は黒又はねずみ色とし、勾配屋根にする。

壁面
・周囲と不調和な色彩、過度の装飾は避ける。
・色彩は白・黒・茶を基調とする。

開口部
・建具は木製又は濃い茶色のサッシとする。
・原則として、窓には本格子をつける。

建築設備	・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築設備は道路等から見えないように配慮する。（防災設備は除く）
塀・柵	・ブロック塀・コンクリート塀・フェンス等、不調和な塀・柵を避け、伝統的な形式にならった和風の屋根付のものとする。
擁壁・石垣	・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。（やむを得ず設ける場合は、石積み・石貼り又は植栽で表面をおおうこととする。）　・四間道の石垣の連続性を保つ。
広告物等	・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・２階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
駐車場	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。（やむを得ず設ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように修景を行う。）
車庫	・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。（やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。シャッターケースは、道路等から見えないようにする。）

土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更は行わないようにする。
樹木の伐採・植栽	・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。 （やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。）
未利用地	・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的な塀を設けて、景観との調和をはかる。

（３）景観計画

名古屋市は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年に都市景観条例を定めた。

名古屋市では都市景観条例に基づき、都市景観の整備を総合的かつ計画的にすすめるため、基本的な目標などを明らかにした「都市景観基本計画」を昭和 62 年に策定している。

この計画の中では「ふれあいと調和」を基本理念とするとともに、以下の４つのめざすべき都市のイメージを設定し、それを基本目標としている。

○　秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち
○　活気にみちた魅力あるまち
○　歴史の深みを感じるまち
○　人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

このような、都市景観基本計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、景観計画においても、都市景観基本計画で示した４つの都市のイメージの実現を図ることを景観形成の全体方針としている。

その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、それまで実施してきた都市景観に関する施策を踏まえ、良好な景観の形成をめざすためのより効果的な制度とするため、平成 19 年 3 月に景観法に基づく景観計画を策定した。

景観計画では、市内全域を景観計画区域として、良好な景観を形成するための方針、建造物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定め、都市景観条例と一体となって運用されている。

ア　都市景観形成地区

名古屋市は、昭和 59 年に定めた都市景観条例に基づき、都市景観整備地区を平成 62 年～平成 9 年にかけて、6 地区（久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区）を指定し、地区内における公共施設の景観整備を実施するとともに、年間約 200 件の建築物、工作物、屋外広告物の新築などについて届出を受け、都市景観形成基準に基づき、助言・指導を行ってきた。しかし、都市景観整備地区では、当時定めた都市景観形成基準が運用面で実態と合わなくなり、基準の見直しや新たな基準づくりが必要となってきた。

そこで、景観法に基づく景観計画において、従来の都市景観整備地区 6 地区は、都市景観形成基準の見直しを行った上で、「都市景観形成地区」へと移行した。

平成 24 年には、「白壁・主税・橦木地区」を新たに指定し、現在は、７地区を「都市景観形成地区」として指定し、地区内の住民等の理解を得ながら、それぞれの地区にあった基本方針と建築物、工作物、屋外広告物などについての基準を設定し、良好な景観の形成をすすめている。

特に、屋外広告物については、基準の一部を屋外広告物条例に基づく許可の対象事項とすることで、基準の実効性を高めている。

「名古屋城周辺地区」は、７つの都市景観形成地区のうち、久屋大通地区、広小路・大津通地区、白壁・主税・橦木地区を含んでいる。

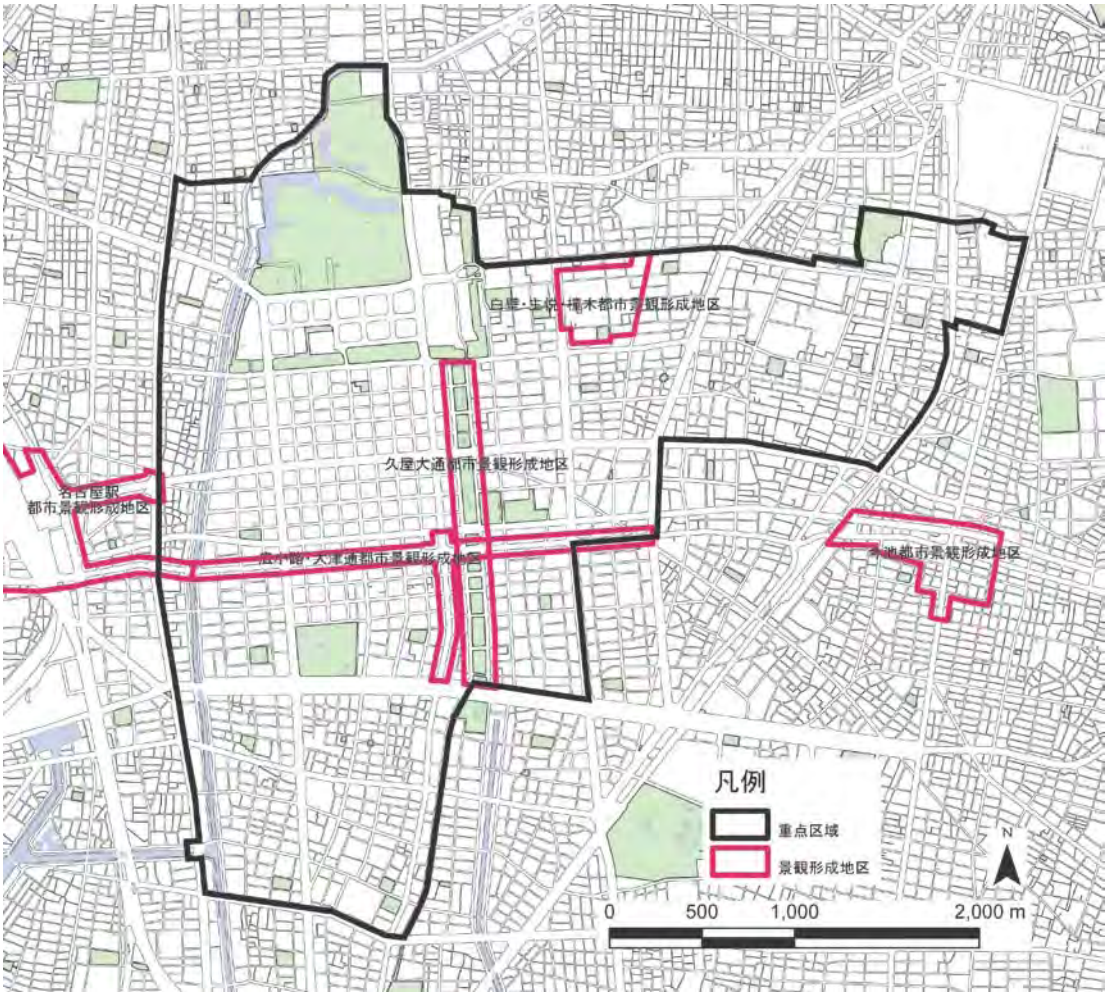

景観形成地区の指定状況（名古屋城周辺地区）

●景観形成地区の基本方針

地区名	基本方針
久屋大通地区	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザイン街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都市空間とする。
広小路・大津通地区	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とする。
白壁・主税・橦木地区	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とする。

イ　景観上重要な建造物等についての保全

歴史、文化の一端を表現する建造物は、本市の景観に深みと個性をもたらすとともに地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしている。歴史的又は文化的な価値を有するものや地域のランドマーク・シンボルとして、良好な景観の形成に重要なものを景観法に基づき、景観重要建造物等として指定し、保存・活用を図っている。また、都市景観条例に基づき、都市景観重要建築物等の指定を行い、保存に努めている。

①景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するものである。

指定の要件は、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下のいずれかに該当するものとなっている。

ア　地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
イ　地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
ウ　町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているもの

名古屋市では、現在 5 件の物件を指定している。そのいずれもが当該重点地区（名古屋城周辺地区）内の白壁・主税・橦木景観形成地区及びその周辺に立地する近代建築物である。

1　文化のみち橦木館
2　櫻井家住宅
3　旧春田鉄次郎邸
4　名古屋陶磁器会館
5　文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）

景観重要建造物

②都市景観重要建築物等

名古屋市では、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を平成元年から 8 年までに 6 回にわたり、計 61 件の物件を都市景観重要建築物等として指定している(平成 10 年 8 月に 1 件、平成 15 年 1 月に 1 件指定解除して、現在の指定物件は 59 件)。重点地区（名古屋城周辺地区）には、近代建築物をはじめとする指定物件が 21 件存在する。

1	五条橋
2	納屋橋
3	名古屋市役所本庁舎
4	愛知県庁本庁舎
5	株式会社三井住友銀行名古屋支店
6	旧名古屋銀行本店ビル
7	旧豊田家門・塀
8	山田屋総本店
9	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館
10	建中寺総門・山門・御成門・本堂・鐘楼
11	東海学園講堂
12	東照宮本殿
13	金城学院榮光館
14	旧料亭　樟
15	伊藤家住宅
16	大森家住宅
17	勝鬘寺本堂・山門・太鼓楼・鐘楼
18	中川運河松重閘門
19	長島町通のクスノキ
20	桜通のイチョウ並木
21	カトリック教会のケヤキ

重点区域（名古屋城周辺地区）の都市景観重要建築物等

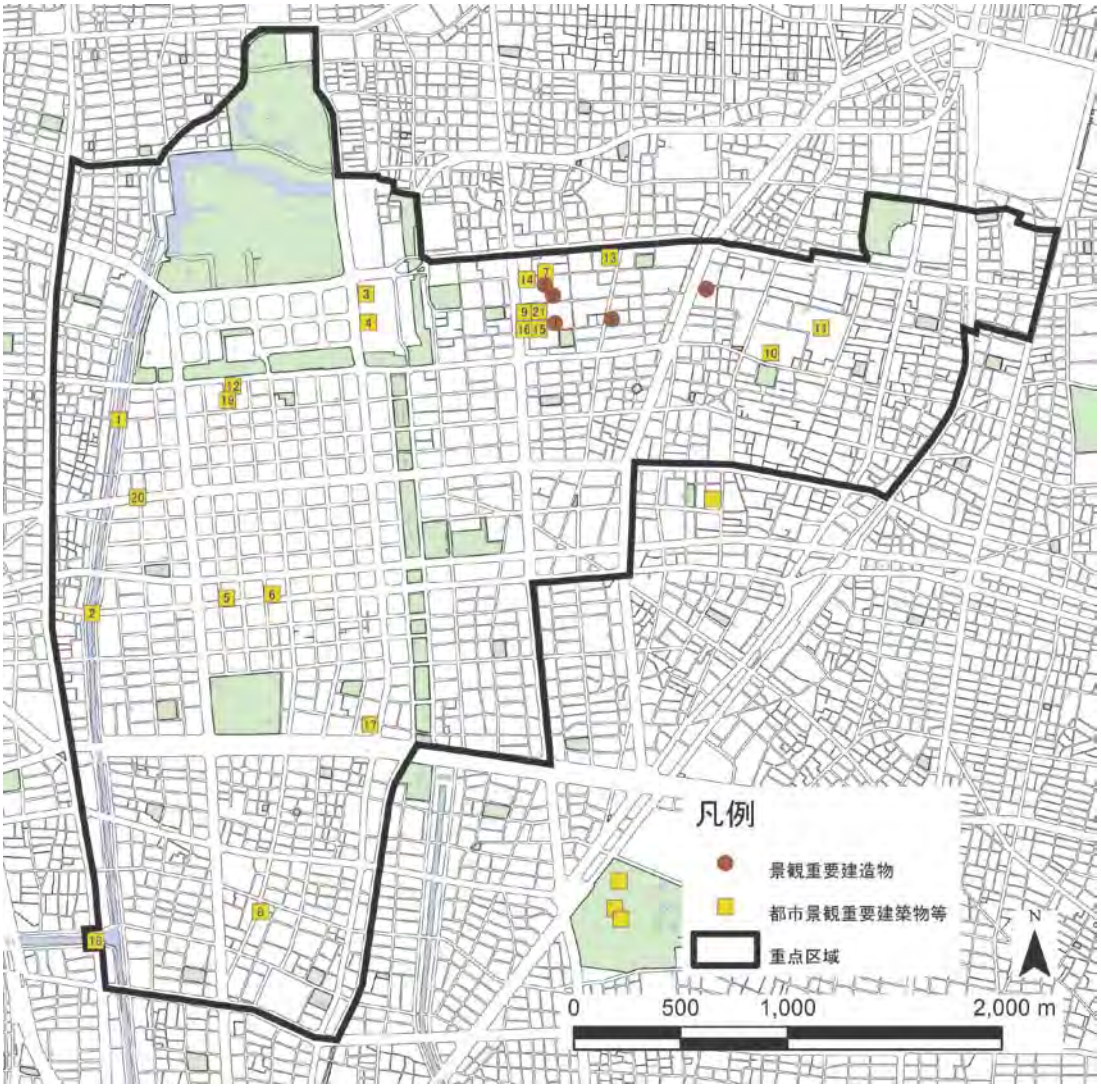

景観重要建造物・都市景観重要建築物等位置図

ウ　屋外広告物条例

名古屋市では、屋外広告物法に基づき昭和３６年に名古屋市屋外広告物条例を制定し、地域特性を考慮した良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的としている。

市内全域を許可地域として、広告物の表示等をする者は、原則として市長の許可が必要である。また、広告物の表示等が原則禁止となる地域、物件を下記のとおり定めている。

①禁止地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、文化財保護法により指定された建造物及び建造物から50m以内の地域、都市公園、官公署・学校・図書館・公会堂・公民館の敷地など

②禁止物件

橋りょう、高架道路、街路樹、信号機、郵便ポスト、テレビ塔、煙突、記念碑など

③その他

著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの、倒壊・落下のおそれのあるものなどは表示等を禁止

また、「都市景観形成地区」内で屋外広告物の表示等を行う場合は、屋外広告物の規格とともに各形成地区の景観形成基準を満たす必要がある。

（４）登録・認定地域建造物資産

名古屋市は、平成 23 年度より、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定する制度を新たに始めた。

保存活用の意向が認められる身近な歴史的建造物について一定の位置付けをすることにより、市内に残る歴史的建造物の情報を把握するとともに、所有者や使用者または地域にとってはその価値が検証され、身近な歴史的建造物を大切し、みんなで守っていくという機運の醸成や風土づくりを進め、公表による情報発信や支援措置により、保存・活用を促進することが目的である。

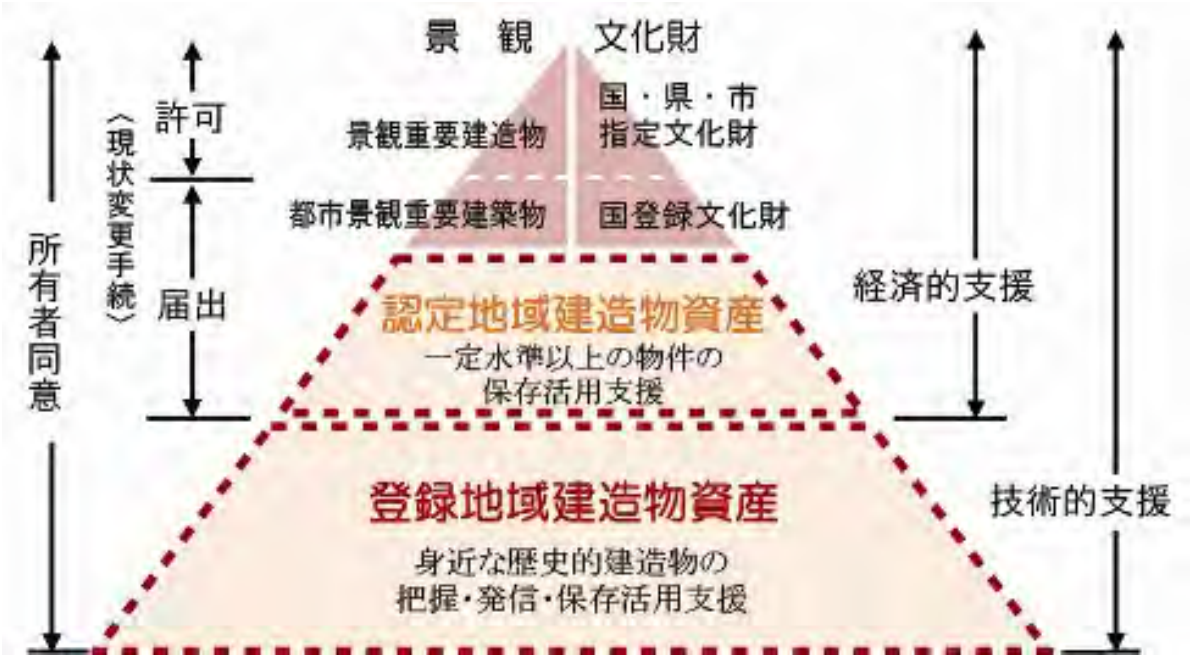

歴史的建造物の制度イメージ

ア　登録地域建造物資産

名古屋市都市景観条例　第 25 条の 4
　市長は、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録地域建造物資産として登録することができる。

以下の要件を満たすものを登録地域建造物資産として登録する。
（ア）原則築 50 年以上経過した建造物のうち、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの
（イ）所有者に存続の意思があるもの
容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

イ　認定地域建造物資産

名古屋市都市景観条例　第 25 条の 2
　市長は、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を認定地域建造物資産として認定することができる。

前記の登録要件を満たし、以下の各号の一に該当する建造物を、認定地域建造物資産として認定する判断基準とする。
（ア）歴史的建造物の一定の集積がみられる地域において、その景観形成の一端を担うもの
（イ）町並み・界隈の重要な要素、ランドマークとなっているもの
（ウ）歴史性、物語性を有するもの
（エ）意匠、材料、技術、立地などに地域の特徴を有するもの
容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

「名古屋城周辺地区」には、18 件の登録物件、22 件の認定物件、「熱田地区」には、４件の登録物件、２件の認定物件が存在する。

合名会社美濃佐商店（認定）

日本陶磁器センタービル（認定）

有限会社 澤田商店（登録）

珈琲ぶりこ（登録）

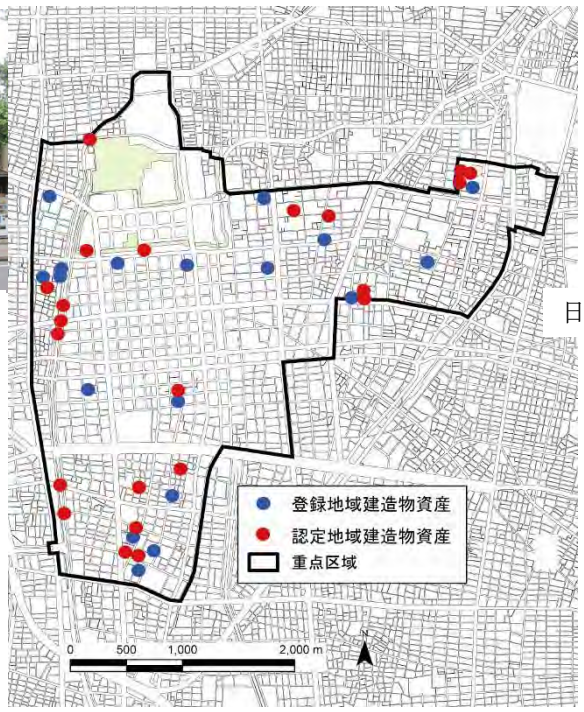

名古屋城周辺地区の登録・認定物件

旗屋小学校武家屋敷門（認定）

賀城園 茶室（登録）

魚半別邸（洋館・和館）（登録）

きよめ餅本社（登録）

熱田地区の登録・認定物件

５章　文化財の保存及び活用に関する事項

１　名古屋市全体に関する事項

（１）文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

名古屋市には、国、愛知県、名古屋市の指定文化財が総数 360 件（平成 24 年 9 月 6 日現在）存在している。その内訳は、国指定 133 件、県指定 107 件、市指定 120 件である。指定文化財の他に、登録文化財が 74 件ある。これらの文化財は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、名古屋市文化財保護条例及びそれらの関連法令・規則などに基づき、法令の趣旨を損なうことの無いよう、文化財の価値の維持に努め、保護保存の措置を講じている。

一方、本市には、名古屋の辿ってきた歴史的、地理的、文化的な諸条件の下で今日まで伝えられてきた未指定の様々な文化財が存在する。こうした地域に根ざした身近な文化財に対しては、平成 23 年、「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして、「名古屋市歴史まちづくり戦略」を定め、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度、保存活用に向けた技術的支援及び、事業を推進する人材育成に着手し、未指定の建造物や歴史的景観を残す風景をも含め、地域と一体となったまちづくりを進めることにより、未指定の身近な文化財を保存していこうとするあらたな制度を確立したところである。

また、名古屋の東北、守山区志段味の地に残る志段味古墳群の保存に努め、開発事業との調和を図りながら、「歴史の里」構想を取りまとめてきた。

こうした現状を踏まえ、今後は今般作成する「歴史的風致維持向上計画」とともに、名古屋の歴史と文化財を今に活かし、名古屋らしい風情・伝統など、人々の生活ともども未来に向けて保存活用する施策を積極的に推進することとしている。

なかでも、「歴史の里」構想実現のため、整備の要となる古墳の整備を進める方針である。また、従来から行ってきた文化財の調査及び指定、個々の有形文化財の修理費用や無形文化財などの後継者育成に対する補助制度の充実には引き続き努める。

市内には、重点区域の外にも国指定の文化財が点在している。これらの文化財の保存及び管理については、文化財保存管理計画に基づいて行われるべきであり、引き続き文化財保存管理計画の策定に向けた課題の整理に努めていく。

（２）文化財の修理に関する方針

文化財を未来永劫にわたって保存管理して行くことは、我々に与えられた使命であり、適切な保存のために、最も有効な手立てを講じなければならない。そのための手段の一つが、修復・修理である。修理においては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づいて適切な手続きを取るとともに、歴史的な資料、調査に基づいて真正性を担保して行う必要がある。文化財のもつ本質的価値を損なうことなく修理するためには、伝統的な技法、技術、材料を用いることは言うまでもないが、必要に応じて最新の技術・材料を取り入れていくことも肝要である。文化財保護を主管とする文化庁の助言を得ることは無論のことであるが、修復方法を科学的に調査研究する東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所、大学などの研究機関や研究者、実際に文化財の修復に携わる法人・個人の指導を受けて指定物件、未指定物件に拘わらず文化財修理を実施して行く方針である。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、旧石器時代から現代までの尾張地方の歴史・文化を常設展示するとともに、地域史を様々な角度から捉えた企画展示を開催する名古屋市博物館や尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、この地で活躍した豊臣秀吉・加藤清正の事蹟を紹介する名古屋市秀吉清正記念館、名古屋城とその時代の文化を展示する名古屋城天守閣展示室、市内一円の発掘調査と弥生時代の見晴台遺跡を紹介する見晴台考古資料館などの公共博物館や、徳川美術館をはじめとする私立の博物館が数多く存在する。

これらの博物館施設が、名古屋と尾張の歴史・文化を理解する有効な手段となっていることは確かであるが、各館とも入場者の減少や、施設の手狭さ（特に収蔵部門）の解消という難問に向き合っている。

これまで、各館が連携した統一テーマによる展覧会の開催、共通入場券の発行、施設間を結ぶルートバスの設定などの施策を推進し、一定の効果はあげているけれども、なお一層の努力が求められる。ことに、名古屋の歴史的風致を語る拠点的施設である、名古屋市博物館は、増大する資料の収蔵庫不足、展示室の面積不足、など施設の根本にかかわる問題に直面しており、施設の増改修計画を早急に立案する必要がある。

また、特別史跡名古屋城跡では、指定建造物の計画的補修、史実に基づいた本丸御殿の新築復原、二の丸庭園の修復、天守閣の耐震化、展示施設の充実などの計画が、具体的に実施されつつあり、2030 年までには、一定の整備を終え

るものもある。しかし、石垣の補修積み直しなど、なお一層保存活用に向けての中長期的な計画を立案しなければならない事業も多々あるので、本計画をもとに、整備を促進して行くものとする。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保護、特に建造物や史跡など、土地に密着する文化財は、個々の物件を単体で保存すればよいというものではなく、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法、緑地保全のための諸法規などとの連携が不可欠である。

特に、周辺環境と一体として保全を図らなければならない地区は、昭和 59 年より町並み保存地区として指定（教育委員会の要綱による）してきた、有松、四間道、白壁・主税・橦木、中小田井の 4 町並み保存地区である。地区内の保存対象物件とした建造物や工作物などについては個々の改修・修理に対して助言と補助金の交付を、周辺環境については、新築建造物の意匠や色彩計画に対するアドバイスを与え、これも補助事業の対象としている。4 地区については、引き続きこの制度を有効に活用して行くが、さらに未指定の歴史的建造物に対しては、平成 23 年度に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」に基づき、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度を活用して周辺環境との調和と保全を図って行きたい。

（５）文化財の防災に関する方針

指定文化財については、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。また、地震への対策については、その第一歩として耐震診断の受診を促していく。文化財の保存管理状況の把握については、文化財パトロール員による巡視を行い、不備な点の改善を指導する。文化財の防犯については、文化財パトロール員による巡視に加え、住民の日常的な防犯の取り組みの中で協力を呼び掛けていく。

非常時における防災設備の適切な使用や、消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、定期的に消防局と連携した文化財防火訓練をこれまでにも増して充実していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存と活用は、相容れない所もあるが、文化財の価値を正しく理解し、何故後世に伝えなければいけないのかを周知するための最善の方法は、公開活用事業である。しかし脆弱な文化財を長期間にわたって公開することは、保存という面からすれば、非常な危険を伴う行為である。美術工芸品などのように、移動可能な文化財の公開は、リスク回避のために、適正な設備と専門的職員が配備された博物館施設において、展示日数の制限を考えた上で、その活用を考えればよいが、土地と密着した建造物や移動が不可能な文化財はこうはいかず、公開日を設定したり、入場制限を加えて現地で公開することが原則となる。

従来から名古屋市では、博物館施設を活用した展覧会の開催や、建造物の現地説明会を実施するとともに、講演会、シンポジウム、リーフレット・図書などの刊行・配布をとおして、啓発事業を推進してきたところであるが、今後も文化財の所有者や博物館施設との連携を密にして、その充実をはかって行く。

さらに名古屋市では、文化財に対して理解と興味を持つ地域住民を「文化財パトロール員」として委嘱している。市内文化財の保存管理状況を定期的に巡視し、その報告を受け、文化財所有者との意思疎通を図っており、その効果は期待以上のものがあり、本制度のさらなる充実に努めたい。

また、市内の 295 カ所に文化財の案内標札を設置しているほか、史跡散策路を 80 コース（延距離 382.2km、紹介史跡数 846 ヵ所）定め、コース案内看板や誘導標識を建立し、文化財の啓発と、普及に努めている。多大な経費を要する看板類の維持補修については、改修計画を立案し、計画的な建て替えを行っていく。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

土地に埋もれた埋蔵文化財は、様々な開発行為によって破壊される危険を常に背負っている。本市には、こうした埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が 930 カ所も確認されており、その周知のため、区毎に遺跡分布図を作成し、開発関係機関に配布するとともに、民間の宅地開発業者などには有償で販売している。また、名古屋市のウェブサイトでは、遺跡地図の検索閲覧と、各種届け出書類のダウンロードが可能となっている。

市内で行われる開発行為については、住宅都市局建築審査課との連携がすでに確立しており、建築確認申請の届出前に教育委員会で事前チエックとその取扱いに対して、開発行為者と協議できる体制となっている。今後も遺跡分布図の改訂や、遺跡範囲の確定などをとおして、遺跡の保護保存に遺漏の無いよう

努めて行く。

（８）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

本市の文化財保護事務は、生涯学習部文化財保護室が担当し、その保存・活用などに当たっている。同室の構成は、室長、係長、主査、主事 3、専門職員 4（建築 2、考古担当学芸員 2）と、スタッフとして文化財専門員 1、文化財調査員 2 を配置している。同室の直属施設として見晴台考古資料館が設置され同館の運営と市内一円の発掘調査にあたっている。（館長 1、係長 1、主事 1、考古担当学芸員 9）なお、まちなみ保存事業や未指定の歴史的建造物の保存・活用は、住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室が教育委員会の事務を補助執行し、まちづくりと文化財の保存・活用に関する調和を図っている。

さらに、教育委員会の諮問機関として、文化財調査委員会が設置され、文化財の保存活用、指定文化財の答申などが審議される。委員は 16 名で構成されており、各専門分野は、考古埋蔵分野、建造物まちなみ分野、美術工芸分野、無形・民俗文化財分野、文書典籍分野各 3 名、天然記念物分野 1 名である。

また、文化財の保存・活用・普及・調査研究に専らあたる名古屋市博物館（館長、副館長、総務課長、係長、主査、主事 7、技師 2、学芸課長、係長、主査 2、学芸員 15、技師 1）、名古屋市蓬左文庫（文庫長、学芸員、司書、主事各 1）、名古屋市秀吉清正記念館（主査・主事・学芸員各 1）を置き、文化財の保存・活用にあたっている。

（９）住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の方針

市内に多く残る山車の保存団体として、名古屋市山車協議会（21 団体で構成）と、名古屋まつりに参加する山車 9 輌の保存会で構成される名古屋曳絆（ひきずな）会がある。これらの団体は、山車の保存修理・山車まつりに関する情報交換を行うとともに、市と連絡を取りながら文化財の保存・管理や名古屋まつりへの山車の曳行等を行っている。

また東区に所在する河水車を始めとする 5 輌の山車は、近々NPO 法人を立ち上げるべく準備が進んでいる。

市内に 4 カ所ある町並み保存地区では、地域住民の理解と協力により町並みの保存が図られており、町並み保存を推進する市民団体やガイドボランティア等による活動が行われている。市ではこれらの市民団体と連携を図りながら、町並み保存に対する理解と協力を呼び掛けるとともに、地域の歴史の普及・啓発を進めている。

２　重点区域に関する事項

（１）文化財の保存及び活用の現状と具体的な計画

名古屋城周辺地区は、旧名古屋城下町の範囲を中心として設定している。この区域には特別史跡名古屋城跡と城内の重要文化財をはじめ、多くの文化財が集積している。名古屋城については、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」が策定されており、特別史跡名古屋城跡の保存管理計画が策定されるまでの間は、全体整備計画に基づいて、文化財の保存及び活用を進めていく。名古屋城以外の文化財については、重点区域内に位置する白壁・主税・橦木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の建造物や、区域内に残る市指定文化財の山車などの保存及び活用を引き続き支援していく。

熱田地区は、熱田神宮を中心に歴史的風致が形成されており、文化財についても熱田神宮内で保存されているものが多い。市としては、熱田神宮の境外に残されている指定文化財について、引き続き保存・活用を図るとともに、これらと熱田神宮内の文化財とが一体となって、熱田の歴史的風致の維持向上につながるよう連携を図っていく。

志段味地区は、近年の古墳の発掘調査によって、尾張氏のルーツの地であることが明らかになってきたことから、今後、名古屋市の文化財行政において特に重要な地域として、重点的に施策を展開していく。区域内の主要な古墳については、国の史跡指定をめざすとともに、平成 21 年度に策定した「歴史の里」基本構想に基づいて、速やかに基本計画の策定を進め、事業の本格実施に向けて取り組んでいく。

（２）文化財の修理に関する具体的な計画

名古屋城では、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」や、策定中の「二之丸庭園保存管理計画」に基づき、文化財の修理を引き続き行っていく。

特別史跡の一部を構成する石垣は、石垣の膨らみ（孕み）が危険な状態に達した石垣や自然災害により崩壊した石垣等の修復工事を継続的に実施している。石の積み直しにあたっては、忠実に復旧できるよう、個々の石に番号を付け、記録を取りながら行うなど慎重に進めていく。

名古屋城の築城と同時期に建造された重要文化財の西南隅櫓については、床の不動沈下による外壁の剥落や屋根瓦落下の危険性が生じたため、半解体修理を進めている。修理にあたっては、モルタル壁を土壁漆喰塗に変更するなど、伝統的な工法を用い創建時の姿に戻していく。樹木の繁茂、石組の崩壊など危

険な状態に瀕している名勝二之丸庭園については、日常管理の他、危険木の除伐や不要木の撤去を進めるとともに、「二之丸庭園保存管理計画」に基づき、旧景に近づくよう整備を開始する。

重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画は、絵具の剥落、虫害、下地の傷みなど損傷を生じているものについて、順次修復を行っており、今後も継続して、保存・継承を図っていく。

●名古屋城西南隅櫓の半解体修理（平成 19 年度～平成 26 年度）

●名古屋城石垣の整備（昭和 50 年度～）

●名古屋城二之丸庭園の整備（平成 25 年度～）

●名古屋城本丸御殿障壁画保存修理（昭和 61 年度～）

この他、名古屋城周辺地区、熱田地区における指定文化財の修理については、所有者及び管理者の要請に基づき、適切な修理が行われるよう技術的・経済的な支援を行っていく。

志段味地区の古墳については、「歴史の里」の整備にあたり基本計画を策定し、必要に応じて古墳自体の整備を行う。特に、拠点地区のひとつである大久手池周辺の古墳は、大半が削平を受けるなど、残存状態は必ずしも良好とは言えないため、古墳の完全又は一部復元といった積極的な整備を図る。

●「歴史の里」整備事業（古墳等の整備）（平成 26 年度～平成 30 年度）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

名古屋城周辺地区における施設としては、名古屋城とその時代の文化を展示する名古屋城天守閣展示室、尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、市政資料館として活用している旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（重要文化財）、近代建築を公開し案内施設として活用した文化のみち橦木館（市指定文化財）、文化のみち二葉館（一部登録文化財）などがある。これらの施設は今後も名古屋の歴史・文化を広く発信する拠点として、活用していく。また、区域内にある徳川美術館（徳川黎明会）との連携も引き続き図っていく。

名古屋城本丸御殿は、昭和初期に残された実測図などを元に史実に忠実な復元が進められており平成 25 年度には玄関・表書院などが公開された。今後、復元事業が完了する平成 30 年度に向けて工事を進めるとともに、近世武家文化と匠の技を現代に伝える施設として活用していく。

また、名古屋城では、重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画などを収蔵展示する施設が不足しており、貴重な文化財を多くの人々に身近に感じてもらえるよう整備を進めていく。

●名古屋城本丸御殿の復元（平成 20 年度～平成 29 年度）
●名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備（平成 25 年度～平成 30 年度）
●重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」の保存・公開と市政資料館として活用（平成元年～）
●文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）の管理運営（平成 16 年度～）
●文化のみち橦木館の管理運営（平成 21 年度～）

熱田地区では、点在する文化財を結ぶ案内板等を引き続き整備していくとともに、公的な施設としては、熱田区役所内の展示スペース等を活用して、地元に残された史料を展示していく。また、国宝の短刀や多くの重要文化財を所蔵・展示する熱田神宮宝物館とも連携を図っていく。
●熱田区役所における歴史資料展示

志段味地区では、「歴史の里」の整備のなかで、学習施設となる説明板、広場や散策路、休憩施設などを整備するとともに、東谷山の尾根上にある古墳についても説明板や道標などを整備し、既存の散策路を活かして見学ルートを設定する。
●「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）（平成 26 年度～平成 30 年度）

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

名古屋城周辺地区には、白壁・主税・橦木町並み保存地区、四間道町並み保存地区がある。これらは、江戸時代の武家屋敷や商人地などに由来し、今もその面影を残す貴重な地域である。良好な町並みを構成する歴史的建造物、緑、社などは今後も名古屋市町並み保存要綱に基づき、それぞれの地域的特徴に応じた適切な保存・修理・修景を求めていく。

また、名古屋城周辺地区には、城下町の祭りを今に伝える山車が多く残り、地域の祭りや名古屋まつり等に曳き出されている。建中寺などの歴史的な建造物の周辺等では、山車と歴史的建造物が醸し出す趣ある雰囲気の維持向上を図るため、景観を阻害する電柱・電線類の撤去などの方策を検討していく。
●本町城下町歴史案内板等整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）
●歴史的町並み保存事業（白壁・主税・橦木地区）（昭和 60 年度～）
●歴史的町並み保存事業（四間道地区）（昭和 61 年度～）
●名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎の歴史的価値の維持向上（平成 26 年度～平成 35 年度）
●建中寺前無電柱化事業（平成 26 年度～平成 29 年度）

●徳川園の管理運営（平成 16 年度～）
●堀川の総合整備（平成元年～）

熱田地区の文化財は、熱田台地や熱田の湊など自然の地形や景観とともに存在している。点在する文化財とその立地などを結び付け分かりやすく示すことで、来訪者が熱田の歴史への理解を深めながら文化財を巡ることができるよう取り組んでいく。

●熱田魚問屋庇の整備（平成 23 年度～平成 26 年度）
●尾張名所図会看板の整備（平成 24 年度～）

志段味地区については、古墳の周辺で行われている区画整理事業と連携し、東谷山や庄内川の河岸段丘の景観を含めて良好な環境の形成を図っていく。

●「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）（再掲）

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、市全体の方針と同様に、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。

また、公共が所有する文化財で耐震改修などを要する建造物については、利用状況などを考慮のうえ、優先順位を付けて改修を行っていく。名古屋城天守閣は、昭和 34 年（1959）の再建以来、50 年以上が経過しており、耐震性を考慮した改修のあり方を検討していく。さらに民間所有の建造物についても、耐震診断を受けるよう指導していく。

また、志段味地区においては、古墳が自然環境と密接な関係にあることから、来訪者が安全に見学できるような転落防止柵、安全管理施設の整備を行う。

３つの重点区域はそれぞれ、都心部、住宅地、丘陵地といった特徴があり、文化財の防犯においても地域住民等の協力を求めながら、地域の特性に応じた取組みをすすめる必要がある。

（６）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

名古屋城では、本丸御殿の公開や、名古屋城を中心に交流・賑わいを創出する事業と連携して、名古屋城の文化財的な価値をより一層多くの来訪者に知っていただけるように努める。また、市では、名古屋城から徳川園にかけての歴史的建造物が多く集積する地域を「文化のみち」として整備しており、文化の

みち橦木館や文化のみち二葉館などの歴史的建造物で、この地域の歴史にちなんだ展示・催しなどを行っている。今後も、名古屋の歴史・文化を発信する拠点として、案内施設などの充実を図っていく。

●世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進（平成 23 年度～）

●文化のみちの推進（平成 11 年度～）

熱田地区は、門前町、宿場町、湊町など様々な性格をもつまちとして発展してきたが、その名残を今に伝える文化財は、点在していたり、普段は非公開であるなどして、知られていないものも多い。熱田の重層的な歴史を理解し、より身近に感じてもらえるよう、文化財所有者・市民団体・行政などが連携して、文化財の案内・公開等を進めていく必要がある。

「歴史の里」として整備を行う志段味地区は、古くから都市の拠点であった名古屋城周辺地区や熱田地区と比較して、未だ市民の認知度は充分ではない。今後は、豊かな自然と貴重な古墳群という都心にはない魅力を活かし、多くの人々が訪れる地域となるよう積極的な広報活動を展開する必要がある。学習施設として現地に整備する説明板なども、親しみの持ちやすい内容・デザインを採用していく。

●「歴史の里」整備事業（公開活用事業）（平成 26 年度～平成 30 年度）

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届け出と事前協議を徹底する。

名古屋城では、城郭の復元・整備などにあわせて順次発掘調査を行っている。今後も名古屋城の歴史的価値を発掘調査によっても明らかにするべく必要に応じて調査を続けていく。

熱田地区には、断夫山古墳や白鳥古墳、高蔵古墳群などの古墳が良好に残存している。また、熱田台地上には大規模な埋蔵文化財包蔵地が広がっており、今後も開発との調整を適切に行っていく。

志段味地区では、「歴史の里」の整備に向けた古墳の発掘調査を必要に応じて実施する。志段味古墳群は、尾張氏ルーツの地として、名古屋の古代史を明らかにするうえで重要な古墳群であり、国指定史跡の追加を含め適切な管理を継続していく。

（８）住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の具体的な計画

各地区とも地域の歴史を案内するガイドボランティア団体や郷土史の学習グループなどが活動しており、行政とも協働しながら、地域の魅力向上に汗を流している。今後、これらの市民団体との連携を図りながら、文化財の保存や地域の歴史を活かしたまちづくりを進める必要がある。

また、地域住民によって支えられている伝統行事のなかには、志段味地区で行われている提灯祭りのように、伝統を維持しながらまちの発展のなかで住民どうしの交流の場としての役割が増大している祭りもある。このような伝統行事のうち、文化財としての価値が認められるものについては、より適切な保護策を講じ、新しく町の住民に加わる人々も含めた祭りの担い手によって今後も継承されていくよう支援を図っていく。

団　体　名	主な活動
神皇車保存会（東区筒井）	市指定文化財の山車の保存
内屋敷唐子会（中村区名駅南）	〃
湯取車保存会（東区筒井）	〃
下花車二福神車保存会（中村区名駅）	〃
紅葉狩車保存会（中村区名駅）	〃
西之切奉賛会（東区新出来）	〃
中之切奉賛会（東区出来町）	〃
若宮八幡社（中区栄）	〃
古出来町お祭囃子保存会（東区古出来）	市指定文化財の祭囃子の保存
名古屋城観光ガイドボランティア	ガイド活動
徳川園ガイドボランティア	〃
徳川美術館ボランティアの会	〃
東区文化のみちガイドボランティアの会	〃
白鳥庭園ガイドボランティア	〃
熱田神宮ボランティア観光ガイドの会	〃
堀川文化を伝える会	〃
“ものづくり文化の道”マイスターの会	〃
歴史の里マイスターの会	〃
ええとこ守山案内人	〃

＊ガイドボランティア団体は名古屋観光コンベンションビューロー登録団体

重点区域内の主な市民団体

６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

１　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指す。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理については、上位・関連計画との連携を図りながら、建造物の修理・復元や周辺環境の整備、市民への啓発等に取り組んでいく。

これらの歴史的風致維持向上施設の整備又は管理にあたっては、文化財保護室をはじめとした関係部局と連携し、それぞれの役割のもとで適切な維持管理を行う。また所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

事業に取り組むうえでの基本的な考え方は、以下のとおりとする。

①歴史的風致の核となる建造物の整備及び管理

歴史的風致の核となる建造物については、現状維持または調査に基づく修理を行い、公開に努め、歴史的風致を感じることができるよう配慮しながら、歴史的風致の維持向上に資するよう適正な整備・管理を行う。

○名古屋城本丸御殿の復元
○名古屋城西南隅櫓の半解体修理
○名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備
○名古屋城二之丸庭園の整備
○名古屋城石垣の整備
○重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」の保存・公開と市政資料館としての活用
○文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）の管理運営
○文化のみち橦木館の管理運営
○名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎の歴史的価値の維持向上
○栄地区まちづくりプロジェクトの推進（名古屋テレビ塔）
○「歴史の里」整備事業（古墳等の整備）
○揚輝荘の整備及び管理運営

②歴史的風致の維持向上に資する周辺環境の整備及び管理

歴史的風致の核となる建造物の周辺地域における町並みや景観などの周辺環境の整備・管理を行うことにより、市内に残る歴史的風致の維持向上を図る。

○本町城下町歴史案内板等整備事業
○世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進
○歴史的町並み保存事業（白壁・主税・橦木地区）
○歴史的町並み保存事業（四間道地区）
○建中寺前無電柱化事業
○徳川園の管理運営
○堀川の総合整備
○熱田魚問屋庇の整備
○尾張名所図会看板の整備
○「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）
○中川運河の再生
○栄地区まちづくりプロジェクトの推進（久屋大通公園）

③建造物や周辺環境を支えるしくみに関する事業

情報発信や人材育成などの歴史的風致を構成する建造物や周辺環境を支えるためのしくみづくりを行う。

○歴史的建造物の登録・認定
○なごや歴まちびとの派遣
○文化のみちの推進
○「歴史の里」整備事業（公開活用事業）
○指定文化財の保存修理・後継者育成事業
○まちづくり協議会等による地域まちづくりへの支援

④歴史的風致の普及啓発及び活動支援等その他のソフト事業

市民や来訪者が、名古屋市固有の歴史的風致を理解し、親しむことができる普及啓発を推進する。また、本市の歴史的風致の要素となる伝統工芸や伝統文化などの活動に対し、支援を行う。

○名古屋城本丸御殿障壁画復元模写
○名古屋城本丸御殿障壁画保存修理
○郷土ゆかりの文学資料室
○水上交通ネットワークの検討
○熱田区役所における歴史資料展示
○名古屋まつり
○わくわく文化財普及事業
○伝統産業若手育成事業助成
○伝統産業新商品開発事業助成
○伝統産業製品 PR 事業助成
○名古屋市民芸術祭
○なごや子どものための巡回劇場
○名古屋市芸術文化団体活動助成

・名古屋城本丸御殿の復元
・名古屋城西南隅櫓の半解体修理
・名古屋城石垣の整備
・名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備
・名古屋城二之丸庭園の整備
・世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進
・名古屋城本丸御殿障壁画復元模写
・名古屋城本丸御殿障壁画保存修理
「歴史の里」整備事業
・古墳等の整備
・全体ネットワーク化事業
・公開活用事業
③
名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎の
歴史的価値の維持向上
重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所
庁舎」の保存・公開と市政資料館としての活用
文化のみち撞木館の管理運営
歴史的町並み保存事業（白壁・主税・橦木地区）
文化のみちの推進
本町城下町歴史案内板等整備事業
①
歴史的町並み保存事業（四間道地区）
名古屋城
徳川園の管理運営
建中寺前無電柱化事業
揚輝荘の整備及び管理運営
堀川の総合整備
・文化のみち二葉館（名古屋市伯川上貞奴邸）の管理運営
・郷土ゆかりの文学資料室
中川運河の再生
栄地区まちづくりプロジェクトの推進（名古屋テレビ塔・久屋大通公園）
名古屋まつり
②
熱田区役所における歴史資料展示
尾張名所図会看板の整備
熱田神宮
熱田魚問屋庇の整備
水上交通ネットワークの検討
N
＜市内全域で行う事業＞
・歴史的建造物の登録・認定
・なごや歴まちびとの派遣
・指定文化財の保存修理・後継者育成事業
・わくわく文化財普及事業
・伝統産業若手育成事業助成
・伝統産業新商品開発事業助成
・伝統産業製品PR事業助成
・名古屋市民芸術祭
・なごや子どものための巡回劇場
・名古屋市芸術文化団体活動助成
・まちづくり協議会等による地域まちづくり
への支援（荒子・四間道 等）
＜重点区域＞
① 名古屋城周辺地区（約1,040ha）
② 熱田地区（約190ha）
③ 志段味地区（約290ha）
0
2,500
5,000
10,000 m

事業位置図（市全域）

事業位置図（名古屋城周辺地区）

事業位置図（熱田地区）

事業位置図（志段味地区）

２　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

①歴史的風致の核となる歴史的建造物の整備及び管理

事業名	名古屋城本丸御殿の復元
整備主体	名古屋市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
事業期間	平成 20 年度～平成 29 年度
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 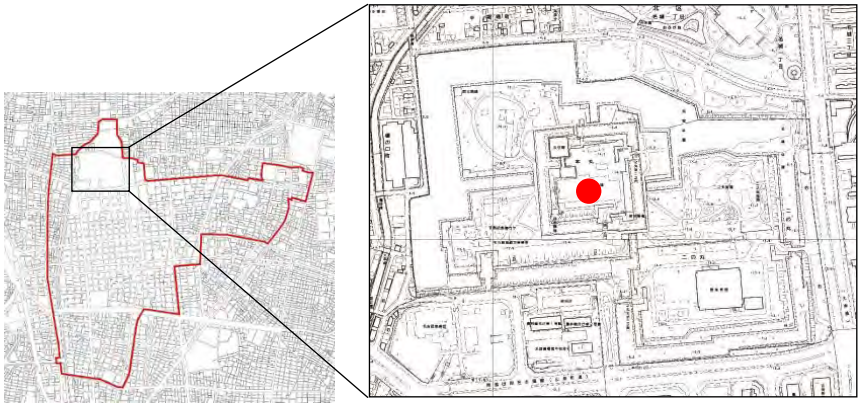
事業概要	近世城郭御殿の最高傑作でありながら昭和20年の戦災で焼失した名古屋城本丸御殿を、実測図等により、史実に忠実に復元する。また、復元過程を公開することにより伝統の知恵と技を学ぶ機会を提供する。 【復元スケジュール】 平成 25 年度　玄関・表書院公開 平成 28 年度　対面所等公開 平成 29 年度　復元工事完了 平成 30 年度　全体公開 本丸御殿復元イメージパース
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名古屋城本丸御殿は、名古屋城内において天守閣と並ぶ重要な建造物であり、その復元により重要文化財の隅櫓・門とあわせて名古屋城全体の価値と魅力が向上するとともに、新たな市民の誇りの創出につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋城西南隅櫓の半解体修理
整備主体	名古屋市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成 19 年度～平成 26 年度
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 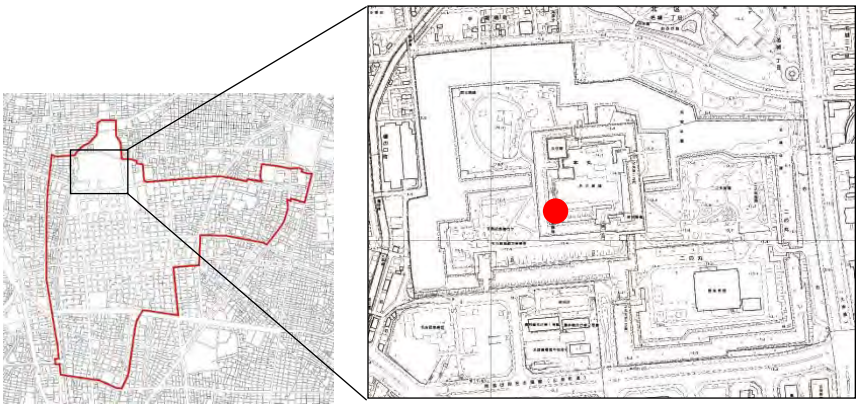
事業概要	重要文化財・名古屋城西南隅櫓は、名古屋城創建当時から現存する三つの隅櫓の一つで、城郭を構成する重要な建造物である。 西南隅櫓は、大正 10 年（1921）の倒壊後、大正 12 年宮内省により大規模な修理が行われ、漆喰壁がモルタル壁に変更された。その後、不同沈下による外壁の剥落や屋根瓦落下の危険性が生じたため、平成 3 年度から一般公開を中止している。 修理方針について文化庁と協議した結果、沈下している基礎を撤去し、新しい基礎を施工した上で、現状変更の許可を得て、モルタル壁は創建時の土壁漆喰塗に変更することとし、平成 26 年度までの予定で解体修理を実施している。 西南隅櫓（工事前）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である西南隅櫓の半解体修理を行い、貴重な文化財を保護・継承することにより、名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業　※社会資本整備総合交付金（都市公園事業）の活用を検討
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 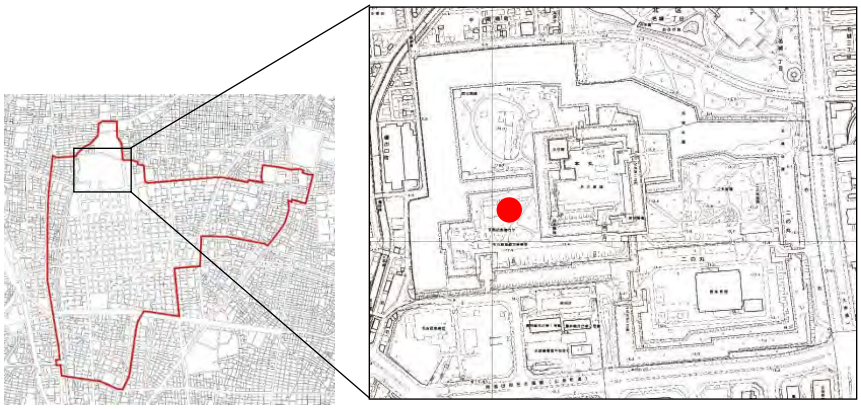
事業概要	名古屋城本丸御殿は戦災で焼失したが、あらかじめ疎開され、戦災を免れた 1,047 面の襖絵等が名古屋城本丸御殿障壁画として重要文化財に指定されている。また、天守や本丸御殿などが焼失する前に調査された「昭和実測図」や、ガラス乾板写真など貴重な資料が残っている。 平成 30 年度の復元本丸御殿の全体公開に合わせ、名古屋城の重要文化財等を積極的に市民に公開するための展示･収蔵施設の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財名古屋城本丸御殿障壁画や貴重な資料を展示・収蔵する施設を整備することで、復元本丸御殿と重要文化財等の相乗効果により名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力の更なる向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋城二之丸庭園の整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費
事業期間	平成 25 年度～
事業位置	名古屋城二之丸（重点区域：名古屋城周辺地区） 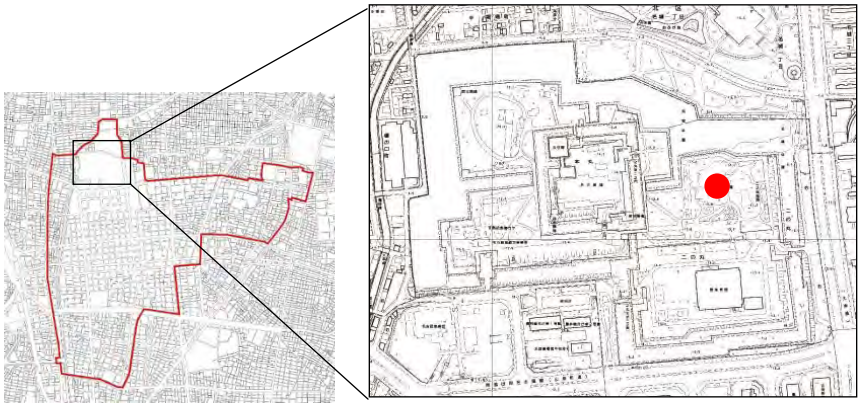
事業概要	名古屋城二之丸には、元和３年(1617)頃に完成したといわれる、藩主の居所であり、かつ藩政の中核を担った二之丸御殿が存在していた。御殿の北及び北東部には庭園が築かれ、その一部は昭和 28 年に国から名勝庭園に指定されたが、本格的な整備がされず、庭園の景観が著しく損なわれている。 名勝名古屋城二之丸庭園を名勝庭園の名にふさわしい大名庭園としてよみがえらせるため、名古屋市では、平成 22 年度に「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会庭園部会」を立ち上げるとともに、文化庁の指導を仰ぎながら、平成 25 年度より庭園の本格的な保存整備に取り組んでいくこととしている。 「石橋」付近から庭園核心部をみる
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名勝庭園である二之丸庭園の保存管理計画を策定することで、名勝庭園の範囲拡大や周辺の整備など、名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋城石垣の整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費
事業期間	昭和 50 年度～
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 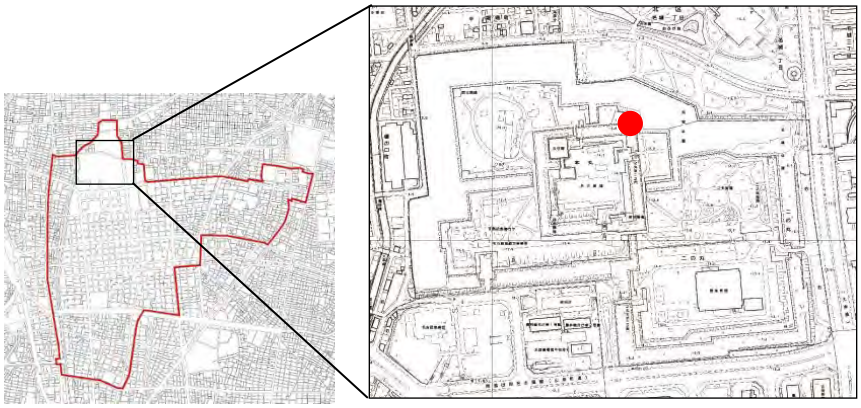
事業概要	名古屋城の石垣は、特別史跡を構成する重要な要素であり、400 年にわたる年月の中で、石垣の膨らみ（孕み）が危険な状態に達した石垣や自然災害により崩壊した石垣等の修復工事を実施しながら現在に至っている。 平成 14 年度からは、本丸搦手馬出北東部の石垣修復工事を実施している。石垣修復工事に際しては、文化庁及び「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会石垣部会」の指導のもと、文化財調査や地盤工学的検討を行いながら、伝統的工法の検討や歴史的景観の維持・整備等を考慮して実施している。 平成 23 年度解体工事終了現状
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	特別史跡名古屋城跡の重要な要素である石垣の歴史的景観を保全することで、名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」の保存・公開と市政資料館としての活用
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成元年度～
事業位置	東区白壁一丁目（重点区域：名古屋城周辺地区）
事業概要	重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」は、現存するわが国最古の控訴院建築である。 市では、同施設を市の公文書館である「名古屋市市政資料館」として活用しており、名古屋市政に関する資料の保存・公開を行っている。 建物内では、市政・司法・建物に関する展示を行っているほか、市民の文化活動などのために集会室、展示室の貸出も行っている。 今後も歴史的建造物の風格を活かした展示やイベントの企画等を行っていく。 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎は、名古屋の近代化の歩みを今に伝える歴史的文化遺産の宝庫「文化のみち」の一角にあって、都心を間近にしながら落ち着いた安らぎのある景観を形成しており、この建造物を保存・活用していくことは、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）の管理運営
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 16 年度～
事業位置	東区橦木町３丁目（重点区域：名古屋城周辺地区）
事業概要	文化のみち二葉館は、電力王と称された福沢桃介と大正時代に「日本の女優第１号」といわれた川上貞奴が、居住していた和洋折衷の建物を、創建当時の姿に移築復元し、文化のみちの拠点施設として平成 17 年２月８日に開館した。 歴史的建造物で、川上貞奴や福沢桃介など当地で活躍した人物ゆかりの展示や各種イベントを行うことで、建築遺産の保存・活用や近代名古屋の歴史に関する市民意識の高揚を図っている。 文化のみち二葉館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化のみちのエリアは、明治から昭和初期にかけて、起業家や文化人などが移り住み、特色ある近代洋風住宅を建築するなど近代名古屋の発展を象徴する地域である。この地に残る近代建築を保存活用することで、名古屋の発展を支えた人々や地域に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	文化のみち橦木館の管理運営
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業位置	東区橦木町２丁目（重点区域：名古屋城周辺地区）
事業概要	当地の周辺では、戦前から戦後にかけて陶磁器の絵付けが盛んに行われ、大部分は輸出されていた。文化のみち橦木館は、陶磁器輸出商として活躍していた井元為三郎が大正末期から昭和初期にかけて建てた邸宅で、平成 19 年に市が取得し、平成 21 年７月 17 日に開館した。 文化のみちに関する資料等の保管・展示及び文化活動の促進により市民文化の振興を図っている。 文化のみち橦木館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化のみちのエリアは、明治から昭和初期にかけて、起業家や文化人などが移り住み、特色ある近代洋風住宅を建築するなど近代名古屋の発展を象徴する地域である。この地に残る近代建築を保存活用することで、名古屋の発展を支えた人々や地域に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎の歴史的価値の維持向上
整備主体	名古屋市、愛知県
支援事業名	市単独事業 ※名古屋市分のみ
事業期間	平成 26 年度～平成 35 年度
事業位置	中区三の丸三丁目（重点区域：名古屋城周辺地区） 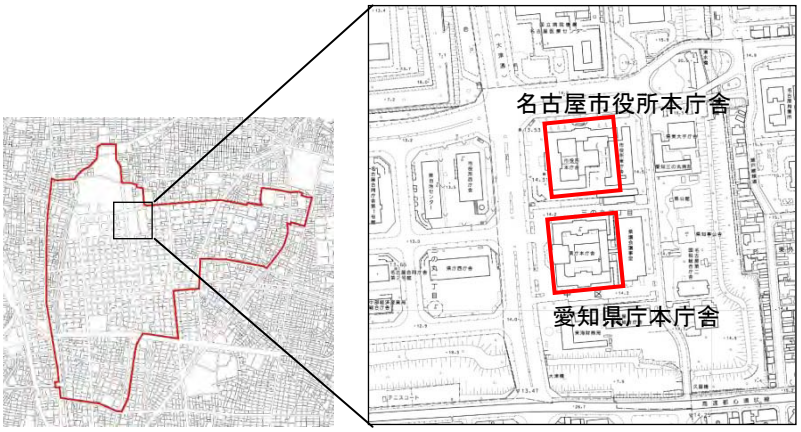
事業概要	名古屋市役所本庁舎（昭和８年建設）と愛知県庁本庁舎（昭和 13 年建設）は、ともに帝冠様式を特徴とする近代建築として登録有形文化財となっている。現在も庁舎として使用されているだけでなく、近年は、県民・市民向けの庁舎開放イベントの実施や、映画のロケ地としても活用されるなど注目を集めている。 今後も市役所本庁舎・県庁本庁舎の並立する景観とともに両者の歴史的価値の維持向上を図るとともに庁舎の公開等を行っていく。 市役所本庁舎（左）と県庁本庁舎
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	現在、名古屋城の旧三之丸は公的機関の庁舎が林立する官庁街となっているが、その中において、帝冠様式の市役所本庁舎・県庁本庁舎の並立する景観は、全国的にも珍しく、戦前から現代に至る名古屋の歴史を物語るものであり、その継承は名古屋の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	栄地区まちづくりプロジェクトの推進（名古屋テレビ塔）
整備主体	名古屋テレビ塔株式会社、名古屋市
支援事業名	市単独事業　※国宝重要文化財等保存整備費補助金の活用を検討
事業期間	平成 22 年度～
事業位置	久屋大通公園内 名古屋テレビ塔（重点区域：名古屋城周辺地区） 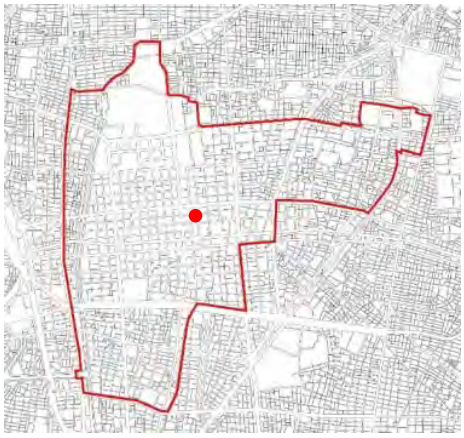
事業概要	日本初の集約電波塔であり、登録有形文化財でもある名古屋テレビ塔を、都心の重要な観光施設として活用していくための方策を、市と所有者である名古屋テレビ塔株式会社などが検討していく。 名古屋テレビ塔
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名古屋テレビ塔は、戦災復興が進む名古屋のまちに建設され、戦後の名古屋を代表する歴史的建造物であるとともに、久屋大通公園で行われるイベントの背景となるなど名古屋のシンボルとして栄地区の景観に欠かせない建造物である。 名古屋テレビ塔の保存活用を検討していくことは、名古屋の特徴である戦災復興に見られる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	「歴史の里」整備事業（古墳等の整備）
整備主体	名古屋市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業位置	守山区上志段味（重点区域：志段味地区） 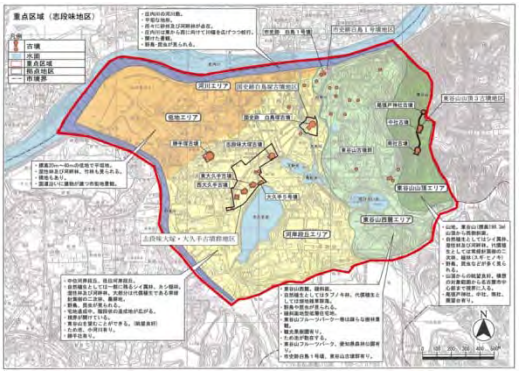
事業概要	守山区上志段味地区に残る志段味古墳群を、河岸段丘などの自然景観とともに保存・活用を図る。 この志段味古墳群内に 4 つの拠点地区を設定し、各拠点地区内に存する古墳について、その保存・活用のために必要な措置、また一部の古墳は復元整備や古墳範囲の表示などを行い、古墳群と河岸段丘など自然景観の保存・活用を図る。 また、古墳の復元整備等の他に、ビジターセンター的な機能を有する施設又は設備、ベンチ・東屋等休憩施設、見学路等動線施設、策等の安全施設を適宜整備する。 志段味大塚古墳
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「歴史の里」整備事業（古墳等の整備）において、古墳群と河岸段丘など自然景観の保存・活用を行うことで、名古屋のルーツ尾張氏ゆかりの地ともいうべき志段味の地の歴史的・文化的な魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	揚輝荘の整備及び管理運営
整備主体	名古屋市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等の効果促進）
事業期間	平成 18 年度～
事業位置	千種区法王町 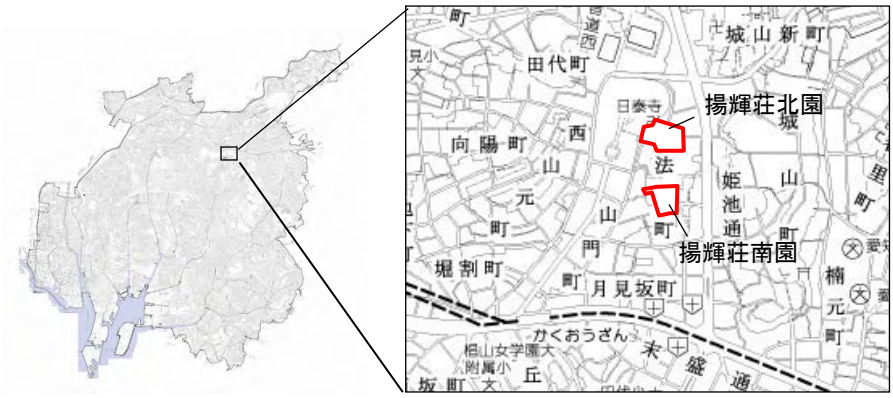
事業概要	揚輝荘は、（株）松坂屋の初代社長である 15 代伊藤次郎左衛門祐民が、大正から昭和初期にかけて覚王山の丘陵地に建設した本市郊外別荘の代表作である。主要な部分として保存された庭園と建物が、平成 18 年度末、本市に寄贈された。 市では、揚輝荘を市民共有の歴史・文化資産として活用するとともに、城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設とすべく、老朽化の進む建物及び庭園の段階的な修復整備を行い、順次公開を目指している。 揚輝荘（聴松閣） 平成 25 年度公開
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	揚輝荘では、お帳綴じなど商家に伝わる伝統行事が歴史的な建造物で行われており、歴史的風致を形成している。建物及び庭園の整備を継続することにより、揚輝荘の価値・魅力や風情が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

②歴史的風致の維持向上に資する周辺環境の整備及び管理

事業名	本町城下町歴史案内板等整備事業
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業位置	中区（本町通周辺）（重点区域：名古屋城周辺地区） 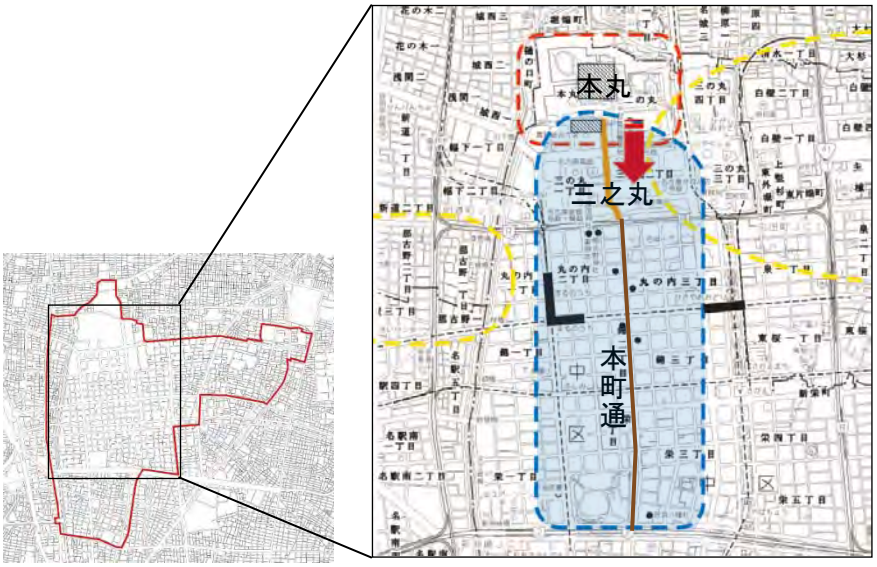
事業概要	来訪者の大幅な増加が見込まれる名古屋城本丸御殿の復元（平成 25 年 5 月 29 日一部公開開始、平成 30 年度完成）にあわせ、本町通等の環境整備を行うことで、名古屋城への来訪者を「本町城下町エリア」に引き出し、名古屋の歴史と町をより楽しんでもらう。 【整備内容】 〇祭り、旧町名等、歴史案内板の設置 〇山車の模型の設置 〇スマートフォンと連携した情報提供 〇本町門から名古屋城までのアプローチの整備　　など
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町通りは、近世の名古屋城下町の骨格で名古屋三大祭りの舞台となった通りである。本町通りの環境整備を行い、来訪者の利便性向上を図ることで、名古屋の歴史文化の一大拠点である名古屋城及びその周辺の魅力向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市公園事業）を中心に活用を検討
事業期間	平成 24 年度～
事業位置	名城公園内（重点区域：名古屋城周辺地区） 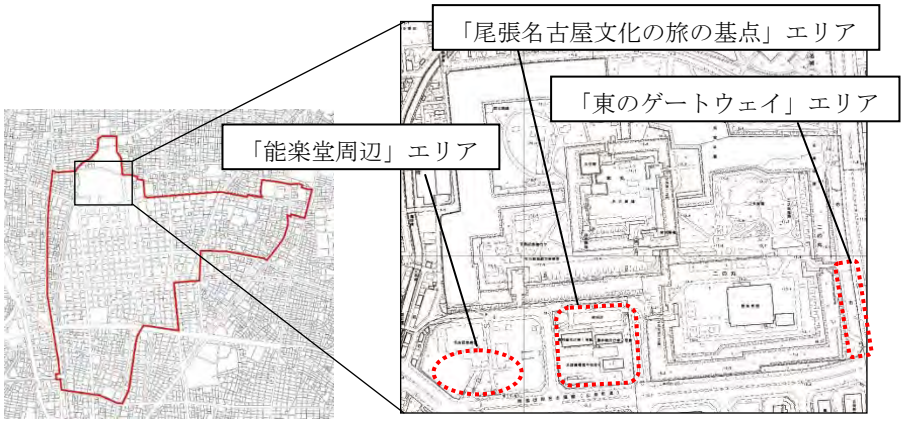
事業概要	開府以降 400 年間に培ってきた名古屋の文化（歴史、生活、産業技術）と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」「知って」「体感・体験」できる空間づくりを目指す。また、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらえる“尾張名古屋文化の旅の基点”を創出していくことを目指す。 【スケジュール】 平成 25 年度～平成 27 年度 ・社会実験の実施 ・事業構造の検討、事業者の選定、設計・工事 ・埋蔵文化財発掘調査 平成 28 年度 ・世界の金シャチ横丁（仮称）開業（目標）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名古屋城下町の主要な祭りであった東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭では、庶民も三之丸に入ることが許され、城と城下町が一体になって賑わった。 名古屋城周辺に賑わいの拠点をつくることで、名古屋城下町の文化を楽しみながら学ぶことで、現在も行われている祭りの活性化などが図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	歴史的町並み保存事業（白壁・主税・橦木地区）
整備主体	名古屋市、建造物所有者
支援事業名	市単独事業
事業期間	昭和 60 年度～
事業位置	白壁・主税・橦木地区（重点区域：名古屋城周辺地区）
事業概要	歴史的景観を保存するため、町並み保存地区及び伝統的建造物の指定を行うとともに、修理・修景基準に沿った保存地区内の建造物の修理･修景等に対する技術的支援及び経済的支援（助成）を継続して行う。 この地区の特徴である連続する門塀や緑と調和するサイン､案内版、解説板等の整備を実施する。 白壁町筋の町並み
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	白壁・主税・橦木地区は、名古屋城の東に位置した武家屋敷地の一画にあたり、現在でも江戸期の地割を比較的良く残している。また、大正から昭和初期にかけて、名古屋の近代化を担った起業家の多くがこの地に移り住み、そうした人々ゆかりの優れた近代住宅建築が数多く残っている。 建造物の修理・修景に対する助成による歴史的町並みの保存・形成、市民利用施設の整備・公開、道路環境整備等を通じて、城下町や近代名古屋を物語る歴史的景観の継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	歴史的町並み保存事業（四間道地区）
整備主体	名古屋市、建造物所有者
支援事業名	市単独事業
事業期間	昭和 61 年度～
事業位置	四間道地区（重点区域：名古屋城周辺地区） 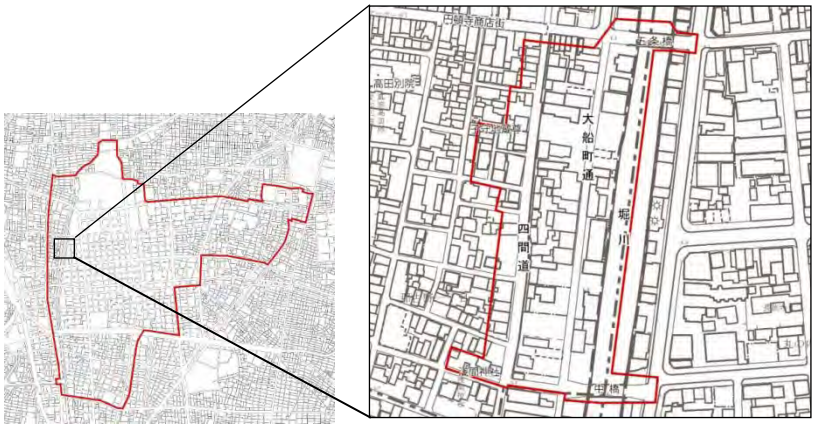
事業概要	歴史的景観を保存するため、町並み保存地区及び伝統的建造物の指定を行うとともに、修理・修景基準に沿った保存地区内の建造物の修理・修景等に対する技術的支援及び経済的支援（助成）を行う。 地区の歴史的環境に配慮した道路環境整備を実施するとともに、サイン、案内版、解説板等の整備を実施する。 四間道地区の町並み
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	四間道地区は、名古屋城築城と同時に開削された堀川の西岸に位置し、堀川の船運に依拠して発展した商業地であり、県指定文化財の伊藤家をはじめ、江戸期の町屋や土蔵群が現在も数多く残っている。 建造物の修理・修景に対する助成による歴史的町並みの保存・形成とあわせて、道路環境整備等を実施することで、城下町の趣が感じられる空間形成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	建中寺前無電柱化事業
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業　※社会資本整備総合交付金の活用を検討
事業期間	平成 26 年度～平成 29 年度
事業位置	建中寺周辺（重点区域：名古屋城周辺地区） 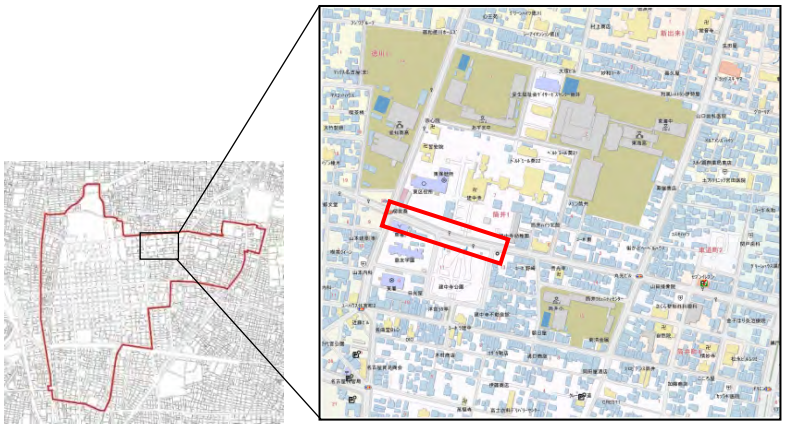
事業概要	天王祭などで山車が曳き出される東区筒井地区において、歴史的建造物である建中寺山門周辺の電柱・電線を地中化することで、祭りの背景となる歴史的建造物周辺の景観を向上させる。 【整備概要】 整備延長：約 170m 平成 26 年度：設計 平成 27 年度～29 年度：工事 建中寺山門
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建中寺は、尾張徳川家の菩提寺であり、周辺には江戸時代後期以降にこの地に移ってきた山車が多く残る。これらの山車は、地元の天王祭に曳き出されるほか、10 月に行われる東区区民まつりでは、建中寺山門前が山車揃えの会場になる。 建中寺山門周辺の電柱・電線を地中化することで、山車と歴史的建造物とが織りなす歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	徳川園の管理運営
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 16 年度～
事業位置	東区徳川町（重点区域：名古屋城周辺地区） 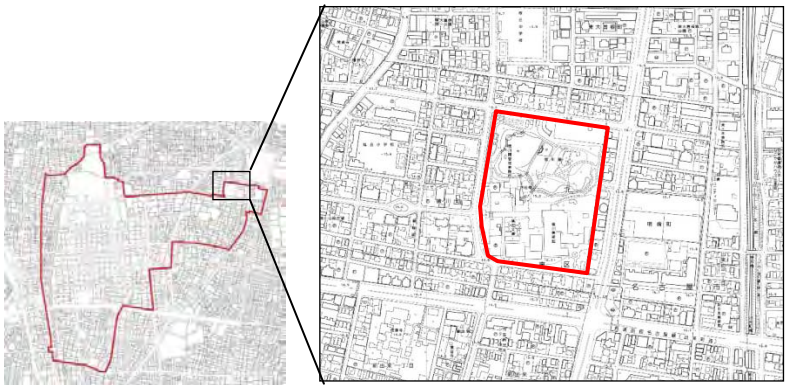
事業概要	徳川園は、尾張藩二代藩主光友の隠居地を起源とし、昭和 6 年（1931 年）、邸宅と庭園が十九代当主義親から名古屋市に寄付された。戦災などを経て、市では平成 13 年から再整備を行い、平成 16 年秋に日本庭園としてリニューアルした。 園内には、二代藩主光友（瑞龍院）や「虎狩りの殿様」と呼ばれた十九代当主義親にちなみ、「龍仙湖」、「瑞龍亭」、「虎仙橋」などの名所がある。 今後も歴史文化拠点として、隣接する名古屋市蓬左文庫、徳川美術館（徳川黎明会）とともに近世武家文化を国内外に発信していく。 徳川園山車揃え
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	徳川園では、毎年 6 月に行われる筒井町と出来町の天王祭にあわせて 5 輌の山車揃えが行われており、名古屋城下の華やかな祭りを現代に再現する場となっている。また、名古屋市蓬左文庫、徳川美術館には、尾張徳川家に伝来した貴重な書跡・典籍や美術品が収蔵・展示されている。徳川園を良好に管理運営していくことは、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堀川の総合整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	防災・安全交付金（流域治水対策河川事業）
事業期間	昭和 61 年度～
事業位置	北区（猿投橋）～熱田区（新堀川の合流点）※治水対策区間
事業概要	名古屋市では、これまで、「堀川総合整備構想」や「堀川圏域河川整備計画」などに掲げた方針に基づき、計画的に護岸などの整備を進めてきた（治水対策区間延長 10.3km、平成 24 年度末現在の整備率約 5 割）。平成 24 年には、「堀川まちづくり構想」が策定され、民産学官の協働によって、堀川に賑わいを創出し魅力発信するまちづくりの指針を示している。 今後は、堀川とその周辺の歴史・文化資源、まちづくり、市民団体の活動など、堀川をとりまく様々な資産を活かし、周辺のまちづくりを考慮した河川整備に引き続き取り組んでいく。 堀川
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堀川は、名古屋城築城に合わせて開削され、以来 400 年間にわたり名古屋の歴史とともに歩んできた。沿川には四間道町並み保存地区をはじめとする歴史的資産が残るとともに、都心における貴重な水辺の景観を形成している。堀川を軸にしたまちづくりを進めることで、築城以来の名古屋の歴史を再認識することになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	熱田魚問屋庇の整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～平成 26 年度
事業位置	熱田区大瀬子公園（重点区域：熱田地区）
事業概要	大瀬子公園周辺はかつて熱田魚市場としてにぎわった。旧魚問屋として活用された建物は残念ながら解体されたが、魚問屋の特徴で魚の売買が行われていた大きな庇の部材が保存されており、その部材を使って、庇を再現した建造物を大瀬子公園に整備する。 解体前の魚問屋
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熱田は、中世以来、湊町として栄え、大瀬子は南新宮社の祭りに大山と呼ばれる大型の山車を出すなど、庶民の活気にあふれた町であった。 魚問屋の庇を大瀬子のまちに残すことで、湊町としての歴史やかつての賑わいの一端を現代に伝えることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	尾張名所図会看板の整備
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業位置	熱田界隈（重点区域：熱田地区）など
事業概要	市民の歴史に関する関心を高めるとともに、地域の歴史的資源を巡る回遊性を高めるため、江戸時代の尾張地域の名勝、史跡などを絵と簡単な文章で紹介した「尾張名所図会」を、その描かれた場所付近に看板として設置する。 看板イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熱田は、熱田神宮、湊、台地からの眺めなど風情ある景観を形成してきた地域である。尾張名所図会のような視覚的に旧景を紹介する看板を設置することで、熱田の歴史に関する人々の関心を高め、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）
整備主体	名古屋市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業位置	守山区上志段味（重点区域：志段味地区） 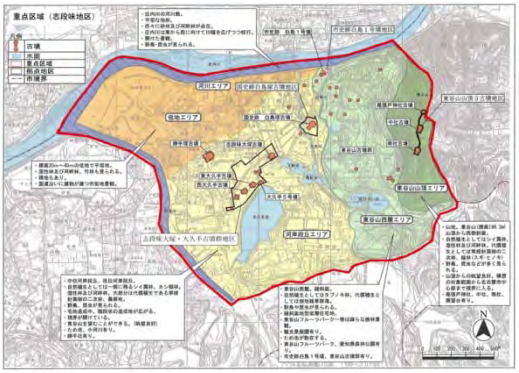
事業概要	守山区上志段味地区に残る志段味古墳群を、河岸段丘などの自然景観とともに保存・活用を図る。 この志段味古墳群内に 4 つの拠点地区を設定するとともに、各拠点地区や周辺施設を結び、「歴史の里」全体のネットワークルートを設定する。 各地区内には、歴史や自然を学ぶことができる古墳等の説明板などを設置するとともに、各地区を結ぶルートや周辺施設の適所に「歴史の里」案内板、サイン等のネットワーク化のための設備を設置する。 歴史の里めぐり案内板（現行）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化）によって、4 つの拠点地区や周辺施設を結ぶネットワーク化を図ることで、名古屋のルーツ尾張氏ゆかりの地ともいうべき志段味の地の歴史的・文化的な魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	中川運河の再生
整備主体	名古屋市、名古屋港管理組合
支援事業名	防災・安全交付金（港湾改修事業、緑地等施設整備事業） ※堀止緑地の整備について
事業期間	平成 24 年度～（堀止緑地の整備は平成 28 年度までを予定）
事業位置	港区～中村区 中川運河の位置　　堀止の位置
事業概要	名古屋の暮らしとモノづくりの発展を下支えしてきた中川運河の歴史的役割を尊重しながら、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、うるおいや憩い、賑わいをもたらす運河への再生を目指す。 中川運河の最北端に位置する堀止船だまりは、かつては物資を積み下ろす多くの船が集まった場所である。水辺空間を活用した都心域にふさわしい親水緑地として、平成 28 年度の完成に向けて、「中川運河堀止緑地」の整備を進めている。また、中川運河全線において、老朽化した護岸の改修を行っている。さらに、物流形態の変化に伴い閉鎖された中川運河と堀川を結ぶ松重閘門の再生を目指す。 中川運河
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中川運河は、近現代の名古屋の物流を支えた産業遺産であるとともに都心近くの貴重な水辺として市民に親しまれている。堀止緑地の整備や護岸改修、松重閘門の再生など、中川運河の再生を図る事業を行うことで、大都市名古屋の発展過程に由来する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	栄地区まちづくりプロジェクトの推進（久屋大通公園）
整備主体	名古屋市、民間事業者、地元団体等
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市公園事業）の活用を検討
事業期間	平成 25 年度～
事業位置	久屋大通公園（重点区域：名古屋城周辺地区） 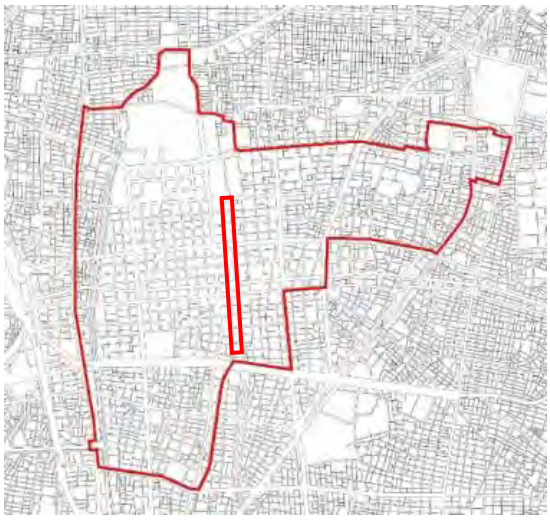
事業概要	・都心のシンボル空間にふさわしい公共空間の整備 ・沿道との一体化を図る空間形成 ・北から南まで一体的に活用できるような空間の形成 ・広域避難場所としての防災機能強化 ・民間の経営感覚を活かした、効率的で質の高い公園整備・管理運営 久屋大通公園
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	久屋大通公園は大胆な戦災復興計画により形成された 100m 道路と一体となった公園であり、名古屋の都心部を代表するシンボル空間として親しまれている。 このような歴史を持つ久屋大通公園のさらなる魅力向上は、名古屋の特徴である戦災復興に見られる歴史的風致の維持向上に寄与する。

③建造物や周辺環境を支える仕組みに関する事業

事業名	歴史的建造物の登録・認定
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業位置	市内全域
事業概要	名古屋市では、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定している。 登録・認定地域建造物資産は、所有者の同意を得たうえで、市ウェブサイトなどで公開するとともに、保存活用に向けた支援策として、技術的支援、経済的支援の制度を設けている。 技術的支援…（公財）名古屋まちづくり公社が派遣する「名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）」による無料相談 経済的支援（認定地域建造物資産のみ） …改修工事などの工事助成 登録地域建造物資産：91 件（平成 25 年 5 月 20 日現在） 認定地域建造物資産：51 件（平成 25 年 5 月 20 日現在）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内に残る身近な歴史的建造物を登録･認定することにより、所有者や使用者または地域においてその価値が検証され、身近な歴史的建造物を大切にし、みんなで守っていくという機運の醸成や風土づくりにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	なごや歴まちびとの派遣
整備主体	（公財）名古屋まちづくり公社
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業位置	市内全域
事業概要	地域建造物資産に登録・認定された歴史的建造物の所有者を技術的に支援する制度として、（公財）名古屋まちづくり公社では、名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと、平成 25 年 4 月 1 日現在 55 名）を養成・登録し、所有者からの申請に基づいて派遣を行っている。 ＜技術的支援の内容＞ ①所有者等の意向把握 ②地域建造物資産の実測などの調査 ③図面の作成 ④補修の必要性・方法、耐震診断、活用方法などに関する助言・指導 ⑤その他必要な技術的支援 名古屋まちづくり公社は、派遣されたなごや歴まちびとに対して報酬を支払う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物を残したいが、修理の方法や相談する相手が分からない、といった所有者の要望に応えるしくみを整えることで、歴史的建造物の適切な修理・保存につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	文化のみちの推進
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 11 年度～
事業位置	中区・東区の一部（重点区域：名古屋城周辺地区） 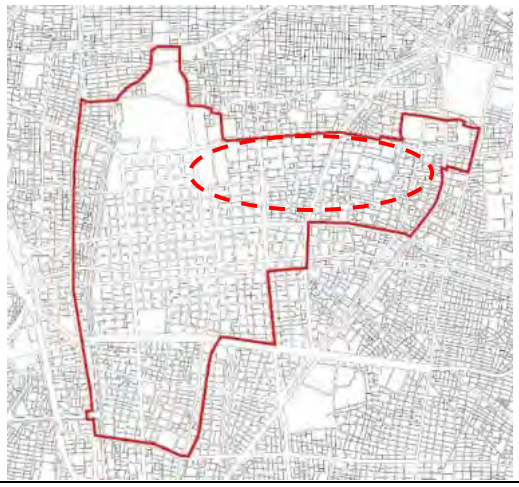
事業概要	名古屋城から徳川園に至る一帯は、名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的遺産の宝庫ともいえる地区である。市では、この地区一帯を「文化のみち」として育み、貴重な建築遺産の保存・活用を進めている。 文化のみち二葉館、文化のみち橦木館を資料展示・文化活動などの拠点施設として、指定管理者制度によって管理運営するとともに、旧豊田佐助邸・旧春田鉄次郎邸などの歴史的建造物の保存・活用を行っている。 また毎年、11 月 3 日に「歩こう！文化のみち」として、文化のみちにある歴史的建造物や各種施設、寺社などで様々な催し行っており、今後もこうしたイベントを通して建築遺産の保存・活用についての市民意識の高揚や文化活動の促進につなげていく。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化のみちは、名古屋城東側の旧武家屋敷地の地割を残す白壁・主税・橦木町並み保存地区を中心に、その周辺の歴史的建造物を多く含む地域である。「文化のみち」の取り組みを進め、歴史まちづくりの機運を醸成することは、これらの貴重な歴史的建造物を保存・活用にもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	「歴史の里」整備事業（公開活用事業）
整備主体	名古屋市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業位置	守山区上志段味（重点区域：志段味地区） 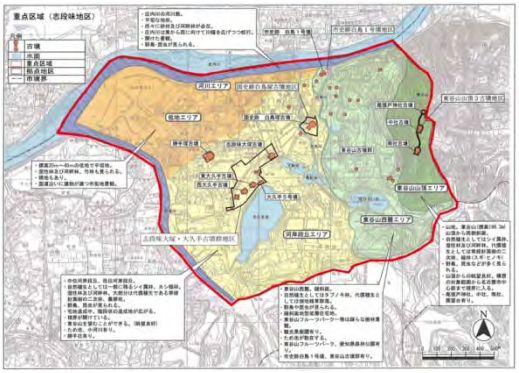
事業概要	守山区上志段味地区に残る志段味古墳群を、河岸段丘などの自然景観とともに保存・活用を図る。 各拠点地区とネットワークルートを活用して、ウォーキングイベント、ものづくりや宿泊など各種体験学習講座、地元の祭りと連携した古墳まつりなどのソフト事業を展開する。 また、古墳や自然を紹介するガイドボランティアを養成し、ソフト事業において活用する。 ガイドボランティアによるガイド
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「歴史の里」整備事業（公開活用事業）によって、各種ソフト事業を展開することで、名古屋のルーツ尾張氏ゆかりの地ともいうべき志段味の地の歴史的･文化的な魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	指定文化財の保存修理・後継者育成事業
整備主体	名古屋市、市指定文化財の所有者
支援事業名	市単独事業
事業期間	昭和 47 年度～
事業位置	名古屋市内
事業概要	市指定文化財の保存修理や後継者育成事業に対する補助金の交付を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市指定文化財や後継者育成を市が補助することで、建造物の修理等に係る費用負担の軽減や伝統行事の積極的な継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	まちづくり協議会等による地域まちづくりへの支援
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成２４年度～
事業位置	市内全域
事業概要	地域にある歴史や文化などの魅力を活かした、地域によるまちづくりが必要となっている。 そのため、地域で活動する多様な主体（住民、自治会、ＮＰＯ、商店街、企業、行政等）が集まり、まちの将来像を話しあうまちづくり協議会等を設置し、その実現に向けた方針をまとめたまちづくり構想を作成したり、地域の魅力向上や課題対応などの取り組みを主体的にすすめていく、地域まちづくりを支援していく。 なお、地域まちづくりを推進するため、サポート制度を用意している。 ＜地域まちづくりサポート制度＞ ・地域まちづくりアドバイザー派遣 ・地域まちづくり活動助成 ・地域まちづくりコンサルタント活用助成 ＜既に発足したまちづくり協議会＞ ・四間道・那古野界隈まちづくり協議会 ・荒子の里協議会
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域まちづくりを進めることで、地域で大切にされてきた歴史的建造物や、地域の歴史とともに育まれてきた伝統的な営みが、地域の資産として、地域住民の主体的なまちづくりの中でこれまで以上に活かされることになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

④歴史的風致の普及啓発及び活動支援等その他のソフト事業

事業名	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成４年度～
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 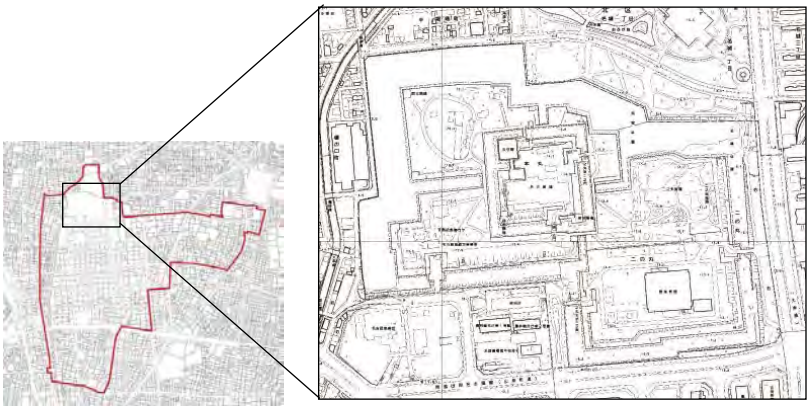
事業概要	本丸御殿の内部を絢爛豪華に飾っていた障壁画は狩野派の絵師たちによって描かれたもので、昭和 20 年の焼失直前に本丸御殿から取り外された 1,047 面の障壁画は現在、国の重要文化財に指定されている貴重な財産である。 この障壁画等を参考に、400 年前の鮮やかな色を蘇らせるべく、描かれた当時の状態を再現する「復元模写」を制作し、本丸御殿復元時に御殿内に取り付けて展示する。 制作の様子 （平成 24 年度末　完了 455 面　計画約 1,300 面）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本丸御殿創建当時の色彩を再現する障壁画復元模写を行い、完成した本丸御殿に取り付けることで、本丸御殿の価値を一層確かなものとし、市民の新たな誇りが創出されるなど、名古屋城の歴史的魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋城本丸御殿障壁画保存修理
整備主体	名古屋市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	昭和 61 年度～
事業位置	名古屋城内（重点区域：名古屋城周辺地区） 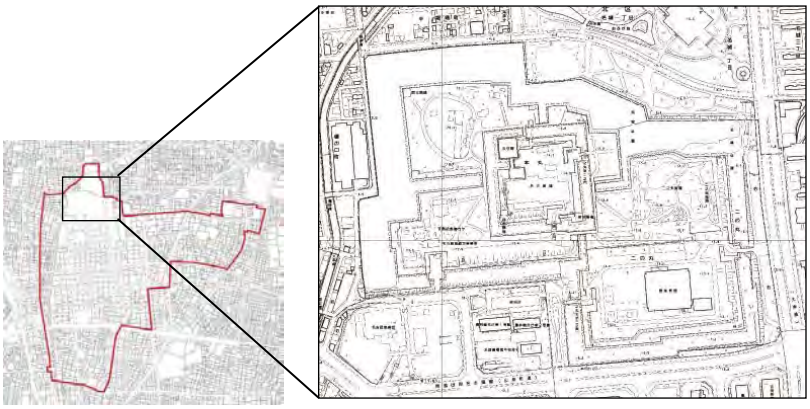
事業概要	昭和 20 年の焼失直前に本丸御殿から取り外され、戦火を免れた 1,049 面の障壁画について、絵の具の剥落、虫害、下地の傷みなど損傷を生じているものを順次修理し、重要文化財の保存・継承を図る。 本丸御殿障壁画の保存修理は昭和 61 年度から実施し、平成 24 年度までに 718 面について完了している。 竹林豹虎図（玄関一之間東側襖絵）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である障壁画の保存修理事業を行い、貴重な文化財を保存・継承することにより、名古屋城の歴史的魅力の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	郷土ゆかりの文学資料室
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 17 年度～
事業位置	文化のみち二葉館（重点区域：名古屋城周辺地区）
事業概要	郷土ゆかりの文学資料が時代とともに散逸することを防ぐため、文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）の一部を活用して、郷土ゆかりの文学資料の保管・展示を行うことにより、市民文化の振興に寄与する。 館内に再現された故城山三郎氏の書斎
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化のみち二葉館は、近代建築の集積する白壁・主税・橦木地区の一角に、平成 17 年に移築復元され、文化のみちの拠点施設として活用されている。文化のみち二葉館で、郷土ゆかりの文学資料の保管・展示を行うことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	水上交通ネットワークの検討
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業位置	熱田区～三重県桑名市 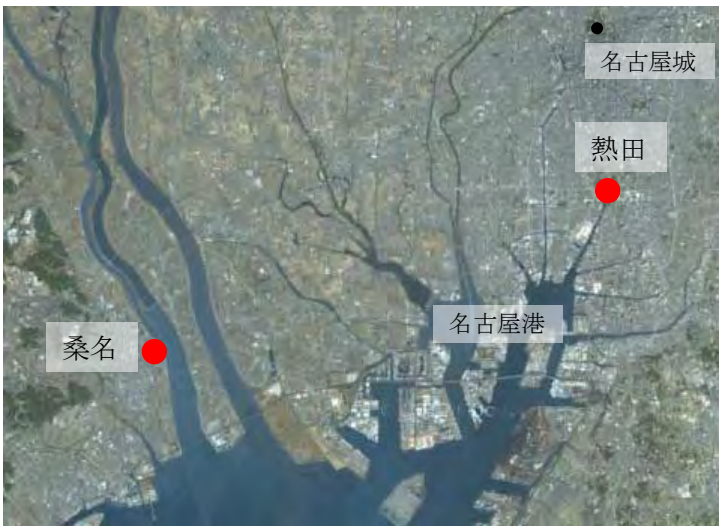
事業概要	中川運河、堀川及び名古屋港を連絡し、熱田、名古屋城及びさしまライブ24などの歴史資産や拠点をめぐる新たな水上交通網の実現を目指す。 熱田の宮の渡しと桑名の七里の渡しを結ぶ東海道唯一の海路である七里の渡しの復活に向けて、民産学官の観光舟運に関する情報共有と連携強化を図る。 宮の渡し公園（熱田）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宮の渡し公園には、東海道の宿場町であった熱田の面影を感じさせる常夜灯などが復元されている。東海道唯一の海路であった熱田から桑名までの舟運を現代に復活させることで、かつての往来に思いを馳せながら、水上観光を楽しむことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	熱田区役所における歴史資料展示
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 22 年度～
事業位置	熱田区役所（重点区域：熱田地区）
事業概要	熱田区では、区役所１階に「熱田区歴史資料展示コーナー」を設け、市民から寄贈された歴史資料を展示している。 展示資料の中心は、熱田区に関する郷土資料の収集家として知られる、故福島重夫氏が30年余の歳月を費やして収集された約1,200点の貴重な歴史的資料（錦絵、地図など）で、昭和59年6月の熱田社会教育センター（現　熱田生涯学習センター）の開館にあたり、名古屋市（熱田社会教育センター）に寄贈されたものである。 熱田区歴史資料展示コーナーは、市民ボランティアとの協働で運営されており、今後も定期的な資料の入れ替えなどを行っていく。 熱田区歴史資料展示コーナー
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熱田は、熱田神宮の門前町、東海道の宿場町、湊町など様々な性格をあわせ持ちながら発展したまちである。地域に残された史料を現地で展示することで、熱田区の歴史の理解に役立ち、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋まつり
整備主体	名古屋まつり協進会（名古屋市、愛知県、名古屋商工会議所）
支援事業名	市単独事業　※名古屋市分のみ
事業期間	昭和 30 年度～
事業位置	大津通、広小路通、久屋大通公園ほか、市内各所 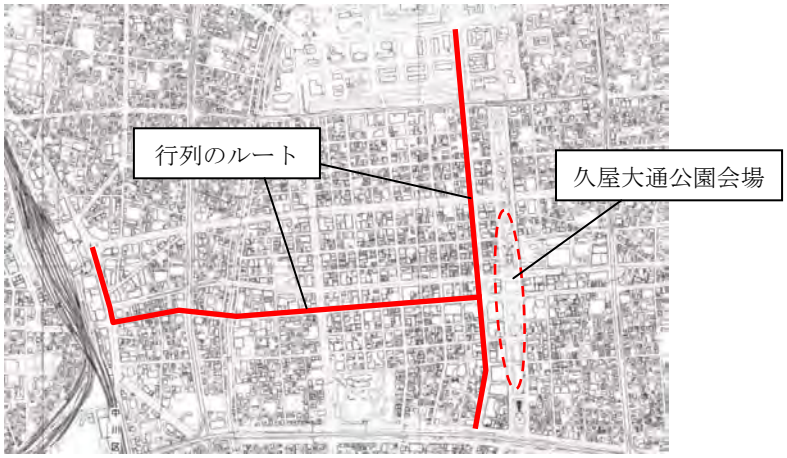
事業概要	名古屋まつりは、昭和 30 年に、戦災からの復興と隆昌を祝して始まった名古屋の秋を彩る一大イベントで、例年約 200 万人の来場者を集めて行われている。 まつりのメインとなる豪華絢爛な行列では、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の三英傑が約 650 人を従えて行進する郷土英傑行列のほか、歴史と伝統に彩られた市指定文化財「山車」揃や市文化財「神楽」揃、華やかなフラワーカーなどが登場する。 また、名古屋を代表する無形文化財・無形民俗文化財が一堂に会する郷土芸能祭や名古屋市の姉妹友好都市に関する催しなどの多彩な会場行事、名古屋城・東山動植物園などの無料開放も行っている。 郷土英傑行列
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	戦災復興を祝して昭和 30 年に始まった名古屋まつりは、半世紀以上続くまつりそのものが歴史的風致であるとともに、山車揃や郷土英傑行列など名古屋の歴史にちなむ催しも多い。名古屋まつりの開催は、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	わくわく文化財普及事業
整備主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～平成 26 年度
事業位置	各図書館・区役所
事業概要	図書館や区役所など、市民利用施設の空きスペースを利用して、各地域から出土した遺物を展示することで、市民が埋蔵文化財とふれあう機会を作る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市民が文化財と身近にふれあう機会を作ることで、地域の歴史や文化財保護に対する理解を深め、地域の伝統行事の担い手となることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	伝統産業若手育成事業助成
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成５年度～
事業位置	名古屋市内
事業概要	本市の伝統産業に従事する人材の定着の促進を図るため、その若手技術者を育成する市内企業に対して補助金の交付を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内に残る伝統産業の若手技術者を育成することにより、技術を受け継ぐ担い手を確保し、次世代への継承を支援していくことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	伝統産業新商品開発事業助成
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成５年度～
事業位置	名古屋市内及びその周辺
事業概要	伝統産業製品の新たな需要開拓を図るため、市内伝統産業の業界団体が行う現代感覚にあった新商品開発事業に対して補助金の交付を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内に残る伝統産業について、新商品の開発への支援を行い、伝統産業の振興や次世代への継承を促すことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	伝統産業製品ＰＲ事業助成
事業主体	名古屋市、名古屋伝統産業協会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 14 年度～
事業位置	名古屋市内及びその周辺
事業概要	伝統産業製品に対する需要を喚起するため、広く消費者に伝統産業製品のＰＲをするイベントの出展経費及びＰＲのための冊子・パンフレット等を作成する経費に対して補助金の交付を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内に残る伝統産業のＰＲの支援を通じて、市民の伝統産業に対する理解を深め、後世への継承へと繋げていくことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋市民芸術祭
事業主体	名古屋市民芸術祭実行委員会（名古屋市・公益財団法人名古屋市文化振興事業団）
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成２年度～
事業位置	名古屋市内
事業概要	総合的な市民文化芸術の祭典として、毎年、10月・11月の2ヶ月間にわたって、主催事業とコンテスト方式の参加公演事業を実施する。参加公演は、伝統芸能などの4部門で参加を募って行われる。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名古屋の伝統文化について、市民にイベントを通じ身近に触れてもらう機会を設けることにより、市民の伝統文化に対する理解を深め、後世への継承へと繋げていくことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	なごや子どものための巡回劇場
事業主体	子どものための芸術劇場実行委員会（名古屋市・公益財団法人名古屋市文化振興事業団・学識経験者等）
支援事業名	市単独事業
事業期間	昭和 55 年度～
事業位置	名古屋市内
事業概要	次代を担う子ども(児童・幼児)たちを対象に、伝統芸能・人形劇・児童劇・交響楽・バレエなどを身近な生活圏において、低料金で気軽に楽しんでもらうため、文化小劇場や区役所講堂・ホールを会場に、各区を巡回して公演を行っている。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	名古屋の伝統文化について、市民にイベントを通じ身近に触れてもらう機会を設けることにより、市民の伝統文化に対する理解を深め、後世への継承へと繋げていくことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	名古屋市芸術文化団体活動助成
事業主体	名古屋市
支援事業名	市単独事業
事業期間	昭和 48 年度～
事業位置	名古屋市内
事業概要	伝統芸能の活動団体など、市内を活動の基盤とする芸術文化団体の日常活動の成果発表事業の経費の一部を助成することにより、市民の芸術文化活動の振興を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内に残る伝統文化について、活動の支援を行い、伝統芸能の振興や次世代への継承を促すことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

７章　歴史的風致形成建造物に関する事項

１　　歴史的風致形成建造物の指定の方針

（１）歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

名古屋市の歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、歴史的又は文化的価値があると認めるものを対象とする。

また、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、重要文化財以外の建造物で既に保護が図られているもの、あるいは将来指定・登録が見込まれる建造物であることなど、以下の①から⑤を条件とする。

①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
②愛知県文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
③名古屋市文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
④名古屋市景観計画に基づく景観重要建造物
⑤その他保全の措置が必要と市長が認めるもの

（２）歴史的風致形成建造物の候補

指定基準や対象等を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。

【歴史的風致形成建造物候補】

名称	写真	所有者	所在地	備考
乃木 倉庫		名古屋市	中区本丸１	登録文化財 明治初期

本町橋		名古屋市	中区三の丸二丁目、丸の内二丁目	認定地域建造物資産 明治 44 年

２　歴史的風致形成建造物の管理の方針

（１）歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

○歴史的風致形成建造物の管理は、周囲の景観への影響や個々の価値を考慮して適切に行うものとする。

○歴史的風致の維持向上を図るための積極的な公開、活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見される範囲だけでなく、所有者の協力を得て、可能な範囲で内部公開に努めるものとする。

○歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は復元に努める。

（２）歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の指定は、主に登録文化財、県・市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物、市認定・登録地域建造物資産としており、管理の指針は個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本としている。

①県指定有形文化財・市指定有形文化財と重複する歴史的風致形成建造物

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造部の外部及び内部とも現状維持又は復元修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復元に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

②登録有形文化財（建造物）と重複する歴史的風致形成建造物

登録有形文化財については、外観を対象とした保存修理を基本とするが、内部を含めて個々の文化財の価値に配慮した保存修理を行う。通常望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

また公開・活用に際しては、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置を行うものとする。

③景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復元のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

④その他の歴史的風致形成建造物

その他の歴史的風致形成建造物の場合、詳細に調査を行うともに、速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

⑤届出に不要な行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

○登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合。

○愛知県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく愛知県指定有形文化財について、同条例第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の制限による許可申請及び同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。

○名古屋市文化財保護条例第 2 条第 1 項の規定に基づく名古屋市指定有形文化財について、同条例第 5 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の制限による許可申請及び同条例第 6 条第 2 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。

○景観重要建造物で、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

○都市景観重要建築物で、名古屋市都市景観条例第 25 条第 2 項に基づく現状変更の届出を行った場合。